

# 決算審査特別委員会

9月12日（金）午前9時30分開議

議題1 「平成25年度決算事業現地調査」

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護		
主	席	主	査	岡	野	富	春
主		査	久	保	か	お	り

---

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長			
安	藤	實	副	町	長		
小	久	保	錦	一	教	育	長

---

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆さん、おはようございます。外のお天気は、きょうは上天気というような形で、ゆうべは大変雨も降ってございましたけれども、まあまあ恵まれた天候かなというふうに感じております。

本日は、決算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、現地調査及び審査を本日から行うわけでございますけれども、よろしくお願いをいたします。

(午前 9時29分)

---

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで、議長に出席をいただいておりますので、青柳議長からご挨拶をいただきたいと思っております。

議長、お願いいたします。

○青柳賢治議長 改めまして、皆さん、おはようございます。本日より決算審査特別委員会がスタートするわけでございますが、松本委員長をはじめ、各委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

ご承知のように、決算は、金銭で見積もられた予算が物品、財産、労働に形を変えまして、住民の福祉の向上にどのような成果をおさめたかという精算書でもあります。議会といたしましては、住民の税負担を財源にして、住民の福祉の向上、どれだけの行政効果、経済効果をもたらされたかということを審議することになります。

予算審議での留意点など、決算ではどうなっていたかというような観点を持ちまして、またさらには次年度の予算に反映することができるような、簡潔で明瞭な決算審査特別委員会になっていただくようお願いいたします。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。きょうはご苦労さまでございます。

○松本美子委員長 議長、ありがとうございました。

---

◎町長挨拶

○松本美子委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思っておりますので、町長、

お願いをいたします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。議会中、大変お疲れさまでございます。きょうから決算特別委員会ということでご指導いただきます。

決算、申すまでもなく、今議長さんおっしゃったように、職員にとりましては日々の仕事、その総括に当たるわけですし、いろんな形で一生懸命仕事をした中の結果がどういう形になっているのか、皆様方に調べていただく、ご指導いただく、そういうことでございます。

このところに座らせて説明をするわけですが、大変緊張がきわみに達するような状況で皆さんここに来ます。簡単に、そしてわかりやすく、そしてご理解がしていただきやすくするように指導しておりますけれども、皆様方の満足がいくようにいくかどうか、その都度いろんな形でご指導いただければというふうに思います。

きょうは、おめでたい話ですので、ちょっとお話をさせていただきますが、これから嵐山町の100歳のお祝いをお届けに参ります。嵐山町に今100歳以上の方が、105歳、4歳、2歳、1歳、5名いらっしゃるのですけれども、きょうは2名の方、まだ99歳で、1人の方が10月に誕生日、そしてもう一方は来年に誕生日ということで、2名にお届けをさせていただきます。1名の方は話もできるし、あれですということで、元気な様子でございます。どんな話が聞けるか楽しみなのですけれども、そんな1日になります。

きょうはいいお天気にもなりましたので、ケーブルテレビが取材に来るということで、1件のほうだけは取材の許可がおりたということでございまして、1件のほうにはケーブルテレビが入るということでございます。ご承知のように、ケーブルテレビが嵐山町にエリアを延ばしてきたわけなのですが、それには加入者がふえなくては全く意味がないわけですし、逆に広報をする側とすると、そういうような紙のあるいは声のというだけではなくて、動画の配信もできると、また違った展開になるのかなというような感じがありますが、そんな感じで松山のケーブルテレビも嵐山町に動き始めているということでございます。

先日も、夏まつりのときにも取材に来て、議長さん、会長さん、実行委員長さんを中心に撮っておりましたけれども、そんなような状況で、きょうはそんな1日になります。

午後からまたお世話になりますが、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとう

ございます。

○松本美子委員長 どうもありがとうございました。

---

◎開会の宣告

○松本美子委員長 それでは、ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会をいたします。

(午前 9時34分)

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りをいたします。本委員会の開催は、本日9月12日、16日、17日、18日及び19日の5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月12日、16日、17日、18日及び19日の5日間と決定をいたしました。

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業会計認定についての件まで及び議案第46号 平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算議案6件及び議案第46号の1件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、今委員会の説明員といたしまして出席通知のありました者の職、氏名を一

覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、委員長よりの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りをいたします。申し合わせのとおり、認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思いません。

また、認定第2号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いません。その後、議案第46号 平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査したいと思いませんが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号まで、議案第46号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の6議案につきましては、総括質疑をする委員は9月17日、ミスプリがございますが、火曜となっておりますけれども、水曜にお直しいただきたいと思いません、の午後1時までには委員長に届けてくださいますようよろしくお願いをいたします。

---

#### ◎現地調査

○松本美子委員長 それでは、これより決算審査特別委員会、本日は現地調査を行いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速現地のほうへ伺いたいと思いませんので、よろしくお願いをいたします。資料等をお持ちになりまして、車のほうが用意してありますので、分乗して乗っていただければというふうに思っておりますけれども。また、説明につきましては現地のほうでということになりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

現地調査 午前 9時39分

現地調査箇所：特殊地下壕閉鎖工事（大字杉山地内）

杉山城跡整備事業

町道1-5号舗装修繕工事（花見台地内）

町道吉田326号線改築工事

菅谷中学校駐輪場新築工事・舗装工事

B&G海洋センター改修工事

町道菅谷1号線改築工事

現地調査終了 午後 零時08分

---

◎現地調査に関する質疑

○松本美子委員長 それでは、決算特別委員会を開会させていただきます。

現地のほうへ出向いていただきまして、7カ所現地調査させていただいたわけですが、何かご意見等がございましたらお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ないようですので、午後の関係もございまして、これでないようでしたら閉会とさせていただきますわけなのですが、すみません。よろしくお願いします。

---

◎散会の宣告

○松本美子委員長 では、散会とさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

（午後 零時09分）

## 決算審査特別委員会

9月16日（火）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について



○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主席主査	岡野富春

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
井上裕美	総務課長
村田朗	総務課庶務・人事担当副課長
伊藤恵一郎	総務課財政契約担当副課長
中嶋秀雄	地域支援課長
内田恒雄	地域支援課地域支援担当副課長
根岸隆行	地域支援課人権・安全安心担当副課長
中西敏雄	税務課長
中村滋	税務課課税担当副課長
田畑修	税務課収税担当副課長
山下次男	町民課長

贄	田	秀	男	町民課戸籍・住民担当副課長
太	田	淑	江	町民課保険・年金担当副課長
植	木		弘	文化スポーツ課長
萩	原	政	則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
強	瀬	明	良	文化スポーツ課交流センター所長
船	戸	豊	彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長
小久保	錦	一		教 育 長
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

- 松本美子委員長 皆様、おはようございます。ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

- 松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了解を願います。

次に、本日より4日間、柳代表監査委員、清水監査委員にご出席をいただくことになっております。

次に、説明員中の岩澤町長は、所用のためおくれて出席いたしますので、お願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎認定第1号の質疑

- 松本美子委員長 それでは、直ちに本日の審査を始めます。

去る8月5日に開催されました議員全員協議会におきまして、質疑を行う場合は、会議規則第54条3項の「議員は質疑に当たっては、自己の意見を述べるができない」との規定を改めて確認いただいたところでございます。今定例会の議会運営委員会委員長報告におきましても、このことを議会運営において徹底していくとの報告がありました。何とぞの皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、質問の回数は1問につき3回までといたしますので、ご了解願います。また、質問の際、初めにページ数をお願いをいたします。

次に、説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔な答弁、説明をお願いいたします。

認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようなので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前 9時33分

---

再 開 午前 9時34分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

佐久間委員。

○佐久間孝光委員 それでは、3点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず、14ページですけれども、14ページのこの表の下の方ですが、特別土地保有税1億3,741万8,760円、これが不納欠損額ということで計上されておりますので、例えばほかの諸条件が全部同じとすると、これがこれ以降なくなった場合に、徴収率というのは何%ぐらいになるのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、あとは15ページ、(4)の不納欠損処分状況ということで、一番左の第15条の7第4項に該当ということでありますけれども、この合計額440万6,789円、これが23年度、これは100万円ちょっと、それから24年度が170万弱ということでありますが、25年度の決算においては非常に大きくなっているということでありますので、その背景についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、あともう1点ですけれども、57ページの一番上の表でありますけれども、この表の中の還付加算金です。特に、町県民税が23年度、24年度ゼロであったわけですが、25年度に関して17万4,600円が計上されておりますけれども、その背景。それから、あとは固定資産税のほうも大分大きくなっているかなと思うのですけれども、それに対する説明。また、還付加算金の率というのは何か変更があったりしたのか、するのか、その辺のことも含めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 1点目の特別土地保有税の不納欠損の関係ですけれども、現在、この不納欠損を入れて、25年度の収納率が92.2%となっております。保有税を抜かしますと、多分96%近くこれはいくと思うので、今現在、埼玉県の中で25年度は63市町村中46番目です。保有税がなくなると、多分5番以内には入ってくると思います。

それと、不納欠損の関係ですけれども、この第15条の7の4の該当というのが、まず不納欠損については、県の指導により期別の欠損処理を行っております。そして、15条の7の該当ですけれども、これは滞納処分の停止が3年間継続したときの消滅ということで、滞納者に滞納処分を執行することができない、財産がない、滞納処分を執行すれば、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるということで、納税相談等により滞納処分の執行を停止し、その執行停止が3年間継続したことにより不納欠損とこれはしました。

また、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明な滞納者においても、執行停止が3年間継続したことにより不納欠損をしました。というのは、3年間不納欠損を継続するわけですが、3年前に納税相談等をして、担税能力がない方については、収税担当のほうで先ほどのように納税相談等をして、執行停止をかけます。その執行停止が多かったということで、金額がふえております。それと、あと不明者、これもまぜて不納欠損にしております。

それと、57ページの還付金の関係ですけれども、まず個人の町県民税については、24年度と比較して100万ほどふえております、還付金が。それで、今回還付加算金がついているのは、所得税の修正等がありまして、これが5年さかのぼって、額がちょっと多い方がおりましたので、その関係で還付加算金がついております。

それと、固定資産税ですけれども、今回の25年度の固定資産税については、1つ法人のものなのですけれども、今、還付の要綱がありまして、地方税法で5年、それと還付要綱で5年、合わせて10年返せるわけなのですけれども、24年度までに10年分はお返ししました。そして、要綱の中に、確認できる領収書があれば、それも返すということにうたっておりますので、それが還付加算金要綱の6条にうたっているのですけれども、それで今回領収書が出てきました。その領収書が平成5年から平成14年まで、平成8年がちょっと領収書がなかったもので、9年分です。その9年分をお返ししました。ご承知のとおり、民法でも20年は返せるということになっておりますので、

あとは民法と要綱のとおり9年分、平成5年から平成14年分までの領収書があったものについてお返ししました。

それと、還付加算金の率ですけれども、民法でもうたっているのですけれども、5%です。その関係で、本来でしたら還付加算金が平成25年12月31日までは4.3%でした。それより5%ということで、若干多くお返ししております。

それと、平成26年1月1日から還付加算金の率が変わっております。これが1.9%です。今年の1月1日からは1.9%ということになっております。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 そうすると、まず1点目のほうの特別土地保有税の関係との徴収率ですけれども、これがきちっとこのところで処理されることによって、嵐山町の税収の徴収率というのが、非常に好成績になるということであるという解釈でよろしいのか、確認だけさせていただきます。

それで、あと2点目の15ページのほうですけれども、これに関しては、例えば3年、3年で6年とかという経過的にはあるかなと思うのですけれども、町民の方々の生活全般にわたって、少し苦しい状況がだんだん、だんだん大きくなってきているのかなという解釈でよろしいのか伺いたいと思います。

それから、あとは最後の57ページのほうでありますけれども、そうするとこれはこちらのほうのミスということではなくて、申告側の状況の変化あるいは申告の仕方の修正によって、こういったことが出てしまったという解釈でよろしいのか。よろしくお願いします。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、14ページの不納欠損の関係についてお答えいたします。

収税担当が大分うちのほうも頑張っております、平成23年からコンビニ収納が始まったわけですけれども、それ以来は、うちのほうは今まで夜間徴収をやっていたのですけれども、夜間徴収を一切今は出ないで、滞納者についてはコンビニで納められる、24時間納められますので、その納付書を送っております。それで、今回特別土地保有税を不納欠損させていただきましたので、26年度からは本当に収納率が上がって、先ほども申し上げましたように、埼玉県でも上位に行くということで、そのように解釈しております。

それと、15ページなのですけれども、この不納欠損の関係なのですけれども、特に個人町民税については1年おくれの税ですので、前年度の所得に対して税がかかりますので、退職した場合、もろにその前年度の所得について税がかかりますので、退職した場合にはちょっと影響があると思います。

それと、収税担当のほうでも預金調査等もするのですけれども、なかなか積み立てがないと。そういう状況で生活状況調査票を書きいただきまして、納税相談をして、そこで執行停止をかけるという形になっております。

あと、57ページですけれども、還付加算金についても、固定資産税のは、これは償却資産なのです。これが、今うちのほうには償却資産が上がってきたときに、それが正しいものとして今まで課税していました。去年あたりから少し申告書を見直しているわけなのですけれども、この場合には、償却資産の還付で上がってきたとおりに課税をしたと。松屋フーズと同じような形なのですけれども、今、特にこの固定資産税関係は還付金に関して、それを商売にしている業者がいまして、各市町村、かなりそういう還付をしているような状況です、今。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 14ページの滞納繰り越し分、固定資産税の収入額が1,461万9,135円あると。昨年末の未済額が1,409万9,430円だったのです。ですので、理論上考えると、昨年末の滞納分が今年の滞納繰り越し分ではほぼ入ったと言えらると思うのです。ですので、滞納はこれでゼロになるのかなと。

ところが、今年は1,167万、今年はどうか、1,167万円あって、繰り越し分のは2,854万円ほどあると。ちょっと頭の中、私、混乱してしまっているのですけれども、もうゼロのはずではないかなと思うのですけれども、滞納繰り越し分、なぜ2,800万円もあるのかがちょっと私理解できないので、ご説明お願いできないでしょうか。

それから、特別土地保有税なのですが、これ、前全協でもお話があって、不納欠損にしていくのだということであったわけです。あそこは、線下補償がありまして、その分がこの収入済み額になるのでしょうか、23万1,425円というのが。そうすると、もう全部処理は終わったのですか。ちょっとその確認なのですが、これが線下補償の分として入ってきたお金なのか、全部相手方に売却が書類上済んでいるのかを伺いた

いと思います。

それと、今度新しく固定資産税が入ると思うのですけれども、どのくらい入るのか、もしわかったら伺いたいと思います。

それと、15ページの納税通知、上の表なのですが、差し押さえの件数、また内容的にどのようなものがあつたのか伺いたいと思います。

それと、今のページでもいいのですが、今というか、次のページで個人町民税の分があります。平均所得は幾らになっているのか。

それと、法人税のほうですけれども、法人税割が150社今回は入ったということですから、何社中150社になったのか伺いたいと思います。

それと、56ページの税務総務事業の一番下の（社）地方税電子化協議会、昨年25万5,857円だったのですけれども、31万円ほどにふえているのですが、これはどういう協議会で、どうしてふえたのかを伺いたいと思います。

それと、58ページのコンビニ収納ですが、手数料など意外にかかるのだなと思いました。コンビニ収納の効果として、金額がどのくらい入つたのか伺えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

収入未済額の関係ですけれども、これは現年課税分と滞納繰り越し分で分かれております。現年度分というのが25年度中の税です。それと、滞納繰り越し分というのは24年以前の分の収入未済額です。

それと、固定資産税の滞納額が多いのは、高額納税者がおりまして、200万、300万という年税額が出る方がいます。その方がちょっと滞っておりますので、収入未済額がふえておりますが、平成25年度につきましては、その高額納税者の方の土地建物、個人が2、共有者が1、これを差し押さえをいたしました。個人1、共有者1、土地建物を差し押さえをしております。

それと、特別土地保有税の関係なのですが、コリンズカントリーの分については、競売がありまして所有者がかわりました。所有者がかわつたものですから、コリンズカントリー分の線下補償については23万、これを充当して、固定資産税のほうにも充当しました。線下補償の額が全部で36万1,125円です。その分については、先ほど申



しましたようにコリンズカントリーさんの分として固定資産税と保有税のほうに振り分けて、その36万円が入っております。

それと、差し押さえの件数ですけれども、まず所得税の還付金、これが11件、金額が34万7,382円。それと、預金の差し押さえですけれども、17件、259万7,823円。それと、先ほどの東電の線下補償、保有税の関係、これが1件で36万1,125円。それと、換価になっていないのですけれども、先ほど言いました固定資産税の高額の納税者の差し押さえが3件、共有者まぜて。それと、車も2件差し押さえました。ただ、差し押さえ、車の関係もすぐ税が入りましたので、すぐ解除という形になっております。合計で34件、金額にして330万6,330円です。これについて、あくまでも税のほうです。

また、国民健康保険税についても、またこれ別に差し押さえしておりますので、今言ったほうがいいですかね。

〔「それは後で聞く」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 国民健康保険のほうでいいですか、これは。

それと、個人町民税の平均所得ですけれども、あくまでもこれは課税している方の分です。これが平成25年度は286万9,000円です。

それと、法人町民税なのですけれども、その表を見てもらうと、均等割が407社とありますね。このうちの150社が法人税割を収めていると。均等割と法人税割は一緒にセットになっていますので、均等割しか納めてこない法人と、あと均等割と法人税割を両方納めてくる法人がありますので、その407中の150社が法人税割を収めたということになります。

それと、56ページですけれども、地方税電子化協議会なのですけれども、これについては所得税の申告書、今までは紙媒体で東松山税務署から届いていたわけなのですけれども、それが今電子化になりまして、この電子化協議会から電子で送られてきます。それと、今、法人町民税、あと固定資産税の償却資産の申告書等も電子化になっておりますので、地方税電子化協議会を経由して申告書等も役場のほうに届いております。

それと、会費の関係なのですが、ふえたというのが、会費がまずこの電子化協議会の会費と運用関係費負担金、次期更改準備資金、国税連携関係費負担金、システム運用関係費負担金、扶養親族等申告書負担金ということで分かれております。それで、今回ちょっと若干ふえているのが、運用関係費の負担金がふえております。それと、

国税連携関係の負担金が若干ふえております。あとは変わっておりません。

あと、コンビニの関係ですけれども、コンビニについては、現年課税分、滞納繰り越し分で延べ件数になりますが、平成25年度は1万5,268件、収入済額が1億9,827万4,040円です。前年度と比較しまして、件数で1,842件の増、金額にして3,217万4,531円の増となっております。これについては、個人住民税、個人町民税ですね。それと固定資産税、軽自動車税、国民健康保険が入っております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 固定資産税の関係なのですが、ちょっと話聞いただけだとわからないのですよね。とりあえずいいです。

特別土地保有税なのですが、そうしますと書類は全部整ったというか、処理をされたということなのですか。この前、杉山城の関係で今土地を購入していますよね。線下の部分だけは除いて購入なのですよね、線下は相手方に入るからということで。嵐山もそういうふうになればよかったなと思ったのですが、可能であれば、そういうふうになればよかったなと思ったのですけれども、わかりました。いいです、これは。

それで、平均所得の関係なのですが、2012年、一昨年、23年度ですけれども、そのときは291万2,000円というお答えでした。今回が286万円と、5万円ほど落ちているわけです。これは、やはり働く人の人数が減ってきたと、それと所得が減ってきたということなのでしょう。具体的にお答えできますでしょうか、人数がどのくらい減って、所得がどのくらい減ったというようなことは。

それから、法人税なのですが、150社ということで、去年は130社なのですよね。20社ふえている。だけれども、法人税は去年から比べて落ちているわけです。去年3億500万円ほど、今度は2億8,700万円ですから。これは監査委員の評価のほうにも書いてありましたけれども、なぜふえたのに、収める会社は減少してしまったのか伺いたいと思います。

あとはいいです。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

個人の町民税の所得の関係ですけれども、25年度については平成24年中の所得です。

平成24年中は各会社もベースアップがない時期ですので、そういう給料の伸びがなかったと。

それと、納税義務者ですけれども、特別徴収と普通徴収、両方足しまして平成24年度が納税義務者が9,021人、平成25年度が納税義務者が8,973人、48人のマイナスになっております。特別徴収は若干ふえているのですけれども、普通徴収のほうがちょっと納税義務者減っていますので、そういう影響もあります。

それと、法人町民税なのですけれども、確かに件数はふえているのですけれども、24年中は合計の調定額で3億超していました。25年度は2億8,000万ということで、法人税割も件数はふえているのですけれども、金額については減っておりますので、平成24年度のとときには、法人税割を納めている法人が平均して3,000万とか2,000万、1,500万とか、そういう会社が多かったのです。25年度については、1,000万円台、2,000万円台と、あと3,000万円台、この法人税割を収めている法人が少なくなっております。それが影響していると思います。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 16ページのほうなのですけれども、先ほど個人町民税の平均所得が286万9,000円ということで、一応平成24年度の所得で分かれていたわけですから、特別徴収、普通徴収、それぞれの女性の割合と男性の割合、それから男性と女性の課税の状況というのは、年代別の例えば退職した人の所得、それから生産年齢人口の人の割合、そういったものがわかってこないと次に進まないと思っているの、どのくらいになっているか伺いたいと思います。

あと、先ほどコンビニのことを言われたのですけれども、コンビニ徴収のことがあったのですけれども、コンビニ徴収と、それから口座振替、口座振替はそのまま件数がどの程度で、同じなのか。コンビニ徴収に関しては、普通徴収の部分でふえているということだと思うのですけれども、口座振替でも同じようだと思うのですが、大体どのくらいな感じで口座振替とコンビニ、割合があるのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 渋谷委員、よろしいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 一番初めの質問ですけれども、これについては資料がありません、全然。いずれにしても、特別徴収と普通徴収というのは調定が出るのですけれども、男女別、年齢別、その関係は出しておりません。多分、電算会社へ頼めば出るのかもわからないですけれども、税務課としてはその資料は持ってありません。

あと、コンビニと口座の関係ですけれども、コンビニ収納については、全体の町税の割合で構成割合は4.7%です。それと口座については20.8%です。口座については、住民税も年金から引くようになっておりますので、この口座の率を上げるというのがなかなか難しく、これは今全体で口座振替をしている税のうち38%ぐらい、毎年ちょっと少しずつ下がっている。年金が始まったものですから、今まで年金をもらっていた人も口座振替していた人がいたのです。でも、年金から今度引くようになったので、その口座振替の率が今下がっているという状況です。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時11分

---

再 開 午前10時13分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、19ページの一番下段の自動車取得税交付金についてです。こちらが前年度より566万2,000円の減ということで、当初予算では4,000万1,000円を見込んでおりましたけれども、実際は3,781万3,000円ということなのですから、この

減の内容についてお伺いしたいと思います。

次、33ページの寄附金のところで、嵐山町観光協会様から170万円の寄附ということで、もうけが出てこれだけ入れていただいたと思いますけれども、一応内容をお伺いしたいと思います。

そして、こちらが44ページ、平和事業ということで、原爆写真パネル展示受付業務委託料ということで4万3,656円。こちらの会場はどちらでされて、参加人数は何人いらっしゃったのかお伺いします。

そして、50ページ、提案型団体補助事業、デザイン嵐山に6万6,937円。予算では5万円、3団体、上限10万円ということであってありました。こちらどういう、1団体だけということだったみたいですが、一応確認させていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず初めに、19ページからお答えします。

自動車取得税交付金、ご指摘いただきましたように566万2,000円ほど前年対比減額になっています。この自動車取得税につきましては、説明欄にありますように都道府県が自動車取得税を課して、その額に100分の95を乗じて得た額の10分の7の相当額が市町村との延長、面積によって案分されて交付されるものでございます。566万2,000円ほど減額になったわけですが、まだエコカー減税というのが続いている影響もあるのかなど。平成24年5月1日から平成27年4月30日まで新エコカー減税というのが続いていまして、これの免税、減税、ハイブリッド車については免税されますし、ある程度環境基準を満たす車については50%あるいは75%の減税があると、そういうような状況がありまして、減額になっているものと推測をしております。

次に、観光協会の寄附については、副課長からお答えします。

44ページ、平和事業の関係でございますけれども、平和事業につきましては、昨年の9月5日から9月9日まで町民ホールで5日間、来場者につきましては183人、9月11日から15日までの5日間、これはふれあい交流センターで行いました。171人ご来場いただきました。合計しますと354名の方がご参加をいただきました。

費用の内容は、通信運搬費につきましては、広島県の広島市の平和記念資料館から

パネル等を借りましたので、その運搬のための費用。業務委託料につきましては、土、日も含まれておりますので、社協のほうに委託をして、受付やら警備、警備というか、会場の中の、貴重な町民の方からの資料もお借りしておりますので、それを見ていただいたというものでございます。

それから、50ページの提案型団体補助事業でございますけれども、昨年度はデザイン嵐山というグループで申請をいただきました。9月の25日に申請をいただきまして、27日に交付決定をいたしました。交付決定をした額は9万8,500円でございます。年が明けまして実績報告が出てまいりまして、最終的に6万6,937円というふうな実績でございましたので、交付決定からこの額を引いた3万1,563円については、返還をさせていただいたところでございます。

やっていた内容につきましては、子供の教育あるいは医療福祉ということで、人生の大先輩と子供の意見交換会ですとか、ペーパープレーン大会ですとか、嵐山町の医療を考える会の懇談会ですとか、それぞれ結構な人数に参加をさせていただいて事業実施していただいたというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、伊藤副課長のほうからお願いをいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、33ページの観光費寄附金のことについてご説明させていただきます。

嵐山町観光協会様から3月31日にご寄附をいただきまして、観光協会の関係で使っていただきたいという寄附でございます。ただし、嵐山町では、その寄附金を公共公益施設建設基金に積み立てておりますので、平成25年度末、428万観光事業に残高がございますので、今回の補正予算にてこの額を積み立てさせていただきまして、今現在は598万円の残高というふうになっているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしましたら、自動車取得税のほうは、エコカーとかのそういう減税、免税があるために金額は減っているということですが、台数なんかは案分で分けられているのですから、台数がふえたとか、そういうことは数はわからないのでしょうか。台数はふえていますとか、そういう、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

そして、寄附金のほうは598万円がたまっているということですが、ちょっと今聞き損なってしまいましたので、観光などのお金として今後の使い道、もう一回教えていただきたいと思います。

それと、デザイン嵐山ですが、そうしますと子供教育、医療福祉というお話がございましたけれども、この6万6,937円の使用の明細といいますか、会場費ですとか印刷物だとか、そういうことに使われているのがほとんどなのか、例えば誰か講演に来ていただいた方の、そういう講演していただいた方の何費というのですか、お礼に使ったのか、もし内容がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上課長をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 自動車取得税の関係につきましては、前年比減額になっておりますので、そういった意味では、自動車取得税そのものは取得税ですよね。そのものの取得税ですので、購入されたときにかかるお金でございまして、自動車自体は少なく、取得されたのが少なかったという結果がここに出ているのだというふうに思います。

それから、50ページの補助金のご関係でございますけれども、事業費の内容でございますけれども、事業費の内容を細かく申し上げますと、会場費が3,700円、人件費ということで、講師をしていただいた方、あるいは劇団を呼んだりした費用、そういったものの人件費が5万円、それから保険料が2,575円、それから広告費ということで3,486円、原材料費が7,176円、合計しますと6万6,937円ということでございます。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 今後の公共公益建設基金の観光事業に対する考え方でございますけれども、今年度の平成25年度におきましても、33ページにあるとおり、公共公益基金から観光事業に取り崩して入れさせていただきました。今後につきましても、観光協会様等と協議させていただいて、必要なものについて繰り入れて充当していこうというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 では、一番最後の50ページになりますけれども、人件費、あと劇をや

ったということですが、もし、その講師の方とか劇の内容がわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

まず、人件費の関係は、梅津達也先生、渡辺浩二先生、それぞれお医者さんでございますけれども、そういった方に来ていただいた講師料が各1万円ずつでございます。

それから、人形劇団「星の馬」という、そういった劇団が来て、そこで劇団が「賢者の贈り物」というのをやったそうでございますけれども、その費用が3万円ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですが、休憩をさせていただきます。

では、再開の時間は40分とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午前10時26分

---

再 開 午前10時39分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を続行させていただきます。

先ほどの畠山委員の質疑の中で発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 先ほど私の答弁の中で、訂正をさせていただきたいと思います。

44ページの平和事業の関係の中で、原爆写真・パネル展の受付業務委託料、この業務委託について社会福祉協議会へというふうに申し上げたと思いますが、シルバー人材センターの間違いでございますので、訂正をお願いいたします。申しわけありません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、質疑を続行させていただきますので、どうぞ。

河井委員、どうぞ。



○河井勝久委員 すみません。2点ほどお聞きいたします。

1点は、32ページですけれども、16款のところで、財産売り払い収入の中のインターネットオークション、金額幾らでもないのですけれども、ブリキ製おもちゃというのは何だったのでしょうか。

それから、48ページの2款の総務費の関係の中で財政調整基金、この関係が私も前、800万円ぐらいまで下がったことがあって、これで嵐山町は何かあったときにどうするのかということで一般質問したことがあったのですけれども、そのときの答えは、嵐山町としては、安定基金とすればどのくらいまでが基金としては考えているのかということを行ったときに、そのときの答弁が約4億円という話で、4億円は持っていなければ、町としては何かあったときに大変なことと考えてるけれども、これから財政調整基金については随時それに近づけるような形でいきたいという形で、既にここまで来ているのですけれども、少しずつは伸びてきているという形でありますけれども、こういう形で4億に近づけるという望みは出てきているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 32ページの物品売り払い収入、インターネットオークションの関係のブリキ製のおもちゃでございますけれども、これは私ぐらいの年代だと憧れの車だったので、トヨタのS800というおもちゃ、大きさにすると、これぐらいのブリキのおもちゃでございます。やっぱり、マニアの間では相当人気があるようでございまして、今、お宝鑑定団という番組があると思いますけれども、その番組の中でもブリキのおもちゃ、箱がついているものがさらに高く売れるそうでございますけれども、そういう人気のものだったということでございます。

それから、48ページ、財政調整基金の関係でございますけれども、ここにあるのは積立金ということで、25年度末現在高は4億4,793万997円、これは年度末の額でございまして、ここから当初予算編成するに当たりまして、取り崩しを行わなくては予算編成ができないというのが、毎年の状況でございます。これを取り崩すのが大体いつも2億から3億、多いときは4億ぐらい取り崩している場合もございます。

理想は、先ほど河井委員がご質問の中にごございましたように、当初予算を編成するに当たって取り崩した後の残が4億から5億、これをいつも目標にしております。そ

れでも、県下の中では財政調整基金比率と言っていますけれども、その比率は低いほうです。これを平成22年のときには、取り崩し後が6,000万円しかなかったという時代もございました。それを少しずつ貯金をさせていただきながら、一番多いときは6億を超えたときがあったのですけれども、例の松屋フーズの賠償金がありまして、それで1億7,000万円ぐらい取り崩しをした例がございます。最終的に4億4,700万というのが25年度末の状況でございます。

今、ちょうど6月の、今年の話になってしまうとちょっとあれですけれども、9月の補正後は大体4億ぐらいにはなっています。これを最終的に取り崩さないでいければいいわけですけれども、そういうわけにもいかないということもありまして、今は年度末には3億の後半から4億の半ばぐらいまでの財調はありますけれども、それを取り崩しながら翌年度の予算を編成しているのが現状、こういった状況をなくすようにしていきたいと。取り崩し後が4億あるいは5億の金額になるように、担当課としてはやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 ブリキのおもちゃということですが、これ、どこに置いてあったものなのでしょうか。庁内のどこかの施設に置いてあったのかどうか、そこら辺はお聞きしておきたいと思います。

それから、財政調整基金の関係ですが、その年度、年度で特別に取り崩さなければならぬということはあるわけですが、前の説明、答弁の中でも4億というのが町としては最低のラインなのだと。これ以上を常に置いておきたいというのが答弁でされたのですけれども、町によっては2桁億の、いわゆる15億とか20億近くまで持っているところもあるのですけれども、そういう面では嵐山も当初4億ということですから、できる限りそれを維持できるような形で、今後、政策的には大変なのだろうと思うのですけれども、やっていただければというふうに思っているところです。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、ブリキのおもちゃなのですけれど

も、このブリキのおもちゃのトヨタS800につきましては、購入年月日は不明なのですけれども、教育相談室にありまして、寄附とかもらったものではなくて、多分町が購入したものではないかなと思います。教育相談室に子供が来られたときに、遊ぶために置いてあったものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点ほど質問させていただきます。

最初に、26ページ、25ページと言ったほうがいいのでしょうか、地域の元気臨時交付金の中の26ページに載っています畠山重忠像の修理の関係でございすけれども、一時期震災の大きな地震で倒れかかったのをロープを結んで補修をしておりました。その後、どこかで資料で見たのですが、中にコンクリートを詰めてしっかりしたものにしたのだというふうなことを見ましたが、その関係についてもう一度、どんな修理をしたのか確認をしたいというふうに思います。

それと、もう一点なのですけれども、33ページ、基金の繰入金としてデマンド交通事業ということで530万何がしのっています、デマンド交通といいますと、広域バスですとかタクシーの無料券ですとか、そのような関係を言うのだというふうに思うのですけれども、その使い道というか内容、ここに書かれているデマンド交通事業ということについての内容についてお聞きしたいというふうに思いますが。

以上、2点だけ。

○松本美子委員長 申し上げます。すみません。暫時休憩させていただきますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午前10時49分

---

再 開 午前10時50分

○松本美子委員長 それでは、再開させていただきますので、引き続きお願いいたします。

長島委員の質疑に対しまして答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 まず、26ページの関係の畠山重忠公像補修工事業でございます。

これは128ページの上のほう、ここのところに修復工事の設計監理あるいは修復工事の内容が載っております。ぜひ、これを参考に文化スポーツ課のほうでご質問いただければというふうに思います。

それから、33ページのデマンド交通の関係ですが、デマンド交通事業576万3,000円でございます。これにつきましては充当先ということで、これも69ページにございます高齢者外出支援タクシー実施委託料、こちらのほうに充当先として総務課のほうではしておりますので、長寿生きがい課になりますが、そこでご質問いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫委員 はい、了解しました。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかでございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 31ページが一番下の表の東電の杉山、玉ノ岡の件ですが、これはどういふことで入るようになったのでしょうか。昨年ありませのでしたので、伺いたいと思います。

それから、35ページの中ほどから上に東日本大震災における東電の空間線量検査機器購入賠償金、これが入っているのですけれども、これは何を購入したのか。それから、その下の賠償金ですが、昨年23万円ほどで、今回は倍増して、倍以上ですけれども、検査の回数をふやしたので、これだけ入ったのか。そこではわからないのか、これも、ちょっと伺いたいと思います。

それから、46ページに庁舎の排煙窓修繕がのっているのですけれども、これはどうして壊れたのか伺いたいと思います。その下は、雪の関係なのかなと思います。ちょっと中身を伺いたいと思います。

それと、55ページの入札の関係ですけれども、町内業者の状況を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

46ページの関係は、副課長のほうからお答え申し上げます。

まず、31ページの関係の東京電力からの29万7,942円の関係ですが、これは鉄塔敷に対する賃借料ということで、3年に1度の支払いでございます。25年度が3年目の支払いの月だったと。次が26、27、28年度なのですかね。次は28年度に3年分をまとめて支払ってもらおうと、そういうものでございます。

35ページの関係でございますけれども、東日本の関係の東京電力からの空間線量検査機器購入賠償金、これは平成23年10月25日に購入した放射線のシンチレーションサーベイメーターという、そういう器械でございまして、それを購入した分を昨年度賠償金として東電のほうからいただいたというものです。

その下の給食検査費賠償金につきましても、平成24年度の食材の検査委託分ということで、その金額そのものをいただいたというものでございます。

55ページの入札の関係でございますが、契約金額30万円以上の設計、建築工事ということでまずお答えをさせていただきたいと思いますが、総件数は59件で、金額にして5億685万3,000円でございます。そのうち町内業者ですが、29件、率にしますと49.15%、金額で1億9,766万4,000円、割合は39.0%でございます。

次に、委託の関係でございますが、業務委託合計で262件でございます。金額で3億7,873万6,000円でございます。そのうち96件、36.64%が町内、金額で1億9,238万4,000円、50.8%が町内でございました。

以上です。

○松本美子委員長 村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 それでは、46ページの庁舎管理修繕料につきましてお答えいたします。

排煙窓の修繕の件ですけれども、庁舎、平成8年に建築されまして、こちらに移りました。経年劣化ということもありますけれども、空調の関係で夏場エアコン等きいていない時期、暑い時期等あった場合、手元で排煙窓をあける操作盤があるのですが、そちらの操作を何回も行っているということもあるかと思えます。

修繕内容といたしましては、今回、企業支援課、町民課のところ、ハンドルボックス、アームステー、ワイヤーの交換をいたしました。

続きまして、庁舎天窓ガラス交換工事の関係ですけれども、2月の大雪の際に、かなり今回大雪でして、庁舎の屋根、そこから大きな雪の塊が落ち、天窓ガラス合計5

枚ですけれども、それを壊してしまった。その修繕にかかった費用です。なお、こちらにつきましては全額町村会から補償が出ていまして、歳入のほうで補填されております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。いろいろわかりました。放射能の関係につきましては、関係課のほうがいいですね。いいですねというのは、そちらでわかるのか。なぜ平成23年に購入したものが、24年に入らなくて25年になってしまったのかというのは、何か理由があるのでしょうか。

それと、46ページの排煙窓なのですが、これはなぜ壊れたのですか。ハンドルボックスって、何か回すものがあるのでしょうか。これでしょう。これがどういうことで壊れてしまうのか。経年劣化だというお話が最初にあったわけですけれども、余り使うと、これが壊れてしまうようなものなのですか、説明できればお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、東日本大震災における東電の補償についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度は東京電力から補償の対象にはなっておりませのですが、平成25年7月11日に東京電力から該当になるという通知がございましたので、補償を、賠償金の請求をさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 排煙窓の関係でございすけれども、字のとおり、煙を外に出す、排出する本当は窓なわけでございます。この庁舎できたときには、全面空調はエアコンですというのが基本的な部分でございました。しかしながら、電気料の節約、光熱費の節約等もございまして、空調を入れられない時期、排煙窓、下の1階の窓、ご存じかもしれませんが、ボタンスイッチ一つで端からぱたぱたぱたぱたという形で窓があいていきます。これは本当なら、火事のときに煙を逃がすための窓でございます。だから、一般的には常にあけたり閉めたりするようなものではないわけなのです。そ

ういったこともございます。

閉めるときには、こういうハンドルがありまして、ハンドルで閉めていくと。それがワイヤーでつながっているものを閉めていくわけですので、そこでワイヤーがすれたりとかということもありますので、そういった本来の使い方と違うことをしているということもございまして、経年劣化が激しいということで、こういうようなものがどんどん出てきているのが現状ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ただいまの排煙窓の関係なのですが、そうしますと、これは企業支援課と町民課だと。ほかでも今後起こることなののでしょうか。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

以前も、これはほかのところも修理しています。ですから、これは全体的に1回修理をしないと、昨年度はその2カ所、2課でございましたけれども、ほかでもやっておりますので、順次多分そういう形で補修が必要だというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、20ページになるのですけれども、20ページというか、基準財政需要額と交付基準額、交付税の関係ですけれども、今回交付税は6億4,667万9,000円ですよね。臨時財政対策債が3億9,827万3,000円、特別交付税が1億914万8,000円という形になっているのですけれども、地方交付税のうち臨時財政対策債にかかわる元利償還金がどのくらい加わっているのか、計算されているのか。

同じく、地方交付税のうち投資的経費にかかわる元利償還金は、何年度分からどの程度入っているのか伺います。

それから、同じように公債費のほうでいきますと133ページになりますけれども、これは言わなくてもわかるかもしれないのですけれども、公債費のうち、本年度ではないのですけれども、地方交付税に算入されてくると思われる金額はどの程度あって、何本あるのか伺いたいと思います。

それと、134ページになりますけれども、予備費の充当なのですが、特にちょっと気になったのが児童措置費の2件が136万円というのがあるのですが、これについては何にかかるのか伺いたと思います。

それと、先ほどの35ページの東電の賠償金なのですが、学校給食にかかわる給食検査賠償金なのですが、24年度の決算比で見ますと、これが金額が食材検査手数料が49万5,600円なのです。これ、水道の検査も加わってなのか、それとも期間が違ってくるのかということをお伺いたと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、20ページの関係の交付税の関係でございます。

まず、普通交付税に算入される公債費の関係でございますけれども、これは一般会計分ということで3億6,233万4,000円が一般会計における算入分でございます。

それと、本数ということでございますが、本数は215本というふうに計算をしております。

あと投資的経費と予備費の関係については、副課長のほうからお答えをさせていただきます。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、普通交付税のうち投資的経費の、どれくらい入ってきたかというご質問でございます。

平成25年度の普通交付税のうち、事業補正と公債費に関する算入額は全体で4億9,335万6,000円ございました。そのうち一般会計に係る部分が3億6,233万4,000円でございます。交付税のうち、その他債に係る金額が2億7,424万3,000円分、残りの事業費に対する交付税算入額は8,809万1,000円がございまして、こちらが普通交付税の基準財政需要額に入ってくる金額の合計でございます。

予備費の関係でございます。こちらにつきましては2本、136万円だというふうに思うのですが、児童措置費の児童手当及び特例給付の関係で、補正等を行ったときに積算の間違いを犯したということがございますので、児童手当、2月に払わなくてはならない分が不足したということで、予備費を充当させていただきました。担当課には、今後このようなことがないように指導させていただいているところでございます。



また、東電の賠償金の関係でございますけれども、これにつきましては検査手数料と食費分を賠償させていただきました。去年と違うのは、昨年度は途中まで給食の会費というか、町が払うのではなくて、給食費の口座というか、通帳から払った分を請求させていただきましたので、24年度からは町が食材費も全て負担して、検査費の食材費は負担しておりますので、その分を全て請求させていただいて54万6,732円でございます。ですから、24年度の分が町が検査委託料と食材費を全て請求しましたので、この金額になったということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 普通交付税の関係がよくわからなかったのですけれども、一般会計にかかわるものは3億6,229万円で、他会計にかかわるものがよくわからなかった。2億幾らというふうに言われたのですけれども、そのうちに一般会計にかかわるもの。今までの普通交付税の計算の仕方というのは、それぞれの基準額があって、道路とか人口とかによって出していると思ったのですけれども、これには、私がお伺いしたのは投資的経費にかかわるものと、それと臨時財政対策債にかかわる元利償還金などのくらい加わっているのかということなのです。公債費に入っている投資的経費というのは、215本ということになるのですか。ちょっと何かよくわからなくて、ということでよろしいのでしょうか。もう少しゆっくり話していただくとわかりやすいかと思うのですけれども。

もう一点なのですけれども、東電の損害賠償金は、24年度は町のほうが給食センター食材検査手数料として49万5,600円を出しているのですけれども、それが東電から実際に賠償された金額というのは54万6,732円で、その差というのがあるのですけれども、これは東電のほうから賠償されたものの内容と、学校給食の検査の内容とが違ってこんなふうになったのか。実際に食材費が入っているということで、多分食材費をやったと思うのですけれども、ちょっと何かよくわからなかったのもう一度言っていたいただければ助かります。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 公債費の関係でございますけれども、平成25年度の償還金、これ

は元利合わせて6億7,741万4,435円というのが返還分でございます。先ほど話した交付税の算入分ですが、一般会計における算入分、先ほど私、3億6,233万4,000円というふうに申し上げました。プラス、繰出金や負担金にも含まれる算入分というのがあるわけですが、これは下水道事業だとか一部事務組合等へ出している、それを計算した額というのが1億3,102万2,000円。一般会計とそれを足しますと、合計が4億9,335万6,000円というふうになります。

そのうちの中で臨時財政対策債の分、算入されている分につきましては、1億8,282万9,000円という額が臨時財政対策債分として計算をされております。そのほかに臨財債だけではなくて、例えば減税補填債でありますとか減収補填債あるいは減収補填特例交付金、そういったようなものも含まれているわけですが、そういったもろもろの額というのがあります。わかりづらい説明かもしれませんが、そういったものが合わさった部分が入っているという形でご理解をいただければというふうに思います。

○松本美子委員長 伊藤副課長、答弁お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 食材費のことについて、再度説明させていただきたいと思います。

平成24年度の食材検査手数料は49万5,600円でございます。その他、町が食材検査費のために購入した食材購入費が5万1,132円、それを合計して54万6,732円を東京電力のほうに賠償していただいたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 たびたびで申しわけないのですが、普通地方交付税に関しましては、そうすると臨時財政対策債の返還分が1億8,290万円ということで、臨債は今までで35億ぐらいになっていると思うのですよね。もっといっていますかね。それのうちの1億8,290万円が入ってきて、そしてさらに25年度で臨時財政対策債で3億幾らぐらいの公債費として出ていますよね。

そうすると、臨時財政対策債はこれからもずっと続くのだと、延々とつながって、私もちょっと計算がよくわからないのですが、莫大な金額になっていって、延々と続くような形で今あるような状況かなと思うのです。投資的経費に関しては、嵐山町が終われば、ある程度地方交付税が入ってくるのですが、投資的経

費にかかわる地方交付税算入額というのはよくわからないのですが、地方交付税に70%は入ってくるからとか、50%は入ってくるからと言われていて、その細かい金額が20年償還払いであったりするわけですが、その部分というのはどのくらいになっているのか伺っていて、普通交付税というのは、今現在ではほとんど公債費の返還部分になっているというふうに考えていいのか、特別会計の部分以外はというふうに考えていくべきなのかどうか、ちょっと内容がよくわからないので伺います。

○松本美子委員長 井上総務課長、答弁お願いいたします。

○井上裕美総務課長 まず、臨時財政対策債の関係ですが、平成13年度から折半ルールというのができまして、3年ごとの更新をずっとしてきているのです。そういう中で、これはこれからも続いていくのだと思います。国税5税の中の税金だけでは地方交付税を賄い切れない、こういうこともございますので、その不足分を国と市町村が折半をしましょうというのが折半ルールでございます。

そういったことでずっと続いてきているわけですが、それを国は、しかしながら元利は保証しましょうというのが臨時財政対策債でございまして、13年から始まりまして、13年から20年は3年据え置き20年償還というのが臨時財政対策債の償還方法でございますので、3年間分の利息、13年から20年になりますか、元利ですね、その分は計算されて入ってきていると。その元利と利息分を合わせたのが、先ほど申し上げました1億8,282万9,000円ということでございます。ですから、臨財債につきましては、計算上は間違いなくこの中に入ってきていると、そういうような理解でお願いをできればと思います。

臨財債のほかに普通債というのがあるわけですが、普通債につきましても算入、例えば50%算入、75%算入というような普通債もございますので、そういった部分も計算上はちゃんと入ってきているということでございます。ただ、地方交付税につきましては、ご承知のように総額が地方財政計画の中で抑えられてしまったりとか、今年度は1兆円減だとか、そういうようなことがございます。特別交付税につきましても、例えば広島市の大災害が起こった、あるいは東日本の大震災のときには、特別交付税というのは、交付税総額の今6%が特別交付税、94%が普通交付税になっているわけですが、そちらのほうに重点的に配分をされてしまうということもございますので、本当にある程度未知数的な部分もございます。そういうことで、

計算上は入っていることになっておりますので、市町村はそういうふうを受けとめるしかないというふうを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、普通建設事業費の公債費に対する普通交付税の算入額でございますけれども、普通債及び災害復旧債の25年度の償還額の合計が3億8,915万8,000円でございます。そのうち事業費補正及び公債費で交付税算入されている額というのが8,809万1,000円ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

質疑、ほかにございませんか。

安藤委員さん、お願いします。

○安藤欣男委員 それでは、47ページなのですが、公用車管理事業、それから行政バス、2点をお伺いしたいのですが、公用車管理事業が、今、嵐山町が公用車を使っているというか、この借上料というのはリースだというふうに思っておりますが、29台。財産のほうでのっているのが15台あるわけなのですが、合計で44台という捉え方でよろしいのでしょうか。

燃料費が大分上がっているように見ているのですが、燃料は大体町内業者から購入されているのかどうか、その点をお聞きしておきます。

それから、今度は自動車損害保険なのですが、これについてはリースの関係についてはどんな取り扱いになっているのでしょうか、お伺いしておきます。

それから、次に行政バスなのですが、620万ということで、運行のほうの歳入というか、約100何万雑入で入っております。したがって、500万ぐらいで行政バスが運行されているわけですが、現在の行政バス、学校等々でかなり運行もされているわけですが、学校の行事等で、この対応が間に合わなかったとか、そういうことがあったのでしょうか。

それから、1台ですから、そういうことを聞いておきますが、今のバスの状況というのは、何キロぐらい走っているということがありましたら、わかりましたらお伺いしておきます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 バスの関係につきましては、副課長のほうからお答えさせていただきます。

公用車の管理事業の関係ですが、自動車の借上料、29台でございます。お話いただきましたようにリースでございます。町管理の車両の関係でございますけれども、所有が14台、リースが29台、それから貸与、シルバーにトラックを1台貸与しておりまして、それが1台、そのほかに上下水道課に5台ということで、総台数は49台でございます。

それから、燃料の関係につきましては、今、JAの七里で、ほぼ一括で入れております。

それから、損害保険料につきましては、任意保険に入っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 行政バスの関係です。

運行委託料としまして、平成25年度は620万7,656円、歳入ですが、104万5,160円ということで、こちらは利用者からの運行実費等の歳入でございます。こちらの差なのですけれども、516万2,496円となっております。

また、学校の行事で間に合ったのかというご質問がございましたけれども、こちらにつきましては遠足等間に合わない場合は、各学校で借り上げを実施した場合もございました。

次に、何キロ走っているのかということですが、このバスが14年経過しております。約24万キロ走行ということになっております。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員さん、どうぞ。

○安藤欣男委員 総台数ざっと49台ということでございまして、上下水道課のほうは私もカウントしていませんでした。そうしますと、49台の中で29台がリースだという捉え方でいいのですよね。リースの関係がふえてきているわけですが、先ほど保険の関係については、リースの車両はどのような取り扱いになっているのでしょうか。そこが聞きたかったのですが、答弁ありませんでした。

リースの契約の仕方の中で個々あるのですが、特に大きなハイエースがあるわけですが、あの車両はリースになってから今何年目なののでしょうか。リースの途中で変更できるというか、そういう契約があるかなと思うのですが、あるいはリースの中で、途中で正規な車になってしまっているとか、そういうのはあるのでしょうか。リースが終われば、それでまた新しくリースで違うのを入れるという捉え方でやっているのでしょうか。

それから、次に行政バスですが、もう既に14年経過をして24万キロだということですが、学校で借りたいというときに借りられなかったという、そういう件数は何件ぐらいあったのでしょうか。やっぱり学校のほうも費用が、それはリースが使えなければ学校のほうで、それはそれで経費で民間の車を借りるわけですが、これとの兼ね合いと民間で借りたいということのバッティングがしたりしますと、どうしても学校のほうにしわ寄せにはなるのかなと思うのですが、そうしたときにはどういう取り扱いをしているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 まず、リースの関係でございますが、リース車両につきましては町で一般の保険会社の任意保険に加入しております。

それから、ハイエースの例がございましたが、ハイエースは平成24年度に入れかえた車両でございます。これの途中で変更ができたりとかするかどうかというようなご質問だったと思いますが、リースというのは基本的に5年リースということでやっておりますので、その大きな金額に、当初の金額に対して毎月定額で払っているものでございます。ですから、解約というか、それを一遍に払ってしまえば、それはその部分でおしまいになるということでございますので、そういったことも可能だと思います。しかしながら、そういう何か特別な理由があるとすれば、そういう方法も考えられるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 行政バスの関係ですけれども、学校等でバッティングした件数とかは、把握はしてございません。年間の利用回数で、小学校は、七小につきましては8回、志賀小は5回、菅小は3回、玉ノ岡中学校は5回、幼稚園

が1回になっておりますが、この中でのバッティング状況は、正確には把握してございません。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、答弁者に申し上げますけれども、先ほどのリースの終了後の車両についての取り扱いというような質疑があったかと思うのですけれども、ご答弁いただければと思いますが、お願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

- 井上裕美総務課長 リースが終了しますと、また改めてリースのやりかえというのですか、5年で終了した場合には、またその時点でおしまいにして、再リースというのはいらないで、また新しいリースにするという形にしております。

このリースのメリットというのは、一般的に購入するよりも、すごく安い金額でリースができるのです。理由は何だろうかと、私も車屋さんにちょっと聞いてみたのですけれども、役場で、公共団体で使用する車というのは距離数が短いのだと。5年たっても距離数が余り伸びていないので、中古車としての価値が高いということでございます。特に、それほど傷をつけたりとか、そういうことも少ない、そういうようなメリットがあるので、当初見積金額を入れるときに低い金額で入れることができると、そのようなお話を伺っております。そういうことで、再リースではなくて、終わった段階では、新たに違う車をリースがえをしていくということでございます。

以上です。

- 松本美子委員長 安藤委員さん、どうぞ。
- 安藤欣男委員 リースで活用するというのには、修繕費も当然かからないということもありますから、効率的かなというふうに思っております。

ただ、1点、ハイエースを24年に購入して、今運行をしているわけですが、これの需要もかなりあるのかなと思っております。町で、こういう車両を民間にも貸し出すとか、そういう運行の関係が、このくらいの車が民間でも利用しやすいのかなと思っておりますが、それでそれが1点あるのです。

それと、もう一点、この今のハイエース、非常に使いづらい。今、新しい車が、もう少しゆとりのある車が同じハイエースでもあるのですが、そういうものと切りかえるというようなことは、途中では、5年間の中ではできないというシステムになっているのでしょうか、そのあたりをお伺いしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 ハイエースの関係の民間への貸し出しというなお話でしたが、民間への貸し出しは行っておりません。これをし出すと、きっとあっちもこっちもというような形で収拾がつかなくなるようなことも考えられますので、また事故があったときも困りますから、そういった意味で貸し出しは行っておりません。

切りかえにつきましては、24年から始まりまして5年リース、それまでは毎月々、5年間分のリースを一括して支払えば、その車両のリースというのは終わるわけでございますので、そういった意味では切りかえることができるかもしれません。はっきり、すみません、できるというふうに申し上げられませんが、できるというふうに私は想像しておりますけれども。ただ、その理由、なぜそういうふうにしなくてはいけないのかということが、ちゃんと皆さん方のご理解をいただいた上でないと、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。それでは、おおむね15分ということで、45分の再開にさせていただきますので、お願いします。

休 憩 午前11時36分

---

再 開 午前11時45分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 4つお願いします。

まず、44ページ、15工事請負費、LAN配線工事一式、こちらは庁舎の中のどの辺あたりをつけたのか確認させてください。



45ページの広報紙発行事業、こちらが昨年より若干ですけれども、印刷製本費が下がっております。単価と冊数を教えていただきたいと思います。

そして、49ページ、ホームページ運用管理事業、こちらが昨年ホームページをリニューアルしたということで520万ほど、530万弱かかっておりましたが、23年は95万円、昨年在530万弱、今回使用料ということで124万7,400円ということで、ここが主なのかなと思いますけれども、リニューアルして使用料が124万円もかかっているところの内容をお聞かせいただきたいと思います。

4点ではなくて、3点。以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 それでは、まずLAN配線工事の場所、庁舎のどこかというご質問でございます。

こちらにつきましては、現在使用しております情報系機器、それから基幹系の機器の使用している庁舎内の部屋、それから会議室も含めたところでございます、ほとんどの庁舎内の部屋、事務室を含めた部屋にLAN配線を新たに敷設したという工事でございます。

それから、45ページの広報紙の単価と冊数ということでございまして、まず単価でございます。単色1ページの単価が1円、差し込みが70銭、それから2つ折り込みが90銭と、こういう契約内容でございまして、実際1部の単価としましては、24ページ標準で24円というような内容でございまして、発行部数は6,400部となっております。

次に、ホームページの関係でございます。平成25年の3月から現在のホームページの運用を開始しております、平成24年度までは町のホームページは、ホームページ・ビルダーというソフトを使いまして、専用のホームページの端末で、各職員がホームページをつくるというような形で行ってまいりました。ですから、公開用のサーバーの使用料程度の費用しか実際のところかかっておりませんでした。それを25年度に新たにリニューアルするというので、25年度中は、運用経費につきましては1カ月分、それで実際の構築費というものが多くかかったというものでございまして、25年度については構築費はなくなりまして、実際データセンターにありますサーバー上のシステムを使っているという形の使用料、その金額がこの額というものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 LANの配線の話なのですけれども、確かに議会だよりをつくるときに202号室とかをお借りして、作成するのにパソコンなどが持ち込めて、LANを接続できてインターネットを見られるということで、大変便利になりましたけれども、工事の仕方といいますか、配線が飛び出っていて、どこの場所に行っても延ばせるから利便性はいいのですが、例えば無線LANの考え方はなかったのか。例えばこれだけの庁舎の広さがあって、無線LANではできなかったのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

あと広報紙のほうですけれども、1部が24円程度、ページ数にもよるのでしょうけれども、部数のほうが6,400部ということで、24年と比較しますと、金額が若干ですけれども下がっているのですが、部数は6,400部は変わっていないのか、それともその前と単価も変わっていないのか、申しわけないのですけれども、もう一回確認そこだけお願いします。

それと、あとカラーへの変更をしてみようとかというので、例えば見積もりを出してみたとか、そういう検討はなかったのか、そこも確認したいと思います。

49ページのほうのホームページの運用ですけれども、データサーバー代が124万7,400円ということで書いてございますけれども、これは毎年この金額が確実に年間契約でかかるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 LAN配線の工事の関係で、無線LANの検討と、その辺考えはなかったのかということでございます。かつて庁舎内の情報系の機器の配線について、一時期無線LANという形で行っていた時期がございました。ただ、昨今いろんな技術が進歩しております。一番の問題としては安定稼働と、あとは安定稼働よりもセキュリティーの面で、やはり無線LANを使うよりも有線でつながっていることのほうが、外部からの侵入が確実に防げるのではないかというものの、それから運用の上での動作の安定性。無線LANですと、やはり電波状況によって、なかなか安定した通信ができない場合があります。業務に支障が出ないよう、そういう面も含めて有線という形で今回の工事を実施したものです。

以上です。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは広報紙の発行部数の関係、それから単価の関係、この金額の増減の関係なのですけれども、単価はそれほど毎年変わっておるわけではないのですが、基本的にやはり一番大きく変わるのはページ数でございます。

この間もちょっと議会でのご質問もいただきましたが、広報紙の発行のページ数、十分なページ数が確保されて、必要な情報が毎月掲載されているかというようなご質問をいただいたことがございましたように、なるべく広報紙の基本的な契約のページ数は契約しておりますが、その月々によっては載せる情報というのが変わってまいりまして、その辺をどうしても多く載せますと、ページを多く必要になる。ですから、金額も上がるというような感じで、基本的にはその号、その号のページ数によって、大きく金額が変わるといふふうに考えていただければありがたいかなというふうに考えております。

それから、ホームページの運用管理の関係でございます。経常的な経費というものは、今後毎年かかっていくということでございます。そして、今回のホームページのリニューアル、これの大きな目的というのが、先ほど副課長のほうからもお答えをさせていただきましたように、リニューアル前というのは地域支援課のところに1台パソコンがございまして、そこに各課の職員が来て、そして情報を入れると。要するにそのような形でのホームページのつくり方ございました。

現在は、各課から直接担当のほうでホームページを作成できるという形になっておりますので、情報の発信力というのが大幅に上がっていると。それから、ツイッター等の導入もさせていただきながら、なるべくタイムリーな情報を出していくということにおいては、リニューアル前と今現在とではまるっきりと言っていいほど、その運用の仕方が違ってきているということで、今後もその内容について充実できるように、各課が連携をしましてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁漏れがございますので、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみません。カラーについてということございました。カラーの印刷も年に1回ぐらい入れさせていただいているのですけれども、なかなかどうしてもカラー化というのが、はっきり申し上げて単価がかなり高くなるということもありまして、今、基本的には入れていないということなのですけれども、必要なと

ころについてはカラーも入れていくということで、予算との関係から、なるべくここはアピールしたいというところについては使わせていただきたいというふうには考えております。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 LANの件ですけれども、無線LANは過去はやっていたけれども、セキュリティの問題で、確かにそうかなと思います。でも、しかしながら部屋によっては、まだ無線LANを使っているようなお部屋はまだあるのかどうなのか。

あと今後、今の状態のまま、無線LAN、むき出しの配線の状態のまま一応完了なのか。202号室なんかそうなのですけれども、あのまま一応完了という形で、今後は進展はないのか、確認だけしておきたいと思います。

あと広報紙の件ですけれども、年に1度だけカラーに広報をしていますけれども、この間ちょっと深谷市の方とお話することがありまして、何か単価がさほど変わらないでカラー化ができたというお話を伺ったのです。やはり見積もりの出し方と、あと今入札式でやっていると思うのですけれども、議会だよりのほうも大変いつも5月1日号を苦慮するのですが、なかなか入札をして決定するまでに4月の中旬になってしまうということで、いつも広報紙つくるのに大変な思いしているのですけれども、今後は例えば入札をして安くできるのだったら、5年契約とか長いスパンでできたらありがたいと思うのですけれども、その辺の関係などをちょっとお伺いしておきたいと思います。

あとホームページは、大変以前に比べてタイムリーな情報を流すためにということでお話がございましたので、よかったのかなと。本当に町民に素早い情報をいち早く届けるという意味では、若干金額は上がりましたがけれども、とにかく情報が一番大事だと思いますので、今後も頑張っていたきたいと思います。

では、その2点お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 では、答弁お願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 LAN配線の関係で、庁舎内の無線LAN使用しているところということですが、現在のところは工事終了しましたので、ございません。

それから、202があのままかということなのですけれども、実際壁のモジュラーコ

ンセントといいますか、ジャックというか、そこから引き出す形を会議室はみんなとっております。事務室につきましては、この役場庁舎が1階も2階もOA化という形で、床下あけると配線が通せる形になっておりますので、実際は机の下、歩くのに邪魔にならないところからまとめて出して、各機のパソコンにつなぐという形をとっておりますので、202の場合は床下を通して出すところが定まってない状況だと、やはり壁からのLAN配線については、そこそこ表をはうような形にせざるを得ない部分はあると思います。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、広報紙のカラー化の関係でございます。

今、大変申しわけないです。カラーの場合は年間的な見積もりをとっておりませんので、若干高いかなという私のほうでイメージがありました。今、委員さんから、それほど変わらないのだよというようなお話がございました。これについては、今度とる際にはカラーも含めてとってみたいというふうに思っております。

それから、カラー化と何だっけ……。

○松本美子委員長 では、申し上げますけれども、長期契約の考えはということで。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみません。長期契約の関係でございますね。大変失礼しました。今現在は、毎年度業者を選定いたしまして、1万円当たりの単価、差し込み利用、そういったものを見積もりをとって業者を選定し、年間契約をしている。要するに単年度でございます。今のところ、基本的にはそれで何とか広報が間に合っておりますので、単年度は単年度という形でやっておるのですけれども、前の委員さんのご提案もございましたので、その辺については少し検討させていただきたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、地域支援課に関する部分の質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。再開につきましては、午後1時30分からとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

休 憩 午後 零時02分

---

再 開 午後 1時29分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を続行いたしますので、お願いいたします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 43ページの住民税情報システムの件なのですが、この6番目、埼玉県町村情報システム共同化事業1,600万円ほどありまして、次のページの4番目にまた同じものが出ているのです。これは2回共同化事業を行ったので、こういう明細になったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、12、役務費の電子自治体推進事業の通信運搬費、去年が470万円ほど、150万円くらい上がっているのですが、これは電話代ということなのでしょう。上がったのがちょっと気になりますので、伺いたいと思います。

それから、45ページに町政モニターの委員報酬がありますが、昨年8人で今度7人と、1人減員になったのはどういうことなのでしょう。それと、モニターさんからはどういう意見が寄せられているのかを伺えればと思います。

それから、50ページの行政区運営推進事業ですけれども、区からの要望はどの程度あり、どの程度応えられたのでしょうか。この前、区からの要望は何でもかんでも受けるのではないのだということであったのですが、結構無理な要望というのはどのくらいあったのかを、内容として、中身どういものがあつたのか伺いたいと思います。

それから、コミュニティ推進事業、一番下の関係なのですが、次のページのふるさと獅子舞保存会補助金等にコミュニティから出されているわけですね。文化財の関係で出るほうがふさわしいのではないかなと思うのですけれども、コミュニティから出した理由を伺いたいと思います。

それと、消防の関係で消防の108ページなのですが、自主防災組織の関係、昨年から支出がふえているのですけれども、中身を伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、随時答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 それでは、まず43ページの住民税情報システム運用管理事業の委託料の部分と使用料及び賃借料の部分、こちら両方に埼玉県町村情報システム共同化事業という形でのっている、この分の説明をさせていただきます。

まず、委託料にのっております埼玉県町村情報システム共同化事業の1,637万4,750円でございます。こちらにつきましては、契約自体がこの中で3つに分かれて

おります。まず、1つの契約につきましては、長期継続契約として、この環境の構築業務、それから運用保守、クラウド基盤の利用料、データセンターの運用費、ハードウェアの利用料、ハードウェア保守料、こういったものを1つにまとめた契約が長期継続契約で1本。それから、もう一つ、基本処理量、帳票の印刷ですとか、封入封緘といったことが毎年各事業であるわけなのですけれども、こちらの単価契約として結んでいるものが1つ。それから、これは平成25年度のみになりますけれども、町で共同化になる前からTKCのほうで提供している各システムを使ってた業務がございませう。そちらのシステムを、もともと共同化をしなくてもクラウド化をしていこうというように進めておりましたもの、共同化とは別に町独自のシステムの部分をクラウド化した、その設定費用でございます。業務システムとしましては、農業行政、それから障害者福祉、障害者自立支援、人事情報、給与計算、こういったもののクラウド化の設定費というもの。この今申し上げた3つの契約の部分が、委託料のほうにのせております共同化事業の1,637万4,750円というものでございます。

そして、使用料及び賃借料のほうにございます241万7,628円というものでございますが、先ほど委託料の最後に申し上げました農業行政のシステム等、こういったものの利用料、こちらのほうがクラウドの関係の利用料という形で、こちらにのっているものでございます。両方に分かれているというものは、こういったわけで契約のほうに分かれているというもので、それぞれ分けているものでございます。

それから、44ページの電子自治体推進事業の通信運搬費が上がった理由というものでございます。こちらにつきましては、平成25年度中に埼玉県総合行政ネットワークL GWANというものの回線を、今まで使っていた回線から、これは埼玉県全体の自治体が該当するのですけれども、新しい形に、通信速度も1メガから10メガという通信速度に上がったわけなのですけれども、新しい回線に変えております。

こちらについては、旧のL GWANの回線が4月から9月までの運用、それから新しいのが重なる部分もございまして、7月から3月の運用、そういったものの変更に伴う費用が発生していたり、そのほか、それとはまた別に嵐山町の役場の庁舎から各出先機関への専用の通信回線、これまでスーパーワイドLANというNTTのサービスを利用していたわけなのですけれども、こちらを基幹系と情報系、それぞれを別のサービス、より安価なサービスに変えております。

こちらについても、旧のスーパーワイドLANというサービスを4月から9月まで

利用、それからそれぞれそれを重なる期間がございますけれども、新しい環境に移行しているものでございまして、それに伴ったいろいろ各種ネットワーク機器の設定ですとか、そういったものも含めて細かくたくさんございまして、それぞれ説明はなかなかできないのですけれども、そういったもろもろございまして、費用的に上がっているというものでございます。

それから、45ページの町政モニターの人数が1人減っているという部分につきまして、1名申し出がございまして、おやめになっていらっしゃいます。この方につきましては、町の臨時職員になったということで、モニターさんに該当しなくなったということを理由に申し出ていただいてやめたというようなもので、1人減になっております。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、行政区の区からの要望の件数と、それから回答の関係について、私のほうから申し上げます。

まず、区からの要望件数は何件かということでございますが、要望件数は大変申しわけございませんが、ちょっと手元にはないので、件数としてはお答えできませんが、回答については、区から要望があったものは全て回答をさせていただいておりますと。

ただし、その次の委員さんのご質問にもありますが、中には無理な要望というようなお話もございましたが、例えば道路照明灯の球が切れているとかあるいは道路の草が覆っているとか、そういったものに関してはすぐにお応えができる。

しかしながら、すぐにお応えできない内容というのは、特に土側溝の部分で側溝整備をしていただきたいとか、あるいは道路の改良を至急やっていただきたいとか、このような要望もございます。そういったところにつきましては、今後の道路計画の中で検討させていただきたい、あるいは多くの需要があり、今年度事業としてはすぐには側溝整備はできないというようなことで、即の対応ができないというものも確かにございます。ただ、そういったものについてもその理由を付して、要望があったものについては、必ずご回答をさせていただいているというような状況でございます。

それから、コミュニティ推進事業としてふるさとの獅子舞の補助事業、これをなぜこれから出したのかということでございますが、これは歳入のほうにも少し関係がしてございまして、歳入のページでいきますと、35ページをちょっとごらんいただければと思います。こちらにつきましては、35ページの歳入の雑入の中になります、ち



ようど真ん中のあたりに雑入で地域支援課と書いてあるところがございます。その中で、自治総合センターコミュニティ事業助成金、この250万円、これがそっくりふるさとの獅子舞のいわゆる獅子頭の助成に100%補助で出ているものでございます。宝くじ協会からの助成でございまして、これについては以前にも志賀2区のみこしの助成でありますとか、そういったものもこれで活用させていただいておるところでございます。そういったコミュニティ事業の助成事業ということの歳入との関係からも、コミュニティ事業としての歳出を組ませていただいたというふうにご理解いただければありがたいと思います。

それから、続きまして自主防災会の関係でございます。108ページの自主防災会の組織の育成事業という形で、補助金として出させてさせていただいております。こちらについてということで、委員さんよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○中嶋秀雄地域支援課長 自主防災組織の活動事業といたしましては36万8,891円を支出させていただいておりますが、25年度からはそれまでのいわゆる活動費補助、1団体3万6,000円という定価での補助を12団体に出しておりました。25年度からは、この補助事業を2つに分けさせていただきまして、活動事業といたしましては防災訓練等の実費という形にさせていただきました。それは1団体限度額が2万円、活動費としては3万6,000円から2万円に統一をさせていただいたと。なおかつ事業費補助という形で、実際に防災訓練等を行った経費に対して補助を出すというふうにさせていただきました。

それと同時に、もう一つは資機材の購入事業という形で、それぞれの自主防災会で必要な資機材、これについて限度額は5万円でございますが、3分の2の補助率で出させていただいたというものでございまして、今回の決算につきましては、活動費が12団体で19万1,891円、そして資機材の購入費といたしまして6団体から申請がございまして、17万7,000円の支出をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 執行側の皆さんにお願いをいたします。町政モニターの関係で質疑がございまして、答弁漏れとなっておりますので、お願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 大変失礼いたしました。

町政モニター会議でどのようなご意見があったかということでございます。町政モニター会議については、2回実施をさせていただいております。主な意見といたしましては、むさし嵐丸くん、辛モツ焼そば、知名度のアップについてということでご協議をいただいたり、あるいは武蔵嵐山病院の移転のそういううわさについてというようなこともございました。

それから、町財政の緩和と将来展望について、あるいはのらぼう菜ジェラート、仮称ですけども、こういったものの活用といいたまいますか、町で取り入れたらどうかというようなご意見もございました。

また、それからもう1度の会議の中では、防災無線についてのご提案あるいは笛吹峠の橋の拡張について、あるいは企業誘致について、待機児童の現状や給食の現状についてあるいは公園の整備や充実について、このようなことでモニターさんからご意見をいただき、そのご意見について、この会議の中で検討したというような内容でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 わかりました。

それで、ふるさとの獅子舞の関係なのですが、前も出しているわけですか。ただ、どうなのでしょう。考え方として、コミュニティで出すことが中身的にこれはふさわしいのかどうかというのを、ちょっと考えていただきたいというふうに思うのです。これ、私、前も指摘したのですが、健康いきいき課で補助金に来て、使うのはこども課というのがあるのですよね。これ、一緒にしたほうがいいのではないですかということをお前ご質問したのですが、そのときの担当者は、別に問題ありませんからということで変えなかったわけですが、そういう一緒になくてもいい場合もあるのではないかと思いますので、ちょっとお考え、ご検討いただければと思います。

○松本美子委員長 すみません。川口委員に申し上げますけれども、ただいまの獅子舞の件なのですが、これは予算的なもので計上されておりますので、そこでの審議になるかなと思いますので、決算ですから、取り下げていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。お願いします。すみません。

○川口浩史委員 そうか、質問の仕方が悪かったか。

○松本美子委員長 はい。ということで、では続けてどうぞお願いします。

○川口浩史委員 区からの要望の件数なのですが、ちょっと総括でやりたいもの

ですので、後で結構ですので、数字を、幾つあり、対応ができたのが何件だったかをご回答願いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁は後でよろしいでしょうか。

○川口浩史委員 答弁は……

〔「答弁していただかないと」と言う人あり〕

○松本美子委員長 そうですね。では、答弁いただきますか、川口委員。

○川口浩史委員 うん、では……。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 調べさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、21ページのアイプラザの使用料なのですが、6件で4万円ということでした。そして、行政や使用料免除団体というのはどの程度使われたのか、25年度ではアイプラザというのはどのくらいの活用があったのか伺います。

それと、30ページになりますけれども、県の自衛官募集事務委託金というのは30ページだったと思ったのだけれども……

〔「総務管理費委託金」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 自衛官募集事務委託金、総務管理費委託……

〔「3項1目」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 3項1目、どこだろう。企業支援課で……

〔「30ページです」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 30ページですよ。それは1万1,000円なのですがけれども、どのような事業を行ったか、伺いたいと思います。

その次なのですがけれども、35ページ、これは広告料になるのですがけれども、広告料、ホームページバナー広告ですが、それは若干、7万ぐらいふえているのですがけれども、それはどのような形で広告がふえてきたのか。募集して、公募してふえてきたのか、手を挙げていただいたのか、それを伺いたいと思います。どのような内容かわからないのですがけれども。

あと、54ページなのですが、駐輪場の敷地賃借料なのですが、104万4,000円だと思

うのですが、それは管理上の問題として、私もかなりいろいろ問題あるなと思っているのですが、どのように把握されているのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援担当副課長 それでは、私のほうからはステーションホールアイプラザの使用料の関係をお答えさせていただきます。

まず、行政、それから免除団体の利用がどの程度あるかということでございます。行政につきましては、障害者の作品展を8日間続けて使っておるもののみでございます。それから、免除団体につきましては、行政書士会による無料相談会、これを年間偶数月に行っていますので、6回ほど使っております。そのほかの団体が使用料を納めていただく団体ということで、年間実際の貸し出し回数という形で申し上げますと、25年度が49回、全部免除団体も含めての貸し出し回数でございます。これは平成16年度の実際の貸し出し回数が154回ということで、実質3分の1程度に25年度は減ったと、そういう状況でございます。

それから、35ページの広告料のホームページのバナー広告の件でございます。どのように募集しているのかと、増加につながったのかということでございますけれども、実際のところ、これはホームページのバナー広告に申し込んでいただいた、代行の会社に伺った話なのですが、そういうホームページのバナー広告を行政なりにつくって載せる代行の業がありまして、そういうところのサイトでランクづけがあるというようなお話でございます。

嵐山町もそれなりのランクにあって、バナー広告の料金が比較的近隣と比べても安い、安価であるということ。それから、その後のアクセスする段階のシステムの環境というのも、そのランクには関係するらしいのですが、それは専門的な話になってきますので、ちょっと我々もどのような形でランクづけされているのかわからないのですが、そういったところからいろいろそういう会社を通じて申し込みがあるということで、今現在、バナー広告には、本当に全国からも載せていただきたいという話が出ております。どうしてそういうところから来るのかなということで、少し業者のほうに伺った結果、そんなお話を伺ったということでございます。

○松本美子委員長 根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 続きまして、自衛官の募集事務委託金の関係なのですが、こちらは広報紙の印刷製本費に充てさせていただいております。内容につきましては、年4回、自衛官募集についての記事を載せさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 駐輪場の管理で、問題点はどんなところにあるかというご質問でございました。

問題点といたしますと、まず1つは、いわゆる違法駐輪です。違法駐輪というよりも、放置自転車対策というふうに申し上げたいと思います。年間大体放置自転車が50台から60台ぐらい、今の3つの駐輪場でございます。その撤去、そういったものが問題になります。

それから、もう一つは、これが犯罪にかかわってくるわけでございますけれども、逆に自転車の盗難、こういったものがどうしても発生をすると、これの抑止というものが問題になります。

それと、もう一つは実態的な話として、除草等のいわゆる衛生的な管理、これを職員でやっておりますけれども、なかなか草が生えてしまうと、そういったようなところの問題がある。大きく言えば、この3点かなというふうに考えております。

○松本美子委員長 ないですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 1時58分

---

再 開 午後 2時08分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 23ページの1カ所だけです。23ページの住民基本台帳事務手数料についてお伺いします。

住民票閲覧が昨年は25万9,200円ありましたが、今回、件数も3分の1ぐらいに、半分強減ってしまっていて、こんなに差があるのか。何か特別なことが昨年度、24年度があつて、25年度がこれだけ減つたのか、ちょっと内容についてお伺いします。

あと、住民票の写しの記載の仕方なのですが、24年度の記載は世帯5人までと世帯6人以上ということで分けて記載があつたのですが、今回から住民票写しということで1項目になりました。金額のほうも両方足しても、昨年より若干こちら住民票の写しがふえているなと思ったのですが、内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

23ページの住民票の関係でございますが、住民票の閲覧の関係でございます。これは毎年住民票の閲覧をされる方、国ですとか地方公共団体のとか、あとは会社等の法人の関係がありますけれども、その件数の多い、少ないによって、この辺の額は変わってきてしまいます。

それで、25年度の関係ですと、国、地方公共団体等の閲覧が6件ございました。それから、法人等の閲覧が4件ということで、これでその手数料のほうは、1世帯当たり200円というような形でいただいておりますので、閲覧をしたその件数によって額が違ってきてしまいますので、25年度についてはこの額だったということでございます。

それから、住民票の関係で世帯全員というか、5人以上とその他ということで昨年は分かれたということなのですが、その関係につきましても、今まで5人以上になってしまいますと、1枚の住民票ではおさまらなかつたのです。そうすると2枚ということになりまして、2枚になると倍の値段をいただいていたわけなのです、400円ということで。昨年度からは、それが枚数が何枚になつても1件といいましようか、200円というような形になりましたので、記載としましては、こういった形で記載をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 わかりました。

ちょっと私も23年度を見ればよかったのですけれども、そんなに、24年度1,296件閲覧があって、今回498件ということで、やっぱりその年、その年でこんなに差があるのか、また確認させてください。

それと、住民票の写しに関しましては、では今回は6人以上でも200円で済むということで、それなのに件数がふえていて、収入がふえてよかったなと思いますけれども、この件はわかりましたので、結構です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

24年度の細かい資料がちょっとございませんので、はっきりとした件数等はお答えできませんけれども、24年度はたしか1社で相当その件数、閲覧の件数が多かったところがあったのです。町内全体だったか、市外だったか、ちょっとはっきり覚えてないのですけれども、24年度につきましては、今申し上げたとおり1社といいましょうか、それが多く閲覧をしたところがございますので、そういうふうな形になってございます。

ですから、件数は多くても、例えばその地域の一部だけを見る、10件見たとか50件見たとか、そういうのが件数多くても、1件当たりでどかんと見てしまうと、件数が多くなるというような状況でありますので、これについては一概に多い、少ないというのはちょっと言えないのですけれども、そういうふうな状況で24年度と25年度の差は出てきているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございませんか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 59ページの住基ネットワークの住基ネットワークシステム保守委託料、それとその下のハードウェア保守委託料、昨年から大幅に約半分に減っているのですけれども、大変結構なことなのですが、これだけ大幅に減った理由を伺いたいと思います。

それから、昨年、コミュニケーションサーバー端末借上料があったのですが、これはほかの機器で対応できるようになったのでしょうか。

それと、70ページの国民年金の件なのですが、次のページに年金受給者の幾ら支払ったかという総額が、32億4,500万円ほど出ていると。私が聞きたいのは、では払った人は幾らぐらい払えたのか。ここで、どの程度の差があるのかと思って、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

59ページの住基ネットワーク事業の関係でございますが、委託料等の関係が半分ぐらいになっているということでございます。これにつきましては、クラウド化の影響がございまして、町民課のほうの予算につきましては、一応6カ月分ほどの予算ということでございまして、約半分の支払額になっているというものでございまして、残りのほうはクラウドに伴いまして、地域支援課のほうでというような形になってございますので、うちのほうはこのような額ということでございます。

それから、コミュニケーションサーバーの関係でございますけれども、これにつきましては去年でリースが切れておりまして、去年だけは再リースということで1年間やったのですけれども、去年、24年度は1年間の延長したのですが、25年度につきましては新たに機械のほうの購入をいたしましたので、それもクラウド化に伴う形で、総務課のほうと相談しまして機器のほう、リースというより購入してしまったほうが良いということで、買ってしまいましたので、このリース料は発生してないということでございます。

それから、年金の関係でございますけれども、保険料のほうを25年度末納付した方につきましては1万4,341人でございます。24年度末が1万4,768人ということで、427人ほど保険料のほうを払っている方は少なくなっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 クラウドというか、住基ネットのほうはわかりました。

国民年金なのですが、もらったお金はここに32億だと。保険料を収めたほうは、総額で嵐山町民はそれは幾らになるのか、その差はどのぐらいなのかちょっと見たかつ



たので、それをわかりましたら伺いたいと思いますけれども。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 こちらのほうに年金事務所のほうからいただいている年金に関する資料がございますが、納付額についてはこちらのほうに記載ございませんで、幾らかということはちょっと把握してございません。申しわけございません。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 国民年金が厳しいという話はよく出るわけですよ。だけれども、実態はわからないというのが、それが実態なわけなのですか。これ、調べればわかるのですかね。もし調べてわかるのであれば、後でもいいのですけれども、ちょっとそこをお願いします。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 今の関係につきましては、年金事務所のほうに問い合わせ確認をしてみたいと思いますけれども、こういった配られている資料の中にそういったことがないとすると、教えていただけるかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、確認のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 35ページ、雑入の関係の市町村交通災害共済加入推進費なのですが、この加入者が年々落ちているような感じがするわけなのですが、現在の嵐山町の加入率はどのくらいになっているのでしょうか。

それから、家族加入みたいな形になってくると思うのですが、その割合でいくと、学校単位の加入というのもあるのでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思えます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

交通災害のほうの加入者が年々減っているのではないかとということでございますけ

れども、確かに年々減ってきてございます。それで、24年度につきましては2,903人ほどの加入がございました。25年度につきましては2,753人ということで、150人程度でしょうか、少なくなっている状況でございます。こちらにつきましては、一応この加入推進につきましては、3月に毎年しているわけなのですが、区長会のほうで区長さんをお願いをいたしまして、各区の加入のほうを図ってくださいということでお願いをしている状況でございます。そして、加入がされているのですけれども、うちのほうも何とかこの加入はふやしたいなと思っているのですけれども、なかなかふえてないのが現状でございます。

今、委員さん言われたように、学校単位の加入ということなのですが、この交通災害共済については、特にこのパンフレット等を見ますと、学校単位ということではなくて世帯でという形で、その世帯の中にお子様もいらっしゃいますので、こちらで申し込みをしていただくというふうな形で推進をしているのだというふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、これずっと最初のころからすると、先ほど課長が言っているように減っているのです。これだけの数というと、嵐山町なんか、今、1万8,000何百人かいるわけですよ。それで2,700人台。まだまだこれは減るのかなと思っっているのですけれども、こういう形でやっていると、保険運営というのはやっていけるようになるのかどうか、その辺も疑問に感じるのですけれども、県全体でいけばもっと変わってくるのでしょうか、そこら辺は幾らか話やなんかは出るのでしょうか。どのぐらいの数になったら、保険はとてもし運営成り立たないとか、あるいはそのためにどのぐらいの事故補償が今までされてきているのか。それらによっては、赤字経営みたいになる可能性も出てくるわけですよ。その辺はどうなっているのでしょうか。

○松本美子委員長 山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

この交通災害共済が、どのぐらいの加入者がいけば成り立っていくかというようなことにつきましては、特に共済のほうからも説明といたしましうか、そういったような説明というのはされていないわけございまして、説明会等がございまして、少なくなっているのが加入の促進といたしましうか、推進には力を入れてやっていただき

たいというようなことは説明をしていただくわけですが、言われたように埼玉県内全部の市町村がこれを行っているというわけではないのですけれども、多くの市町村がやっていますので、今のところはある程度加入者が減ってきてもやっていけるのかなと。

それから、また加入が減っている理由の中には、こういったものではなくて、個人で保険に入られている方がやっぱり多いので、改めてこの交通災害共済には加入しないでやっていっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 加入の関係で、この推進費なのですけれども、これは1件当たりで推進費を支払っていくのでしょうか、あるいは加入者数で支払っていくのでしょうか。その場合、幾らぐらいの支払いが、1件当たりにするのだったらされてくるのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

この推進費につきましては、1人当たり幾らということで交付されるものでございまして、1人当たりが40円ということになってございます。その昨年度で言いますと2,753人分が交付されたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 23ページに住基ネットカードの発行数が52枚と出ていますよね。それで、先ほどの続き、川口さんの続きの住基ネット事業なのですけれども、始まってからの経費総額というのはどのくらいになっているのか。それから、25年度で総発行数は幾らになっているのか。そうしますと、今までの発行件数で発行額、総経費で1枚当たりの発行額というのは大体出てくると思うのですが、どのくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、70ページの先ほどの国民年金の話なのですが、免除率が37%になっていますけれども、法定免除が319人、そして申請免除が336人で、納付猶予が70人で、学

生特例が278人ということになってはいますが、私は先ほど聞いていてわからなかったのは、年金の総加入者と言ったのですかね、1万4,341人。加入者というのは、20歳以上の人のことを言うのか、それとも第2号被保険者というのが入っていないから、こういうふうな形になってきているのか。この形、実態把握をするのは、この表でいくのはちょっと難しいかなと思うのですけれども、その点について伺えたらと思っています。

続いて、71ページになりますけれども、これで老齢基礎年金の方が4,516人、受給者が4,516人で、30億6200万、年金額がですね、そのくらいになっているのですけれども、そこから町民税と県民税と、それから国保税を支払われていらっしゃる方というのはいるわけなのですが、その事務というのは町民課でやっていくのか、どこでやっているのか伺いたいのですけれども、この関連ですね。今まで気がつかなかったのですけれども、それはどういうふうな形でやられていたのか伺いたいと思います。

それと、72ページになります。後期高齢者医療保険事業なのですが、これが健康診査業務委託料が385万6,010円、人間ドック委託料が114万円ということで、大体人数と健診の結果でわかる嵐山町の高齢者の状況というのはどのようなものか伺いたいと思います。

以上です。

- 松本美子委員長 渋谷委員に申し上げます。25年度の決算審議は、現在行われているわけですが、住基カードの関係につきましては、総務費の総経費の質問はそれ以前も含まれておりましたので、よろしくすみません、お願いしたいと思います。
- 渋谷登美子委員 何ですか。ちょっとわからない、言っていることが。
- 松本美子委員長 住基カード総経費です、質問は。
- 渋谷登美子委員 総経費ですけれども、例えば1枚当たりの発行額を、160万856で割ると52ですよ。そうすると、1枚円当たりの発行額というのは、嵐山町では3万円ぐらいなのです。でも、実際に総額でいくと、総経費でいくと、多分総発行数は605枚になると思うのです。それで、総経費でいくとどのくらいになるのかというのを、私は一応事前に言っているのです。
- 松本美子委員長 言っているからいいというものではないから。
- 渋谷登美子委員 ということで話してあって、それで経費総額と、それから大体わかる範囲でというふうな形をお願いしてあります。1枚500円ですからね。町民の方が

払うお金は500円で、町の負担額はどうなっているかということを知りたいので聞きます。

聞くなと言われてたら、総括にしますけれども。このくらいのこと言っただけいいのではないの。

○松本美子委員長 それでは、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 2時32分

---

再 開 午後 2時35分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

町民課に関する部分の質疑を続行させていただきます。

渋谷委員さんの質疑に対して答弁をいただきたいと思います。

まず、住基カードの関係ですけれども、答えられる範囲内で山下町民課長、お願いをいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

23ページの住基ネットワーク事業の関係で、住基カードの関係でございますけれども、この住基ネットワークシステムというのが平成13年度から始まってございまして、25年度までですけれども、その経費、町で払っている経費といたしましては4,685万6,260円というのが、この経費で支払いをしている状況でございます。住基カードの発行枚数というのが、住基カードはちょっとおくれて、平成15年8月25日から住基カードの発行が開始されました。それ以降の発行枚数といたしますと、611枚を発行してございます。これの単純な計算をいたしますと、さっき申し上げました4,685万6,260円を611枚で割りますと、1枚当たりの単価としますと、7万6,688円が1枚当たりの単価というような形になります。

それから、70ページの国民年金の関係でございます。被保険者の加入者というのは、どういう人のことかというようなご質問だったかと思うのですけれども、こちらの70ページの中段ぐらいにあります表を見ていただきますと、被保険者のことが書いてございますが、第1号被保険者と第3号被保険者、こちらを合わせて合計いたしますと4,009人が26年3月末現在の加入者というような形になります。加入者とまた年金をいただいている人とは違う。もう受給されておりますから。この加入者については、保険料等を支払わなければいけないわけですが、60歳以上といたしまして、その人たちは逆に年金をいただくというような形になりますので、加入者といいます

と、ここに書いてある人数ということになります。

それから、71ページの老齢基礎年金の関係でございますが、これは年金からの天引きをどこで担当しているかというようなご質問だと思いますが、町県民税につきましては税務課のほうでございます。それから、国保税もそうですね。それと、あと年金からは介護保険料も引かれますし、後期の保険料も引かれます。というようなものが天引きをされるような形になってございます。

それから、72ページの後期の高齢者医療の関係でございますけれども、人間ドックの人数と状況、あと健康診査の業務委託料の状況でございます。こちらの健康診査業務委託料につきましては、広域のほうから後期に関する健康診査を受託してやっているものでございまして、こちらの健康診査に係る費用として、このうちの371万8,285円、それから受診券の作成料といたしまして1万9,873円、それからデータ管理料ということで7万6,590円、それからデータ手数料4万1,262円というようなことを合計いたしまして、健康診査業務委託料の385万6,010円ということでございます。

健康診査のほうを実施した人数でございますけれども、25年の4月1日現在で対象者数が1,937人、うち実施をしていただきました人数につきましては448人ということで、実施率につきましては23.1%というような形になってございます。それから、人間ドックの関係でございますけれども、こちらにつきましては57の方が受けていただきましたして、1人当たり2万円の助成ということで114万円の支出になってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これは、年金からの介護保険料とか、控除、引いてあれするのは全部税務課がやっているのですか、介護保険料も、それから全て税率を。それは税務課がやっているということで考えることなのですね。ちょっとよくわからないのですが、それが1件と。後期高齢者はこちらでやるのかなとか思ったのですが、それも違うのですね。

健康診査業務委託料は、これは県のほうに、どういうふうな傾向かというのは、結局嵐山町の傾向というのは、全部後期高齢者のほうに行くから、嵐山町ではこれもわからない。医療の傾向というのですか、大体の健診をした後の後期高齢者の健康状況の傾向というのは、嵐山町では把握できない感じですかということを伺います。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

失礼しました。介護保険につきましては、長寿生きがい課、それから後期高齢者医療につきましては町民課のほうでやってございまして、先ほどの税務課とあわせて天引きをしている状況でございます。

それから、健康診査を受けた医療の傾向ということでございますけれども、その診査を受けたということではなくてお答えをさせていただきたいと思いますが、後期高齢者医療に加入をされている方の疾病の状況というので、ちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

○渋谷登美子委員 それは、後期高齢者医療のほうでやるからいい。

○山下次男町民課長 いいですか。ちょっと資料のほうが、健康診査を受けたそのデータはないものですから、申しわけございませんが、ではそのようにお願いいたします。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私、今まで全然気がつかなかったのですけれども、年金に関してのことというのは、介護保険料と、それから後期高齢者と住民税と、そして国保にかかわるものというのは、それぞれの担当課がそれぞれ天引きというか計算をして、年金の中から、年金額がそれぞれの人の年金額ちょっとずつ違うと思うのですけれども、それぞれを計算して、そして年金を支払うところというのは、嵐山町のこの町民課が行うということなのですか。

これ、今まで全然気がつかなかくて、国から直接来るものだとばかり思っていたのですけれども、そういうふうな形なのか。それとも、計算したものを国のほうから嵐山町が徴収して、そしてその部分を各年金受給者に渡すというふうになっているのか。私、この手順が全く気がつかなかったので、すみません、教えてください。

○松本美子委員長 山下町民課長、答弁お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

年金受給者の方にそれぞれお支払いをするのは、手続をするのは年金事務所が行います。その額、その個人の方に支払う年金額というのがありますけれども、その中からこれだけを引いてくださいというのは、町のほうでやるという、各担当課のほうでやるということでございまして、町のほうでその額をもらって、それを個人の方にお

支払いをするというようなことではございません。年金事務所のほうから直接でございます。その中から引くというのは、町のほうが年金事務所に、この額をこの人とこの人たちについてはこれだけ引いてくださいというのは、データをつかって年金事務所のほうで引いていただいているというような形になります。年金事務所と申しますか、各社会保険庁ですね。年金事務所ですね。すみません。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

安藤委員さん、どうぞ。

○安藤欣男委員 今、この保険、国民年金の関係ですが、今は社会保険庁になっているので、なかなかわかりにくいわけですが、免除率が大変高くなってきているということが一般的に報道もされています。嵐山町の免除率は37.3%という捉え方でいいのだと思うのですが、この数字というのは近隣からしてどんな状況なのか、わかったら教えてください。学生免除なんかが多くなってきているのかどうか。それが1点と。

学生免除が終わった後、この免除の期間のあれは後で精算させるのですか。今度、新しく厚生年金なんか入っていくわけだけれども、その期間のあれは、社会保険庁のほうで、直接担当者、関係者に手当てをしていくというシステムなのでしたっけ。ちょっとわかりにくいので、教えてください。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

国民年金の免除の関係でございます。嵐山町は、25年度、37.3%というような状況でございますが、近隣の状況ということでございますけれども、免除率、川越管内で見ますと平均が30.8%です、川越の。そして、市町村別に見てみますと、東松山市が34.5%、滑川町が32.1%、小川町が34.4%、川島町が27.7%、吉見町が30.4%、鳩山町が29.3%、ときがわ町が32.8%ということでございますので、嵐山町がこう見ますと、一番高い免除率というような形になっているのかという、そんな状況でございます。去年に比べましても、4%弱ですけれども、高くなっております。

これも皆さんにこういった免除の制度というものが、ある程度普及をしてきたというようなことも大きいのかなというふうに思います。個人、個々の状況と申しましうか、それはそんなに一概に苦しくなったというようなことはないと思いますので、



逆にこういう制度があるというのを皆さんがご承知いただいて、申請をしているのかなというふうに思います。

それから、この学生免納付特例の後、終わった後の関係でございしますが、後納制度という形で10年間、払うような形になるわけですけども、それについては多分納付書で、会社とかではなくて納付書が送られてきて、それによってお支払いをしていただくというような形になるのだというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 今の答弁でわかりましたが、そんなに嵐山は高い。ただ、今おっしゃったシステムがよくわかってきて、活用しているのだろうということですが、そのほかには法定免除の関係は、そんなにはふえてきていない捉え方でいいのですか。

○松本美子委員長 山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

法定免除の関係ですけども、法定免除の人数につきましては、逆に減っております。24年度が324人、25年度につきましては319人ということで、5人減っているという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩をとらせていただきます。10分間の休憩ということで、すみません、お願いいたします。3時ということで、すみません、再開させていただきます。

休 憩 午後 2時52分

---

再 開 午後 3時01分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

森委員、どうぞ。

○森 一人委員 主要な施策の説明書の125ページになります。

放課後子ども教室事業ですが、県からも補助金が46万円ほど出ております。前年の120万何がしから大幅に減額となっておりますが、参加者の減から来るものなのか、どういった理由なのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 お答えいたします。

放課後子ども教室の参加者総数が、平成24年度は35名ほどおりました。25年度は31名と、若干減少しております。そういった中で、コーディネーター、サポーターの勤務時間、こちらが大幅に減少いたしまして、総額が減額ということになっております。以上です。

○松本美子委員長 森委員、どうぞ。

○森 一人委員 今、放課後子ども教室については、文教のほうでも調査課題といえますか、調査研究させていただいておりますが、要望的なものになるかもしれませんが、今後、文科省と厚労省とが放課後子どもプランというのを推進しているとなっております。嵐山で行っている子ども教室が独自性がある地域性があるとはしても、事業が縮小傾向になるのであれば、国の方針に沿うような事業の見直しも必要ではないかと思っておりますので、要望と出させていただきます。お願いします。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 では、質問させていただきます。

最初に、ページ数の少ない21ページからお願いします。行政財産の使用料ということで、ふれあい交流センター行政財産使用料ということで、行政財産というのは何を言うのか、まず最初にお聞きいたします。

それと、次に53ページ、ボランティア活動支援事業の中に報酬として153万円の支出が出ておりますが、何か聞くとところによると、この1年間お勤めではなくて、若干期間が短かったようなことがお聞きするのですが、その辺の理由をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、3点目に130ページのノルディックウォーク、スポーツの一種の中でノルディックウォークというスポーツが最近はやっておりますが、いろんな方がストック

を持って運動を楽しんでおりますが、ここに講師謝礼ということがのっております。どんなことをしての謝礼なのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

4点目ですが、次のページ、131ですが、上部のほうに都幾マレットゴルフ草刈り等謝礼と書いてありますが、この草刈り等と、等というのはどういうことなのか、またこの謝礼の内容をお聞きできればというふうに思いますが。

以上、お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、お答えいたします。

まず、21ページの行政財産使用料でございますが、こちらにつきましては商工会に貸している部分の使用料でございます。24万円ということで、年間の使用料でございます。商工会につきましては、このほかにも面積割ということで、光熱水費等も負担をしていただいております。

続きまして、53ページ、ボランティア活動の非常勤職員報酬でございますが、こちらにつきましてはボランティアコーディネーターの報酬でございます。月額17万円でございますが、昨年度につきましては、年度の途中でご本人の健康上の理由で退職をされました。若干、すぐに補充といたしますか、後任が見つからずに、最後3カ月ですか、12月末で退職ということで、1、2、3カ月につきましては空席でございます。その分が減額となっております。

それから、130ページのノルディックウォークでございますが、こちらにつきましては講師2人で、これは歩き方の指導等でございます。そういう指導者への謝礼ということでございます。

それから、131ページの都幾マレットゴルフ場の草刈り等でございますが、大蔵町南会に一括でこの管理をお願いしております。草刈りだけでなく日常的な管理も含めて、除草剤をまいていただいたりとか、それも含めて管理をしていただいているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、最初から再質問させていただきますが、商工会の使用料、主ということだと思のですが、この中に先ほどそのほかにもというお話だったので

ですが、ここには載っていないわけですね。商工会の施設だけが24万ということで、先ほど何点かありますというふうなことは、ほかのページに載っているということですね。

2点目ですが、ボランティアの推進ということで、ボランティアコーディネーター、お勤めしていただいていたわけだというふうに思いますが、内容的にも全てのものをボランティアについて、あそこでするものについては統括してやっていただいたのだというふうに思います。いろいろなボランティアがあるわけですから、仕事の的にも大変だったのではないかなというふうに思いますが、そこら辺でおやめになるときに何かお話しになったことがあるかどうか、やめる理由が何かほかにもあったかどうか、ありましたらお聞きできればというふうに思いますが。

それと、3点目ですけれども、ノルディックウオークの謝礼なのですけれども、教室というか、先生が何か指導してくれたのだというふうに思いますが、どういう状態で、例えば団体を集めて参加者を募ってやったとか、何かもうちょっと詳しくわかればというふうに思いますが。

それと、都幾マレットゴルフについては、町南会に一括したものだということで、私、個人にやっているのかなというふうに思ったものですから、これについては結構です。

以上、よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

まず、行政財産の使用料でございますが、ほかにもということではなくて、これは施設の使用料ということで、年間決まった額をお支払いいただいているのが24万円でございます。この商工会さんについては、施設の使用料だけでなく、電気や水道といった光熱水費についても、それは使った分の床面積割ということでご負担をいただいているということでございます。

それから、ノルディックウオークについての内容等でございますが、参加者につきましては昨年は13人でございました。これは広報等で募集を行いまして、ご参加をいただいた一般の町民でございます。講師につきましては、ファイブルクラブという総合型地域スポーツクラブに講師をお願いいたしました。

以上です。

- 松本美子委員長 答弁漏れをすみません、お願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

- 植木 弘文化スポーツ課長 ボランティアコーディネーター、おやめになった理由ということでございますが、秋口ぐらいから健康についてのご相談をいただいております。かつて持病をお持ちだということで、それが再発をしたのだけれども、主治医と相談をして、手術をするかあるいは経過をそのまま見守るかということで、夏ぐらいからしばらく様子を見ていたのですけれども、やはり体調が思わしくないということで、責任ある仕事ですので、周りに迷惑をかけてはということでご本人のたつての申し出でございまして、あくまでも健康上の理由というふうに伺っております。

以上です。

- 松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

- 長島邦夫委員 再質問2つほどさせていただきますが、まずはノルディックウオークの関係ですけれども、13名の方がその広報に対して申し込みをして、教室を行ったのだと。これ、1回だけだったのかどうか、継続的なものももし何か考えているものがあるれば、少し教えていただければというふうに思います。

それと、ボランティアの活動支援事業のことですが、なかなか多岐にわたって統括するので大変なのだろうなというふうに思ったものですから、多少なりとも仕事上で詰まってしまったところがあったのかななんて思ったりなんかしたものですから、勘ぐってお聞きしたわけでございますけれども、そういうことではないということでお聞きしました。

それで、私、総括をするのですが、このボランティアのことについて少し突っ込んで質問したいというふうに思いますので、各課にわたるところがあるでしょうから、お願いしたいというふうに思います。

それでは、ノルディックウオークのことだけよろしくお願いします。

- 松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

- 植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

ひとり1スポーツの事業として、スポーツ教室を毎年行っております。幾つか新しい種目を、競技について導入をするというのが一つの狙いでございまして、その新し

いスポーツについての普及を図るということが1つ。それから、普及を図れたその次の段階としては、自主サークルのような形で、その競技に取り組む町民の方をふやしていきたいというような狙いで実施をいたしておるものでございます。

ノルディックウォークにつきましては、ストックを持って歩くということで、回数を多くということは特に考えておりませんで、こういうような方法で歩くということを知っていただくというのが、まず1つ、体験をしていただくということと、それから町が育成に力を入れております総合型地域スポーツクラブのファイブルクラブというところでも、そのノルディックウォークを行っておりますので、その後の活動等については、そちらのクラブのほうを紹介するというような形をとらせていただきました。ということで、昨年につきましては1回のみで開催でございました。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 3カ所お伺いします。

21ページの使用料及び手数料の中に、南部交流センターの使用料58件ということで、昨年40件でしたが、今回約1.5倍にふえております。どういった方々が使用なさったのかお伺いいたします。

次のページの22ページ、海洋センター使用料、プール3,669人ということで、昨年より約400人ぐらいの人数が伸びております。きれいにリニューアルをしたところでございますので、やはりきれいになって、新しいところに行ってみようと思って多くなったのかなとは思いますが、たしか無料の日を設けていただいたと思うのですが、その無料の日も入れての人数なのか、内訳、小学校、中学校の人数とかもしわかれば、教えていただきたいと思ひます。

そして、128ページの鎌形八幡神社拝殿補修工事費ということで50万円、これ説明もありましたが、順調にきれいになったと思ひますが、一応内容をお伺いしておきたいと思ひます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 私のほうからは、21ページの南部交流セ

センターの使用料の関係につきましてお答えしたいと思います。

昨年40件から25年度は58件に増加ということですが、その中で音楽関係の団体、あるいはそれから先ほどから話に出ていますファイブルクラブの関係者のご利用といった利用が増加いたしました。

以上でございます。

○松本美子委員長 萩原副課長、お願いいたします。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長 海洋センターのプールの利用人数についてお答えします。

3,669名という数字は、お金をいただいた有料の人数でございます。無料の方を含めると4,167名、無料の方は498名いらっしゃいました。

以上です。

○松本美子委員長 植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 鎌形八幡神社の改修についての補助事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、拝殿、指定文化財になっている本殿を覆う拝殿ということで、その文化財保存に極めて影響が大きいということで、町の文化財の補助金の交付要綱に基づいて支出をさせていただいたものでございまして、事業費の2分の1が補助率でございますが、事業費の上限が100万円となっております、支出額は50万円が限度ということでございます。

事業に当たっては、はるかに多額の経費がかかったというふうに伺っておりますけれども、これによりまして雨漏り等が防止できる。屋根の吹きかえということでございますので、ごらんいただいておりますかと思っておりますけれども、きれいに仕上がっております。年度の当初で実施をさせていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 ちょっとお待ちください。先ほどの畠山委員さんの質問の中で答弁漏れがございますので、お願いしたいと思います。BGプールの小中学生の使用についての人数というようなことがあったかと思うのですが。

では、萩原副課長、お願いいたします。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長 今持っている資料では、大変申しわけありませんが、有料の人数だけで、細かく分かれた数字は持っていません。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、質問どうぞ。

○畠山美幸委員 21ページの件はわかりました。

22ページのプールの件ですけれども、細かい内訳はわからないと思うのですが、大体町外の方と町内の方で、何人ずつぐらいいるかというのは把握されていますか。それで、できれば町内の方が、お子さんが中学校くらいまでが例えば6割とか4割とか、そのぐらいのレベルぐらいはわかるかどうか、もう一度そこをちょっと確認させてください。

それで、お子さんが来る場合は、恐らく自転車、徒歩で来ていると思うのですが、あそこに来るまでの、徒歩なのか、何を利用してあそこまで来ているのか、そこまでもしわかったら教えていただきたいと思います。

128ページのほうは、文化財指定ということできれいになりましたし、何かこの年度中に周知をして、ぜひごらんくださいとか、そういうような周知活動はなされたのか、あとお披露目会みたいなものはなされたのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お願いいたします。

プールの無料ですが、無料につきましてはチケットを発行しておりませんので、どのぐらいの年齢の方が何人というような把握はしておりません。団体として、例えば嵐山幼稚園さんがお使いになるとかという場合には、そういう事前の団体予約のようなものでいただければ人数は把握しておりますけれども、細かい内訳については、チケット発行しないということで、チケットを発行する場合には、小学生かそれ以上かということがわかるのですけれども、そこまでの細かい数字はなかなかちょっと把握できないところでございます。

それから、交通手段につきましては、小さなお子さんですと、親御さんも一緒に見ていただくというのが条件になっておりますが、小学生あるいはそれ以下のお子さんですと、大概親御さんが送り迎えをされているというのが多いようでございます。町外か町内かということも、そういうチェックも実際には窓口では行っておりません。

続きまして、鎌形八幡神社でございますが、難しいところなのですが、特に町民への周知というのは行っておりませんで、先ほどもちょっと申し上げたのですが、文化



財は拝殿の中に納まっている一回り小さな社殿があるのです。その建物が指定の文化財になっておりまして、この建物につきましては、ふだんから一般の方がごらんいただけるものではないのです。春祭り、秋祭り等のお祭りのときに扉を開いていただいて、そこから中がごらんいただけるというものでして、特に特別なイベント等を設けてごらんをいただくというものは、去年は実施しておりません。ご指摘のように貴重な公費を使って補助をしておりますので、今後、何らかのことを地元の総代さんともご相談をして検討させていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 プールの関係ですけれども、無料のところだけではなくて、3,669人の方々の小学校、中学校、また大人の方という、もし比率というか内訳がわかると助かるなど。多分、子供は100円だったかな、大人が倍の200円ということですから、券の販売数を見れば割合がわかると思うので、もしわかれば、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

鎌形のほうは、私もその中のものというのは全然わからない。そこが文化財ということが、今、私わかったのですけれども、ぜひ、もし見せていただけるものであれば、期間を決めてぜひごらんになっていただいたらいかかなと思いますので、今後の課題にさせていただきたいと思いますので、答弁はプールのほうだけでお願いします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 申しわけありません。ちょっと手元に小学生と大人の分けた数字を持っておりません。後ほど数字をお届けすることでよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員 お願いします。

○植木 弘文化スポーツ課長 よろしくをお願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 1点ほどお伺いします。

今の128ページ、文化財の関係なのですけれども、指定文化財保護管理ということで、予算の中には越畑の獅子舞保存会、3年連続して15万の予算で出ているのですけれども、やはり3年前の東日本大震災のとき、自粛ムードで中断してから、それから

全然活動がされていないのですけれども、その地区の、町の考えで予算をつけているわけなのですけれども、その考えを聞きたいのですけれども、よろしくをお願いします。

- 松本美子委員長 吉場委員さんに申し上げますけれども、予算関係はここでは……
- 吉場道雄委員 使われていないけれども、使われていない考えなのです。いいのではありませんか。

〔「使われなかったのはなぜかということ」と  
言う人あり〕

- 吉場道雄委員 どうして使われていないか。使われていないのに予算つけるのかということ、決算のほうで。
- 松本美子委員長 ページは、すみません。決算に出ていないって。
- 吉場道雄委員 予算がついているけれども、使われていないからいいのではないですか。
- 松本美子委員長 すみません。吉場委員に申し上げます。もう一度ページ数をしっかりとお話をさせていただきながら、質疑をしていただければと思います。
- 吉場道雄委員 いいのですよね。すみません。私の説明不足で申しわけございません。ページ数128ページ、先ほどの文化財の関係なのですけれども、予算で越畑の獅子舞、15万と予算つけているのですけれども、実際には活動していないということでゼロなのです。ある程度予算つけたのは、使ってもらうような努力していると思うのですけれども、町の考えをちょっと聞きたいのですけれども、間違っていますか。
- 松本美子委員長 それでは、吉場委員さんの質疑に対して答弁をいただきたいと思います。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

- 植木 弘文化スポーツ課長 指定文化財のこちらの指定文化財保存管理事業の中には、決算としては越畑獅子舞保存会への支出は出ておりません。発生しておりません。震災の年から活動を中止しております。保存会さんとも何回も協議をさせていただいておりますが、後継者が実態としていないということで、後継者養成のための事業ができないのだということで、現状では活動ができないというふうに承っております。

ただ、神社への奉納もされておりませんし、獅子舞としての、後継者養成だけでなく、活動が今は行われていない状態なのです。このままですと、貴重な文化財が途切れてしまう可能性があるということで、町としては何とか形を、どういう形でもいい

から絶やさないための努力をしていただけないだろうかということで、お話をしているところなのですけれども、なかなか保存会だけでは限界があると。それから、区の中にもなかなか理解をいただけない部分があるということで、難しいのだというお話を承りました。

ここの28ページのところの文化財保護事業というのが、このすぐ下にあるのですけれども、ここの報償費で文化財講演会ということで、ここに講師謝金として1万円を上げさせていただいたのが、これは越畑獅子舞に関する越畑区民を対象とした講演会でした。町としては、こういう講演会等を通して越畑獅子舞の文化財としての価値を区民の方に知っていただき、何とか文化財の途切れないで今後続けていくための関心を高めていただきたいということで、25年度についてはこういう講演会を実施させていただき、そして保存会さんとは協議をさせていただいているというところでございます。

ということで、予算は、何とか続けていただく体制を整えば、いつでもこちらとしてはお支払いをする用意がありますという、そういう町の姿勢を保存会さんにお示しするためにも、予算は計上させていただいたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 再質問したいと思います。

私も、今課長が言ったような考えで質問させていただきました。やはり、町の文化財の指定になっているし、かつて県の指定にもなっていたわけなのです。本当にすばらしい文化財だったわけですが、やはり一度消滅すると、新しく復活すること絶対無理だと思ふし、新しいこういう文化財をつくるというのはもっと難しいと思ふますし、ふるさともかつてそういうことがあったのです。だけれども、いろいろ形を変えたり、工夫を変えたり、安藤委員なんかいろいろ相談しながら、いろいろ形を変えて神社の……

○松本美子委員長 吉田委員に申し上げますけれども、個人的な考え方は申しわけないですが、決算です。

○吉場道雄委員 わかりました。かつて努力してきたことがありますので、そういうこともあるのだから、そういう指導も地域の方にして、どういう形でもいいから、私もだからそこは町の考えと同じなのですけれども、絶やさない、絶対、そういうような

努力をしてもらいたいと思うのですけれども、その辺の考えちょっと。

○松本美子委員長 答弁をいただきます。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 町も吉場委員さんおっしゃるとおり、同じ考えでございまして、今後も越畑の保存会あるいは地区に対しましては、そういう趣旨で働きかけを続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 21ページの先ほどのふれあい交流センターの行政財産の件なのですが、そうすると観光協会はどういうふうになっているのかなと思ひまして、ちょっと伺いたいと思います。

それから、22ページの各小中学校の体育館、使用料が入ってきているわけですが、意見として、夏場の利用者からの、暑くてしょうがないという苦情というのは上がってきているのかどうか伺いたいと思います。

それから、36ページですけれども、一番上なのですけれども、自動販売機の管理料や一時金がここで入ってきているのですが、図書館には一時金はないですね。ふれあい北部交流センターにも一時金がないと。これはどういうものなのでしょう、ちょっと伺いたいと思います。

それと、127ページの文化財保護審議会の運営事業なのですが、これはどういうときに審議会を開くのでしょうか。去年は、これだとちょっと開いていないみたいですが、何か文化財が出たときに、これを嵐山町の文化財として指定するために開こうとするのか、それはどういう経路で審議会のほうに情報が伝わるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、お答えいたします。

まず、行政財産の使用料ということでございますが、観光協会につきましては、これは商工会のほうに町からお貸しをいたしまして、商工会から使用の許可をいただいております。ということでございます。

それから、22ページの小中学校の体育館、夏場の暑さの苦情等があるかどうかというところでございますが、主に利用は夜間が中心でございまして、町のほうには、暑いのでエアコンを入れてほしいとか、そういうような苦情はいただいておりません。

それから、36ページの自販機の件についてでございますが、こちらについては昨年度はB&Gの4台、それからふれあい交流センターの1台、そして北部交流センターの1台を新たに設置をいたしました。図書館については、その前から入っているものでございまして、特に前の契約そのままの継続でございます。

これについては、新しく昨年度途中で契約をする時点で、自動販売機についてもたくさんの方がございまして、それぞれにセールスポイントを持っております。場所によって売り上げが変わってまいりますので、業者とすると、同じ条件では置けないということございまして、かつてやすらぎに置いてあった自販機については、業者が撤退をしたという経緯がございます。北部交流センターにつきましては、やすらぎも、それから北部交流センターの利用者も共通して使えるようにということで、今回は北部交流センターの外に設置をさせていただきました。こういう経緯がございます。

そして、売り上げが異なるので、業者としても同じ条件では置けないということで、それぞれの場所に合った条件というのを、業者のほうから提案をしていただくということによって業者選定を行わせていただきました。その結果、町にとって最も有利な条件という中で業者の決定を行いましたので、それぞれの場所によって、一時金があるとかないとか、それから一時金の金額ですとか、そういった条件も異なってまいります。ということで、このような金額になったということでございます。

続きまして、127ページの文化財保護審議会でございますが、こちらは審議会でございます。昨年は1回会議を行っておりますけれども、町のほうから諮問をする事項がなければ、基本的には開かないというのが原則でございます。指定文化財にかかわる、例えば昨年の場合ですと、鎌形八幡神社の指定文化財の補助事業が行われたりとか、あるいは新たに指定文化財を町で考えているのだけれども、その価値についてどうかというような事案が生じた場合に、文化財保護審議会のほうに諮問をいたしまして、それに基づいて会議を開いていただくということでございます。昨年は、それが1回行われたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、お願いいたします。どうぞ。

○川口浩史委員　そうですか、わかりました。

文化財の関係なのですが、今回の事業の中で防空ごうが埋められたわけなのです。ちょっと私考えまして、なぜ嵐山で防空ごうが必要だったのだろうか、空襲があったのかなど。

〔それはちょっと違う〕という人あり〕

○川口浩史委員　いやいや。それで、私、博物誌をちょっと読んでみたのですけれども、嵐山の空襲というのは載っていないのです。ほとんどがビルマだとか、ガダルカナルだとか、そういうところでの戦いはいろいろ経験して苦しかったというのは、これは載っているのです。これはいっぱいなのです。ただ、嵐山の状況というのは載っていないのです。唯一、宮本先生、前教育委員長された、あの方が嵐山も空襲、空襲というかな、1機来てばばばとありましたと。それが書いて、ちょっと私が見ただけで、急いで見たので。そうすると、なぜ防空ごうがあったのだろうか。しかも杉山のあの辺で。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員　私も、それも考えました。これから来るのではないかということも考えました。そういうこともあるのかなと思って、あれは文化財にはなじまないということであるのでしょうか。担当課としてはどういうふう考えたのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○松本美子委員長　では、答弁を植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

防空ごうの埋め戻しにつきましては、これは指定文化財でございまして、担当は文化スポーツ課でございまして。ですから、決算の上にも上がっておりません。

余談といいますか、参考までにお話をしておきますと、嵐山町の防空ごうについては幾つかあるのですけれども、これは空襲に備えては空襲に備えてなのですが、平澤を中心に軍需工場が建設されたり、あるいは町内菅谷や川島あたりでは、松の根っこを掘って松根油という油をつくったりとか、そういうような軍需物資を一時保管するための防空ごうというふうに承っております。

ただ、軍事機密が多かったようでして、実態は余りよくわかっていないというのが実態でございまして、防空ごう関係で町の指定文化財になっているものは、現状ではございまして。今回、埋め戻されたものについても、安全対策ということで埋め戻さ

れたというふうに伺っております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 平澤や菅谷のことは、博物誌にも載っているのです。ですので、工場として、これは河井委員が詳しいのですけれども、よく私も聞きまして、そういう工場建設がされてあったと。カネボウがあそこの工場をつくろうとしたというようなことまで書いてありました。

問題は、あそこの杉山がふさわしくないのかということなのです。指定はされていないのは、それはわかっているのです。ふさわしいのか、ふさわしくないのかということで、ちょっと総括的になってしまうから、総括でやります。やろうと思っていたのですが、いいです。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○川口浩史委員 はい。

○松本美子委員長 それでは、川口委員さんの再質問につきましては、取り下げさせていただきますということにします。

そのほかに質疑ありましたら、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 21ページ、22ページになると思うのですけれども、ふれあい交流センターや文化スポーツ課の持っている施設なのですけれども、住民の方が活用される施設なのですが、使用料という形ではわかるのですけれども、無料で使われている、子供さんたちも使われている、そういったものは全体にそれぞれの程度ぐらいつ使われているかというのを、まず伺いたいと思います。無料の部分とそうではない部分、活用状況というのですか。

その次に、放課後子ども教室なのですが、嵐山町としての事業評価というのですか、それはどのように捉えているのか伺いたいと思います。

それと、次に126ページで図書館に係る問題なのですが、図書館運営協議会の方が5人という形で、現状で図書館の課題というのはどのように思っていらっしゃるか。例えば図書館多目的室の利用回数とか利用者数、そして図書館を利用される方の変化、それに合わせて本も、24年度と比べると若干ですけれども、購入額がふえているのですけれども、それに合わせたような本とかDVDに、多分なっているのだろうなと思

いますし、その点についてどのように把握されているのか伺いたいと思います。

それと、127ページの作業員賃金なのですが、35万400円、これはどのような作業を1人でなさっていたのか伺いたいと思います。

129ページになりますけれども、博物誌編さん事業なのですが、25年度ではどのような事業を行ってきて、それは進捗に対して、評価としてはどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 私のほうからは、21ページのふれあい交流センターの使用料の関係で、細かい数字の話になってしまいますが、ここに表示されておりますふれあい交流センター使用料2,179件、これはあくまでも歳入の部分でございますので、1回に会議室を2部屋、3部屋予約をして申し込みをし、お金をおさめていただいた件数という形になっております。

そして、25年度の会議室の年間利用件数は4,407件ございました。その中で、有料件数は3,816件、免除件数が591件でございます。同じように、北部交流センターでございますが、利用件数は526件、有料件数が305件、免除件数が221件。それから、南部交流センターですが、こちらは利用件数は171件でございます。有料件数が122件、免除件数は49件でございます。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 体育施設のほうについては、手元にそういった細かい数値を持っておりませんが、先ほどもプールのところで申し上げましたように、細かいところまで内訳を出すのがちょっと難しい状況でございます。概要については、後ほど精査してご提示させていただきたいと思います。

放課後子ども教室の事業評価ということでございますが、県から補助金をいただいているという関係で、毎年、活動報告を県のほうに提出をさせていただきまして、その実績に基づいて、また次年度の補助事業として認定をいただいているというところでございますが、何分にも、今までですと、小学校の高学年、4年生、5年生、6年生を対象にしておりましたけれども、子供の人数が少しずつ減っていると。



それから、放課後の過ごし方としては、学童保育等もございまして、あるいは塾に通うというようなこともあって、なかなかこちらのほうの放課後子ども教室に多くのお子さんが通っていただけないということもあります。毎年、内容については見直しをしておりますし、決算に直接はかかわりないかもしれませんが、26年度については、対象のお子さん方を小学校1年生まで広げるというようなことで、内容のてこ入れを行っているところでございます。

それから、場所についても、今はふれあい交流センターで実施しておりますが、学校の空き教室の状況等も検討して、もし学校の放課後の教室が使えれば、場所はそちらのほうに移すということも検討課題として、今年度については検討しているというところでございます。まだ強化のためのいろいろな検討作業を行っているというところでございます。

それから、図書館協議会についてでございますが、こちらについてはさまざまな図書館の課題がございます。それについてご審議をいただくということで、年に2回で、人数については8人でございまして、有償が5人ということでございます。今、委員さんからもお話ありましたように、余り使われていない多目的室の有効利用ですとか、それから図書の選定、その他の事業の内容、進捗、そういったものについて検討をいただく審議会という位置づけでございます。

それから、127ページの作業員の賃金でございますが、こちらについては指定文化財の保存管理事業ということで、主に杉山城跡の日常的な管理でございまして、杉山城跡については、杉山城跡保存会という組織が70人ぐらいいらっしゃいますが、こちらが年に3回ほど、メインで下草刈りを実施していただいております。

それから、シルバー人材センターをお願いをして、斜面部の危険な箇所の下草刈りを実施していただいたり、あるいは玉ノ岡中学校の生徒たちに、体験学習ということで参加をしていただいたりということはありませんけれども、日常的な見学遊歩道の部分の草刈りをしていただいたりとか、貴重な草花を保存していただいたり、倒れかかった木を整理してもらったりとか、そういった日常の安全管理、維持管理を含めた作業ということでお一人お願いをしている、それがこの作業員賃金でございます。

それから、次の博物誌編さん事業でございますが、こちらにつきましては、昨年度ホームページ上の公開が全て済みまして、編さん事業そのものが完了をしております。ここに決算で上がってきているものにつきましては、今、3階に、博物誌編さん室は

閉鎖をいたしましたけれども、その残務整理というのでしょうか、資料を整理して、今後活用していくための整理とか、あるいは資料を別の場所に保管をしたり、PCの中のデータを整理をしたりとか、そういうような残務整理にかかった経費ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員 そのほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 2点、お伺いいたします。

128ページ、上の囲ってある関係ですが、指定文化財環境整備業務委託料、25年度で畠山重忠公の像が修復をされました。これも国の資金を使ったりしながらやれたということで、大変よかったなというふうに思っております。

ただ、私も申しわけないというか、現場へ行って見ていないので、どんな直し方をしたのか不勉強で申しわけないのですが、ポリマーセメント注入ということでございます。セメント注入をして、傾きかけたのを直したと。土台あるいはあそこまで行くところの整備とか、そういうものは全然手はつけないということなののでしょうか。注入だけ書いてありますので。

その上に歴史環境研究所、ここが修復工事設計監理ということで48万3,000円払っています。事業料からすれば、設計監理料がパーセント的には大変高いように思うのですが、ここは25年7月25日からということで計画をしたのでしょうか。最終的には、これは監理ですから、20日でわかりますが、この会社はどのような関係のどこにある会社なののでしょうか、それも含めてお聞きをしておきます。

それから、次、31ページですが、B&Gの海洋センター、今回財団から補助金をいただいて中が整備をされました。また、プールも直されて、先ほど現場も見に行き説明いただきまして、内部的には本当にきれいになったなというふうに思っております。その努力に対しましては敬意を表する次第でもございますが、本当に大がかりな事業であって、B&Gからも補助金がもらえたわけですが、予算にはもちろんなかったわけなのかもしれませんが、体育館の屋根は直しましたが、外周塗装的なものは手をつけてありません。

行ってみますと、やっぱりネームは直しましたね、嵐山町B&G海洋センターということでネームは直してありますが、外装塗装全体は手をつけていないのです。補助

事業の関係で外装塗装までは組めなかったのか、あるいはB & G財団が外装までは含められないということで、こういう対応をしたのか。なかなか後で塗装するといったって大変なことになると思うのですが、今回、そういう決断をした理由はどうだったのでしょうか、そのことを聞きたいと思います。

○渋谷登美子委員 それでは、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

まず、畠山重忠公像の修復でございますけれども、町の指定文化財でございます。指定文化財の修復というのは、現状を変えないで修復するというのが、現状を維持するというのが原則でございます。まずその点でできる最良の措置ということは何かということで、平成24年度に調査を実施しております。この調査を請け負ったのが、歴史環境研究所というこの会社でございます。有限会社ですが、埼玉県白岡市にある会社でございます。文化財関係のこうしたいわばコンサルのような事業を専門にやっている会社でございます。かつて杉山城跡の保存管理計画を策定するときにも、この会社をお願いした経緯がございます。

今、申し上げましたように、現状を変えないでどのように修復をするかということで、本当ですと解体を試みたりとか、そういうことができれば、抜本的などいいますか、傾きを直すとかというような方法で、あるいは芯にまた鉄筋を入れて補強するとかということもできるのでしょうかけれども、ご承知のように、ここは国の指定史跡菅谷館跡の土塁の上になっているという条件もございまして、大規模な工事が実施できないという条件もございまして、そういう中で、像の中に長年、八十数年の経年劣化といいますか、そういう中で空隙ができています。像の中、それから地面と像の間の基壇の部分、玉石を組んでコンクリートが詰めてありますけれども、その中にも空隙があると。その空隙が広がった関係で、その部分が沈下をしたのではないかという結論になったわけなのです。

まだまだ空隙がたくさんあるということで、その空隙の部分にポリマーセメントを流し込むことによって、像全体を固定をするといいますか、補強をするということによって、この像は現状で十分に保存にたえるものになるだろうという見込みの上で、今回の修復事業を行うことになりました。

ただ、先ほどから申し上げますように、解体をして中の構造を完全に確認した

というわけではございません。それから、空隙部分についても、サンプルで穴をあけたところで見つかった空隙でございまして、どの程度の広がりを持っているかというのが未知数の部分でございました。ですから、実際に工事を行う施工業者と、それから現地の調査の未知数の部分、そのそごを埋めるためにも、設計の業者が現地で監理をする必要があったということから、今回のこの設計監理料というものを上げさせていただいたわけでございます。計算どおりにやれば大丈夫なはずだという工事とは違ひまして、その分、その手間がかかったというふうにご理解をいただければと思ひます。

それから、BGの修繕でございしますが、こちらにつきましては平成20年、21年ぐらゐの段階から、BG財団のほうには修繕を行いたいという計画を上げておりまして、時間をかけて、全国たくさんある自治体の中から、たくさん上がってくる計画の中から、嵐山に決定をしていただいたという経緯がございまして、その計画の中で、ここところは直したいのだということで計画を上げさせていただきました。財団のほうか持っている補助の財源の総額ということもあります。割り振りということもありまして、いろいろ計画を上げた中で、ではこれとこれは認めましようということで、今回の工事についても、事業についても認可をいただいたという経緯がございまして。

できれば体育館の床ですとか、プールの上屋ですとか、もっと予算に余裕があれば、実施したい箇所もたくさんあるわけなのですけれども、今回は特に傷みのひどい部分ということで優先順位をつけさせていただきまして、最低これだけは外せないというところか実施をさせていただきました。外見上は、ご指摘のようにもっときれいになったほうが、それは見ばえもよくなるわけなのですけれども、とりあえず使用する側として、床にでこぼこがあるとか、釘が飛び出しているとか、そういう危険な箇所を優先させたために、今回については、外壁の塗装まではできなかったというのが現状でございまして。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 畠山重忠公像の関係ですが、ポリマーセメントの注入というのは、それは外から注入を、穴をあけて注入したということに理解をするのですが、結局中は空洞だというふうにかねてから聞いておりますが、空洞の部分が、解体しないからわかんないということですが、エックス線で調べたりいろいろしたのだとは思ひますが、

その結果、ポリマーセメントで直すのが一番安上がりだということはわかりました。

現状を余りいじらないということですので、そうすると曲がった状況だったわけですが、それと台座も当然曲がっているわけですが、それは全然いじっていないということなのでしょうか。せっかく、この歴史環境研究所という、ここは恐らく歴史の関係ではプロなのだと思うのです。文化庁ですか、そういうところとの協議というか、現状を理解した交渉というか、そういうことは全然できなかったということなのですか。せっかく直すわけですから、嵐山町の一つのシンボルですよ、これも。畠山重忠公の像が、また40年、50年続けてあそこにあるということを願うわけですが、そういう長期的なことについては、問題ないという捉え方なのでしょうか。それは、やっぱり聞いておきたいと思います。

それから、海洋センターの関係ですが、BGの財団の補助ということで、1年延びて25年度にできたわけでごさいます、この改修ができて、中は本当にきれいになりました。剣道、武道場なんかも本当に使いやすく、あるいはけががなんか起こさないような状況になってよかったなというふうに思いまして、ご努力に対しましては敬意を表するわけですが、あそこもかなり経年劣化を外からもしたりしています。将来的には、私は延ばして、何とか予算措置もする必要があるかと思うのですが、ちょっと踏み込んでしまいますが、上屋シートの脱着、委託で上屋シートも脱着をして、そういう方式であります。これの将来的な構想的なものが、今のところ何かあるのでしょうか。特別はないという……。あえて踏み込みますけれどもと言って……。

○松本美子委員長　そういうことなのですから、答弁を植木文化スポーツ課長、範囲内で結構ですから、お願いいたします。すみません。

○植木 弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、畠山重忠公像につきましては、それ自体は町の指定文化財でございまして、のっている地面は国の史跡であるということで、どちらも大切な文化財なのです。重忠公像を例えば今傾きを直そうとしますと、大変大がかりな工事になってしまっていて、下の史跡のほうの遺構を壊すといえますか、現状を変えなければならないということでありまして、その辺については、国の許認可が必要になるわけなのです。

県を通じて事前に調整をさせていただきました。どうなのだろうかということでお諮りしたところ、やはり難しいだろうということでもあります。では、どんな方法が

あるかということで、現状を変えないで最良の方法をとということで、今回のポリマーセメントの注入ということになったわけです。24年度の調査で、像がのっているコンクリートの強度ですとか、下の台座の部分の強度等も計算をしていただきまして、ポリマーセメントを内部に、内部も大きな空洞というよりも、小さな空洞が幾つもあるのです。そこを全部流し込むことによって充填をするということで、全体が強くなるということでありまして、この修復工事によって、今後も当分の間といいますか、数十年と言ったらいいのでしょうか、維持ができるだろうということで、この方法を選ばせていただいたということでございます。

それから、BGのほうにつきましてですけれども、将来的にはどうかということでございますが、外壁を塗る、塗らないということもありますが、先日の一般質問の本会議のときの中にも、公共施設を今後どうしていくかというふうなことでも触れたかと思うのですけれども、将来的な公共施設の維持管理については、町内全体を見渡して、それから人口の動態ですとか財政の状況、いろいろなものがかかわってまいりますので、今現状で、このBGの体育館だけをどうしていこうかというような具体的なプランというのは、今のところまだ持っておりません。全体の中で決まってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに質疑ございますか。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 1点、お聞きいたします。

128ページの文化財の発掘調査事業なのですけれども、昨年発掘された主なところはどうだったのか。

それから、例えば発掘することによって、さまざまなものが出てきたりなんかするのだらうと思うのですけれども、現在まで、町はどのくらいのもものが保管されてきているのでしょうか。発掘すれば、もとのように戻していることもあるのだらうと思うのですけれども、どのくらいのもものが保管されているのか。その例えば修復作業等については、3階に行くと、幾つか土器やか何かもあるのですけれども、現在どこで保管して、どのような形で行われているのかお聞きしたいと思います。

この発掘作業、昨年8人でやっているわけなのですけれども、今後、町として発掘

する史跡、遺跡、その他の調査あるいはこうしなければならないとかというのは、町の開発や何かともあわせてされてくのかなと思っているのですけれども、どのくらい数がまだあるのか、その辺は調査されているのでしょうか。ちょっと踏み込んでしまうのですけれども。

○松本美子委員長 河井委員に申し上げますけれども、答弁のほうは答えられる範囲内ということで、すみません、お願いしたいと思います。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

昨年度、これは発掘調査事業となっておりますけれども、厳密に言う発掘調査ではございませんで、試掘確認調査というふうにご理解いただきたいと思うのですが、町では国庫補助金をいただきまして、この事業は、個人が住宅を建てている場合に、個人専用住宅については、公費で調査ができるということでございまして、建て替え、新築等の計画が上がった段階で、こちらでその場所を、家が建つ部分について試掘をさせていただきまして、下に埋蔵文化財があるかないかの確認をさせていただいております。昨年は、9カ所の確認調査を実施をさせていただきました。全て埋め戻した上で、その上に建物を建てていただいております、発掘調査そのものは実施していません。

出土品の保管ということでございますが、試掘確認調査では、あるかないかの確認だけです。出土品はほとんどありません。現在までに、昭和57年度ぐらいから発掘調査を実施しておりますけれども、大きなところでは、ミカン箱と言ったらいいのでしょうか、そのくらいのコンテナケースに1,000箱以上出た遺跡もございます。

今、場所としては、七郷小学校の裏に文化財整理室という、元七郷中学校の技術家庭科教室だったところですが、そこに保管をし、そこで入り切れないものについては、B&G海洋センターのそばにある砂利の駐車場のところにある昔の農業倉庫、その倉庫の奥半分、3分の1くらいでしょうか、半分ぐらいを使わせていただいて、そこに棚を組んで、そこに保管をさせていただいております。その2カ所で、今、保管をしています。若干、一部については、役場の3階ロビー等に展示もさせていただいておりますけれども、保管場所は2カ所でございます。

過去の発掘出土品等については、もう既に整理がほとんど終わっております、例えば修復ですとか、実測ですとか、そういった作業はほとんど終わっております。こ

こ5年、10年ぐらいで出てきた遺跡の出土品等について、まだ完了していない部分について、今、学術報告書を出すための整理作業を進めさせていただいているものがございまして。今回、8人の作業員は、そういった作業、それから過去のBGの砂利倉庫が半分ぐらいいっぱいになるくらいありますので、その過去の資料をきちっと整理するための台帳整備ですとか、そういったものもあわせて実施をさせていただいております。

それから、今後の調査の計画ということでございますが、計画と申しますか、実態がどうなっているかということでございますけれども、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地と申しまして、この土地には埋蔵文化財が埋まっている可能性が高いですよというところは、地図上に線を引かしまして、そういった箇所が190カ所余り嵐山町内にございます。

ただ、それは畑になっているとか、田んぼになっているとかということで、地表面が観察できる場所に限られておまして、山林内部は足を踏み込んでも、その下までは見えないということで、未調査の区域も相当あります。そういう部分については、大きな例えばゴルフ場開発ですとか、工業団地開発ですとか、そういった具体的な開発の計画が上がった段階で、その都度確認をさせていただいているということでございます。

周知の埋蔵文化財包蔵地につきましても、個人住宅の建設ですとか、あるいは町が町道を建設するとか、そういった公共事業ですとか、あるいは民間の企業が工場をつくるとか、そういうような具体的な計画が上がった段階で確認調査を実施しまして、発掘調査をしないで埋め戻すことによって保存ができるものについては、その場で埋め戻して工事を実施していただく。どうしても山を切り通して平らにしなければ、家が建たない、工場が建たないというような場所については、やむを得ず遺跡なくなりますので、埋蔵文化財の発掘調査を実施させていただくということでございます。実態としては、バブル崩壊以降、発掘調査の件数は極めて少なくなっておりますけれども、今後どのくらい数字が上がってくるかというのは、全く未知数であります。年間5件から10件ぐらいの個人住宅の確認調査については、ここ数年間は同じような数字で推移をしているというところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。



○河井勝久委員 今、説明、答弁を受けて、これだけのものが発掘されてあるということも、保管がどこにされているのかも、私も初めて知ったのですけれども、B Gのところそれだけのものが置かれているとか、あるいは七郷小学校の中にそれだけのものが置かれていると。その修復作業に携わる人たちというのは、ある程度専門的な知識を持って携わっているのでしょうか、それともそうではなくて、一般の人の公募か何かでやっているのかどうか。

それから、さらに修復されて、町民にこういうものが出土しているのですよというのを、私も展示されているものは幾つか、この3階等も含めて、あるいは学校等にもあるところがあるのですけれども、見ているのですけれども、これは町民に見てもらわなければならないのかな、あるいは見てもらいたいなというものや何かについては、その都度、その都度、発掘というか、作業工程の中で出てきているのでしょうか。そこから辺はどうなっているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長、どうぞ、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 まず、作業に当たる人間の専門知識はどうかということでございますが、町の埋蔵文化財担当職員は専門知識を持っております。その人間が、一般公募でパート、アルバイトのような方を研修といいますか、教えることによって技術を身につけていただいて、その技術のレベルに応じて作業をしていただいております。ベテランの方になりますと、10年、20年と同じ作業を毎日されている方がいらっしゃいまして、かなり職人的な技術のレベルを持っている方もいらっしゃいます。決して大学を出て考古学を専攻したという人間ではなくて、一般の主婦の方であったりとか、そういう方もいらっしゃいます。

それから、出土品の町民への周知といいますか、活用についてでございますが、専門家向けには発掘調査報告書等を出しますが、一般の町民の方は、町には残念ながら町立の博物館、資料館、展示施設はございません。役場のロビーにごく一部を展示をさせていただいているほかは、あとは嵐山史跡の博物館、県立の史跡の博物館に一部資料を提供したり、あるいはきょうから始まりましたけれども、ふれあい交流センターで巡回文化財展が、比企8市町で行っているものですが、こういうところに出品をする。それから、あとは出版された本の博物誌、あるいはウェブの博物誌に、過去に出土した出土資料、満遍なく使っておりまして、そういうところで活用させて

いただいているというのが実態でございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 出土しましたそれぞれの出土品は、管理は嵐山町で今しているの  
しょうけれども、財産的な関係では、嵐山町のものになっているのでしょうか、文化庁  
のものになっているのでしょうか、その辺を聞いておきたいと思います。

○松本美子委員長 では、答弁お願いいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 これは、出土しますと、県の教育委員会にまず届け出を  
いたします。出土品として届け出ます。それと同時に、警察署に遺失物と同じ届け出  
を、拾得物として届け出をいたします。警察署では、半年たっても当然その持ち主は  
あられませないので、その段階で文化財認定というのをされます。文化財認定をされ  
ますと、自動的に国庫に帰属することになります。国庫に帰属されたものを、町のほ  
うでは譲与申請を出して町のほうで預かって、町の生涯学習等で活用したいというこ  
とで、国から町が譲り受けるということでございまして、今までの出土品については、  
その手続は終わっております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終  
結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後 4時28分)

## 決算審査特別委員会

9月17日（水）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主査	久保かおり

---

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
石井彰	健康いきいき課長
高橋喜代美	健康いきいき課社会福祉担当副課長
村上伸二	健康いきいき課健康管理担当副課長
青木務	長寿生きがい課長
今井良樹	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤久代	長寿いきがい課包括支援担当副課長
大塚晃	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
村田泰夫	環境農政課みどり環境担当副課長
金井敏明	環境農政課農業振興担当副課長

山	下	隆	志	企業支援課長
金	子	政	己	企業支援課企業支援担当副課長
根	岸	寿	一	まちづくり整備課長
中	村		寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長
菅	原	浩	行	まちづくり整備課区画整理担当副課長
新	井	益	男	上下水道課長
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長
小久保		錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
藤	永	政	昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長
大	野	陽	康	教育委員会こども課学校教育担当副課長 兼主任指導主事
前	田	宗	利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長
藤	田	清	千	教育委員会こども課学校給食センター所長
新	井	孝	行	農業委員会事務次長
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 おはようございます。ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前9時29分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をさせていただきます。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑

○松本美子委員長 認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

既に文化スポーツ課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは質疑のある方、どうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは、2点だけお伺いをさせていただきたいと思います。

まず69ページ、これはデマンド交通の関係でありますけれども、この委託料のほう伸びていますけれども、登録者数、それから利用者数を、まず確認をさせていただきたいと思います。

あと、もう一点は、次のページの70ページ、介護保険利用助成事業のほうでありますけれども、これは低所得者に対する助成かなというふうに思うのですが、これは幾つか段階があらうかと思うのですけれども、それぞれに該当する人数を確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうでデマンド交

通の利用者数のほうを回答させていただきたいと思います。

25年度におきましては、助成券の交付対象者が1,257人に対しまして453人の申請があり、申請率は36%でありました。

前年度が交付対象者が1,274人に対して411人の申請がありましたので、申請率は32.3%、前年度比に対して対象者で17人減、申請者で42人増いたしまして、申請率は3.7%増となりました。

それで、利用者なのですが、25年度は397人で8,155枚の助成券利用がありまして、前年度355人で6,246枚と比較しますと、利用者で42人増、利用枚数で1,909枚増でありました。

1人当たりの平均利用枚数にいたしますと、25年度が20.5枚、前年度が17.6枚ということでしたので、2.9枚増加しております。

利用者のうち85%は菅谷、川島、志賀、むさし台、平沢の市街地の在住の方が主でありまして、利用状況については、助成券の41.9%が通院、次に、23.1%がその他の利用理由になっております。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、2点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

70ページの介護保険利用料助成事業の関係でございます。

主要な施策の説明書には、トータルの件数2,210件というような記載がございますが、段階ごとの対象者数はというご質問かというふうに思います。

ご案内のとおり、この制度は市町村民税非課税世帯に属する方が介護保険を利用された場合、その利用料の一定割合を助成をするという制度でございます。段階的には、1段階から3段階目でございます。1段階、10分の10、助成をする方、老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯に属する方、こちらについては該当者はございませんでした。第2段階、3割助成をする方でございます。市町村民税非課税世帯に属し、所得及び年金収入が80万円以下の方でございますが、こちらが134名いらっしゃいました。第3段階、こちらは1割の助成をする方でございます。非課税世帯に属する方で、第1段階、第2段階に属する方以外ということございまして、こちらが59名、合計193名でございます。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは再質問させていただきます。

まず69ページのデマンド交通のほうですけれども、23年度から24年度、非常に順調に推移をしているかなというふうに思いますけれども、申請率、それから1人の利用枚数ともに増加をしていると。これはもう、今まで利用者の方からいろんなご意見が寄せられている中で、その利便性を高めてきた、また、周知を徹底してきた、その効果ということで解釈をしていいのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、もし今後改善点が、こういうことが考えられるというものがあれば、あわせてお願いをいたしたいと思います。

それから、あとは70ページのほうでありますけれども、これは、24年度に比べると件数的にも減っておりますし、また、対象人数も減っていると。常識から考えると、逆にふえてもおかしくはないのかなというふうに思いますけれども、この減っているというのは何か理由があるのか、いろんなほかの政策の中での成果が上がってきて、そういう形になっているのか、その辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうでデマンド交通の件につきましてお答えさせていただきます。

デマンド交通につきましては、先ほどご報告申し上げたとおり、年々利用者の数がふえていまして、順調に伸びていると思います。

それで、25年度に運用方法を一部変えまして、2点ばかり変更をしています。それまでは、1回のご乗車で1枚しか利用ができなかったのですが、25年の4月から、嵐山町が南北に細長いという点もありまして、例えば、古里の人がタクシーを呼んだときに、乗車したときにもう初乗り運賃を超えてしまうということが想定されまして、その部分で、迎車したときに初乗り運賃を超えていた部分については、そこから經由して目的地まで行ったときには2枚利用が可能だという点の変更が1点です。

もう1点につきましては、ご近所の方で同じようにタクシー券をお持ちの方で、たまたま目的地が同じだったといった場合には同乗をさせていただいて、目的地で降りる



場合にはそれぞれ1枚ずつタクシー券を利用できるというふうに、2点ばかり、25年度から改正しています。

その改正の原因につきましては、利用者の皆様から、申請時にアンケートを取らせていただきまして、アンケートの結果から施策に反映するものとか、あとは苦情というのですか、そういったご意見を承った上で、変更できるところは変更するという事で対策をしております。

今後につきましては、また必要に応じてアンケート等をとらせていただいて、それをまたスパイラルアップということで、施策のほうには反映していこうという方向を考えております。

以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、2点目のご質問につきましてお答えをさせていただきますと思います。

介護保険利用料の助成事業でございますが、介護保険特別会計とも若干関係がございますので、そちらのお話もちよっとさせていただきたいと思いますが、介護保険につきましては、まず認定者の数が平成24年と25年を比較をいたしますと、706名ということで同数というふうになっております。

こうした状況は、対象となる第1号被保険者数が伸びているにもかかわらず、認定者が伸び率ゼロであったということが、まず1つ言えると思います。

また、居宅サービス、こういったものをご利用の方につきましても、24年が391名、25年が390名ということで、1名が減という結果となっております。

また、介護の給付費全体でございますが、総額で申し上げますと、24年と25年を比較をいたしますと、2.8%の増というような形になっておりまして、計画で見込んでいた伸び率をかなり大幅に下回るような伸び率ということになっております。

直接的な原因が何かというのは、なかなか分析のほうは難しいわけでございますが、これは介護予防事業の取り組みだけではなく、例えばいろいろなスポーツであるとか、健康づくり事業であるとか、町全体のいろいろな取り組みがいい方向で行っているのではないかとこのように担当課としては考えております。

今、申し上げましたように、この介護保険利用料助成事業、前年より若干金額的には減っておりますが、ただいま申し上げたような理由のもとにこういった結果になっ

たというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 まず、69ページのほうですけれども、利用者に私も聞いてみると、大変に喜んでおります。また、いろんなデマンド交通といたしましても、いろんな形の中で自治体を実施しているところがありますけれども、予算の規模ですとか、そういった効率性で考えると、嵐山町に非常に合致した運営が今なされているかというふうに思いますので、今後とも、ぜひまた利便性を高めるような努力をしていただきたいと思います。

それと、あとは70ページのほうですけれども、こちらのほうも、今、お話があったように、普通であれば高齢者、高齢化率というのがどんどん高まる中で、認定者数だって当然それに連動してふえていくというのが常識的なところであるにもかかわらず、こういった逆に減になる、アップしてもアップの仕方が許容範囲内であれば、それは当然のことだと思うのですけれども、それとは逆に減るというようなことは、今、課長からもいろんな政策が連携して功を奏しているのではないかという話がありますけれども、ぜひそういったことを今後ともお願いしたいと思います。

答弁は結構です。以上です。

○松本美子委員長 それでは質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、ちょっと細かいことを伺うと思いますけれども、よろしくお伺いします。

21ページのなごみとやすらぎの使用料及び手数料というところがございます。やすらぎに関しましては340万円ほど利用料がふえております。内容のほうをお伺いしたいと思います。

そして、次が67ページのやすらぎの光熱水費です。こちらは、なごみと違いまして、お風呂などがあったので値段が高いとは思いますが、この内訳をお伺いしたいと思います。

そして、68ページのシルバー人材センター、こちらに790万円出しておりますけれども、内容のほうをお伺いしたいと思います。

そして、69ページの、先ほどの佐久間委員さんがおっしゃった高齢者のデマンド交

通についてですけれども、アンケートの内容と苦情について、おわかりの範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

そして、77ページ、こちらはやすらぎトレーニングルーム運営指導委託ということで、4月から9月、10月から3月ということで契約、委託をしておりますけれども、どのような内容なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 健康いきいきですか。77は健康いきいき、失礼しました。それはなしです。トレーニングは、だってこれ健康いきいき課でした。

〔「わかれば」「かかっている事業があるから」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 でも、わかる範囲、わかるのかしら。大丈夫かしら。

〔「わかる範囲でお答えをします」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 65歳以上も使いますものね、具体的には。

○松本美子委員長 畠山委員に申し上げます。

77ページにつきましては、健康いきいき課のほうで聞いていただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、今、ご質問されたことに関してお答えいたします。

初めのやすらぎの利用料の内容から答弁させていただきたいと思います。

やすらぎの利用料の内訳につきましては、まず1回限りの1回券というのがありますが、その町内分、単価が200円なのですが、それが4,259人分で85万1,800円、それと、町外の方の1回券というのがあるのですが、これは町内の方の倍の単価が400円になっておりまして、それが727人分で29万800円です。

それと、半年券がございまして、これも町内、町外とあるのですが、25年度の実績につきましては、町内分のみでありまして、こちらが単価8,000円で15人分、12万円です。

それと、1年券、こちらも町内、町外とあるのですが、町内の単価が1万2,000円、

これが38人分で45万6,000円です。町外がやはり倍になるのですが、単価2万4,000円で、2人分の4万8,000円ということです。

それで、合計176万6,600円なのですが、そのほかにカラオケがありますので、カラオケの代金が1曲当たり100円で、2,439回分の24万3,900円です。

それを合わせまして、25年度の利用料の計が201万500円となろうかと思えます。

それと、2番目のご質問のやすらぎの光熱水費につきましては341万1,299円の内訳なのですが、電気料金が141万688円です。水道料金が68万6,536円。それで、灯油を使っていますので、こちらが131万4,075円の内訳になっております。

次に、シルバー人材センターへの補助の内容なのですが、こちらが25年度790万円の補助をしているわけなのですが、こちらが県のほうの補助単価がございまして、A、B、Cというランクがありまして、Aが870万円、Bが710万円、Cが560万円というランクにあるのですが、シルバーさんのほうが25年度はBランクに当たるということで、本来710万円ではありますが、それプラスAとBの差額の160万円の2分の1をBランクの710万円に足した金額の790万円ということで補助を差し上げてございます。

あと1点、すみません、訂正させていただきたいのですが、今、県のほうの基準というお話をしましたが、国の間違いです。申しわけございません。

それと、4番目のデマンド交通のアンケートの内容なのですが、アンケート結果は26年度にもうやっていますので、こちらの最新の情報でお伝えしたいかと思うのですが、今年の5月23日に終了時の集計結果なのですが、299個体からのアンケートをいただきまして、アンケートの内容につきましては、満足されている方が194件の64.9%、不満足の方につきましては、78件の26.1%ということでありました。

それと、先ほど佐久間委員からの答弁で申し上げましたように、25年度よりタクシーの利用方法も一部変更してありますので、こちらについてのアンケートもさせていただいたのですけれども、50.1%の方が満足しているということになっております。どちらでもないという方が41.8%ということになっています。

こちらの事業についての内容についての評価なのですが、264件の88.3%の方については、今の制度のままでいいですよということでご回答いただいております。

電話のほうの苦情、ご意見につきましても、もう少し、原則的に1回に1枚の使用でということになっているのですけれども、何枚でも使えるようにしてもらいたいとかっていうご意見はいただいております。あとは、1年間に最大36枚の券を交付して

おるのですが、この件の枚数についてもふやしてほしいという意見も出ております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 21ページのところに戻ります。

やはり、こちら利用が伸びたというのは、やすらぎのマシンがふえたというのも承知しているのですけれども、この中で、お風呂を利用された方っていう人数とかは把握をされているのかお伺いをしたいと思います。

それと、68ページのシルバーさんですけれども、こちら登録人数とかはおわかりになっているのでしょうか。人数がおわかりでしたら登録人数と、何時から何時という就業時間についてお伺いしたいと思います。

そして、69ページのアンケートの内容ですけれども、ほとんどの方が満足というご回答かと思えます。今までのままでオーケーという方が88%ということで、苦情の中には枚数をふやしてほしいなんていうこともあるみたいですが、大体が皆さん満足していらっしゃるのかと思えますけれども、先ほど今井副課長の答弁の中に、利用していらっしゃる方が町内の平沢、菅谷、川島、むさし台だったかな、という範囲からの方の利用が主ですという、しかしながら今回いろいろと試行錯誤していただいて、2つのことを変更させていただいて、遠い方には2枚使ってもいいです、お友達と乗ってもいいですということでやっていますけれども、北部のほう、また南部のほう、どのくらいの利用率があるのか、パーセンテージがわかれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それではお答えさせていただきます。

まず、1点のお風呂の人数なのですが、こちら利用券のほうが施設の全施設を使えるということなので、お風呂に限った利用というわけではございませんので、風呂のみの人数というのは、こちらのほうでは把握はできない状況であります。

それと、2番目のシルバーの人数なのですが、平成25年度はたしか登録数は755人だったと思えます。失礼しました。ちょっと私勘違いしまして、申しわけございませ

ん、会員数が258人です。すみません。

あと就業時間のほうは、ちょっと私どものほうで把握はしていないので、お答えができません。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 3点目のご質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

デマンドタクシーの北部、南部の利用率というご質問かと思えます。利用率の捉え方、いろいろあるかと思えますが、利用者の実人数でまず申し上げさせていただきたいと思えます。全体で、25年度は398名の実利用者数でございました。内訳を申し上げますと、北部につきましては33名、割合ですと9.3%でございます。南部につきましては8名、2.3%、残りが314名で88.5%という実人数の割合でございました。

もう一つ、総利用枚数、こちらで申し上げたいと思えますが、全体で8,155枚ご利用いただいておりますが、北部が539枚、全体の8.6%、南部が……大変申しわけございません。今、申し上げました数字は平成24年度のを申し上げてしまいまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

利用者数398名は全体では変わりません。北部が39名でございます。申しわけございません。9.8%。南部が10名で2.5%、残りが、中央が349名で87.7%でございました。

総利用枚数につきましては、8,155枚は同様でございます。北部が704枚、8.6%、南部が215枚、2.6%、残りが7,236枚、88.7%という内訳でございました。申しわけございませんでした。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 21ページの関係は大丈夫です。

そして、シルバーのほうですけれども、268名の方ということなのですから、大体何歳の方から後ろは何歳とかというものはわかるのでしょうか。もしおわかりでしたら、すみません、教えてください。

あと、今の北部と南部の利用率ですけれども、南部のほうはとぎわのほうから来ているバスもある関係でこういう数字なのか、ちょっとわかりませんが、やっぱり北部、南部の利用率は少ないなということで確認できましたので結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁お願いいたします。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、シルバー人材センターに登録されている方の年齢別の人数を申し上げさせていただきたいと思います。

基本的には60歳以上の方が会員として登録をされているわけでございます。5歳刻みで申し上げますと、60歳から64歳が28名、全体の10.45%、65歳から69歳の方が72名、26.87%、70歳から74歳の方が113名、42.16%、75歳から79歳が49名で18.28%、80歳以上の方が6名いらっしゃいまして、全体の2.24%を占めております。平均年齢で申し上げますと、71.05歳ということでございます。

先ほど申し上げましたように、大体70歳から74歳が全体の4割強いるということでございますので、大体このあたりの年代が中心となっておりますと思います。

また、一番歳の大きい方、最高年齢の方は男性の方で84歳の方も元気にお仕事をされているというふうに伺っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方、どうぞ。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 68ページ、老人クラブの助成事業、これで各地区の老人クラブ、かなり減ってきているのだらうというふうに思っているのです。会員数もそれぞれ同じように数が減って、加入者がいないという状況があるというふうに聞くわけです。

現在、嵐山町で幾つのクラブがあって、昨年もクラブがなくなったところというのは幾つだったのでしょうか。

それから、高齢者スポーツ促進事業の関係なのですけれども、町で助成してきているわけですけれども、今ゲートボール場を各地区が会員数もほとんどいなくなってきて、なくなっているところはかなり見受けられるわけでありましてけれども、今、嵐山町でゲートボールをやっている各地区は幾つぐらいなのでしょう。

そのことをお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

1点目の老人クラブにつきましては、25年度現在、18クラブありまして、会員数が

755人です。それで、今年度は1つふえて19クラブになっています。

たしか24年度から25年度に移行するとき、遠山のクラブさんがおやめになるとうか、休止状態に入りました。それで実際問題は、補助を出すときには1クラブ減ということで18クラブになっています。

それと、2点目のゲートボール場なのですけれども、ゲートボール場の管理の原材料として、塩化カルシウムを各老人クラブさん宛てに配付をしているのですが、今、何団体がゲートボールをやっているかにつきましては、ちょっと私どものほうでは把握はしておりません。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうしますと、老人クラブも1つふえて、遠山が休止状態になって、18クラブに支援しているということなのですけれども、今、高齢化が進んで、それぞれ元気なお年寄りも多くなってはいるのですけれども、そういう中であって、いわゆる老人会、いろんな名称があるのですけれども、そこに入ってこない原因というのは把握しておりますか。そのところを、ひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、ゲートボールの関係なのですけれども、今、ゲートボール場でゲームをやっている地域が見受けられないのです。今年の5月のときのスポーツ祭典のときも、随分、かつて盛況なときよりもそれぞれ参加者も少なくなってきているし、参加クラブも少なくなってきていると。

各地区のゲートボール場の維持管理というのは、塩化カルシウムという話もちょうと副課長のほうから出たのですけれども、塩化カルシウムというのは雪を解かすためのものであって、今、なくなってきている通常のゲートボール場をどういうふうな管理をされてきているのでしょうか。単なる草むしりだとかなんとただけで維持しているのでしょうか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは答弁させていただきます。

1点目の老人会の会員数がふえない原因ということなのですけれども、こちらについては正式に調査をしたことはないかと思うのですが、間接的に入ってくる話から申



上げますと、まず1点が、老人会さんなんかでゲートボールをされるのですけれども、ゲートボールが集団でやるスポーツなものですから、よく加熱してしまってけんかになるという話は1点聞いています。

それと、もう一点、ちょっと申しわけづらいですけども、やっぱり会でお年を召している方でも上のほうの人が幅をきかせていて、若い60代とか、70代の方がいつまでも使っぱしり的なことをしているというようなお話も聞いておりまして、そういった複数の原因が絡み合っていて、今の若いお年寄りについては、趣味も多趣味かと思えますので、そういった老人会への加入というのはなかなか伸びないのかと推測できるところでございます。

あとは、長年やってきたいろんなことがマンネリ化しているというのも、一つにはあるのかとは推測できる次第でございます。

それと、2点目の、ちょっと私今2点目に関しても話してしまったのですが、ゲートボールの伸び悩みということでしょうか、こちらにつきましてもやはりこの集団…失礼しました。ゲートボール場の管理につきましては、お使いになっている団体さんで自主的にやっていただいております、町で借りているゲートボール場というのは今存在しておりません。菅谷に町がつくったゲートボール場は1つありますけれども……。

それで、塩化カルシウムは雪のときだというお話を受けたのですが、24年度までは砂の配布もしていたみたいなのですが、24年度で砂の配布は廃止ということで、記録上、こちらに残っておりますので、塩化カルシウムにつきましても、皆さんにお配りするというわけではございませんで、申請のあったところだけにお配りしております、25年度につきましては、4袋だけ、お配りしたところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 老人クラブ、このままいくと先細りになるのかというふうに思っているのです。お年寄りがふえているというのは間違いないわけですから。

これも、本当にその地区地区で一生懸命やる人がいないとなかなか大変なのだろうと思っているのですけれども、そういう面でのクラブの楽しみというのが一つあるかどうかの、その辺も私もまだ理解はできないのですけれども、そういう面での、やっぱり一つのコミュニケーションがとれるという状況があれば、もっともっとクラブそ

のものも各地区でできてくるのだらうと思うのですけれども、そういう面で、この老人クラブの関係についても、少なくとも減らないような状況を町のほうでも考えるべきだろうというふうに思っています。

それから、ゲートボールの関係ですけれども、やっぱり一つのブームが去ったのかと。先ほど課長が言うように、中のいろんな問題というのは私も聞きますけれども、聞くところによると、指導員が既に高齢化してしまって、そのこと自体がやっていけないのだというもお話を聞くのですけれども、やっぱりそこら辺も一つはあるのかというふうに思っておるのです。

それから、確かになくなってしまえば、そこのゲートボール場は管理されずにきてしまう。どうなるのだらうというので、地域の人もただ見守っているところもあるのですけれども、そういう面を含めると、一つの転機に来たのかというふうに思うのですけれども、その辺はもう一歩、こういう項目を一つ一つ持っているということでは、考える必要もあるのではないかなというふうに思っているのですけれども、どうなのでしょう。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

今井副課長。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 ゲートボール、老人会も含めてなのですけれども、先ほどもお話ししたように、ちょっとマンネリ化しているというのも推測できるわけなのですけれども、社会福祉協議会のほうで老人クラブ連合会の事務局をつかさどっておりますので、こちらの担当としては、社会福祉協議会のほうへ提案はしたことがあるのです。老人クラブの人数の減少化に歯どめをかけるには、今までどおりの同じことの繰り返しでは伸びないということで、今、先ほども話しましたとおり、趣味が多様化しておりますので、趣味のクラブで1団体、老人クラブみたいなをつくっていただいて、その輪を広げていただければ、同じような老人クラブ的な集まりができて、そちらのほうで人数がふえていくのではないのかという提案を、社会福祉協議会の事務局のほうにはさせていただいたことがございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 68ページのシルバー人材センターの件なのですが、国基準でA、B、

Cに分かれていて補助金が決まっていると。だけれども、AとBの間をとって出したのだと、そういう自由な補助金の出し方ができる制度になっているわけなのですか。

事業が大きく伸びたので、少し少なくなったのかと、固定のものであったとはいえ、その関係があるのかと思ったのですが、事業の伸びはどうだったのか。それと、補助金というのは、自由に裁量の部分があるということで理解していいのか伺いたいと思います。

それから、69ページの地域包括支援センターの報償費なのですが、今年が9人、昨年が8人で金額は同じと、なぜ金額が同じなのか伺いたいと思います。

それから委託料で、居宅介護支援サービス計画作成委託料、これは昨年もありまして、今年もあると。金額は今年2万1,000円と、本当に低額です。もう計画はできたのか、中身はどうなのか伺いたいと思います。

それからデマンド交通なのですが、何か聞いていると、満足が約65%だということで、何となく担当課としては、今のやり方でいいのだというような話に聞こえるのですけれども、やっぱり課としては、なぜ北部や南部の利用が伸びないのかというのを、もう少し改善の努力をしていくべきだと思うのです。

中心地が利用者が多いというのは、それは結構なことなのですが、余りにも差が大き過ぎるわけですので、やっぱりそこは私は公平性に欠けるというふうに思うのですけれども、その辺の努力をしていくべきだと思うのです。

不満足の見解にはどういう意見があったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

質疑の途中なのですが、暫時休憩をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。30分までということにさせていただきます。

休 憩 午前10時21分

---

再 開 午前10時31分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き、長寿生きがい課の質疑を続行させていただきます。

川口委員の質疑に対しまして、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは1点目のシルバー人材センターにつ

きましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、事業の伸びはいかほどかというご質問でございますが、契約金額で申し上げますと、平成25年度が総額で1億6,600万円ほどございました。前年比マイナスの1.2%でございます。マイナスの伸びということでございますが、ただ、この1億6,600万円という金額は、過去の数字から見ても大変多い状況でございます。そのあたりをご理解いただければというふうに思います。

また、補助金の金額につきまして、裁量があるのかというご質問かと思いますが、ご案内のとおり、平成24年度までは団体補助ということで行っておりましたが、平成25年度からは、嵐山町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱と、このような要綱を別途設けまして、補助金のほうの支出をさせていただいております。

こちらの交付要綱の基準を若干申し上げますと、補助額といたしまして、国が定めている高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱において規定する基準額Aランクの額を上限とし、当該年度の予算の範囲内の額を補助をするということで規定をしております。

平成25年度につきましては、Bランクの710万円に80万円を上乗せをして支出をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 私からは、地域包括支援センター事業についてお答えさせていただきます。

まず、報償費ですが、地域包括支援センター運営協議会は年に2回開催しております。平成25年度は2回に出席された方が7名、1回出席された方が2名となっております。それで、平成24年度は2回出席された方が8名で、2回とも欠席された方が1名となっておりますので、金額は同じなのですが、人数は9人と去年より1人多くなっている状況です。

続きまして、居宅介護支援サービス計画委託料について説明させていただきます。

これは、介護予防支援のケアマネを委託しているところに支払うサービス料なのですが、県内の事業所に委託した場合は国保連合会から直接支払われるのですが、県外の事業所に委託すると、国保連合会との契約ができていませんので、一度町のほうに入って、町からそちらの事業所に支払うというものになっております。

昨年度は、2名の方が県外の事業所のほうを利用されていまして、延べ5人分を支払っている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 今井副課長、答弁をお願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 最後に、私のほうからデマンド交通についてお答えさせていただきます。

こちらのアンケートの不満足の理由ということなのですが、まず、25年度から利用方法の一部を変更したということで、ここについての不満足につきましては、299件中8件で2.7%の不満足という回答を得ております。

それで、全体的なこの事業の内容についての評価については、先ほどこのままでいいという方が約9割ということでお答えさせていただきましたが、見直すべきという方がやはり8件で2.7%の方がご不満に思われているのかなという結果が出ております。

不満足という方の理由につきましては、先ほどお話ししましたとおり、やはり原則的に1回のご利用で1枚のご利用ということですが、何枚でも使えるようにしてほしいとか、あと1年間に最大36枚の券を交付しているわけなのですが、その券の枚数をもっとふやしてほしいというご意見をいただいております。

あと、先ほどちょっと言葉が足りなかったかもしれないのですが、こちらのアンケートにつきましては、75歳以上のタクシー券の交付対象者の方を対象にアンケートを行っておりますので、どうしても人口的に市街化のほうに対象者の方が多くなってまいりますので、このアンケート結果につきましても、やはり市街化のほうに偏ったアンケート結果になってしまうかなと思います。

また、北部、南部のほうのご利用がふえるようには、今後また努力してまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がある方は、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 67ページのなごみとやすらぎの利用状況なのですが、町が随分努力しているということもわかるのです。

なごみに関しては来館者がふえていますし、やすらぎはなごみよりは多少ふえてい

るという感じはあるのですけれども、町のほうで25年度開催したものというのはどのくらいあるのか。それでふえている部分が多いと思うのですけれども……。

そのほかに、全体の町民の利用というのはどのような状況になっているのか。町外ではなくて、町民の方の利用の仕方というのは、それぞれどのように把握をしているのか。特になごみに関しては、カラオケの利用回数が非常に多いです。やすらぎが24万3,900円であるのに対して、なごみに関しては41万9,700円ととても多いような状況になっていて、全体的になごみとやすらぎの利用状況をどのように把握していたのか、伺いたいと思います。

68ページになりますけれども、緊急通報システムの利用の借上料31万2,643円ですけれども、具体的にどのような形で利用されているか、緊急通報があった回数とかがわかれば伺いたいと思います。

それと、これは佐久間さんが質問された介護保険料利用料助成金ですけれども、24年度は2号の人が165人が134人、3号の人が61人が59人で、これは、介護保険料利用料助成金というのは、居宅介護に限っているわけですよ。私の推測では、24年度居宅介護だった方が施設利用に変わっていったというふうな形の推移があると思うのですけれども、そこら辺の把握がされていないと、どのように実際に嵐山町で介護保険の利用状況が変わってきているかということがわからないと思うのですけれども、そこら辺についての把握はされているのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、一番初めのご質問のなごみ、やすらぎの利用状況ということで、そちらをお答えさせていただきます。

まず、なごみにつきましては、23年度まで利用者の数が右肩下がりで下がってきたわけなのですが、若干24、25年度と持ち直しています。なごみにつきましては、ご指摘のとおり、お風呂がございませぬので、若干伸びている理由というのが、平成25年の10月からカラオケの一部機器の入れかえをしましたので、25年の9月までは新曲の配信が停止していました。25年の10月からカラオケの機器の入れかえと新曲がまた配信できるようになりました、あと、芸能愛好会さん等の団体の方に施設のご利用をいただきまして、そういった人数の伸びが反映しているかと思えます。

もう一つのやすらぎにつきましては、こちらはトレーニングルームのご利用者の方

が、たしか24年度から上がっている傾向にありますので、その原因は、24年度にトレーニングルームの機器の入れかえを全面的に行ったということがあるので、その新しい機器をご利用されてトレーニングをなさっている方のご利用がふえたということ、やすらぎ全体の利用者の数がふえたと思います。

以上です。

○松本美子委員長 近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうからは2点お答えいたします。

まず、なごみの町の事業での利用回数なのですけれども、一次予防事業で利用しておりまして、昨年度はシニアなごみ教室20回、シニアステップアップ教室20回、それから、脳の健康教室24回、合計64回となっております。

続きまして、緊急通報システムの緊急通報の回数なのですけれども、こちらは昨年度は60名の方が設置をされていまして、緊急通報があったのは5件です。いずれも救急搬送をされている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 私からは、3点目の介護保険利用料助成事業につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、町の単独事業ということで行っておりまして、県内市町村でも行っていない自治体が少ないような事業となっております。

対象としましては、先ほど議員さん、居宅介護サービスに限るのではないかというようなお話がございましたが、居宅であっても、施設介護サービスであっても、この要件に該当する方であれば、助成のほうはさせていただいているという制度になっております。

また、居宅の方が施設に移行したから減ったのではないかと、そのあたりの把握はされているのかというご質問かと思いますが、個別なケースとしては、それは把握はできるかと思いますが、統計等、そのあたりをちょっととっておりませんので、申しわけございません。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、なごみのほうは、町のほうの利用があつて64回ということで、そのほかが利用ということだから、やはり5,107人の利用があつたわけですが、そのうち、どの程度の方が町の利用というふうな形になってくるのですか。それは、ちょっとカウントでは出てこないのですけれども……。

それと、1日平均では16.8人利用されているのです。その16.8人の中に、64回の町の利用が入っていると思うのですけれども、そのほかの町の利用以外のものというのはどの程度になってくるのか伺いたいと思います。

あと、介護保険の利用料の助成ですけれども、そうしますと、施設介護だと利用料が段階的に決まっています。私だったら、居宅介護の場合、所得の低い方に関しては施設介護のほうにコーディネートするというふうに思っていたのですけれども、実際に施設利用の方で、そしてこの介護保険利用料助成金を使っている方というのはどの程度いらっしゃるのですか。それは全く把握できていないんですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

今井副課長、お願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、なごみのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの25年度なごみの利用者が5,107人につきましては、町の事業としての利用、それと個人の利用ということで、総体的な人数になっておりまして、町事業として使っている人数をちょっと今見ましたら、延べ687人が町の事業としてお使いになっています。

その他、あと社会福祉協議会の事業としても、おばあちゃんちという子育てサロンとかでもお使いになっていますので、ちょっとそちらは全体的な人数は把握していませんけれども……。

以上です。

○松本美子委員長 青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 では、利用料助成につきましてお答えをさせていただきます。

この利用料助成につきましては、今、施設をご利用された場合にというお話をされましたが、まずは高額介護サービス、これは特会のほうですけれども、高額介護サービス費、あるいは高額医療合算介護サービス費、こういったものをまず先に適用して、



それでもまだ残りがあるわけですが、そういった額の1割だとか、3割だとかというものを助成するというような形になっております。

また、施設に入居されている方が何人対象かということにつきましては、ちょっと統計が手元にございませぬ。申しわけございませぬ。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、今井副課長、答弁をお願いいたします。

○今井良樹長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 すみませぬ。

先ほど、なごみの町事業としての人数で、延べ687名ということでご報告を申し上げましたが、訂正をお願いいたします。延べ965人ということです。申しわけございませぬ。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がある方は、どうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前10時59分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 2点お伺いしたいと思います。

まず83ページ、これの一番上のところですが、委員報酬というところで、人数が45名というふうに記載されていますけれども、去年は10名ということで、随分大幅にふえているのですけれども、その辺のところのいきさつを説明していただきたいと思っております。

それから、もう一点は89ページのため池の一斉点検なのですが、これの内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 委員報酬の45人で22万5,000円の支出ということでございますが、これにつきましては、延べ人数45人ということでございます。

環境審議会がありまして、こちらの委員さん15名でございます。7月18日に会議を開きまして11人、10月24日に会議を開きまして10人、2月13日に会議を開きまして8人、それから、ストップ温暖化推進委員会委員さんが10名でございます。8月29日に開催いたしまして8人、11月25日に開催いたしまして8人ということで、この2つの委員会の延べ人数ということで45人でございます。

以上です。

○松本美子委員長 金井副課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 私のほうからは、ため池一斉点検調査業務の内容につきましてご報告申し上げます。

こちらにつきましては、町内27カ所のため池でございまして、貯水量が1,000立米、また、受益面積が2ヘクタール以上のため池の点検でございます。

主な内容といたしましては、現地踏査、人家や国道、河川等の調査、それから近接目視ということで、ため池の状況の調査、それから資料調査、問診調査、それから聞き取り調査、それから土質調査、1メートルの掘削の堤体材質の調査、測量等でございます。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 まず、83ページのほうの委員の数でありますけれども、これは例えば85ページのほうには農業委員会のほうの委員として16名ということで、そうすると、延べ人数で記載をされたり、委員の数で記載をされたりということで、委員会によって多少この決算書の中に出てくる人数というのが変わってくるのかどうか、ちょっともう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、あとは89ページのほうでありますけれども、今、説明をしていただいたような調査、これをする目的、どのような形で生かしていくのかということを確認させていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

- 大塚 晃環境農政課長 環境基本計画の策定事業のところの委員さんにつきまして、延べ人数45人ということで記載させていただきましたが、そのほかのところを見ますと実人数ということですので、統一性という意味では、実人数、今回ですと、環境審議会委員さんの委員が15人、それから、ストップ温暖化推進委員さんの委員さんが10人ということで、25人というほうが適切かと思われま

以上です。

- 松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

金井副課長、お願いいたします。

- 金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 ため池一斉点検の調査の目的ということでございますが、こちらにつきましては、以前の東日本大震災等の震災等を受けまして、ため池等、大分老朽化している箇所が全国的に見受けられるということで、主に震災等の、ため池の下流域等に人家やそういったところがあるところについての防災や減災のための調査ということでございます。

以上です。

- 松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

- 佐久間孝光委員 83ページに関しましてはわかりました。

89ページのため池に関してですけれども、そうすると、その調査の中で問題があるというような調査結果が出たようなところには改善を図っていくというような理解でよろしいのでしょうか。

- 松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

金井副課長、お願いいたします。

- 金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 この調査の結果、危険と思われる箇所が公表されたところに関しましては、今後また詳細調査等を検討してまいりたいと思

以上です。

- 松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

- 長島邦夫委員 細かいことですが、少し質問をさせていただきます。

最初に36ページですが、中ほどの雑入の中に、不法投棄物の保管及び処理に係る損

害賠償金というふうに書いてありますが、これについて、どのようなものなのかお聞きをいたします。

次に、82ページの河川美化の清掃に関してなのですが、自分も多少かかわっているのですけれども、その上に需要費として消耗品がございしますが、推測として、下の槻川をきれいにする会の事業があったときの消耗品についてだというふうに思うのですが、詳しいことをお聞きをしたいというふうに思います。

次に、84ページのこれも不法投棄の関係ですが、2の不法投棄物の処理事業ということで、この中に、わからないのですが、除草の委託料ということで出ていますが、この内容、または除草を委託するというところはどこか場所があるのだと思いますが、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 36ページの不法投棄物の保管及び処理に係る損害賠償金ということなのですが、これにつきましては、町内に不法投棄をされまして、その関係で、当初は不法投棄を誰がされたかわからなかったもので、町の予算でもって不法投棄物を処理したわけなのですが、小川警察署等に被害届を出しまして、そんな中から、実際に不法投棄をした方が見つかりましたので、その方から、町でかかった費用についてを損害賠償金として納めていただいたものであります。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いをいたします。

○大塚 晃環境農政課長 河川美化清掃事業の消耗品ということなのですが、こちらにつきましては、美化清掃等で使う小川地区衛生組合の指定ごみ袋を購入したものでございます。失礼いたしました。ウグイの放流等で使うためのごみ……失礼しました。河川美化清掃事業のほうの消耗品でございますが、ウグイの購入費でございまして、ウグイ63キロで12万6,500円というものでございます。

不法投棄処理事業の除草委託でございしますが、こちらにつきましては、千手堂の比丘尼山、これは以前に不法投棄をされた、始まりは平成の初めのことなのですが、そのころに不法投棄された場所の測量等をするために、比丘尼山の除草を委託したものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、一番最初に質問した不法投棄の関係なのですが、私も記憶している限りでは、私が指摘したところについては、町内の方でわかって、それは自分で処理してくれたという話を聞いていますが、この場合については、わからずに届け出しをして、そのあと今説明があったとおり、賠償金をその方からいただいたということだというふうに思うのですが、どんなものを捨てられたのか、ちょっとお聞きできればというふうに思います。

それと、河川の関係なのですが、ウグイ代が占めているということで了解しました。

そのほかに、県の河川サポートの活動というのもいろいろあるのですが、いわゆる連携していて、その消耗品があるのかどうか。あるのであれば教えていただきたい。やっていませんということであれば、やっていませんで結構ですから、お願いします。

それと、あと千手堂の比丘尼山、前に不法投棄されたところを除草をして、ちょっとよくわからなくて、再調査をするので除草をして、スポット的なことだということで受け取りましたが、それでよろしいのかどうか、お願いをいたします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 まず、不法投棄、どんなものをされたかということでございますが、アパートを引っ越したようなときに出るようなものでございまして、洗濯機だとか布団だとか、その他もろもろのものでございます。

それから、あと河川美化清掃の関係の河川サポートの関係ですが、ウグイの放流のものだけでございまして、特にサポート関係のものではございません。

それから、千手堂の比丘尼山の関係でございまして、土地の所有者がおりまして、その土地の所有者の周りが千手堂、それから平沢の方々が持っている土地があるので、その土地に土砂が流出しておりまして、その土砂の流出量を図るために、その部分について除草をしたものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

島山委員、どうぞ。

○島山美幸委員 何点かお伺いします。

まず23ページ、動物死体処理手数料、猫4頭、犬1頭ということで、今までこういう記載がなかったのですが、今回からこの記載があるように思ったのですが、お伺いします。

これとは別に、84ページ、動物の死骸を処理するという項目があるにもかかわらず、ここに載ってきているのでお伺いしたいと思います。

それと、82ページ、空き家管理台帳整備業委託の関係ですが、こちらは24年度から記載がありまして、24年度292棟を調査するというので、今回で多分最終になったのだと思うのですが、内容をお伺いします。

それとあわせて、下のアンケート調査もされたということですので、どのような内容があったのかお伺いいたします。

それと105ページの真ん中ほどに、金皿山里山公園樹木伐採委託料ということで、昨年も載っておりましたけれども、この委託先はどこなのかお伺いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 23ページの動物死体処理手数料の件でございますが、猫が4頭1,000円、それから犬が2頭1,000円ということでございまして、こちらにつきましては、家庭で飼われている飼い犬を自分で処理できない方につきましては、町で出向きまして、有料でもって処理をしているものでございます。

それから、84ページの委託の中の平成25年度の動物死体処理死体収集運搬委託につきましては、新埼玉環境センターのほうに委託をしているわけなのですが、道路上とか、そういったところにある死体処理を委託しているものでございます。

105ページの金皿山の伐採委託、こちらにつきましては、埼玉中央部森林組合のほうに委託をしているものでございます。

空き家の関係につきましては、村田副課長のほうから申し上げます。

○松本美子委員長 村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 82ページの空き家等管理台帳整備委託料につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、議員さんがおっしゃいましたように、平成24年の12月20日から25年の3月31日までということで、一度事業をさせていただきまして、その後、4月1日から7月31日までということで428万4,000円の事業をさせていただいたものでございまして、この事業としましては、24年の12月から25年の7月31日までの一つの中での委託で、事業年度がたまたま2年度にわたったということで、両方の成果をもちまして292軒の空き家候補が見つかったということでご理解をいただければと思います。

実際にその年の1月になりますけれども、292軒の空き家の候補の中を今度はアンケート調査ということで、実際に平成25年の12月20日から26年の3月20日にかけて、292軒のうちの159軒を対象にアンケート調査をさせていただきました。

アンケート調査で、98件の回収をさせていただきまして、回収率としては61.6%の方の回答をいただきまして、内容としましては、議会の一般質問でも課長のほうが答弁をさせていただいたとおり、大方70歳以上の方が半分以上で、町外に住宅をお持ちで、空き家の利活用としては、たまに来て管理をする程度で余り活用をされていないようなアンケート調査をいただいております。

この調査に基づきまして、今、26年度になりますけれども、空き家の管理条例のほうを制定を準備させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 23ページの件は、これは25年度からこういうことが始まったのか、たまたま24年度がなくてその前からあったのか、その辺を確認したいのと、あと飼い犬とか飼い猫というのは、今まで東松山の斎場に動物の焼き場があったのですが、もうそこがなくなってしまった関連でこういう受け入れ態勢をしているのか、そこを確認したいと思います。

それと、空き家管理台帳整備の件ですけれども、アンケート調査に関しましては、町外の方が半分、70歳以上の方がほとんど占めているというような内容でしたけれども、これはわかりました。結構です。

それと、最後の金皿山の管理ですけれども、ここは何年間にわたってやっているのか、伐採は地元の方々でも、よくまめにやっていらっしゃるのですけれども、どの辺あたりをされなくてはいけないのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 動物の死体処理の関係でございますが、制度としては以前からございまして、東松山斎場が処理できなくなったということではございません。たまたま24年度はそういう実績がなかったということでございます。

それから、金皿山の関係ですが3年計画で実施しております。25年度につきましては、その2年目ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 答弁漏れだと思えますけれども、伐採場所につきましてご答弁いただければと思えます。

○大塚 晃環境農政課長 金皿山を3つに区切りまして、3年でローテーションしながらやるように実施しております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 23ページのところに戻りますけれども、飼い猫、飼い犬ということであれば、本当は大事にされて処分したいと思うのですけれども、これはどういう処置を町はするのか、最終的にどういうことをされるのかだけ、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 死亡している猫、犬を預かりまして、小川地区衛生組合のほうに持ち込んで処理をしております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 1点だけ質問させていただきます。

83ページ、外来生物の対策事業ということで、アライグマの捕獲等業務委託というのですけれども、24年に比べると、事業名から事業内容だとか、期間だとか全部同じ条件なのに、1回当たり、これ年間40回というのですけれども、1,758円の違いもあ



るのですけれども、この内容をお願いいたします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 この事業につきましては、平成24年度から委託をさせていただいているものでございまして、実際に24年度にかかったお金というのを、ちょっと業者さんのほうといろいろと検討させていただいた結果、25年度の見積りのときに、軽油だとかもみんな若干上がっているということで、費用単価、委託単価を上げてほしいということで、一応、25年度につきましては、上げさせていただいた金額で発注をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 この内容なのですけれども、運搬となっていますけれども、これはある程度予防注射したような人間がどのような作業をしているか、ちょっとお聞かせ願います。

○松本美子委員長 村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 お答えをさせていただきます。

内容としましては、町のほうでもともと町のほうにリクエスト、うちのほうに今アライグマが出たとか、農業被害があったとかというお問い合わせをいただきまして、その方をうちのほうが地図に落としまして、今ですと、月曜と木曜日の午後、半日ずつなのですけれども、委託業者の新埼玉環境センターの職員のほうにその地図を渡しまして、大体1回にかけるところというのが、多いときですと15件から20件ぐらい、少なくとも5～6件なのですけれども、そういう方のところにまずおりを置いていただいでかけていただきます。

月曜日にかけて、仮に水曜日とかにつかまったものについては役場の職員が回収に行きまして、たまたま木曜日の委託の日に回収できるものについては、委託の業者さんに回収をしていただいでということで、今、委託をさせていただいている新埼玉環境センターの職員についても、一応、議員さんの中でももしかするとお持ちの方もいるかと思うのですけれども、東松山環境事務所さんが中心にやっけていただいでいるアライグマの捕獲講習会というのを受けていただきまして、その受けていただいでいた方が、今、この委託の従事者ということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

森委員、どうぞ。

○森 一人委員 説明書の83ページになります。水質等調査事業、一番下と、平成25年度環境調査業務委託、水質、騒音、悪臭とございますが、24年度も計上されていたりします。企業名とかもあるかもしれませんが、言える範囲でどの辺の地域だということをお教えいただければと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 83ページの水質等調査業務委託の内容の、平成25年度環境調査業務委託、水質、騒音、悪臭の委託でございますけれども、これにつきましては、杉山地内にあります事業者さんのところの周りの騒音だとか、悪臭、あとは水質をはからせていただいているものでございます。

事業としましては、平成18年から、ですから約8年続いて、今、調査をさせていただいているところでございます。

一番下の欄外にございます環境調査業務委託の（悪臭）につきましても、これも同じ場所でございます。杉山地内にあります事業所の、これにつきましては、もともと今のご説明をさせていただきました調査の日とは別の日、もともとの調査期間は平成25年6月19日から25年の8月30日の間で調査をさせていただいた日とは別の日で実際にはからせていただいているものでございまして、これにつきましては、アンモニアの濃度を測定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 森委員、どうぞ。

○森 一人委員 8年継続調査ということで、その事業者さんも大変な額を投じてそういう改善に向け努力されているというのは聞いているのですが、その事業者さんと8年も調査をしているわけで、改善に向けての何か進展、進捗とか、そういうものはないんでしょうか。

○松本美子委員長 村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 お答えをさせていただきます。

今、調査はもう8年継続させていただきまして、特に悪臭につきましては基準値が

ございまして、基準値内に入ると、なかなかクリアをできていないという状況で、今も実際には月に1回の職員による立ち入りと、あと年に2回による地元との話し合いの中にも事業者さんが入っていただきまして、いろいろと調整をさせていただいているのですが、委員さんご存じのように、そういう事業所から出る悪臭というのを解決できる脱臭槽というのが、全国でもなかなかこれというのがなくて、各市町村、埼玉県もそうですし、群馬県もそうなのですけれども、いろんな企業さんとタイアップをして、いろんな開発をされているのですが、やっぱり費用対効果となってしまうと、生産するものの単価がなかなか上がっていかない中で、事業者さんとしても大きなお金をかけて対策をできるというのがなかなか難しいところの中で、今は、できるだけ周りの皆さんのほうに迷惑がかからないような状況で、お金をかけない形で対策ができないかというのを、群馬県にも町長も行っていただいて、いろんな視察もさせていただいているところなのですけれども、そういうところの情報なのかも提供させていただきながら、今、特に町の環境農政の農政担当のほうともタイアップをさせていただきながら、企業さんと協議をさせていただいているところでございます。

ご理解いただければと思います。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 83ページの温暖化防止の推進計画ができたわけですが、町としての取り組みをどうしていこうかというのは持っているのかどうか伺いたいと思います。計画をつくって終わりではないと思うので、伺いたいと思います。

それから、水質調査のこの表の一番上、たびたび122条報告を見ても、基準値をオーバーすることがあるわけです。そういうオーバーした場合の対策は何かとられているのかを、とってきたのかを伺いたいと思います。

一番下の件ですけれども、何となくのんびりしているような感じを受けてしまうのですけれども、ちょっと取り組みが弱いのではないかなって思いますので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。何かありましたら、一言お願いします。

それから、84ページの埼玉中部、これは一般廃棄物処理広域化推進協議会ということで、8市町村がこの協議会をつくったわけです。何に支出をされたのか、もしわかりましたら伺いたいと思います。

それから、89ページのため池の件なのですが、問題場所、危険箇所というのは27カ所のうち何カ所あったのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をいただきます。大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画の町の取り組み、それからあと埼玉中部広域清掃協議会の支出の内容についてお答えさせていただきます。

この計画につきましては、望ましい将来の姿として、「緑と清流 オオムラサキが舞う 自然豊かなまち らんざん」ということで、そういったことを将来像に掲げまして、4つの基本目標、それから11の個別目標、それから4つの重点施策というふうな、そういった体系から成っております。町でどんなことを取り組みをしているかということですが、例えば、里山の自然を守ることであると、里山の自然の管理のためにボランティア数、ボランティアさんの数ということで、例えば現状ですと、24年度が525人だったのを目標年には100人にするだとか、あるいはまた、水辺の緑を守ることであれば、保護樹林だとか、保護樹木の指定数、こういったものを指定しまして、保護樹林であれば5万7,769だったのを5万3,576だとか、そういった各項目ごとに全部目標、指標を定めまして、現状値、それから目標値ということに定めまして、この計画の実行に向かって進めているところでございます。

それから、埼玉中部広域清掃協議会の支出の内容ということでございますが、平成25年度嵐山町といたしまして、埼玉中部広域清掃協議会のほうには98万8,830円、負担金ということで納めております。その支出の内容でございますが、協議会のほうの支出の内容を見ますと、協議会の運営費ということで、協議会の委員さんの報酬等、こちらのほうが15万円、それからあと、事務費、事務局運営費ということで216万1,839円、こちらには旅費だとか需用費、役員費、備品購入費、使用料及び賃借料等が含まれています。それから事業費といたしまして、基本計画の策定費ということで420万円ございまして、そのうち一般廃棄物処理基本計画の策定費ということで99万7,500円、それから施設整備基本構想策定費ということで283万5,000円、それから例規整備支援事業費ということで36万7,500円、こういったものが主な支出でございます。

それからあと、河川の水質、それからあと環境調査につきましては村田副課長、た

め池につきましては金井副課長のほうからご説明申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、村田副課長、答弁をお願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 83ページのまず委託料の一番上なのですが、平成25年度河川水質調査業務委託につきましてご説明を申し上げたいと思います。こちらにつきましては、今、市野川、槻川、都幾川を各2カ所ずつ定点で観測をさせていただいているところでございまして、各調査地点でも、超えているものというのが大腸菌群数でございます。各調査地点で環境基準というのが定められておりまして、大腸菌群数につきましては5,000個以下というのが基準でございまして、特に市野川の矢崎橋というちょうど川島の鬼鎮様から滑川に抜ける道のところの橋のたもとではからせていただいたところが、一番数値が多く出ております。平成24年のときにもご説明申し上げましたけれども、実際、25年、24年のときには、どこが一番多いのかというので、今度、市野川をずっとさかのぼりまして、接続点というのですか、遠いところを6カ所はかりました。そのときにもご報告申し上げましたけれども、一応、市野川で流入点で一番大腸菌群数が大きいというのが、川島川という、ちょうど地産団地の太郎丸分というのですか、嵐山病院の河川を挟んだ反対側のところに出ているかと思うのですけれども、あそこのちょうど東側のところで、市野川に合流するところは川島川という川なのですけれども、そちらのところが一番高く、今年の実際、この間はかった7月の時点でも、一応、川島川の大腸菌群数というのは7万9,000というのですか。ですから、5,000個に対すると10倍以上の数字が出ております。24年度にもご説明申し上げましたように、川島川の上流というのは、実際にはむさし台区画整理地内を通過して駅の西口を、駅の東上線のちょうど池袋方のところのホームのところの下を推進で1,650ミリの管が通っているのですけれども、その後、広野時計店さんのところを通過して、梅寿司さんの前を通るというのですか、あの辺の流域になっていますけれども、その辺のところの雨水が流れる水路でございまして、ですからその辺につきましては、今後、対策としましては、多分、下水道の水洗化率を上げたいとか、あとは浄化槽を使っている方については、速やかに下水道につながりかえていただく。もともと今のエリアというのは、もう公共下水道の整備が終わってしまっていて、供用開始はもうしている区域なので、その辺の水洗化率を上げていただくのと、あと同時に、浄化槽の点検をしていただくような形の中で対策はとれるかなというふうに考えているところがございます。

あともう一つ、杉山の事業所につきましては、平成24年のときに一度、町長名で臭気に対する改善勧告というのは一応出させていただいております。地元のほうからも、先ほど川口委員さんが言われたように、もうちょっと早く改善ができるようにということで、最終的には改善の次は命令ということなので、それも視野に入れながら、先ほど森議員さんのときにもお答えさせていただいたように、企業さんとは調整をさせていただいたところがございますので、その辺で対応をさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

- 松本美子委員長 金井副課長、答弁をお願いいたします。
- 金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 それでは、89ページのため池一斉点検調査業務につきましては、危険箇所の結果の数はこの質問でございましたが、こちらにつきましては、警戒すべきため池として集計いたしまして、豪雨による警戒すべきため池といたしましては4カ所、それと地震による警戒すべきため池として1カ所、計5カ所でございます。

以上です。

- 松本美子委員長 川口委員、どうぞ。
- 川口浩史委員 そうですか。水質の件なのですが、ちょうど上下水道課長がいるのですが、あの辺、広野時計店、大分、大分というか、まだまだ下水道につないでいるのは少ないのですか。そのために汚水が流れてしまっているのでしょうか。ちょっと状況がわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、ため池の件なのですが、これどこのため池か、豪雨による場所4カ所、地震による1カ所、これは場所、どの沼かはもうお話しできるのでしょうか。できるのでしたらお聞きしたいと思います。

- 松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長。

- 新井益男上下水道課長 お答えいたします。

新田沼都市下水路というご説明申し上げましたけれども、武蔵嵐山駅の池袋側に寄ったところから旧254沿いにかけて、新田沼都市下水道というのが、さっき村田副課長が申し上げましたようにあるわけですけれども、その流域において、公共下水道の接続の関係で、まだつながっていない未接続の方につきましては、空き地を除い

て、住宅の建っているところにつきましては、15軒ほど、武蔵嵐山駅の上から旧国道254号線の間の区域においては15軒程度、これはアパート3軒を含んでおります。

以上でございます。

それから、水洗化率の向上のお話がありましたが、平成23年度の水洗化率が78.5%、平成24年度の水洗化率が79.4%、平成25年度末の水洗化率が81.9%ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 金井副課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明環境農政課農業振興担当副課長 警戒すべきため池等の名称ということでございますが、まず、豪雨によるため池ということで4カ所でございますが、越畑地区で川越小沼、それから相模沼、それから廣野地区で弁天沼、それから石倉沼の4カ所でございます。それから地震による警戒すべきため池でございますが、こちらにつきましては、越畑の三ツ沼1カ所でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 105ページですが、オオムラサキの森管理事業、ここで賃金が3人、これは説明員とか、そういう形なのだと思うのだけれども、167万払われております。3人というのはどういう形態で支払われているのかちょっとお伺いしておきます。

それから、その関係で、管理もあるわけですが、草刈りをしたり、そういう管理はシルバーに頼んでいるのだということで、次のページにございます。38万2,200円。かなりこれ広い面積ですし、このホテルの里の除草も含まれているのですが、この管理を38万2,200円で、現状何ら問題がないのでしょうか。もっと本来は手入れしなくてはいけないというものがあるのかどうか。

ただ、その下に負担金ということで、補助があるわけですが、NPO法人が10万円出ております。この団体もボランティアとしてオオムラサキの森の管理はボランティアでやっているのですが、その辺の連携というか、どんな状況であるのかお伺いしておきます。あわせて、ここへ来る、来てくれている方は何人ぐらいいるのかわかりましたら。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田副課長、どうぞお願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 まず、105ページのオオムラサキの森管理事業の賃金の臨時職員の賃金でございますけれども、これにつきましては、今、臨時職員さん3名をお願いをしております、4月から11月の第3週目までは、月曜日の休館日を除いて毎日1人ずつ交代で出ていただいております。11月の下旬から3月の下旬までは、一応、日曜日のみを開園としまして、その日に1人ずつ交代で出ていただいております。臨時職員さんの業務としましては、原則パトロールと、あと必要に応じて、手で刈れる範囲での除草をお願いしているところでございます。

続きまして、106ページのオオムラサキの森、ホテルの里管理業務委託でございますけれども、こちらにつきましては、シルバー人材センターのほうに職員のほうが現地を見まして、必要なところを最低限刈っていただいている事業でございます、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、ここがもうちょっと裕福というか、金額があれば、もっと刈れるところもあるのかなというふうに思っておりますけれども、今、最低限の通路と、あとチョウチョウが発生する時期に合わせて、ホテルの出る時期にホテルの里の除草だとかはさせていただいておりますけれども、最低限のところをさせていただいているということでご理解をいただければと思います。

続きまして、NPOでございますけれども、この10万円の補助につきましては、一応、今、NPO法人自然の会・オオムラサキにつきましては、一応、ボランティアという形で、農免道路を渡るところの右側というのですか、こちらの大妻側から行きますと右側のところの水道庁舎、水道のタンクがある、ポンプ所があるところの手前のところの高木を、何年ごとに萌芽更新ということで切らせていただいているところがNPO法人さんで、ボランティアで切らせていただいている、管理をさせていただいているところがございます。

あとオオムラサキに訪れる観光客というか、訪問者なのですけれども、ちょっと今正確な数字を持ち合わせないで申しわけないのですけれども、大体1万人から1万5,000人ぐらい年間訪れるというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 3人ということで、何か11月から3月は日曜日だけだという、それはわかりますが、そうすると、この4月から11月までやってくれている人と11月から3



月までの人とは人が違うという捉え方なのですか。そういうふうでないと、3人とはならないのですけれども、ちょっと理解ができ切れません。

最低限という捉え方がどういふのだからちょっとわからないのですが、1万人、人数が1万人から1万5,000人という、これは大きな差が少しあり過ぎて、状況がつかみ切れてないのですけれども、月に1,000人来て、だからそういう捉え方というのはしてないのですか。あそこに訪れる人と、構わず入ってくる人と、そういう関係のことでわからないということなのですか。管理センターというか、あそこにあります。あそこで入ってくる人が何人とか、資料とかあそこにあるわけですが、そういう総合的な管理というのはやってないのですか。そのことをちょっとお伺いしておきます。

何といっても、オオムラサキの森というのは嵐山は一つの県が買ってくれて、あそこに開いて久しいわけですが、いまいち、発信力が1万人から1万5,000とは言いながら、私は発信力が弱いかなど思っているのです。余りテレビなんかには出ないし、ホテルの里にしても、一時よりかホテルの発生がふえてきたというのは喜ばしいことですが、これも除草が間に合わなかったりしますと、これは発生も抑制されてしまいますから、ある程度手を入れないと、こういうところは環境が1回壊れてしまうと、なかなかもとへ戻すというのは難しいのだと思うのです。そういう関連では、どうなのでしょう。NPO法人が本当に10万円でボランティアでそれやってくれているのだと思うのですが、この法人は、小千代山のほうもやってくれているのだと思うのです。それとの、そういうことは今出てきませんでした、それはどうなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

村田副課長、お願いいたします。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 まず、105ページの臨時職員の人数、3人なのですが、これは一応、1年間を通してということで、ですから11月までは月曜日を除いて、毎日のように1日交代、3人で交代していただいております、11月の終わりから3月までは、日曜日だけを、同じ3人の方が週に1回だけ、交代で出ているということでご理解をいただければと思います。

あと、人数につきましては、すみません。今、調べさせていただいております。

あと、NPOの自然の会・オオムラサキの10万円の補助金の関係でございますけれ

ども、NPO法人さんは、あくまでも、先ほど言いました農免道路をおりていっていただいたときの橋の手前の右側の管理をしていただいております、小千代山につきましては、同じ団体なのですけれども、モウモウの国峯さんのほうの団体のほうが、一応管理のほうはしていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 数字がすぐに出なかったら、後で結構ですから。

そうすると、このホタルの里の除草管理というのは、これは主体的にはどこがやっているのですか。そこのオオムラサキもそうですが、私は素人だからよくわからない面がありますが、いずれにしても樹液が出るような管理はしていかなければ、古い木は切ったり、あるいは枝をおろしたり、オオムラサキが生息しやすい環境をつくってやらなくてはならないわけですから、除草だけしていたのではだめなわけで、その辺の管理については、どういうふうに捉えているのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、オオムラサキの森、ホタルの里の管理業務委託につきまして、再度説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、当然、うちの職員とあと今の臨時職員が必要なところを見回りをさせていただいて、必要に応じて、その場所をシルバー人材センターのほうに刈っていただいております。場所につきましては、うちの新井のほうで、現地を確認をして、地図に落しまして、適材適所のところを刈らせていただいているということでございます。

あと、先ほどのオオムラサキの樹液につきましては、これ除草プラス下に、内容のところに書いておりますように、伐採等業務ということで、一応、伐採業務も入っております。高木の萌芽更新だとか、あとは枯れた木の除伐なども含めて、それが25本ほど入っているのですけれども、そちらのほうで当然萌芽更新も含めた形の樹液が出るような形の管理もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 オオムラサキの活動センターのほうの入館者につきまして

は、今、調べておりますので、後ほど報告させていただければと思うのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。午後の再開を1時30分とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時29分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 93ページの1カ所だけです。マスコットキャラクターと維持管理事業の中に、印刷製本費がございます。内容について伺います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

印刷製本費の中に、49万3,290円で、こちらはPR用のクリアホルダーがございますけれども、こちらを3種類作成をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 何年前だったでしょう。クリアファイルをいつもつくっていらっしゃるのですけれども、枚数的には何枚で、クリアホルダーは、何か議会の場合でしたら、視察に来た方々に資料を入れてお渡しするとか、あと、何かやはりいろんな会合などで資料を入れてお配りしているという形だと思うのですが、それ以外には、何かほかにお考えはなかったのか、枚数が何枚だったのかお伺ひしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、枚数その他につきましてお答えをさせていただきます。

こちらのクリアホルダーのほう3種類、それぞれ2,000枚ずつをつくらせていただいております。合計で6,000枚を作成をしてございます。使用する内容といたしますと、町内あるいは庁舎内でPR用に、それぞれお客様が見えたとき等お配りする。そういったことで、利用させていただいておりますけれども、ご希望があれば、町民の方にも窓口で配布をしているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ある方どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お聞きします。

最初に、91ページの中小企業の近代化資金利子補給についてなのですが、内容的なものはわかっているのですが、その年度に応じて、商工会にこれは委託しているような感じなのだというふうに思いますけれども、内容的なものがわかるのであれば、最近のことはわからないもんですから、教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点なのですが、次のページの92ページなのですが、観光施設等の管理事業の中で、ふるさと歩道の案内板設置謝礼等ということでございますけれども、この案内板、非常に歩いている方についてはわかりやすい、非常に好評なのではないかなというふうに、そんな話も聞いております。これのなった経緯というのは、今までのものが古くなったものが更新するという形になったというふうに思いますが、まだまだ足りないような感じにも思うのですけれども、今後、どこか新しいものに変えていくというようなところがありましたらお聞きをしたいというふうに思うのですが、2つお願いいたします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、2点に関しましてお答えをさせていただきます。

まず、91ページの利子補給の関係でございますけれども、議員さんおっしゃいましたとおり、こちらの商工会のほうを通じまして、実施をさせていただいております。これは、申請のあったもの、商工会のほうに申請があるわけでございますけれども、こちらに申請のあったものに関しまして、利子分を補給していただくという内容ござ

います。ちなみに、25年度の件数で言いますと、99件の件数がございました。

それと、92ページの案内板の関係でございますけれども、こちらは、やはりおっしゃいますように、まだまだ足りない部分もあろうかと思えます。既存のものもあるわけでございますけれども、既存のものを使えるものは修繕を順次しながら使っております。今後考えられるものに関しましては、この後の新規の事業の計画もございまして、そちらのほうで順次計画を立てながら設置をしていくという考えでございます。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 最初に、利子補給のほうからお聞きしますが、これは近代化資金ということですから、銀行等で借りたものではなくて、近代化資金、制度融資等の関係だというようなことだというふうに思っていますが、なかなか少額の方と、大きく借りている方といらっしゃるわけです。それで、なかなかこういうふうな質問をする機会がないものですから、質問させていただくのですけれども、大きく借りている方は、相当な利子を受けるわけです。それで、そうではない、少額借りている方というのは、それに反して少ないわけでございますが、当然、借りている金額が少ないからそういうことになるのですけれども、一定額、幾ら大きく借りても、利子補給というのは、やっぱりある程度のところで抑えないと、際限なく借りているだけの何%というふうなことになる、ちょっと何かこの趣旨に反するような感じがするのですけれども、その点、何かお考えがあったらお聞きをしたいというふうに思います。

それと、ふるさと案内板のほうについては、順次更新をしていくということで了解をいたしました。

1点だけお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

利子補給の関係でございますけれども、議員さんおっしゃいますとおり、大口の方、あるいは小口の方、さまざまでございます。まず、大口の方で言いますと、1,000万円を超えていらっしゃる方もいらっしゃるようでございますけれども、そのほか小口の方、少額の方もいらっしゃいます。事実上といたしますと、決められた額の範囲内で、この制度を運用していただいているというのが実情でございますけれども、今の

ところ、大きく変える等々は、特に私どものほうは考えておりません。今の制度の中で運用を図っていただくというふうなことで考えております。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 企業運営する上に当たって、融資を受ける、それで事業をやっていくということは、最終的には自分の活動の中にも大きくプラスになるわけですし、税金等も上がれば、また町に還元があるということはよくわかっているのですけれども、やはりある程度の一定のところまで切らないと、何か私とすると、その制度が無意味みたいな、ちょっと過剰保護みたいな感じがするわけですから、借りてくれるのは大いに結構なことですけれども、そんな感じをいつも思っているものですから、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございました。答弁は結構です。

○松本美子委員長 そのほかに、質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 90ページの川島地内の土壌分析の件ですけれども、これ川島のいろんなものが埋め立てられたと、そこを5カ所調査したということなのですか、これだと。26種類を調査して、そのうちのこの含有量試験9種類、ちょっとこれはどういうことなのか、結果がどうだったのか伺いたいと思います。

それから、91ページの住宅リフォームなのですけれども、68件、824万6,000円の補助が、補助金を支給したと。工事費を積み上げていった場合、幾らの工事費になったのか、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、中心市街地の活性化推進委員会、これどんなことを相談されたのか、具体的なものがあつたのか、買い物難民などをここで研究されたみたいですが、その具体的な方向性が出ていないみたいですが、ちょっと伺いたいと思います。

それと、93ページの一番上の都幾川の桜並木ですけれども、ここの桜にてんぐ巣病が出たということで枝おろしをしたということですが、これ何本ぐらい、そのてんぐ巣病にかかってしまったのか、枝おろし程度で済んだのでしょうか、枝おろしだけで済んだのかどうか、ちょっとその辺、詳しくお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、90ページ、川島地区土壌分析の調査委託の関係でございます。こちらは、皆さんご存じのように、川島地区、これから工業地域としてという場所でございます。こちらのほう、過去に昭和57年から60年にかけてだと思えますけれども、ごみ等を捨てられた経緯があったということで、今現在、そういったものの影響がないかどうか、確認をするための土壌調査を実施をさせていただいております。こちらは、環境省さんの定める土壌汚染に対する指定基準というものがございまして、その中に溶出試験を26項目、それと含有試験を9項目という基準がございまして、特定有害物質というふうなことで定められておる物質があるわけでございますけれども、それらの物質26項目を調査しまして、その中で含有量調査9項目を実施してございます。結果についてというお話でございましたけれども、こちら全て、今現在ある基準値がございまして、その基準値を超えるものは何一つ出ませんでしたという調査結果が届いております。

それと、91ページになるかと思えますけれども、リフォームの補助金の関係でございます。こちらは、68件で824万6,000円という額でございますけれども、議員さんのご質問は、工事費の全体の金額とおっしゃっていたかと思えます。こちらのほう、申請のありました金額を集計をさせていただきますと、トータルで工事費全額を合わせますと9,748万1,146円になります。そのうち、交付をした額が824万6,000円という形になっております。こちらは、工事費の10%以内で、なおかつ上限額が20万円という予算でございます。よろしくお願いたします。

それと、同じく91ページの中心市街地活性化委員会の補助金の関係でございます。こちらの委員会の活動をしております内容といたしますと、朝市のほうが12回開催しております、2,700人の動員をいただいたという報告を受けております。10店舗によって、市場のほうを出店をしているという内容でございます。売り上げに関しましては232万5,000円という報告を受けております。そのほか、夕市等々あるわけでございますけれども、活動の内容としますと、町の市街地のほうをにぎわわすという趣旨の町としての補助でございまして、活性化委員会、当然、会議も開催するわけでございますけれども、その中で協議されて、実行された内容が朝市ですとか、夕市です。そのほか、いろいろ桜まつり等々もあるわけでございますけれども、そういったことが事業の内容ということでございます。

それと、方向性というふうなこともおっしゃっていたかと思うのですが、今後は、考える方向としましては、市街地のにぎわいは当然従来どおり行っていくと、

あわせまして、さらに中心市街地部分、空き店舗等々を含めまして、今度は活性化の方向で協議のほうをしていただいて、進んでいけたらなというふうに考えてございます。

次に、93ページ、都幾川の桜並木の関係でございますけれども、これは委員さんおっしゃいましたように、てんぐ巣病、これはカビのようなものというのですか、わかりやすく言いますと、そういったものがはびこりまして、その部分は伐採をして、広がらないように手当てをしたという内容でございます。本数にしますと、約20本ぐらいの伐採を行っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか、わかりました。

1点だけ、川島の件ですけれども、そうしますと、基準値以下ですから、もし工場をどこか建てたいという業者が来たら、もうそのまま建てられると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃいますとおり、あと、後々に問題が起きないようにというふうなことでの調査でございまして、この後、計画によって工場等建ったとしても問題がないという趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 最初に、花見台工業団地の管理センターですけれども、管理委託料300万円。

○松本美子委員長 渋谷委員に申し上げます。ページ数を先にお願いたします。

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。91ページです。91ページので花見台工業団地管理センターの管理事業、具体的にはどの程度皆さんに、花見台工業団地が活用されたか伺いたいと思います。

それとあと、91ページの先ほどの住宅リフォーム事業なのですけれども、住宅リフォームの事業は68件なのですが、具体的にこの事業、これを活用してリフォームされ



た事業者数はどのくらいなのかということと、もう一つ、これは、私は合併浄化槽設置による住宅リフォームがかなり多いのではないかなと思うのですけれども、その点についての兼ね合いを伺いたいと思います。

それから、同じく下なのですけれども、消費者行政推進事業ですけれども、具体的に相談内容というのはどのくらいあるのか、どのような内容なのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、91ページの管理センター、花見台工業団地管理センターの関係でございます。大変申しわけないのですが、ちょっと25年度分の利用率にかかわる資料、用意できませんでした。後ほどこれは報告をさせていただけたらと思います。

それと、リフォームの関係でございますけれども、内容としますと、トイレ改修にかかわる部分ですとか、屋根、または外壁にかかわるもの、それとリビングの模様替え等にかかわるもの、それと台所の改修にかかわるもの、浴室、洗面所等の改修にかかわるものというふうな内容でいただいております。事業者さんとして、多いのは、やはり町内業者さんが多いです。住宅リフォーム関係の業者さんも中にはいらっしゃるけれども、ちょっと業者さんの関係の資料、手元にございませんで、ちょっとはつきり件数等申し上げられないのですけれども、内容としますと、多いのはやはり町内業者さんが入って……

○松本美子委員長 暫時休憩をとらせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午後 1時54分

---

再 開 午後 1時59分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企業支援課に関する部分の質疑でございますけれども、渋谷委員さんの質疑に対しまして、ご答弁をお願いをいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 どうも大変失礼しました。それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの関係でございますけれども、リフォームの関係でございます。内容としますと、先ほど申し上げましたとおりの内容でございます。トイレの改修に絡むもの20件の数がございますけれども、こちらを委員さんおっしゃいましたように、町の浄化槽の事業とも関連をする内容になっております。

それと、業者数のほうでございますけれども、こちら集計いたしますと、28社の会社で申請がされております。先ほど申し上げましたけれども、一部、例外規定で、どうしても町内業者でできないものに関しては、町外の方にという規定もございますけれども、ほとんど申請のものに関しましては町内業者さんでございます。

それと、管理センターの関係でございますけれども、91ページの管理センターの利用件数でございます。こちら258件、25年度の実績でございます。利用人数にいたしますと4,139名でございます。利用収益としますと19万500円の収入になってございます。

それと、消費者相談の関係でございます。こちらは、平成25年度に関しましては、月曜、火曜、木曜、金曜、3名で対応していたわけでございますけれども、32件の相談を受けてございます。内容にしますと、やはり多いのは、インターネットに絡むオークションですとか、購入の関係は最近多くなってございますけれども、それと訪問販売等に絡むもののご相談も最近では多く承っているような内容でございます。ちょっとこの辺、詳しく申し上げられない部分もございますけれども、内容としますと、そういったものが主なものになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 住宅リフォームの関係の事業者が28社ということで、大体、平均的に飛び抜けて多いとか、そういうところはあるのかどうか伺います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えいたします。

28社が飛び抜けて多いかというふうな内容でございますけれども、特に多いというふうな感じは、私どもとしては受けては……

〔何事か言う人あり〕

○山下隆志企業支援課長 大変失礼しました。要は、内容としましては、特定の業者さ

んという内容でよろしいのですか。そういった内容ということで見ますと、大変難しい内容なのですけれども、一覧の表で見ますと、かなり町内業者さん、ばらけて出ておるという見方ができるのかなと思います。ただ、やはりそれぞれ内装に関しては内装屋さん、外壁に関しては外装屋さんだとかという部分が出てまいりますので、どうしてもその業種さんが何社かいるわけがございますけれども、同じような業者さんが、ところどころでは出てくるというふうな部分はあろうかと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そのことについてなのですけれども、住宅リフォーム事業をやめるというときに当たって、今までの事業者さんで、特定の事業者さんがたくさん割ととっていらっしゃることが多いというふうな説明があったと覚えているのですけれども、そういうふうなことはないということですか。それはないというふうに担当課では判断するということですか。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、答弁をお願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 先ほどの関係でございますけれども、大変失礼いたしました。ちょっと過去の内容を把握できておりませんので、大変申しわけございませんでした。業者さんの名前を見ますと、特定という形で見ると、決まった業者さん、確かに出てくるのはくるのですけれども、かなり、特に屋根ですとか、外壁部分、これ31件ほど申請いただいているわけなのですけれども、ほとんどが同じ業者さんの名前が見受けられる部分もございます。業務する部分に限っていいますと、多少偏っている部分、見受けられる部分はございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 2時07分

---

再 開 午後 2時19分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それでは、1点質問させていただきます。

95ページの14のところ、建設機械の借り上げ料のことですけれども、これは多分除雪に関するものかなと思うのですけれども、これは何社に対してお願いをして、何日間、それから1日幾らというような単価でお願いをしたのか、確認をさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、95ページの機械借り上げ料についてお答えいたします。

機械借り上げ料のうち、大雪に伴う除雪料が1,001万7,193円かかりました。それで、機械の借り上げの単価につきましては、機械の大きさによりまして全て積算をいたしまして、それにより支払いをいたしました。業者につきましては、13社だったと、今数えますので、ちょっとお待ちください。約20社の業者に依頼をいたしまして、除雪のほうを行いました。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 機械の大きさということで、多少変わるということですが、例えば一番大きな機械の場合には幾ら、一番小さなものは幾ら、それだけちょっと確認をさせてください。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 大きな機械で5万、1時間、5万1,000円でございます。小さい機械が1時間7,000円でございます。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 それからあと、3月のこの補正のほうで、多分あのときには1,700万円の補正だったかなと思うのですけれども、このほかに約700万円、どういう形で支

出されたのか。このあれを見ると、これは52ページなんかの、これは文化スポーツ課のほうの関連でしょうか、ふれあい交流センターとか、北部交流センターのほうの除雪ということで31万ほど計上はされておりますが、その差額の約700万円、これはどのような用途になっているのか、あるいは全額を使わずに落とされたお金になっているのか、ちょっとその辺だけ説明をいただきたいと思います。

○松本美子委員長 根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

補正をとる段階におきましては、一応、概算で金額を出させていただきまして、補正をいただきました。それで、実際に各業者から費用が上がってきまして、支払いをしまして、残りについては不用額という形になります。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 77ページの15目というのか、工事請負費のフィットネス21パーク遊具設置工事、こちらは、これは25年度で終わるのでしたっけ、それともまだこれ継続するのだったのか、ちょっと忘れてしまったのですけれども、一応、この25年度は、内容はどのような内容をされたのか、お伺いをします。

それと、101ページ、道路照明灯施設設置事業、こちらにLEDの道路照明などが書いてあるのですが、町内の電灯、街灯が幾つあって、LED化には、今回で何%ぐらいになったのか、お伺いします。

それで、光熱費といいますか、電気代が24年度、また25年度でどのくらいの、LED化になって差が出てきたかというのが、どこに書いてあるのかわからないので、一応、電気代関係もお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

最初に、77ページのフィットネス21パークの工事関係でございますが、25年度につきましては、ザイルネット、トランポリンのような形のやつと、あと児童用のブランコを設置いたしました。なお、フィットネス21パークにつきましては、26年度に一応、

健康遊具を設置するというので、現在、工事のほうが始まっております。まだ、一応、アンケートをとりまして、まだ幾つか残っておりますので、今後も引き続き設置のほうをしていければと考えております。

続きまして、101ページのLED照明灯の関係でございますが、25年度につきましては、合計で32基のLED照明灯を設置いたしました。それで、町内全域の道路照明灯につきましては、25年度末で1,888基、道路照明灯がございます。電気料金につきましては、金額は大した金額でないのですが、総体的に25年度と比べますと、電気料金につきましては増額となっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁漏れのようにですけども、根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 申しわけありません。LEDの総体の数なのですが、25年度が32基で24年度が25基設置しております。それと、23年度につきましては11基設置しております、この合わせた数が現在設置されているLEDの数となります。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 フィットネスパークのほうですけども、25年度は子供の遊具、26年度が健康遊具、そして、その後も継続的に続くのでしたか、そこをもう一度確認をさせていただきます。

101ページのLEDの関係ですけども、そうしますと1,888基のうちの32足す57で80基。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 失礼しました。23年度に11基。

〔「68」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 68基。では、1,888基のうちの68基がLEDということでよろしくて、金額のほうも、電気代のほうは変わりがないという、今、ご答弁でしたけれども、今後、順次切りかえていくということでしたが、今回、この間の補正予算で、また設置をすとか、電気代の補正だとかがあったものですから、早い時期にLEDになるといいなと思ったので聞いたのですけれども、1,888基のうちの68基でよろしいのか、もう一度確認をさせていただきます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

フィットネス21パークにつきましては、今後も一応、あと予定を立ててありますので、それにつきまして、また今後も設置をしていきたいという考えでおります。

それと、LED照明灯ですが、全体が1,888基でLEDが68基でございます。今後もこのLEDを設置していきたいと思います。なお、照明灯で球切れ等なった場合に、交換等もLEDにするように、今検討して、順次交換を行っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 フィットネスパークですけれども、期間のほうが、ちょっと今、いつまでという答弁はなかったのですけれども、25年は子供向け、26年は健康向け、そして、今後はどういう方向けのものを設置するのか、お伺いします。

○松本美子委員長 畠山委員に申し上げます。今後につきましては、決算でございますので、申しわけございませんが、取り下げていただきます。

そのほかに質疑がございましたらどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 95ページの道路修繕事業なのですが、ここで8路線を調査したということで、たわみ量を測定したのだということで、その工事が下からずっと8路線あるのですが、多分ここだと思うのですけれども、お聞きしたいのは、99ページに、町単独で不陸整正工というのが、これも同じような工事だと思うのです、こちらの工事の内容を見まして。こちらは単独でやったと。初めのほうは、そうすると補助金が来ていたということでよろしいのでしょうか。ちょっと工事の内容は、どういうことでたわみ量が発生して工事をやったのか、ちょっとご説明いただければと思います。

それから、102ページの特殊地下壕閉鎖工事ということで、ここは現地調査の段階で、杉山の場所を見させていただきました。そのときに、県からの指導により塞ぐということでお話があったわけですけれども、ちょっとそれを見てから、私、あそこを戦争の遺跡として残すことを、そういう委員会、審議会等で審議して、その結果、あそこはいいよと、塞いでしまってもいいよとなったなら、私は話はわかるのですけれども、きのう文化スポーツで聞きましたけれども、どうもそうではないのです。県の

指導ということで、県の方は、どの程度、戦争遺跡などに見識のある人だったかどうか、これわかりましたら伺いたいと思います。

それから、103ページの平沢区画整理の件なのですが、事業はあとどのくらいこの段階で残っているのでしょうか。それと、保有地の売却はどの程度進んだのか、全体が幾つで、そのうちのどのくらい進んだのか、わかりましたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

最初に、95ページの路面性状調査及び舗装たわみ量調査業務委託の関係でございますが、この調査につきましては、路面性状調査とたわみ量調査と2種類の調査を行っております。路面性状調査につきましては、嵐山町の主要道路のうち26路線の30.8キロについて実施をしました。この路面性状調査につきましては、1つの路線を右と左に分けて、往復を調査しております。それで、20メートルずつに区切りまして、舗装のひび割れ率というものを出してしております。それによりまして、嵐山町では一応40%以上の道路について修繕を実施しております。もう一つのたわみ量測定調査でございますが、これにつきましては、今まで行った道路の路盤等がわからない路線、林道等でありまして、その当時の資料が残っておりませんでしたので、舗装をかけるのに、下の路床の支持力を出すための調査でございます。その調査を7路線の7キロを実施いたしました。この7路線7キロというのは、実際に組成がわからない部分だけしか行っていませんので、1つの路線全線をやったというものでなくて、その路線のうち、昔工事やった組成のわからない部分だけを実施しております。それによりまして、一応舗装修繕をしております。

それと、99ページの町道2-8号、舗装工事でございますが、これにつきましては、次、越畑の櫛引道路から小川町へ抜ける土地改良区でつくった道路でございますが、そここのところの砂利が入ってございましたので、その砂利をならして、上に舗装をかけたものでございます。これにつきましては、先ほどの舗装修繕の補助事業には対象にできない道路でございますので、単独費で工事のほうをさせていただきました。

それと、102ページの特種地下壕の関係でございますが、杉山地内の特種地下壕を先日見ていただきましたが、通学路のところにある地下壕でございます。それで、県の職員が3名ほど来まして、現地立ち会いをしまして、通学路もあるので、ちょっと



危険だということで、そこは埋めたほうがいだろうというお話になりました。それで、県の職員が文化財の関係をどのくらい把握しているかというのは、ちょっと申しわけないのですが、ちょっとわかりませんので、よろしく願いいたします。

それと、103ページの平沢土地区画整理事業の関係でございますが、現在の事業計画が、平成6年から平成30年までということになっております。それで、一応、現在ちょっと事業計画の見直しを行っているところでございます。それと、平成25年度の保留地の販売の関係でございますが、12画地を販売するという形で行いました。そのうち7区画、1,370平米につきまして、平成25年度中に販売のほうのできた状態でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 まず、道路なのですが、そうですか。いろいろな調査して工事をしたということなのですね。99ページの町単でやったのは、どうしてこれは補助金がつかなかったのですか。ほかのはこれ全部ついているわけでしょう。こちらがつかなかった理由は、もう県、国のほうにお金がなかったからつけられなかったのか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、平沢の区画整理の件なのですが、計画の見直しというのは、もうそろそろ終わる時期ですよ。当初は27年だったかな、残事業が3年ぐらいで、30年に終わると、残事業っていいましたっけ。そういうことであつたと思うのです。3～4年前に私が聞いたときに、ここへ来て、また何か見直しをするというのは、これちょっとどうということでの見直しなのか、全体は平成30年で終わるのだけれども、終わることですよ。ちょっとこの見直しの中身をお話しできるようにしたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 それでは、最初に99ページの舗装工事の関係についてお答えいたします。

95ページの舗装修繕工事というものは、現在、舗装のかかっている道路の老朽化した箇所について修繕を行うことによって補助金がいただけるものでございまして、99ページの舗装工事につきましては、新設の舗装工事になります。そのために、こち

らにつきましては、補助対象には該当いたしませんので、単独費で一応、新設工事を行いました。

それと、平沢の関係につきましては、菅原副課長のほうから回答いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○松本美子委員長 それでは、菅原副課長、答弁をお願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課区画整理担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、平沢の事業計画の見直しでございますが、現在、資金計画と、それから施行期間の延長について検討しているところでございます。資金計画につきましては、第5回の変更が平成22年度に実施されてございます。その際には、まだ消費税の動向等のお話が現在の状況と違ひまして、5%で計算をしておる関係がございます。ここに来まして、8%に増額になりまして、さらに10%になる見込みが非常に強い状況の中で、資金については見直しをしなければならない部分、それから、震災の関係がございまして、建設費のほうの人件費ですとか、材料費のほうが高騰しておる中で、工事費だけでなく、測量等の人件費につきましても、上昇が見られます。そういったものも含めまして、資金計画の見直しをさせていただきたいというふうを考えてございます。

それから、施行期間につきましては、これまでの進捗のほうを確認いたしまして、残事業がこれからどの程度必要になるかを、今年度かけて精査をいたしまして、施行期間につきましても、検討をしているという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 94ページの業務委託料で25年度道路台帳整備補正業務委託が743万1,900円ですけれども、これは道路台帳については、そろそろ固定資産台帳をつくるという形になってきていると思うのですけれども、この固定資産台帳に耐え得るものなのか、例えば、この固定資産台帳は、改築とか補修とかの年限とか金額等も入れておくというふうになってはいますが、それはどのような形だったのか、伺いたいと思います。

その次に、その下に作業員賃金で47万1,180円というのがありますけれども、原材

料費というのがあるわけなのですけれども、これは作業員賃金で嵐山町が直接雇用して道路作業等ができるようなものがあって、どの程度、そういったものが可能だったのか伺いたいと思うのです。

その次ですけれども、106ページの天沼公園基本計画業務委託という形で59万9,550円になっていますけれども、これは実際にどのような形のものが基本計画としてできてきたのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 答えいたします。

最初に94ページの道路台帳整備補正業務委託でございますが、この事業につきましては、前年に整備の終わった道路につきまして、道路台帳に新しく書き入れ直すという作業でございます。それで、固定資産台帳との関係ですが、現在、うちのほうでつくっている道路台帳とちょっと合うかどうかというのは、まだ確認しておりませんので、申しわけありませんが、ちょっとわからない状態でございます。

それと、同じく94ページの作業員賃金でございますが、これにつきましては、町が側溝のみの道路が何カ所かございます。それで、地元要望がありまして、側溝のふたをかけていただきたいという要望の中で、町が材料を買って、業者をお願いをしてふたをかけていただいているという作業の中の賃金となっております。

それと、106ページの天沼公園の基本計画業務委託でございますが、この業務の内容につきましては、基本計画図を作成するという業務の内容でございました。それで、天沼をどのような形で整備をしたらいいかという図面を作成したところでございます。その図面につきましては、一応、地元にも、こういう形で絵をつくりましたということで、お話のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 図面はできているということで、天沼って多くの人が使われると思っているのですけれども、それは地元だけに、皆さんに公開する、どの程度の皆さん、地元公開されたのか、伺いたいと思います。地元といいますと、嵐山町民全員も地元になってきますし、どの程度のことを地元というふうにして、皆さんにお示しされ

たのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

川島地区の住民の方でございます。一応、各3区ありますので、各区長さんにお話をさせていただきまして、各区長さんから川島地区の方々にそういうお話をしていたところがございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 これは、天沼地区の基本計画というのは、川島地区のそれぞれの3区の区長さん、3人の区長さんが、住民の方にそれぞれどういう形かでお話を持っていったということなのですか、それとも口頭でお話をして、図面とかいうのは、川島地区の区長さんだけが持っていらして、私どもは、要するに、川島地区のものであるから、ほかの住民の人は、特にどういうふうなものかもわからずに、それで進めていくというものなのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

○根岸寿一まちづくり整備課長 お答えいたします。

この天沼の整備につきましては、地区の協議会というのですか、地区に検討委員会というのがございます。そちらで、最初、ある程度打ち合わせをさせていただきまして、25年度に基本計画図を作成したと。その関係がありまして、検討委員会と区長さんには図面のほうをお渡しをいたしまして、それで区の皆さんにお話をさせていただいているという状況でございます。なお、まだ、基本計画図ですので、今後、またその検討委員会と地元の方等がもっと違う形がいいのではないかという話になった場合には、多少の修正等が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午後 2時49分

---

再 開 午後 2時51分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 1点だけお伺いをさせていただきます。

31ページ、この中ほどでありますけれども、小中一貫教育推進モデル事業委託金ですけれども、これは県のほうからのモデル校として指定を受けて行った事業でありますけれども、今年度は町のほうで、単独で予算まで組んでいただいて、継続をいただいたという経緯があります。それには、町のほうも、この事業がそれだけ大切であると。そしてまた、しっかりとした成果が上がっているというような判断のもとに、そのような方向に来たのかなと思いますけれども、その成果についてお伺いをいたしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、お答えいたします。

小中一貫教育推進モデル事業でございますが、これは、児童生徒の学習意欲、それから理解力等の向上、それからいじめや不登校などのいわゆる中1ギャップの解消、それから問題行動の未然防止を図る、そして小中一貫教育推進モデルということでやってきたものでございます。この成果なのですけれども、特に、中学校の不登校生徒の減少、小中学校それぞれの教員が小中の学校行事、小中の合同行事、授業を実際に協力、連携して行うことによって、小学校、中学校の特色を理解することができ、また、9年間を見通した教育の重要性に気づくこともできました。そういった教員の意識改革が進んだということ、それが大きな成果だと思えます。

あわせて、保護者の方々、それから地域の住民の方々の小中9年間を一貫して教育する意義への理解が深まり、学校、家庭、地域が、学校案内やPTAとの合同で行う小中連携の行事等も充実してまいりました。

以上でございます。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 今、さまざまな効果を報告していただきましたけれども、学力面についてはいかがでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 特に、数学科においては、算数、数学なのですけれども、中学校の数学の教員が小学校の算数の授業に参加、また、外国語についても、小学校の授業に参加したのですけれども、そういったことでも子供たちの学力については、かなり向上したのではないかと考えられます。あわせて、小学校の教員が中学校の理科の授業、また、中学校教員による音楽や図画工作の授業、小学校6年生の授業、そういったこともございまして、学力的には高まったと思います。この例でいいかわかりませんが、4月に全国の学力テストが行ったわけですけれども、中学校につきましては、国語、数学ともに全国、それから県の平均を上回るという、そういう成果が得られています。

以上です。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 3点ばかりお伺いします。

まず、22ページの幼稚園の通園バスの使用料についてお伺いします。こちら1人2,000円ということですが、バスが2台あるのは存じ上げているのですけれども、ルートが何ルートで回っているのか、お伺いしたいと思います。

それにあわせて、恐らく、この123ページに書いてある燃料費3万3,152円がバスの燃料費でよろしいのか、それともほかのところなのか、教えていただきたいと思えます。

それと、75ページのファミリーサポート緊急サポートセンター、こちら、利用人数、大分金額もちょっとふえているようですので、利用人数をお伺いしたいと思います。

そして、132ページの給食の食材検査手数料、きのう東京電力からほぼ手数料の分はいただいたというお話は何だったのですけれども、この食材検査手数料は何回、どちらに、前回勉強したときと同じだったらあれなのですけれども、何回、どこに出して、

食材は大体何品目ずつぐらい出されたのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

奥田幼稚園長、お願いいたします。

○奥田定男教育委員会 ども課嵐山幼稚園長 それでは、バスコースについてお答えします。

大型バスが折り返しにしております2回、2コースです。小型バスは北部、七郷方面を回りますので、約1時間かかります。したがって、1回、計3コースで今運行しております。昨年と同じです。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

藤永副課長、お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会 ども課学校教育担当副課長 燃料費のことですが、123ページに出ています燃料費につきましては、これは冬場に使うストーブですとか、そういう灯油代ですとか、そういったものでございまして、バスの燃料費といえますと、次の124ページの一番上のほうに、園児送迎バス運行事業というのがあると思うのですが、その中の需用費の燃料費、こちらがバスの燃料費になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会 ども課ども担当副課長 私のほうから、75ページのファミリーサポートセンター事業の利用人数ということでございます。平成25年につきましては、利用人数、件数でございますけれども、ファミリーサポートセンターの利用件数450件ございました。昨年よりも若干件数が伸びております。特定の方が何回も使われるというケースが非常に多くて、その方がいらっしゃると多くなったりということもありますので、年によってはばらつきがあるのですけれども、昨年度につきましては若干伸びたということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 簾藤ども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 お答えいたします。

132ページの学校給食の食材費の検査手数料の件でございますけれども、19品目、委託をお願いしている会社でございますけれども、東松山市の環境テクノでございま

す。大体、品目とすると、1回について、昨年ですと1品目から2品目というような形で、一時よりもかなり、前年に比べますと減ってきている。それは前年度実績の中で、特に放射能でひっかかって給食をとめたとか、その食材を使わなかったとか、そういう例もありませんでしたので、根菜類とか、そういったものの中で選ばせていただいた19品目ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 幼稚園バスの件はわかりました。

そうしますと、北部のほうから1時間もかかるということですから、1回ということなのですが、北部というのはどこからどこまでの地域なのか、それを教えていただきたいと思います。

それと、2つ目は、ファミサポの件は、使われる方が、やはり病児・病後で使うのか、それとも習い事があるので、使っていらっしゃるのか、使い道に関して、ちょっとお伺いをしたいと思います。

食材検査のほうは、19品目ということなのですけれども、きのうの何課の答弁でしたか、東電の補償があったということで伺っているのですけれども、この東電の補償は何年ぐらい続く予定があるのか、東電のほうから何か通達が、5年はこちらで見ますよとか、何かそういう通達が来ているのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

奥田幼稚園長、お願いいたします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長 北部バスコースでございませけれども、一番遠く、まず、嵐山郷にお一人乗りまして、嵐山郷、古里、吉田集会所、それから文化村、それから地産団地へ入りまして、志賀2区、そして千手堂を拾って帰るというコースになっております。

○松本美子委員長 前田副課長、答弁をお願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 ファミリーサポートセンター事業の利用内容ということでございますが、先ほどお話ししましたように、450件の中の内訳でございませけれども、主に一番多いのが、410件弱の保育所、幼稚園の帰宅後の預かり、もしくは迎え等が410件弱ということで、一番多く出ております。その他の預かりが、これも習い事の場合のお迎え等が15件、先ほど出た病児・病後児につきま



しては、昨年度は4件ございました。

以上が主な内容でございます。

○松本美子委員長 簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたします。

東電の補償というお尋ねでございますけれども、これは町で放射能関係でかかったものを、町全体でまとめて東電のほうに提出するというので、私どものほうで何年というのは、ちょっとまだ聞いてはおりません。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、お願いいたします。

○畠山美幸委員 そうしましたら、75ページのファミサポの件ですけれども、病児・病後という使い道のほうが多いのかなと思っていたら、そうではなくて、お迎えとか習い事のことが多いということですが、学年的には、さっき幼稚園、保育園のお迎えで410件がほとんどで、習い事15件というのは、幼稚園、小学生、細かいとこまで聞いて申しわけございませんけれども、どのくらいの方が使っているのか、お伺いしたいと思います。

食材の検査は、今回は補償がございましたけれども、来年はどうなるかわからないというのが現状でよろしいのか、もう一回確認したいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 先ほどの利用内容の年齢的なものでございますけれども、一番多い保育所、幼稚園のお迎え等預かりにつきましては、やっぱりひとり親家庭のお宅が一番多いということでございます。そこへ保育所の預かりとお迎え、400件以上です。それと、習い事の場合につきまして、これは小学生が塾に行ったりとか、帰るとか、そういったものの出迎え等の送迎が主でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたします。

先ほど、お話し申しましたように、町で、全体で一括して申請するというので、町はまた比企で調整をとってやるという話も聞いておりまして、私どものほうでは、今年から、もう引き続き補償があるかどうかというのは、ちょっとわかりかねます。

申しわけございません。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに、吉場委員、お願いいたします。

○吉場道雄委員 1つ確認の意味でお尋ねします。

先ほど、31ページの先ほど佐久間委員が言った小中一貫教育の関係なのですけれども、先ほど、大野指導主事の関係は、小中一貫で効果が出たということなのですけれども、不登校の関係も効果が出たって言ったのですけれども、この前、25年の評価がありました、教育委員会が出した中で。そこに、不登校の関係は、24年と25年比べますと、結構25年のほうが数が増えて、教育委員会の評価ではBクラスになっているのですけれども、どのようにして、不登校のほうがよくなくなったっていうことであれ言われたのかどうか、ちょっとお伺いします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 答えいたします。

不登校の割合についてなのですけれども、平成25年度については、小学校が4人、中学校が12人でした。この人数というのは、前年に比べると、小学校についてはわずかにふえているのですけれども、中学校は減少しているということでございましたので、先ほどのようにお答えをさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 不登校のほうはもう効果が出ているということなのですけれども、本当に今、指導主事が言ったように、小学校の場合はそうなのですけれども、中学校になると、本当に数が多くなるのです。埼玉県、平均をしても、埼玉県よりか不登校の数が多くなるということは、何か原因があると思うのですけれども、ちょっとわかったらお願いします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 答えいたします。

平成25年度の中学校の不登校の生徒の割合、12人というのが2.52%になります。これに対して、埼玉県の手データは24年度のものになるのですが、2.42ということで、確かにそれに比べると、0.1ポイントですが、高いということにはなっておりません。その原因についてなのですが、大変申しわけありませんが、私どものほうでまだ十分把握し切れてないところがございますので、また、そちらについてもしっかりと把握して、指導に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 121ページ、菅谷中学校舗装工事、現地調査でお邪魔しまして、教頭先生が対応してくれて、大変喜んでおりました。草等も生えなくなっており、大変いいということでもございました。学校の環境を整備していく、整理していく、よくしていくということは大変大事であります。そして、菅谷中学校に関しては、もう一つ大事なことがあったような気がいたします。健常者と一緒に、そうでない人も学びたいというようなこと、車椅子等で学んでいる人が、この舗装をどのような形で活性化して、活気よく勉学に励んでいるかどうか、そこら辺のところはどのような形に変わってきたでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたします。

舗装工事、おかげさまで、溝とか水たまりとか、そういうものがご案内のとおりなくなったということでもございます。学校は喜んでおります。また、身障者の方の利用勝手とすると、段差がない、溝とか、砂利ではないものですから、舗装道路から、そのまま校舎のほうへ問題なく入れるということで、私どもは考えています。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 ということは、そんな人の、級友のお世話にならなくても、自立して自分で動き回れているということでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたします。

基本的には、そういう形で積極的に活動をしていると理解しています。なお、やはり友達とは、それぞれ助けている姿を見るところも多々ございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 基本的な考え方として、嵐山町の中におけるそういう教育の場面で、同じようなことが起こったとしても、基本姿勢は変わらないということでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えをさせていただきます。

児童生徒の障害の程度、これもございます。その都度、入学する前に、その子に合った施設づくりというか、手直しをして、極力支障のないような体制でお迎えしたいということでご理解いただきたいと思います。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 73ページの学童保育の件で七小の委託料が昨年と比較して下がっているのです。ちょっとどういう実情で下がったのか、伺いたいと思います。

それから、こども医療費の養育医療給付金、これ未熟児の場合、対象となって、今回1人だということで載っていました。私が聞きたいのは、これ補助、国、県から来るのは健康いきいき課で、支出はこども課と、こういうばらばらのことでよいのかという聞き方はおかしいのですが、よいのかって聞いたら、いいですという答えしかないのでしょうかけれども、一緒にしたほうが良いと思うのですけれども、何かできない理由がありましたら伺いたいと思います。

それから、奨学金のことを聞こうと思ったのですが、110ページ、25年度は借り入れが何人で、返済は何人くらい、順調に返済されていたのか、少し返済がおくれるような人もいたのか、伺いたいと思います。

それから、学校全体にちょっとかわるのですけれども、電子黒板の利用状況というのはわかるのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、不登校は先ほどお聞きしまして、わかりました。いじめはどうだったのでしょうか、前年と比較しての状況をちょっと伺いたいと思います。

それから、中学生が卒業して、高校を希望した人は全員高校に入っていったのか、状況がわかりましたら伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 私のほうから、学童保育の件と養育医療の件についてお答えさせていただきます。

七郷小学校の学童保育室の委託料の減でございますが、これにつきましては、県のほう、国、県の補助金の中に障害児加算というのがございまして、25年度につきましては、その障害児が七郷小学校の学童保育室、いなくなりました。その分で150万ぐらい加算が減ってしましまして、その分で減少しているものでございます。また、養育医療の件でございますけれども、確かに、当初、25年度から養育医療の制度になりまして、当初予算に組み込むときに、健康いきいき課のほうと子ども課のほうで調整をさせていただきますして、子ども医療の支給ということでは、子ども課のほうで対応させていただきますして、養育医療という健康管理の面ということで、補助金の申請等につきましては、健康いきいき課ということで、昨年度につきましては、当初予算、予算から編成させていただきました。この件につきましては、今後、検討余地もございしますので、十分調整させていただきますして、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 では、答弁を、簾藤子ども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 お答えいたします。

奨学資金の関係でございます。お二人申請がありまして、お二人とも借り入れたということでございます。

それで、昨年返済状況でございますけれども、ここ何年かの方たちは、滞りなく入っていると、ただ過年度というか、古い方のほうが何人か残っていると、ただそれは定期的に納めていただいておりますので、時間とともに解消するのかと、このように捉えております。

それから、電子黒板の利用状況につきまして、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ご案内のとおり、かなり大きなものだったと思うのです、昔の、昔のというか、今設置している電子黒板につきましては大きなものということで、なかなか

使い勝手が悪いというのは私どものほうも理解してございまして、具体的には、何時間というのは、ちょっと申しわけございませんけれども、今、手元に資料ございませんけれども、昨年、小学校については、ポータブルの、巻いてというか、じゅうたんみたいなのとか、そういったものを1個ずつ設置しましたので、かなり使っていたているものと、このように確信をしております。

以上です。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、いじめの現状について、まずはお答えさせていただきます。

嵐山町では、いじめの未然防止、それから早期発見について力を入れておりまして、学期1回のアンケート、それから教育相談週間を各校で設定し、2者面談等を実施しています。さらに、さわやか相談員、スクールカウンセラーの配置等もありますので、そういった中での状況ということですが、昨年度、平成25年度認知されたいじめの件数なのですが、小学校は零件、中学校については、1年生女子について1件報告がありました。ただし、この中学校女子1件につきましても、早期発見、早期対応ができましたので、現在は解消となつてございます。いじめについては以上です。

続いて、不登校生徒の進学ということにかかわつてなのですが、不登校生徒のうちの……

〔何事か言う人あり〕

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 失礼しました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

中学生からの高校進学ということでございますけれども、希望している、しっかりしたデータを今手持ちはないのですが、私の記憶によりますと、希望している方全員が高校に行っているということであったかと、このように捉えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 わかりました。高校の進学、ちょっとそれ聞いたのは、子供たちの貧

困がどういふ影響が出ているかなと、高校へ進学したくてもできていない子供たちが、嵐山町にいるのかなということでもちょっと聞いてみました。それがないということなので、それは嵐山では結構なことですので、わかりました。

それで、要保護・準要保護、この金額が玉中の場合、ずば抜けてというか、ふえていふのです。ほかは大体同じ、前年と同じなのですけれども、ごめんなさい。122ページです。これはどういふ理由でふえてきたのかをちょっと伺いたいと思います。

それと、ちょっと1点……

○松本美子委員長 川口委員に申し上げます。122ページにつきましては、1回目に質問等がなかったかなというふうに思っておりますけれども……。

○川口浩史委員 だから、貧困子の問題で。

○松本美子委員長 2回目からということになると思うのですが……。

○川口浩史委員 貧困の問題で、どういふ状況になっているのか聞いて、こちらも聞くと思ったのです。

○松本美子委員長 1回目の質問からお願いできればよかったと思っておりますので、ちょっと角度変えてもらうか何かしてください。

○川口浩史委員 いや、別にそれはいいのではないの。こういう、これはどういふ影響が出ているのかということでも聞いているのですから。それは、委員長さん、そのくらい取り上げないと、これは委員長らしくないよ。

○松本美子委員長 暫時休憩させていただきます。

休 憩 午後 3時23分

---

再 開 午後 3時25分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員の質問に関しまして、答弁のできる範囲内で結構ですので、122ページの件につきまして、答弁をお願いしたいと思います。もう一度、改めて、川口委員に申し上げます。質問をもう一回、再度していただいて、答弁をいただきたいと思っております。お願いします。

○川口浩史委員 122ページの玉中の要保護・準要保護の扶助費が、昨年と比較して大幅にふえているのです。ちょっと私、貧困の問題で、つなげてご質問しようと思ったのですが、先ほどのはないということなので、ちょっとこれだけ2回目の質問ですが、

お許しいただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

ちなみに、要保護が昨年4人の方、その前年3人です。それで、準要保護につきましては19人、前年が10人ということで9人ほど準要保護もふえています。したがって、金額的にも多くなっているというのが現状でございます。要因とすると、志賀小学校、七郷小学校から玉ノ岡に入学する。2校が合わさっているのかなという気もしますが、けれども、細かい分析はしてないのですけれども、記憶によりますと、母子家庭が多くなっているという現実はあると思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 1点、質問いたします。

122ページの中学生社会体験チャレンジ事業のうち、委託料の関係、これ社会体験をするのに、保菌検査の委託をしているわけなのですからけれども、どんなことの保菌検査をしているのでしょうか、例えば、事業を体験するのに、この保菌が必要とされる、携わる業務というのは何なのでしょう、お聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤永副課長、答弁をよろしく申し上げます

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 保菌検査の件なのですが、一応、保菌検査を受けるということでやっているのは、社会体験チャレンジのときに、食品だとか扱う、そういったお店だとか、業者さんに行くときに、この保菌検査を実施しております。この保菌検査につきましては、サルモネラ、O-157、赤痢、そういった項目の検査をして、異常ないというのを確認してから、その事業所のほうでお世話になっているという状況でございます。ちょっと今、チャレンジの事業の一覧表を見ているのですが、食品を扱っている業者さんですと、ヤオコーですとか、あとはマクドナルド、そういった食品を扱っている業者のところでは、保菌検査を実施して行っていると思います。

以上です。



○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 食品を扱うところだけですか。病院だとか、そういうところはないわけでしょうか。

それで、幾日前からこの検査というのは入るわけでしょうか。それぞれ希望を出して行くのだらうと思いますけれども……。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えします。

受け入れの事業所によって、期日が変更というか、変わってきます。ですから、そういったところに行くまでには結果が出るような検査、大体1週間ぐらいではないかとは思うのですけれども、その都度やっているとしますので、受け入れがあしたからというのと、先月受け入れたというのとは、また違ってきますので、検査が必要な受け入れの事業所なりなんなりが、そのあかしというか、検査結果で安心をして受け入れていただくようにしているということでご理解いただきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁漏れだと思しますので、お願いをいたします。病院の関係だと思えます。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 ちょっと病院までは、嵐山病院とかも事業所として入っていますので、そういったところも検査の対象としてやっていると思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 たくさんあるので、一番最後にしようと思った。

○松本美子委員長 では、渋谷委員にお願いしたい、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。今のところ9件あります。

まず最初に73ページ、こども医療費の関係なのですが、今回、こども医療費という形で出されていて、乳幼児医療費とこども医療費に分けていないのですが、県費はちゃんと入ってきていますから、乳幼児医療費の人数と金額、それからこども医療費の人数と金額をまずいただきたいと思います。

2点目です。74ページ、育児支援事業というのがありますが、その評価を伺いたいと思います。いろいろな各事業が行われているわけなのですけれども、ちょ

っとおもしろいなと思ったのが、アロマ講師16人、そして保育サポーター2万9,050円というのがあるのですけれども、これに対しての育児支援事業について、町自体はどのように評価しているか、伺いたいと思います。

3点目です。これ75ページです。保育費なのですけれども、保育費は、全体では2億5,147万8,550円で、そのうち負担金、県補助金、国補助金、それぞれあるのですけれども、町の本来の負担金というのは幾らになるのか。町の負担金というのは7,571万6,470円と出ていますけれども、町の本来の負担金というものは幾らになっているのか、伺います。

次が、4点目で109ページになります。教育委員会事務局総務事業ですけれども、臨時職員賃金で700万8,000円となって、それは10人分になっていますけれども、これはある程度は想像がつくのですけれども、大体、どのような事業をこれ10人でやっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

5点目、110ページの小川町広域適応こども教室負担金66万5,000円ですけれども、先ほどのお話しですと、不登校の状況で小学生が4人、中学校が12人ということでした。それで、これを活用されている方とか、実際に不登校でどのような形になっているのか、伺いたいと思います。

6点目です。111ページです。発達障害早期支援対策事業ですけれども、前年度、小学生が10人、中学生が5人、予備軍が9人という形でした。これで、早期支援対策事業が行われたわけですから、当然、どのような形かで発達障害についての対応ができたと思うのですけれども、特に予備軍に関しては、ある程度の対応ができたのではないかと思うのですけれども、25年度では、どのような状況になっているか、伺いたいと思います。

7点目ですけれども、111ページ、学年費です。この学年費も、これまで小学生が何人で幾ら、中学生が幾らというふうになっていたわけなのですけれども、これも学年費という形でまとめられていますので、小学生と中学生をしっかりと出していただきたいと思います。

8点目ですけれども、先ほどの要保護・準要保護の支援費ですけれども、総額で見ますと、25年度は1,077万8,582円になりました。私の計算が間違っていなければなのですけれども、菅谷小、志賀小、それぞれの人数が出ていたわけなのですけれども、今回、人数が出ていないのです。それぞれの人数を伺いたいと思ひまして、総計の人

数も、したがって、総計の人数も出ていなかったということなのです。それを伺います。

9点目、121ページです。菅谷中学校の部活動の外部指導員の報償費が11人で19万8,500円、玉ノ岡中学校の部活動の外部指導員の報償費が5人で21万6,000円でした。部活動の現状、少子化で非常に、先生の対応が難しくなってきていると思いますが、子供の部活動の現状を伺いたいと思います。

それと、すみません。10点になってしまいました。10点目です。これ幼稚園費です。幼稚園費なのですが、これは122ページになりますが、25年になって、職員が24年から5人だったのが4人、そして臨時職員が5人が6人になっています。これで、このような対応で、臨時職員が6人というのは、障害児がいたりとか、そのほかいろいろなことがあると思うのですが、どのような事情での6人で、職員は各クラスに1人ずつ、そういう配置だと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと、園医報償費、園医が8人になっているのです。71万8,600円となっていて、これは何かほかのものに比べると異常に高いような気が、高額であると思うのですが、園医がこれだけたくさんの方をお願いしたような状況について伺いたいと思います。

以上です。

- 松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩をさせていただきます。50分に再開とさせていただきますので、お願いいたします。

休 憩 午後 3時39分

---

再 開 午後 3時49分

- 松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども課に関する部分の質疑の再開をさせていただきます。

渋谷委員さんの質疑に対しまして、答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いいたします。

- 前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうから73ページのこども医療費の件、それと74ページの育児支援相談員相談事業の件、最後に75ページの保育委託金、町の持ち分についてお答えいたします。

まず、73ページのこども医療の内訳でございますが、これ、今回の予算の関係上、こども医療費に一本化してしまいまして内訳が載りませんでした。申しわけございませ

んでした。内訳といたしましては、乳児医療分が、件数が1万768件、金額が1,530万7,869円でございます。こども医療の分が、件数が1万818件、金額が2,154万4,859円でございます。

続きまして、育児支援相談事業の評価ということでございます。育児支援相談事業につきましては、広場事業ということで、北部交流センター、ふれあい交流センター、町民ホール等で広場事業を行っております、今年で3年目になります。当初1年目のときは、こういった事業をしていませんで、参加者も非常に少なかったのですが、2年目からいろいろなこういった事業を企画いたしまして、参加者のほうが、昨年25年度の参加者が、北部交流センター、ふれあい交流センター等の開設日数が全部で133日ありました。お父さん、お母さん、子供さんの全体の延べ人数ですけれども、参加者が2,860人ございました。アロマとかリンパマッサージ等、こちらにつきましては、児童福祉のほうでやっておりますこういった事業は、虐待の予防という意味合いが多いと思っております、なるべくお母さん方、お子さんに気軽に参加していただけるような、そういった事業を心がけております。北部交流センターにつきましては、今、ございますけれども、カーペット敷きで小さいお子さんが参加できるような雰囲気、あそこ、ゼロ、1歳のお子さんがほとんどなのですが、そこで、昨年度は84日開設いたしまして、延べの参加者が1,718人ございました。ふれあい交流センター等でもやっております。ただ、町民ホールで毎週金曜日にやっておりますけれども、こちらが3歳とかちょっと大きなお子さんが参加が多くて、昨年度は31日開催いたしまして延べで1,010人参加をいただきました。見ていただきますと、非常に、大体1回10人から20人程度の参加がありますので、非常に3年目になって定着をしてきたのかなというのがこども課のほうの評価でございます。

続きましては、75ページの保育の委託金の町の持ち分ということでございますが、75ページにございますように、実施委託料が2億5,072万8,950円でございます、ここから国庫負担金、県負担金、保育料を引きますと、それが町の持ち分ということになると思います。その金額が7,442万8,820円、これが実際に町の持ち出しの分ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○篠藤賢治教育委員会子ども課長 私のほうから、とりあえず109ページの臨時職員の賃金の関係でお答えさせていただきたいと思います。10人ということでございます。この内訳とすると、学生生活指導支援員という名称の方が、菅小が4人、この方たちの中でも週5日お願いできている方と、週2日の方がそれぞれお2人ずつ、それから特別支援学級補助員として、菅谷小学校、週5日の方が1人、菅谷中に週2日の方がお一人、玉中に週2日の方が1人ということになるかと思えます。それで、金額がかなり120万ほど前年に比べて上がっていると思うのですけれども、大きな理由とすると、24年までは、学習指導の関係の方には、1日5,100円だったのです。それで、前から特別支援をお願いしている方については6,000円だったと、時間が違うという話だったのですけれども、24年までは。実態として、1時間、学習指導の方たちも、子供がいると、そのまま面倒見てしまうという実態の中で、昨年同率の時間もちろん1時間延ばしまして金額も同額の6,000円にしたということの中で、大きな理由としては考えられます。とりあえず1点、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会子ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、ご質問の5つ目にありました小川町広域適応指導教室について、それから6つ目にございました発達障害等早期支援対策事業についてお答えさせていただきます。

まず、小川町の適応指導教室にかかわってなのですが、本町から正式な入室手続をとって通っていた児童生徒が、小学校5年生1名、中学校3年生2名でございます。3名が正式な手続をとっての入級という扱いになってございます。中学3年生の2名につきましては、この3月で卒業しているわけなのですけれども、それぞれ1名がKTC中央学院大宮キャンパスという通信制の高校サポート校に進学しました。もう一名は、埼玉県立鳩山高校に進学しております。小学校5年生につきましては、現在6年生なのですが、引き続き適応指導教室に通級している状況でございます。

小川町ではないのですけれども、もう一名中学3年生だったお子さんで、春日部にある松実高等学園中等部というところに通っていたお子さんもございます。その子につきましても、その高等部に進学という形になってございます。

続いて、発達障害等早期支援対策事業にかかわってなのですけれども、こちらにつ

きましては、2名の臨床心理の専門家による巡回相談を実施しました。それぞれの幼稚園、学校の訪問回数なのですけれども、1回は半日ということでカウントしてあるのですが、嵐山幼稚園3回、菅谷小学校5回、七郷小学校4回、志賀小学校4回、菅谷中学校2回、玉ノ岡中学校2回となっております。私も昨年度菅谷小学校におりましたので、一緒に、その先生がいろいろとご指導いただいたわけなのですけれども、この巡回相談の中で、専門家の目で児童生徒の様子を観察し、担任であるとか、関係職員にそれぞれの指導内容、指導方法等についてアドバイスをいただいたり、校内の支援体制づくりへの助言もいただいたりしていました。また、全体研修を通して、発達障害と思われる児童や生徒、それから、特別な支援を必要とする児童生徒について、理解を深めたことができたように思います。教員にとってみましても、児童生徒一人一人に対する指導、それから支援の充実、そういったものが図られたと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 藤永副課長、答弁お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会子ども課学校教育担当副課長 それでは、私のほうからは、小中学校の学年費補助につきまして、お答えさせていただきます。

まず、小学校なのですが、人数が菅谷小学校で469名、七郷小学校で114名、志賀小学校で276名、合計859名でございます。

続きまして、中学校ですが、菅谷中学校が268名、玉ノ岡中学校が208名、合計476名です。

小学校につきましては、1万円ということで859人で859万円、中学校につきましては、2万円ということで476名の2万円ということで952万円で、合計1,811万円となっております。

続きまして、私立の小学校、中学校へ行っている方が、まず小学校の私立へ行っている方が9名でございます。9万円です。で私立の中学校へ行っている方が13名でございます。26万円で、合計しますと1,846万円という金額になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 簾藤子ども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 お答えさせていただきます。

要保護・準要保護の総額と、それぞれの人数というお尋ねでございます。菅谷小学

校、要保護2名、準要保護65名、七郷小学校、要保護ゼロ、準要保護8、志賀小学校、要保護ゼロ、準要保護19名、菅谷中学校、要保護1、準要保護36名、玉ノ岡中学校、要保護2名、準要保護19名ということの人数でございまして、合計しますと、要保護が5名、準要保護世帯が147。金額でございましてけれども、総額で申し上げますと、1,077万8,582円となります。

それから、121ページの部活動の関係で、お答えさせていただきたいと思います。まず、菅谷中学校の内訳でございましてけれども、剣道が2名、ソフトテニスの女子が1名、柔道が2名、吹奏楽が1名、柔道の必修の関係で、7人ということでございます。1回1,500円なのですけれども、必修の方については1,000円お支払いをしているということになるかと思っております。

続いて、玉ノ岡中学校の関係でございましてけれども、男子テニス1名、野球1人、必修の柔道が2人、それから玉ノ岡中学校は、理科の実験指導員の方を1人外部講師ということでお願いをしております。この辺で5名、最終的に5人ということになりますけれども、金額的にはお一人の方がかなりのこま数というか、何回も来ているというようなことになるかと思っております。いずれにいたしましても、児童生徒が減少する中で、教員の数も減ってくると、そういう中で、部活を選択していくというのも一つの難くなる要因かなとは思っておりますけれども、いずれにいたしましても、現在、こういった形で、外部の方お願いしながら、なるべく児童生徒が希望する部活を実施しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、奥田幼稚園長に答弁をお願いいたします。

○奥田定男教育委員会 ともども課 嵐山幼稚園長 122ページの幼稚園の臨時職員の賃金と人数のことでございますけれども、通常幼稚園の場合、4クラスありまして、4人の本採用職員と年長さん、年少さんに1人ずつの副担任、それから預かり保育の担当、それから事務職員、つまり臨時職員は4人と本採用4人でやっていたのですけれども、現在本採用職員が育休1人、産休1人おりまして、臨時職員6名をお願いしているところでございます。

続きまして、123ページの園医謝礼等の8人でございます。内訳でございますが、内科医、歯科医、薬剤師、歯科衛生士、学校評議員、以上含めて8人でございます。71万6,800円の内訳でございますが、主なものは、園医の報酬、内科医、歯科医とも

に15万円ずつ30万円、薬剤師が8万円、それから、健康診断においていただくときに2万4,000円、それから、さらには未就園児の教室の方に22万9,900円ほど、昨年度支出してございます。

主な内容としては以上でございます。以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 2件ほど伺うのですけれども、まず、発達障害児の早期支援対策事業で、昨年ははっきりと、発達障害の子供さんが、小学校が10名、中学校が5名、予備軍が9名という形でお話しなさっていて、そういうふうな形でのものというのは出てきているのでしょうか、それとも、出てこないで、それはたまたまそのような形だったということなのか、伺いたいと思います。

それと、先ほどの幼稚園のことなのですが、園医報償の中に薬剤師さんが入ってきているというのは、私は理解が、わからないのですけれども、学校評議員さんと薬剤師さんが園医報償の中に入っているということなのですか。それがちょっとわからないんですが……。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。奥田幼稚園長、お願いいたします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長 薬剤師さんも従来から報償費の中で支払いを済んでおります。それから、未就園児教室に当たっていただいている方にも、一応報償費として、ここから支出して、これは一昨年からであります。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大野副課長兼主任指導主事、お願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 お答えさせていただきます。

先ほどの発達障害等早期支援対策事業について、人数についてということでお問い合わせがあったわけなのですけれども、こちらにつきましては、巡回支援の専門の先生がいらっしゃるときには、学校全体での子供たちの様子ということで、それぞれの担任から上げてもらう児童、または生徒の観察という形をとっておりました。ですので、具体的な人数ということになりますと、ちょっと、こちら、十分把握し切れていなくて大変申しわけないのですが、ただ発達障害ということで、特別な支援を受けている子供については、8名いたかとも記憶しております。定かな数字でなくて申しわ



けございませんが、そのような形で発達支援の支援を受けておりました。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 これ、園医謝礼等々で8人になっているわけなのですがけれども、このくり方が何とも言えず不思議なくくり方がなされているのですがけれども、それと園医というのは、私は、わかるのですがけれども、薬剤師っていう方が直接、ほかのところでも入ってきているのですね。学校なんか今まで薬剤師という形で出てきたのを余り見てないので、そういうような形で、薬剤師の方が子供たちにどのようにかかわっているのか、伺えたらと思うのですがけれども……。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

奥田幼稚園長、お願いいたします。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長 薬剤師さんの主な業務は水質検査、幼稚園の飲料水の水質検査を年2回、定期的に行っていただいております。そのほか、通常はありませんけれども、相談といたしますか、医療に関する相談は随時お願いしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 薬剤師の関係でよろしいですよ。

○松本美子委員長 はい、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 今、園長がお話いただいたようなことをはじめとして、麻薬とかそういった危険性のお話等も薬剤師の先生がしていると、指導をしている。麻薬だとか、そういった機会があると、撲滅というか、こういう体の、というのが、そういった講習等がそういうのを学校の求めに応じてもやっておる現状がございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに、質疑のある方は、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、こども課に関する部分の質疑を終結いた

します。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 4時10分

---

再 開 午後 4時13分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 では、2点ほど質問させていただきます。

最初に、66ページの一番上段なのですが、難病患者の見舞金ということで出ております。運悪く多難な病気に見舞われた方にお見舞金ということでございますけれども、何人ぐらいの方に、どのぐらいの回数で、1回だけではないかなというふうに思うのですが、そこら辺を教えてくださいというふうに思います。

それと、あと1点なのですが、64ページですが、ちょうど中ほどに精神障害者の小規模の作業所の運営費ということで、負担金が出ておりますが、何カ所ぐらいで、またそこに入っている方の、働いている方の人数等わかれば教えてくださいというふうに思いますが、以上、2点だけですけれども、お願いいたします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、お答えをいたします。

66ページの難病患者支援事業に関してですけれども、見舞金、こちらのほうは、年額1万円ということでございまして、57人分の1万円掛けてもらって57万円ということでございます。こちらのほうの57件なのですけれども、継続の方が48件、また新規の方が9件でございます。

続きまして、64ページの精神障害者小規模作業所運営費の関係なのですけれども、こちらのほうは、深谷にあります、かわもと・桑の実というところの……

〔もうちょっとゆっくり〕と言う人あり〕

○石井 彰健康いきいき課長 失礼しました。深谷市にあります、かわもと・桑の実というところの施設なのですけれども、地域活動支援センターというところですから

も、こちらのほうに利用者1名利用しておりまして、こちらのほう、事業費を人数分で案分をして、嵐山町は1名分ですけれども、60万円ということで、こちらのほう負担をしております。こちらのほうは県の補助等はありません。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけ再質問させていただきますが、66ページの難病患者の見舞金ということでございますけれども、年額1万円ということで、年に1度お見舞いを申し上げているということで、1回限りなのでしょうか、この辺をちょっと。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

1回のみでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 4点お伺いいたします。

まず最初に、63ページの民生委員推薦会委員報酬6人、そして、費用弁償、民生委員推薦会費用弁償6人ということで、24年度には載っていなかったもので、どのような内容というか、どのようなことをなされたのか、事業内容をお伺いしたいと思います。

それと、その同じページの下のところ、死亡人措置事業ということで、葬祭業を委託料されたということで、何年か前にもこういうことがあって、たしかおひとり暮らしでお亡くなりになってしまったというときに、過去にも決算に載っていたような気がするのですけれども、今回も孤独死をされた方がいたのかどうなのか、この事業の内容をお伺いしたいと思います。

それと、78ページの高齢者肺炎球菌、こちらが今まで、年齢が75歳以上だったかと思うのですけれども、25年度から65歳以上に拡大をしていただいたと思います。274名ということなのですけれども、対象者に対して274というのは、何%ぐらいの率になるのか、お伺いをしたいと思います。そして、隣の79ページの子宮がん検診、HPV、76名ということです。こちら25年度からの内容になっておりますけれども、対象者

に対してのこれも率、対象者何人いて、76人で何%だったのか、お伺いしたいと思います。

あともう1点が、その同じページの子宮がんHPV費用助成3,000円とあるのですけれども、これは何で3,000円で、こういう助成が出たのかをお聞きをしたいと思います。

あと、さっき4点と言ったのですけれども、あと保健推進員さんがたしか人数が、25年度からふえているのですけれども、ちょっとそのページが見つからなくて。

〔「77」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 ありがとうございます。77ページの保健推進員さん……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 61名ということで出ておりますけれども、当初もうちょっと人数いたような気がしますけれども、結論では、61名とここに書いてあるのですけれども、内容をお伺いしたい、事業内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をよろしくお願いをいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私から畠山議員さんからの1番目、2番目の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、1番目の質問でございますが、63ページ、事業名3の民生児童委員運営事業でございますが、こちらの民生委員推薦会につきましては、昨年が民生委員3年に1回の改選の時期でございました。そのために、民生委員さんを推薦していただくための会として、委員会を1回開かせていただきました。委員は、嵐山町民生委員推薦会の会則にのっとり、7名の委員さんをお願いしておりますが、1名は行政関係ということで、健康いきいき課長が務めさせていただきましたので、実際に委員報酬が発生した方は6人でございます。報酬は1人5,000円で6人分、合計3万円、費用弁償につきましては、1,000円掛ける6人で6,000円でございます。委員会の内容につきましては、民生委員さんの推薦でございますので、各地区から推薦のありました民生委員さんの適性につきまして審査をしていただきましたが、皆さん適性だということになりまして、地区から出されました民生委員さんを県・国に推薦をさせていただきます、無事に12月1日に新しい委員さんに改選をさせていただいている次第です。

次に、2点目でございますが、63ページ、4の行旅病人、死亡人措置事業でございます。こちらは、平成25年4月29日に千手堂地内の竹林で、タケノコ掘りをしておりました住職さんが人骨を発見いたしました。住所、氏名、年齢、性別は不詳でございますが、平成24年4月ごろの死亡と推定されました。しかしながら、こちらにつきましては、身元が判明しなかったために、小川警察署から町のほうに所定の処理をお願いしたいという依頼がございまして、25年8月27日に火葬に付し、千手地内の無縁墓地に保管させていただきました。委託料につきましては、葬祭業務の委託ということで、死体検案料、死体運搬費、火葬費、諸経費につきまして、13万3,900円かかりました。この13万3,900円と役務費の官報掲載料1万2,852円と、8、報償費の読経料の3万円合わせました17万6,752円が、県に請求をさせていただきますと、歳入として受け入れをさせていただきますとさせていただきます。

私からは以上です。

○松本美子委員長 石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

私からは、77ページ、保健推進員の関係なのですけれども、平成24年度の48人から平成25年度が61人ということで13人を増員をさせていただきました。これは、世帯数の多い地区がございまして、増員をしたところでございますけれども、保健推進員の役割といたしましては、地域住民の健康づくりや各種健康診査等による啓蒙推進をお願いをしているところでございます。今後、効果が上がるように、町としても連携していければというふうに考えております。

続いて、78ページの高齢者肺炎球菌の率の関係ですけれども、対象者およそ4,700人のところ、戸別接種、肺炎球菌274人とそのまた下のところの肺炎球菌ワクチンの38人を合計したもので割ると6.6%ということになります。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を、村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 私のほうから、HPVの受診の率ということでお答えさせていただきたいと思っております。子宮がんのHPVですけれども、30歳から40歳の女性を対象ということで、受診率につきましては、8.7%となっております。それと、子宮がんのHPV3,000円の費用助成ということでございまして、こちらにつきましては、町の助成を受ける前に直接ご自身で全額負担された方につい

て、償還払いでお支払いしているものであります。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 最初の2点につきましては、わかりましたので、結構です。

77ページの保健推進員さんの人数61人で、地域の住民の健康を推進するということで、私も過去にやったことがありましたけれども、今回、事業内容は、先ほどの説明ですと、地域で人数の多い、住民の多いところに多く人数をふやしたというお話でしたけれども、仕事の内容的には、何かプラスアルファがいつもでしたらヘルスクッキングのお誘いですとか、地域の健康診断とかを、あと、お便りを届けるとかって、そういうお仕事だったのですけれども、何かプラスアルファのお仕事はあったのか、お伺いしたいと思います。

それと、肺炎球菌のほうですけれども、周知のほうはしていただいたと思いますけれども、どのような形で今回10歳下からの対象になりましたということ、どのような周知をされたのか、お伺いしたいと思います。

子宮頸がん検診のほうですけれども、3,000円のほうはわかりました。HPVのほうは8.7%ということで、子宮頸がん検診がほかにもありますから、これだけが一概ではないのですけれども、やっぱり相変わらずパーセンテージが低いのですけれども、今回こちらHPVが含まれての検診が始まりましたということで、周知のほうはどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

77ページの保健推進員の件ですけれども、畠山委員おっしゃるとおり、今までいろいろ受診率向上のキャンペーン等お願いをしたり、また嵐山まつりのときに、またそういうところの、保健推進員には出席をしていただきまして、キャンペーン等も手伝っていただく、そのような形も行っておりました。また、地区に戻って、そういった受診率向上のチラシ等を配布方々、またお願いをしていただいているところでございます。

次に78ページなのですけれども、こちらのほうの肺炎球菌のほうは広報、あるいは

ホームページ等を通じて、広報のほうを行ってまいりました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁漏れでございますので、お願いをしたいと思います。

HPVの周知の方法ですけれども、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 失礼しました。こちらのほうも、広報、またホームページで広報という形で行っております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先日、26年度になってからですけれども、がん検診だったか、特定健診しましょうという通知がポストの中に入っていたのですけれども、あの仕事というのは、保健推進員さんがなさったお仕事だったのかどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

こちらで、保健推進員の会議のときをお願いをしたところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 64ページなのですが、64と65になるのですけれども、障害者の方の介護給付訓練等給付費が187人で前年度よりも11人ふえているのです。一方なのですけれども、自立支援医療給付費というのが1,714万7,444円で、前年度が2,070万円ほどだったのです。重度心身障害児医療費支給事業も4,469万9,624円で、前年度が4,891万、ほとんど92万ぐらいになっているのですけれども、重度心身障害児医療費給付金、それぞれ対象になる方がふえたからといって医療費は下がってくる、大体下がってきているというふうに思えるのですけれども、それはそういうふうに考えてよいのかどうかってことなのですが、同じように使っていらっしゃるのかどうかちょっとわからないのですけれども、重度心身障害児医療費給付金というのは、償還払いで

すよね。償還払いであるために、年度的な変化があるのか、自立支援医療費は負担金なので、これはちょっと違うなと思って見ているのですけれども、その点について1点伺いたいと思います。人数はふえていて、176から187人にふえているので、これは、どの年齢の方がふえてきたのか伺いたいと思うのです。

これは直接関係はないのですけれども、78ページに一応インフルエンザの予防接種というふうな形になっているのですけれども、25年度のインフルエンザの嵐山町での罹患状況というのはわかると思うのですが、それについて伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

64ページから65ページの初めに介護給付訓練等給付費の人数がふえているということでございます。こちらのほう、比較しますと、ふえているのが主に就労継続支援B型のところで5名ふえています。それと、あと計画相談も、こちらのほう20名ふえている状況でございます。それと、重度心身障害者医療費支給事業なのですけれども、こちらのほう、毎年そちらの今の人数とは違いまして、その年、その年でまとめて請求を出してくる方もいらっしゃるし、その年によって金額が変わってくるということでございます。

○松本美子委員長 村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 インフルエンザの高齢者の個別接種の対象人数が5,022名に対しまして2,178名の接種ということで、43.37%の方が接種されております。ただし、この接種期間につきましては、平成25年の10月20日から12月25日までの数値となっております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。予防接種のところでもたまたま出したのですけれども、インフルエンザの25年度の罹患状況というのですか、それについて伺っているのですけれども、予防接種をされた方が罹患しているかどうかとていうのはわからないわけなのですけれども、罹患状況というのはどんなものか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。



今、ちょっと資料ございません。その状況、把握しておりません。申しわけございません。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 64ページの社会福祉協議会の補助金が、昨年も聞いたのですけれども、下がったので、今年もまた、ついに1,000万円を切ったわけですね。事業を縮小してきたと、昨年は。今年はどうな事業を削減したのか、この補助金を削減した理由を伺いたいと思います。

それから、77ページ、先ほど、保健推進員の件でご質問あって、私も質問しようと思っていたのですけれども、61人にふやして、その効果が、どうしても短期間で効果を求めてしまうのは悪い癖なのですけれども、効果どうだったのだろうか。特にこの受診率の向上を目指すということでは、基本健診などがありましたね。基本健診などの伸びがどうだったのか、その辺に結びついているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

64ページの社会福祉協議会補助事業についてですけれども、こちらのほう、880万9,000円ということで、補助金を出しておりますけれども、こちらのほうの内訳ですけれども、派遣職員の人件費分、それと金婚式、それと、あと戦没者慰霊事業費ということのこの3点について、合計で880万9,000円でございます。昨年と比較しまして、金額が減少しているのが、おもちゃ図書館関係です。人件費等がここから減っております。これは、一応、社会福祉協議会が実施するおもちゃ図書館の運営事業なのですけれども、こちらのほうが、埼玉県地域子育て支援拠点事業ということで、該当することによりまして、こども課のほうの所管する特別保育対策等事業費の地域子育て支援拠点事業ということで、そちらのほうから補助金が交付をされているということで、こちらからは、おもちゃ図書館分が削られているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 保健推進員さん人数ふやして、各種キャンペーン等行いました。その結果、特定健康診査、また各種がん検診の受診率ですが、残念ながら大幅に上がるという結果にはなっておりません。特定健診につきましては、やはり25年度も県平均以下ということで、また、各種がん検診につきましては、種別によっては、前年度24年度よりもふえたものもありますし、また下がっているものもあるということで、保健推進員さんを25年度ふやしたことで、直接的に、各種の健診率が上昇したということは、残念ながらなっておりません。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 社協の件なのですが、そうしますと、事業そのものでは、大きな変更はないということで理解してよろしいのでしょうか。ただ、この派遣職員の給料を下げたということですが、この派遣職員さん、何をやっていた方なのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、保健推進員の件なのですが、そうですか。そういう結果で、ちょっと短期間で結果を見るというのは難しいと思うのです。ぜひ、これが好転するような対策をしていていただきたいと思うのですが、どんなことをしていこうとしているのか、もし中身ありましたら伺いたいと思うのです。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えいたします。

社協事業の件ですけれども、先ほど申し上げましたように、派遣職員、金婚式、戦没者慰霊事業という形で今回、25年度は支出しておりますけれども、この派遣職員というのは、事務局長分ということでございます。それと、事業的には、昨年、24年度から比較すると、そのおもちゃ図書館分が金額が減っただけでございまして、事業が少なくなったということではございません。

以上です。

○松本美子委員長 村上副課長、答弁をお願いいたします。

○村上伸二健康いきいき課健康管理担当副課長 保健推進員さんの活動についてでございますけれども、なかなかすぐに直結的に結果に結びつかないということでありますが、保健推進員さん、各地区から選出されて出ていただいております。中には、地区

の中で順番で出ているような方もいるのですけれども、そういった方々に対して、ただ、町の配り物をしてもらうということだけだと、なかなか健康に対する意識が広まらないということで、推進員さんになっていただいたということをきっかけに、いろいろな講座のようなこともやりますし、また、推進員さんご自身、また推進員さんのご家族について、健康について深く理解していただいて、何が今嵐山町の健康にとっては大切なのかということを理解していただくと、そういったことが少しずつ広まっていけば、町全体に健康に対する意識がどんどん広まっていくのではないかという形で、そういう形で、単なる行政のお手伝いではなくて、保健推進員さんとしての知識といえますか、ノウハウというものもだんだん身につけていただけるように、会議等でいろいろなことをやっております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で、歳入歳出、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の添付書類の質疑は全て終了をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 4時43分)

## 決算審査特別委員会

9月18日（木）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	山岸堅護
主席主査	岡野富春

---

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
井上	裕美	総務課長
中嶋	秀雄	地域支援課長
中西	敏雄	税務課長
山下	次男	町民課長
石井	彰	健康いきいき課長
青木	務	長寿生きがい課長
植木	弘	文化スポーツ課長
大塚	晃	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
山下	隆志	企業支援課長

根	岸	寿	一	まちづくり整備課長	
新	井	益	男	上下水道課長	
内	田		勝	会計課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会	こども課長
柳		勝	次	代表監査委員	
清	水	正	之	監 査 委 員	

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま、出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時29分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで、諸般の報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。  
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 総括質疑に入る前に、過日、各課の質疑の際に確認することになっておりました事案につきまして、各課長より回答の申し出がありましたので、発言を許可します。

初めに、主要な施策の説明書59ページ、町全体の年金保険料納付額について、山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

川口委員さんのご質問でございましたが、平成25年度の嵐山町の国民年金の保険料の納付状況ということでございました。川越年金事務所のほうに確認をさせていただきましたところ、回答いただきましたので、ご回答させていただきたいと思います。

25年度の保険料の状況ですが、全体で1万7,738月分で、金額といたしますと2億6,358万4,320円が嵐山町の保険料ということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○山下次男町民課長 月数で言いますと1万7,738月分で、金額といたしまして2億6,358万4,320円でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 次に、主要な施策の説明書22ページですけれども、B&Gプール使用者中、子供の割合について及び体育施設使用料に関する部分で、使用料免除件数に

ついてを、植木文化スポーツ課長からご答弁をお願いいたします。

- 植木 弘文化スポーツ課長 お手元に配付させていただきました体育施設使用料、25年度の関係でございます。畠山委員さんからのご質問の関係の資料でございます。

使用料免除の件数、有料者、それから無料者の内訳等がございますので、こちらの一覧表と、こちらご参照いただければと思います。

それから、25年度の利用料の日ごとの内訳でございますが、プールのこちらの別紙のほうのこれをご高覧いただければと思います。

以上です。

- 松本美子委員長 次に、主要な施策説明書105ページですけれども、オオムラサキの森、来場者人数について、大塚環境農政課長、お願いいたします。

- 大塚 晃環境農政課長 それでは、安藤委員さんご質問の平成25年度のオオムラサキ活動センターの入場者についてお答え申し上げます。

平成25年度の入館者でございますが、6,997人でございます。この数字につきましては、活動センターに入館し、受付簿に記入していただいた方の人数、それからあとボランティアに参加された方の人数でございます。記帳されない方や、あるいは園に訪れて散策だとか、観察していただいた方については把握しておりません。

以上でございます。

- 松本美子委員長 次に、昨日のまちづくり整備課に関する部分の質疑について、発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

根岸まちづくり整備課長、お願いいたします。

- 根岸寿一まちづくり整備課長 昨日の佐久間委員さんのご質問のうち、除雪費用の機械借り上げ料につきまして、高い金額について5万1,000円と答弁いたしましたが、これは、半日当たりの金額でございました。正しくは、1時間当たり1万3,000円でございますので、訂正してお詫びいたします。

- 松本美子委員長 それでは、認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑並びに平成25年度決算事業現地調査を終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑につきましては、4名の方から届け出をいただいております。

初めに、第10番、渋谷登美子議員。



○渋谷登美子委員 それでは、5点にわたって質問いたします。

まず、少子高齢化で家族状況が変わってきていることと、それから、工業団地への転入しないで入って仕事に行ってる方等いらして、新築住宅、それから空き、新築住宅は、今年度の消費税8%に上がる前につくった方も多いと思うのですが、新築住宅、それから新しいアパート等の住宅、全部の嵐山町の住宅状況、それに加えて空き家があって、空き家管理台帳をつくったわけですが、それについての住宅状況の把握がどのようになっているか、25年度で伺いたいと思います。

全部先に言うのですね。失礼しました。2点目です。

2点目は、社会保険料と非常勤職員の方がいるのですけれども、その社会保険料に実際に加入されている方、加入の条件、そしてほかにも嘱託職員と臨時職員、それから賃金という方もいらっしゃるわけですが、賃金は個別に時間給で払っているのだろうなというふうな感じがあるのですけれども、その点について伺います。

まず、全体でどのくらいの方が臨時職員として働いていらっしゃるか、そのうち雇用保険に加入されている方、全部だと思えるのですけれども、社会保険に加入されている方、どのような方が社会保険に加入されているか伺いたいと思います。多くの方が扶養控除内で働いているという感じでは、ずっと上げてきてみたのですが、その点について伺いたいと思います。

3点目です。3点目は、公金の滞納者についての督促等、催告等の手続はどのように行われているのか。特に、そのほかに年金からの税金と、それからこれ一般会計になってしまうので、ちょっと難しいかなと思ったのですけれども、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者の徴収額というのはどのようになっている、人数と、そしてそれは、どこで、担当課としてはどのようにして行っているのか伺いたいと思います。

その次ですけれども、こども医療費の関係ですけれども、こども医療費の関係も5年になるのですか、それで、こども医療と、代替事業との実際の関係のこと、実際にどうなっているのか、検証されているのかどうか伺いたいと思います。私個人は今きのうの数値で検証してみたのですけれども、それについて伺いたいと思います。

それから、5番目になりますが、5番目は、嵐山町の各公共施設のCO<sub>2</sub>の削減策についてどのようにしたか、伺いたいと思います。光熱費という形では出てきているわけですが、実際には電気料は上がっているわけですし、その中に水道費も入っていますので、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

それでは、中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 それでは、住宅の戸数ですけれども、木造、非木造、それと、これは住宅とアパートもまぜてあります。合計が6,945棟です。それと、25年中に建築された住宅は97棟、アパートが8棟です。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

大塚環境農政課長、お願いいたします。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうから、空き家の件につきましてお答えいたします。

町のほうでは、平成24年12月から25年の7月にかけて、町内全域の空き家の調査を行いました。その調査で292棟の空き家の候補が確認されました。それから、また26年の1月から2月にかけて、空き家と推定される住宅の所有者159人の方を対象にアンケート調査を行いました。98件の回答をいただきました。内容でございますが、空き家の設備や利用状況、それから維持や管理状況、今後の活用の意向等についてのアンケートを実施したところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

平成25年度の、まず嘱託職員の人数でございますが、8名でございます。臨時職員につきましては63名でございます。社会保険の加入要件でございますけれども、1日当たりの労働時間及び1カ月当たりの労働日数、これが正職員の4分の3以上、かつ週3時間以上の方が対象でございます。平成25年度は16名の方が対象でございました。

保険料は、雇用主と被保険者の折半でございまして、保険料率を申し上げますと、17.12%でございます。金額にいたしまして356万8,023円でございます。

また、雇用保険につきましては、31日以上雇用が見込まれる1週間当たり所定労働時間が20時間以上の方、これが対象でございまして、対象者は33名でございました。これらの要件を満たしている方全てがそれぞれの保険に加入をいただいているということでございます。

以上です。

続けてでいいのですよね。

○松本美子委員長 はい、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 CO<sub>2</sub>対策の進捗についての件でお答えいたします。

各公共施設とも消費電力の削減ということで、夏のクールビズ、冬のウォームビズの徹底は図っているところでございます。また、照明のLED化につきましても、平成23年度には町民ホールハロゲン灯を50個、庁舎内の非常灯を240個、平成25年には庁舎トイレの電球74個をLED電球に交換したところでございます。また、道路照明灯につきましても、平成24年度から新規設置分をLEDとしておりまして、平成25年度末で57カ所の設置をいたしております。新規建設、改修を予定する施設につきましては、これからは太陽光発電も含め、考慮していく必要があると考えております。

以上です。

○松本美子委員長 中西税務課長、答弁お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 それでは、3番目のまず公金徴収に係る延滞金の処理手続ですけれども、主な公金といたしまして、税務課では、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町たばこ税と交付金については100%ですので除いてあります。この税につきましても、課税、納付書の発送、それと督促状の発送、催告書の発送、これは全部税務課で行っております。それと、町民課の後期高齢者医療保険料ですけれども、課税納付書の発送は町民課、督促状の発送も町民課です。催告書の発送は税務課で行っております。長寿生きがい課の介護保険料ですが、課税納付書発送、それと督促状の発送は長寿生きがい課で行っております。催告書の発送は税務課で行っております。上下水道課の水道料金、下水道・浄化槽使用料ですけれども、納付書の発送、督促状の発送、催告書の発送は全部上下水道課で行っております。こども課の保育料ですけれども、納付書の発送、督促状の発送、催告書の発送、これは全部こども課で行っております。

それと、年金からの税等の引き落としの関係ですけれども、まず、個人町民税、件数が1,395件、収入済額7,430万300円、国民健康保険税、件数ですけれども、656件、収入済額6,149万7,300円、後期高齢者医療保険料、件数ですけれども、1,825件、収入済額8,291万6,310円、介護保険料、件数4,301件、収入済額2億1,078万9,900円です。収納率は全部100%です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 私のほうから、4点目のこども医療費と代替事業の関係についてということで、検証されているかというようなご質問でございます。

大変申しわけないのですけれども、まだ25年度の決算の中では、全てを検証したわけはございませんけれども、前提となるのは、コンビニ診療で増加部分、それから国庫関係増加見込み分ということで、試算的なものが多いものですから、どこまで検証できるかというのはさておきまして、今わかっている数値的なものでお答えいたしますと、小中学校の学年費の補助につきましては、きのうお話ししたとおり1,846万円、それから予防接種については、おおむね500万円ぐらいという話は聞いております。

なお、また保育料の減額につきましては、今、試算を始めたところでございます。大変申しわけございませんけれども、そんな状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 嵐山町というのは、今まで住宅計画というのをつくってなくて、区画整理をずっと過ごしてきたのですけれども、今後の少子化に対して、少子高齢化で世帯数が減っていくことの中で、このような形で、実際には新しい住宅ができていて、そして空き家もふえていくという中で、今後の対策というのは、考えられていなかったのだと思うのですけれども、初めて空き家について行ってきたわけですけれども、それについてやはり、今現在で住宅にかかわるものの検証というのは、やはり行われていくべきだったと思うのですけれども、空き家に関しては、何とか空き家台帳という形で、どのような形でやってきましたというものができたのですけれども、空き家に関してはそれはできたわけですけれども、全体についてのということは全く考えずに空き家台帳だけをつくっていたということなのか、特に、いろいろ住宅の問題というのはこれからも出てくると思うのですが、検証はやっぱり空き家だけであったのかどうか、伺いたいと思えます。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 一遍にやるのか。

○松本美子委員長 続けて、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ごめんなさいね。わかりました。

現状の今の、よく私も、主要な施策の説明書を見ていますと、例えば先ほどのですと、私が出ていたという社会保険料の金額と計算したのと違うのです。例えば、さわやか相談員だと、別部門で42万9,935円とか、それから文化財の嘱託のところでは3,702円とか出てきていて、この差はどういうふうなところから出てくるのか、全額一致で総務課が社会保険料というのは、カウントしていると考えてたのですけれども、若干違うようです。そうすると、嘱託職員と、それから非常勤のパート職員の差というのはどこにあるのか、伺いたいと思うのです。報酬の方は、年額幾らという形で幼稚園長さんとか、学校給食センター長さんとか、社会教育指導員という形で出てくると思うのですけれども、その雇用契約のあり方と社会保険料の、でも雇用契約はいろいろな契約のあり方があっても、社会保険料はそれに関して出していくという形だと思うのですけれども、その社会保険料の計算の仕方も違っているのかどうか、伺いたいと思います。

公共料金の督促のことですけれども、これは恐らく各課共通の部分があると思われるのですが、その点についてはどのような捉え方をして、連絡というのがあるのかどうか伺いたいと思います。

そしてまた、年金からの徴収は、住民税と国保税が税務課という形で、介護保険が長寿生きがい課で、後期高齢が町民課という形だったと思うのですが、それもまた、それぞれ担当でやっていくということのメリットもあるのでしょうか、デメリットもあるかなと考えるのですが、そこら辺について考えられたことがあるかどうか伺いたいと思います。

次に、こども医療費の代替事業との関係なのですが、私が計算しましたところ、こども医療費、窓口払いで、償還払いを求める方と、それから求めない方といらっしゃると思うのですが、求めない方は、もともと医療にかかっているかどうかということも、カウントが現在ではわからないわけですね、そのような方が。それで、考えて計算してみましたのですが、学年費だけなのですが、学年費だけでやってみますと、1人当たりの窓口払いを続けたことによって、医療費の窓口払いをしたこととの差というのは、これが学年費だけで考えると、1人当たり9,253円になるのです。それで見ますと、1人当たりの9,253円で見ますと、学年費だけの部分で考えますと、小中学生の1人当たりというのは、こども医療費の補助手続をやったことでの補償したことで、1人当たりの部分というのは1万6,793円になります。そ

して、9,253円を足すと、小中学生だけで医療費というのは2万6,046円になったことになるのです。実際に、窓口払いを。そして、乳幼児医療費ですと、こども医療費というのは、1人当たりが2万2,780円になりまして、9,253円足すと、3万2,033円というふうな形で実際払った形になるのです。こども医療費で見ますと、こども医療費というのは総額ですよ。それで見ますと、平均が1万6,793円になるのかな、1人当たりが1万8,472円になるのです。そして、9,253円を足すと、2万7,726円になるのです。これに、保育料の町独自分というのは、1年間平均して3,000万円ぐらい町独自分を加えているのです。そうすると、1人当たりでは、小中学生に、学年費と保育料の町独自分を加えますと、4,846万円がプラスアルファになっているということになりまして、小中学生では、医療費に関しては、4万1,083円、そして乳幼児医療費に関しましては、4万7,070円が実際に窓口払いをしたときになるというふうなカウントになるのです。

東松山市の25年度の1人当たりのこども医療費というのは2万4,747円、そして滑川町では2万5,529円、小川町が2万1,223円という形で、嵐山町は、この学年費の補助と保育料を、こども医療費の窓口払いをしないで実際に行ったか、その部分を代替にすると、すごい金額に、実際にこども医療費以上の金額を支出しているという形の計算になっていくのです。私が検証した中でですよ。そして、予防接種はちょっと金額的にわからなかったもので、予防接種の部分は加えていないのですけれども、そのようになりますと、実際に、こども医療費の窓口払いというか、実際に補助をしているのに、学年費の補助は学年費の補助として単独で考えて、保育料の補助は保育料の補助として単独で考えて、こども医療費の窓口払いというものを進めていったほうがいいと思うのです。それは、今まで検証されていなかったことで、そういうふうに私は計算したわけなのですけれども、実際に検証してみると、そのような形になってくるということなのです。

以前、町長は、嵐山町のドクターにもこのことについて話したけれども、それでいいのではないのですかというお答えだったということでしたけれども、私自身がドクターと話してみると、必ずしもそうではないです。実際に医療費の、医療機関に行ってみて、私もそうですけれども、子供を2人も3人も抱えていて、そして、その子をあやしなげながら、お金を払っていくわけですよ、お母さんが。大体の人は、お父さんが子供を医療機関に連れていくということはほとんどあり得ないので、あることも

あるでしょうけれども、2人も3人も抱えて医者に連れていくということはないので、実際にお医者さんに行ったときに、払う人というのはお母さんなのですよ。お母さんが赤ちゃんを抱きながら、そしてここのバッグを引き出して、片方で子供が泣きながらやっていくということにかかわるものなのですからけれども、その代償というのはどうなのかなというふうな感じで、今考えているのですけれども、町長は、全てのお医者さんとこども医療費の窓口払いの廃止ということについて話し合われたことがあるのかどうか、25年度分についてもそうですけれども、伺いたいと思うのですが、その点を伺います。

それと、各種のCO<sub>2</sub>対策なのですからけれども、これは申しわけなかったです。私が電力料という形で出せば少し出てきたのかなと、効果が反映できたのかなというふうに思うのですけれども、それについては、実際には、効果の電力料の比較というのは、まだ難しいのでなさっていないかと思うのですけれども、その点については、いかがでしょうか、伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 私のほうから、1番の住宅政策、あるいは空き家の問題について、お答えをさせていただきます。

委員さんからは、町の住宅政策というのは、どういうふうにとってきたのだと、それから空き家との現在の課題との問題ですけれども、振り返ってみますと、昭和45年に都市計画法が施行になって、嵐山町が1970年代から団地等の開発によって住宅、あるいは人口も増加の一途をたどってきたわけですからけれども、大体2008年、国と同じような8年から10年がピークで、そこから人口が減少してきたと。改めて、住宅を何戸を目標するとかということにはなかったというふうに思います。総合振興計画上では、目標人口は2万3,500人とか2万5,000人とか、そういう目標値を掲げながら、まちづくりを行っていくと。そのまちづくりも、嵐山町の場合は、志賀2区の地産団地が最後で、大きな団地造成をやっていません。区画整理事業によって、ヘクター何人という目標を掲げながら、住宅地を提供してきたと。それによって、今振り返ってみますと、比企郡内で人口減少が、東松山市、滑川町を除いてですけれども、減少率は一番少ない状況にあるというのは皆さんご承知のとおりでございまして、今までとってきた政策に大きな過ちはなかったのだろうと、そういうふうに思います。

それから、空き家の問題ですけれども、292戸という話で、税務課長から6,945棟の住宅があると。嵐山町のそれで除してみますと、空き家の割合というのは4.2%になると思います。7月の末に全国住宅土地統計調査の速報値、5年に1回ですけれども、ここで発表になりました。そのときの全国の空き家の数が820万戸、5年前が790万戸、それに対して30万戸ふえている。その全住宅に占める割合が13.5%ということでございまして、町の空き家も大きな問題ですけれども、数は、全国に比べればまだ少ないほうかなと思います。今、空き家の管理条例を策定に向けて今作業進めておりますけれども、今までの空き家の所有者に対して、指導、勧告、命令、それだけではなくて、行政代執行まで頭に置きながら、どうやっていったらいいかというふうな課題はございます。これを、今政府が進めている地方の創生の中で、空き家の問題も対策を考えられておりまして、利活用、委員さんがいつもおっしゃっているような利活用について、例えばNPOですとか、福祉目的だとか、さまざまな利活用にしていったときに、一定の国としても補助を出していくと、それから古いものは別として、新しい、もったいない建物については、リフォームをする、その制度も国では考えているのだというふうな、これは新聞の記事ですけれども、そういうふうな状況にございます。町といたしましては、こういったものにアンテナを高くして、町でできるものについては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 社会保険料の差があるというふうなお話でございました。ご指摘いただきましたように、さわやか相談員の運営事業で社会保険料がご指摘をいただいた42万9,935円でございます。そのほかに、その他の社会保険料加入者は313万8,088円の方がいらっしゃったと。合計で先ほど申し上げた356万8,023円というのが、社会保険料として支払った金額ということでご理解をいただければというふうに思います。

それから、嘱託職員、非常勤のパート職員の差のようなお話でございました。嘱託職員につきましては、特定の学識経験または技術を有する者、そういった方を嘱託員として、雇用については1年間雇用です。臨時職員につきましては日々雇用ということで、一応半年を期限に定めて任命をしており、さらに継続して半年と、これを続けて、今原則的に3年を目安に交代をしていただくというのが今の嵐山町の状況でございます。



このことにつきましては、年の当初に募集を広報、あるいはホームページでいたしまして、そして応募していただいた方、新しい方は全員ですけれども、面接をさせていただきます。全員の面接の中で、その方の例えば働き方でありますとか、勤務時間でありますとか、職種ですとか、勤務日数の希望ですとか、勤務可能時間ですとか、それから働き方、自分は配偶者の扶養の範囲の中で働きたいとおっしゃっている方が多いわけでございますけれども、そういったもろもろの内容を全てお聞きをして、役場のほうから、役場の各課から雇用申請というのが上がってくるわけでございますけれども、その雇用申請と登録をさせていただいた臨時職員のその条件、それを合った方をこちらから連絡をして、これこれこういう条件でこういう仕事がございますが、どうでしょうかというお話をしながら、採用している経過がございます。そういうことでございますので、それぞれの方につきましては、条件等承知の上で働いていただいているという認識でございます。

それから、CO<sub>2</sub>、電力量の差でございますけれども、25年度の電力量については調べてありますが、ちょっと申し上げますと、電気料でございますが、8,053万1,610円でございます。その電気のうち東京電力の関係が4,594万7,381円、それからPPSにもお願いしております、日本ロジテック協同組合という会社でございますが、そこに支払った額が3,458万4,229円でございます。先ほども申し上げましたが、この消費電力の削減につきましては、全町挙げて取り組んでいるわけでございます。昨年資料を持っておりませんので、昨年と比べて若干ふえたのか、上がったのかという、この場で申し上げられませんが、ただ気持ちは前向きにいつも努力をしているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中西税務課長、答弁をお願いいたします。

○中西敏雄税務課長 それでは、滞納の関係ですけれども、滞納者については、複数滞納している方が多くおられます。例えば、税と水道料、保育料とか、そういう複数滞納している方がおられますので、各担当が横の連絡を取りながら、滞納整理を行っている状況です。

それと、年金の関係ですけれども、年金特徴の関係ですけれども、これは、当初年金機構に個々のリストを送付しまして、年金から引いていただいております。先ほど申し上げましたように、収納率100%ですので、これは、課税側としては、よいシス

テムだと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 4番目のこども医療費の関係についてお答えさせていただきます。

大切なこの財源をいかに使うかというのは、我々に課せられた一番大きな問題であるし、それをしっかり検証していくということは、大きな柱にしなければいけないというふうに思っています。そういう意味で、委員さんがいろんな形で検証をしていたらいて、大変敬意を表する次第でございます。

それで、基本的な考え方というのは、前々からお話をしておりますけれども、貧困問題ですとか、家庭状況がいろんなものがあるからという議員さんからの今までの質問がございました。そういうことももちろん考慮して考えているわけですが、一番の基本というのは、医療費を窓口払いをするのだということで、国で決めているということは一番だと思うのです。それ一つ考えておかなければいけない。何で国で決めたのだということです。それと、子どもにとってあれなのは、医療費を抑えるということは大きな使命に今なっています。だけれども、お医者さんにかかるなということと医療費を抑えるということは全く別問題でありまして、医療にかかるなということではなくて、どんどんかかっていたらいて結構なのですけれども、医療費を削減をするというのは、大きな課題であるわけです。

そういう中で、国では、法で決めた範囲の中で、こういう形でやりなさいということを決めているわけですが、その中に、窓口では、窓口の払う部分を一部払ってくださいよということ国で決めている。そして、それが医療費の抑制にもなるのではないだろうかということであるわけです。それで、国がやっている、すると話がまたちょっとそれてしまいますけれども、今、埼玉の町村の中で、多くの町村が窓口払いをやめているわけです。それで、まだ県がやっているのです、嵐山町と同じように。それで、毎年県への要望というので出しているわけなのです。だけれども、知事の考え方というのは、国がやってないではないかと、それと県でもやっぱり医療費はしっかり抑える方向でいかなければいけないのだ、そのためにはということでこういう形をとらしてもらおう。それと、もう一つは財源の問題です。大切な財源をここのためにかなりの高額になるわけですから、それを投入することというのが、ほかの事業を行うのと比べてときに、どうなのだって考えたときに、県ではその判断ができないと

ということで、今までのとおり続けているということなのです。町でも、議員さんがいろんな形で検証していただいて、こういうことなんですということで、大変敬意を表しますけれども、前々お話をしておりましたように、このまま続けさせていただきたい。

それと、医師会との関係の話が出ました。お医者さんは、全てが賛成しているわけではないよということです。私も、面と向かって1人ずつ先生方にお話をしたのではなくて、先生方がお集まりいただいたその会合の席でそういうことを出しました。それで、あるお医者さんが、それは町長の、町の説明が足りないのだ、もっと出したほうがいいよということをお話していただいた。そして、ほかの先生もそのほうがいいということで、そういう方向。それで、各お医者さんのところに担当参りまして、こういうものを話していただきたい、町ではこういうふうにやっていますということでご了解いただいて、全てのところからご了解をいただいて、どうぞやってくださいということになって、嵐山町のやっていることをご支持をいただいて、それで進めていただいている。薬屋さんにもそのとおりでございます。そういうような形で町民の皆さんに周知を図って、それで肅々と嵐山町では窓口でも説明をしながら、学校の先生方にもお話を申し上げ、校長先生方からも時々お話をお伺いをする中で、今の形を続けてくれることというのは、ご父兄にとって大変ありがたいという意見が多いという話も聞いておりますので、現状では変える考えもございませんし、町民福祉の向上にとって貴重な財源をこういう形で使わせていただくというのは間違っていないというふうに思っております。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 空き家対策、住宅状況の把握なのですが、今の状況では4.2%ということで、今後の嵐山町のひとり暮らしの状況というのを考えられたときに、やはり住宅のあり方というのを検証すべきではないかと思うのですが、今入っていらっしゃる方というのは、子供さんを持っていらっしゃる方に入ってきていただくという形で、嵐山町では補助金ですか、転入促進をする形にしました。ですけれども、それ以前に、嵐山町では、住宅はひとり暮らしの方がふえてきているということも兼ね合いをして、そしてその中で検証していくということが、私は作業としてないのではないかなと思うのです。ただ単純に空き家管理をしていくということだけではなくて、住宅全体、世帯構造も変わってきているわけですよ。世帯構造も変わってきていて、そしてなおかつ、恐らくレオパレスなんかもふえてきていて、その中にはどのくらい

の人が入っているかということも検証されていないみたいですし、実際に住民票のない方がどの程度嵐山町に住んでいらっしゃるかということも検証されていないということはわかっているのです。そういった状況の中で、嵐山町は空き家率が低いですよって、全国的に見れば過疎地域がいっぱいあるわけですから、東京都内ですと千代田区なんかからは、お金が払えないからみんな撤退していくわけですから、住宅として、そういうふうな形から見ると、4.2%というのは少ないのかもしれませんが、実際に見ていると、住宅状況というのは、検証すべき時点に来ているとは思いますが、その点を伺いたいと思います。

次なのですけれども、もう一つ、社会保険料の形なのですけれども、この説明書の中に書かれている社会保険料というのは、総務の中に書いてあるのは、私の写し方が悪かったのですか。370万8,748円と自分では記録しているので、全然それが違ったのかどうか分からないのですけれども、実際の金額とは違うのかなと思ったりして、今見ているのですけれども、あれっと思ったのですが、違うのかな。管理費ですよ。総務管理費で、労災に関しては20万8,022円というふうな感じでは書いてあるのですけれども、私の写し方が間違っているのかもしれないのだけれども、現実的に、さわやか相談員のも入れて365万8,023円という形になってくるのですか。違うような気がしていたのですけれども、私の写し方が間違っていたのならば、ちょっとページ数も書いてないのでわからないのであれなのですけれども、これで、全部加えて365万8,023円というのが総務課で実際に持っている支出の内容という形ではよろしいのですか。私ちょっと違うかなと思っているのですけれども、それぞれの社会保険料というのは、社会保険料は、さわやか相談員に関しては42万9,935円という形であって、それで文化財発掘には3,702円という形で別にあって、別の形での社会保険料という形ではないということです。ちょっと違うのかなと思って聞いていたのですけれども、それだけ確認したいと思います。

あと、こども医療費の関係に関しましては、もう言っても仕方がないのかなと思うのですけれども、実際に、今準要保護、要保護もふえているわけですよ。それで、こども医療費だけで医療費を抑えていくという感覚が私はおかしいなと思っているのですけれども、全体で見て医療費を削減していくという形ではなく、こども医療費だけで嵐山町は医療費を削減していくという方針で、それもあれですか、国全体がそうではないからという形で、ほかの市町村見えますと、重度心身障害者の医療費も窓口

払い廃止しているところってあります。私、都道府県でやっているのかと思ったのですが、そうではなくて市町村単位でやっている。ひとり親家庭の医療費の問題も、窓口払いの廃止をしているところというのはふえてきている。そして、こども医療費の問題に関しては、ほかの市町村と同じように合わせていかないと、この市町村だけ突出してしないとか、別の形をやっていくというふうになってくると、親はみんないろんな方たちと接しています。その中で、嵐山町だけそれをやっていくということとはもう無理ではないかなと思うのですけれども、かなり多くのお母さん方からは、実は批判されています。批判されているけれども、それは町長のところに届かないということではないかと思うのです。町長は、そのことに関しては、耳を、アンテナを持ってないのではないですか。救急車で運ばれて、例えば大きな病院に行きますと、毛呂山のほうですか、埼玉医大に行くと、まず預かり金というのを出さないと診てもらえないとか、そんなふうな形も言われているのです。そういった実際のこども医療の現場というのを全く考えないで、そして、こども医療費を削減するという形で、ここにばかりに突出しているということに関しては、私は、反省なさっていいことだと思うのです。ほかの市町村の首長さんたちといろいろ話を聞いていますと、やはり、医療費のことに関して、こども福祉に関しては同じレベルにしていけないといけない、そういうふうな部分は、必ず見ていらっしゃるようですね。嵐山町だけ、ここでこども医療費だけで窓口払いの廃止をしないで、そして医療費全体を削減していく、そういうふうなこと自体があり得ていいのですか。これは、言ってもしょうがないかなと思いつながらなのですけれども、一遍こぶしを上げてしまったらそれを下げないという形でやっていくのと、そうではなくて、もう一回皆さんに慎重な意見を聞いていくということがあると思うのです。乳幼児が一番医療費はかかるのですよ。だけれども、乳幼児には、本当は、全然、今の町長の考え方でやっていくと、入ってこない、窓口払いの廃止を続けていることでの恩恵というのはなく、そして中学生が一番恩恵がある。それも、私立の小中学校に行っている子供たちにも恩恵がある。こども医療費の窓口払いを続けていくことでの部分というのは、私どうやってそれが計算できるのかわからないのですけれども、その部分というのは、反省すべき点ではないかと思うのですけれども、こども医療費に関して、こども医療費の窓口払いを続けることで医療費、医療費全体ですよ。高齢者の医療費やみどりのところでの医療費までも削減するということはできないと思うのですけれども、医療費全体を考えてこども医療費と

いうことを考えられるべきなのか、ほかの市町村とペースを合わせないでも嵐山町独自でやっていくだけのメリットというのは、どこに考えられているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 それでは、1番目の問題ですけれども、渋谷委員さんおっしゃられるとおりかなと、自分の家の周りを見ても、あるいは市街化区域内の高齢化が進んでいる地域を見ても、ひとり暮らしの方、あるいは高齢者がお二人でお住まいの家庭、本当に多くなっています。そうすると、お年寄りの見守りの問題、住宅政策以外にも、福祉にかかわる問題、さまざまなことが今後大変になってくるなというふうに感じています。そこで、ある自治体では、その地域が見守り活動を行う、あるいは家の草や何かが茂っているその環境にかかわる問題も、地域を挙げて取り組んでいく、いろいろな形のものが出ています。嵐山町としてどう取り組んでいったらいいか、これからしっかり検討して進めていきたいと思っています。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

金額の関係でございますけれども、主要な施策の説明書、41ページに、下のほうでございまして、臨時非常勤職員管理事業というのがございまして、ここで社会保険料、先ほど渋谷委員がご指摘いただきましたように370万8,748円でございます。この中には、先ほど申し申し上げました社会保険料が313万8,088円、それと雇用保険の関係、これが46万3,131円、労災保険の関係が10万7,529円、これが入っておりまして、合計がこの金額になるものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

医療費の窓口払いの件ですけれども、渋谷委員さんのこういう細かいところまで検証いただいて、お考えいただいているということに、先ほどから敬意を表すと言っていますけれども、全くそういう姿勢がこういうものには必要だと思っております。それで、そういうものを考えた上での、やっぱり嵐山町に貴重な財源を使う、そして嵐山

町の町民福祉の向上を考えたときには、これは間違っていないというふうに先ほど言わせていただきましたけれども、そう思っております。

それで、窓口払いということ、先ほどちょっとこだわっていろいろな形でお話いただきますけれども、こども医療費ということを考えてときに、無料化というのがどれぐらい、全部同じレベルでやらなくてはおかしいではないかという話ありましたけれども、全国で考えたときに、こども医療費の無料化というのがどれくらいばらつきが出てしまっているのか、埼玉の中でもばらつきが出ている。それで、その上で窓口払いをやっている、やらないというようなことになっているわけです。ですから、どちらがどうだということになると、医療費が無料か、無料でないかというのは、それこそこちらのほうが額は大きくなるでしょうし、いろんな形で影響というのは大きいのではないかと思うのです。

それで、同じレベル、同じレベルということで何度もお話をございましたけれども、やっぱりそういうふうにするべきだと思うのです、子育てなのですから。日本の大切な宝を育てているわけですから、ですから国にしっかりしてもらいたいのですよ。それを、国がやらない、しかも県がまだそのところまで進まないというところを、医療費の無料化を進めている、それできるからいいですよ、この地域は。だけれども、できないところは、まだ大変おくられていると思うのです。そういう地域というのは日本中にばらつきがすごく出てしまっている。それでこの辺は、そういう高いレベルの無料化が進む中で、さらに窓口払いをということなのです。ですから、そういういろんな角度から考えた場合に、私は、医療費の無料というのを義務教育のところまでやるべきだと、やりたいということで、それがいいだろうと、議員の先生方のご指導いただきながら、そういうことも決め、それと窓口払いというのを、これが行われたという状況を見てもらいたいと思うのですよ。療原の火のごとくっていつも言っていますけれども、ペラペラペラですよ。本当にこれはあっという間に広がっていく。それで、考えてみてもらいたい。これは、本当にやりやすい、首長にとってやりやすいことなのです。これやったからって批判が出ることってないのですよ。だけれども、やるとやらないということを考えてときに、どうなのだということ、そのところを私は重く考えて、窓口払いは続けていただいている状況です。ですから、ぜひご理解をいただいて、議員さんからも、ほかの方で、そうではないほうがいいよという方がいらっしゃったら、話をかけていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、総括質疑、大変ご苦労さまでした。

質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきます。再開につきましては、45分  
からということにいたします。

休 憩 午前10時30分

---

再 開 午前10時42分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き、総括に入らせていただきます。

次に、8番委員、川口委員さんに総括をお願いします。

どうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 初めに、中部清掃協議会についてです。昨日、支出について伺ったの  
ですが、私が一番聞きたかったのは、反対者への対策費があるのかなと思って伺った  
のですが、それはお答えがありませんでした。仮にあっても答えないのでしょうか  
けれども、そういうことで聞いたのですけれども……。

中部清掃協議会として、吉見町の大串地区に決定したわけです。ここは、既に中部  
環境が焼却場を持って、現在も焼却をしております。そこの隣接地に今度建てるとい  
うことであります。やっぱり、ここは、まずいのではないかなというふうに思うので  
す。そもそも中部環境が建つ段階で地元住民は大きな反対運動も起こして、自殺者ま  
で出たと、これ新聞に載っていましたが、裁判を起したわけです。その裁判  
の、裁判所が和解で11～12項目あったかな、その第10項に、ごみ処理施設を新設また  
は増設しないところ明記されているわけです。この近隣を含めて、この地域に。そう  
いう裁判所の和解なのです。それを両者が、吉見町と地元住民が和解を結んだとそう  
いうところですので、そこにまた建てるということですから、これはやはりまずいと  
いうふうに思うのです。

当初、吉見町の顧問弁護士もこの和解を知っていますから、あそこには建てられな  
いよということを町長に申し出ていたと新井町長は、何て言うか、ふざけるなよでは  
ないだろうけれども、何としても建てようということで、その顧問弁護士を首にして、  
あそこに建てられるという弁護士を今度顧問弁護士にしたのです。まさにあれですよ、  
集団的自衛権の内閣法制局長官を取りかえて行使容認にしたような、あのやり方です、  
あの地方版です。あれを吉見町はやったということで、道理に合わないことを私はや



っているなというふうに思うのです。そこをやっぱり認めてはいけないというふうに思うのです。それが第1点。

それから、地元住民からの要望ということを吉見町は言っているのです、新井町長は。地元住民からの要望書が上がっているのですけれども、その要望書の表題には、「一般廃棄物処理熱回収施設の建設について」と書いてあるのです。ごみ処理施設の建設とはどこにも書いていないわけです。これは、熱回収施設だったら、私だって欲しいというふうに思います。そういうのを要望があったとして、ごみ処理施設の建設の要望があったとして、新井町長がそれを受けて、要望があったのだと言っているわけなのです。実際、それも地元住民の率ではもう50%切っていると。そういうことですから、こういう要望も話にならない要望書であるということ。

そして、3つ目に、あそこの地域は、吉見町の洪水ハザードマップでは、5メートルにも水につかる地域に指定されているということでもあります。それを、そういう地域を想定して対策するには、また費用もかかってしまうということから、あそこの地域に反対をすることが道理だというふうに考えるのですけれども、これだけ言えば普通の人は反対を、そうだなというふうになるのですけれども、町長もそういうふうになっていただきたいとします。ご答弁をいただきたいとします。

それから、2点目です。今回の決算の中で、防空ごうが埋められておりました。あそこの防空ごうが価値があるかないかというのは私のようなものにはわかりません。私が問題にしているのは、何の議論もなしに埋められてしまったということなのです。埼玉県平和資料館、東松山市にありますけれども、平和のために戦争時の物をいろいろ展示しているわけです。やっぱり戦争の遺跡について、嵐山町もとっておくものはとっておく、保存しておくものは保存しておくということが必要ではないかなと思うのです。

それで、伺いたいのは、何で議論もなしに埋められてしまったのかをちょっと伺いたいです。

それから、3番目に自転車の活用、これたびたび一般質問でもしておりますが、活用をまたお話ししたいと思います。

今年、広島で豪雨災害がありまして、その広島を含めて西日本の多雨、雨が多い、そして日照が少なかったと、平年の半分だったというお話ですが、気象庁は異常気象であると、その異常気象の要因に温暖化もその要因の一つだというふうに気象庁自身、

こう話しているわけです。

嵐山町は、環境基本計画のストップ温暖化地域推進計画をつくったわけです。温暖化の要因であるCO<sub>2</sub>の排出量、嵐山町の平成23年度は、平成2年度の比で約2倍になっているのだということです。それを削減するために、自動車からのCO<sub>2</sub>の排出を減らそうということを推進計画でうたっているわけです。21ページにありますけれども、読まなくてもいいですね。そういうことで、自動車からの排出を減らそうと言ったら、やっぱり役場の人間だってそれは努力しなければいけないというふうに思うのです。私が前に質問をしたら、嵐山町は田舎だからどこにでも置けるので、自転車など使う必要ないのだ、とこういう答弁だったわけです、ぶっちゃけて言えば。温暖化を誰が作り出したかという、私はそこには加害責任の認識がないというふうに思うのです。今の文明を享受している人は全員加害者ではないですか。そうですね。嵐山町民は立派な加害者です。ここに勤めている人も加害者です。やっぱりその責任を自覚すべきだというふうに思うのです。そういうことで、加害責任を自覚してやるために自転車をぜひ使っていただきたいというふうに思うのです。書いてこなかったもので、ちょっと1点そこで伺いたいと思います。

最後、不用額について、これ数年前に不用額の問題についてお聞きをしたのですが、今回2億5,000万円ほどなっているわけです。これだけのお金が余ったわけです。初めに伺いたいのは、区からの要望と対応数、率がもしわかりましたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 中部環境について、ご質問をいただきました。

中部環境、ご承知のように、吉見の庁舎で会議を開いております。大変お忙しい中、川口委員さんには傍聴に来ていただきまして、つぶさに会議の状況を把握をさせていただいております。感謝申し上げます。

そういった中で、今ご質問をいただきました。今までの経過も川口委員のお考えの経過をお伺いをいたしました。そういう中で、さきの会議で、この場所も決定をさせていただいたということでございます。そして、申すまでもないことですが、熱回収施設をつくるに当たって、今まで私どもが使っているところは熱回収施設ではなくて、ごみの焼却施設なのです。そこのところで燃やしてなくすという焼却施設だ

ったわけですが、今度は今お話のように熱回収施設として、資源として、ごみを、今までの燃やしていたものを使ってやっていこうということでございまして、会議で賛成を表明しましたとおり、この施設は一日も早く完成をさせるべきだいうふうに思っております。これこそ町民福祉の向上に立った考えであるというふうに固く思っておりますので、1番の答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いをいたします。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、2番の戦争遺跡の保存についてお答えを申し上げます。

戦争の惨禍を二度と引き起こさないように、過去の誤った出来事を記憶し、あるいは語り継ぐということの意義は重要だというふうに認識をしております。その上で申し上げます。

文化財の指定は、国は文化財保護法、県は県の文化財保護条例、町は町の条例に基づいて指定を行っております。特に、土地に根差すものは、いわゆる記念物として史跡という分類になっておりまして、町にとって歴史上、または学術上、価値の高いものというものが条件となっております。

特別委員会のときにも申し上げましたけれども、町には第二次世界大戦末期に海軍関係の軍需工場や燃料を貯蔵したと見られる防空ごうなどが数カ所ございます。しかし、現在のところ、国、県を含めて指定文化財となっているものはございません。その理由としては、そうした遺跡の実体が軍の機密事項であったために、客観的な事実を記載した記録が残されていないこと、また大戦末期に建設の途中で未完成のまま放置されてしまったことにより、事実の検証が困難であり、形としてわかりにくく、実体としての資料的な価値が低いなどということが考えられます。戦争遺跡の文化財指定の難しさがそのあたりにあるというふうに考えております。

そこで、今回の埋め戻しについてであります。記憶に新しいところでは、全国的に事故が頻発して、国が補助金を出して、危険な特殊地下ごうを埋め戻したことがございました。たしか小泉内閣のころではなかったかと記憶しております。町内でも、平沢地区内の地下ごうを埋め戻しているかと思えます。今回、杉山の地下ごうを埋め戻したのも、通学路上にあるこの地下ごうの安全対策ということでございます。この地下ごうについても、博物誌の聞き取り調査等でそうした情報があるのみでございま

して、確実な記録は残されておりません。現状では、文化財指定に値する条件を満たしているとは言えず、安全対策上の埋め戻しはやむを得ない措置であったかというふうに考えております。

ただ、埋め戻しというのは、遺跡の破壊ではございませんで、活用の方法なり、価値というのを見出されれば、活用することはできるというふうにも考えております。

現状では、そうした判断のもとでの埋め戻しは、やむを得なかったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

環境基本計画ということで、私が答弁することを想定はしていなかったわけですが、CO<sub>2</sub>の排出ということで職員も自覚して自転車の活用をすべきだというご意見がございます。この件に関しましては、先ほど川口委員からもお話がありましたように、一般質問でも何回かご質問をいただいております。その都度申し上げてはおりますが、町の地形の問題、坂道が結構ありますから、あるいは天候の問題、天候の問題と申しますのは、雨の日も風の日もたくさんあります。いつでも自転車活用できるわけではございません。そして、職員は定員適正化の中で減らしているという状況もございます。そういったもろもろの効率的な面から考えたとき、果たして自転車の活用が、確かにCO<sub>2</sub>の削減にはなるとは思いますが、それが適しているかどうかということが問題になるかと思えます。人口の多い都市、前にも申し上げたと思いますが、そういうところでは駐車禁止の区域が多かったり、駐車スペースがなかったり、そういうこともあって自転車の活用は有効な部分があるかというふうに思います。町にはそういう部分はございませんので、総合的なことを考えたとき、自転車の活用は、まだまだ私ども嵐山町では効率的な面から難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、職員の中では、自主的に自分の健康管理も含めて、自転車通勤をしている職員が、季節によりましては、多いときには10人前後の職員が通勤のために自転車の活用をしております。また、職員の中でサイクリングクラブというのがございまして、サイクリングクラブ、今15人ぐらいいるとは思いますが、そういったことで活動もしている状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、区からの要望件数についてお答えをさせていただきます。

区からの要望件数、平成25年度は、73件のご要望がございました。このうち当該年度の25年度中に対応ができなかった件数、こちらが29件ございます。この29件というのは、ほとんどが道路の改修等の道路整備、あるいは側溝整備等の内容でございまして、後年度の事業計画の中で計画をさせていただきます、検討をさせていただきます、ということをお答えをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員どうぞ。

○川口浩史委員 中部清掃協議会は、そうですね。あれだけしゃべると普通はそうですねと言うはずなのですけれども、逆なのです。町民福祉の向上になるのでこれが一番だというふうに言われてしまうと、もう何言ってもだめでしょうから、ただ、地元住民は行政と約束したことが、単なる約束ではないのです。裁判所の和解ですから、それが守られないというのは本当に行政への不信を強くするというふうに思います。町長もその不信を買うという人になってしまうということで、不名誉なことになると思います。それだけ申し上げておきます。

戦争遺跡なのですが、機密事項であったり、未完成であったりとなかなか事実の検証が不可能な面があるのだということでおっしゃりながら、埋め戻しはやむを得なかったということで、検証がされていないのにどうしてやむを得なかったというふうに言うのか、ちょっと私にはわからないのですけれども、百穴にしても、松山城の下でもあそこは一緒なのかな、でもそうですよね。これ、吉見町どういう対応でとっているのか。遠くでは、長野県の松代大本営、私もあそこの地下入ったことがありますけれども、あれは長野県で保存しているのか、松代町で保存しているのか、ちょっと私もそこまで調べてありませんけれども、保存をしているわけです。ですから、嵐山町も今そういう審議をする場所、条例がないのであれば、やっぱりつくってでも保存をしていくことが必要だというふうに思うのです。その上で、ここは残しておこう、ここは埋めてもいいでしょうとそういう判断をしていくことが必要だと思うのです。課長だけの判断でやむを得なかったなんていうことでは、これでは、幾ら課長が見識があ

っても1人で決めるのでは、これはまずいわけです。そういうことで、条例が必要だということをおっしゃって、ほかの文化財がそういうことでおっしゃっているのですから、条例化をしていっていただきたいというふうに思います。お答えをいただきたいと思います。

それから、自転車の件で、天気の場合は再三私も申し上げているとおり、雨の日に乗ることはないです、乗らなくていいというふうに私はもう申し上げているわけです。坂は多いですね、ここ自身が。それで、電動自転車と言ったら、あれはすぐぼつ壊れるからなんて話をしてくるわけです。もう8年も乗っているのだと言っているわけですので、そういう面では乗り方もあるのではないですか。

要は、加害責任を、広島県の豪雨のようなことが日本中で起こる可能性があるのだと、これは専門家が言っているわけですから、嵐山町でいつ起きたっておかしくないわけです。その加害責任を感じたら、少しでも何でもやってやろうというのが、そういう気持ちが沸くのが普通ではないのですか。そういう気持ちのもとで推進計画をつくってきたのではないのですか。それは別なのだと言うのだったら、お話しいただければいいですよ。それで、要は、田舎だから、車どこでもとめれるからということを行っているのですけれども、田舎で何で自転車が悪いのですか。堂々と乗って、私に言わせれば旗を立てて乗ればいいのです。その旗に「嵐山町はCO<sub>2</sub>削減のために自転車を活用しています」という、そういうアピールを町民にするべきです。してくださいよ。話題をつくりなさいよ、私に言わせれば。新聞、テレビに載るような話題をつくっていかねばだめです。ただ、協議だけしていたのではだめだということをもう一度申し上げて、ただ、課長ではもうそこまでしか答弁できないでしょうから、どちらか2人の方にお聞きしたいと思います。課長では同じことを言うでしょうから。

それから、不用額の件なのですが、そうですか、ちょっと予想がずれてしまって、これもまた困ったなって今思っているのですが、全部、後年度でやるというような。本当は残事業がないと困るのですけれども、残事業を優先してやるべきだって、ここでこう言いたかったのですけれども、町長が、前、私が質問したときに、職員が努力して経費を余らせて何が悪いのだって、その余ったお金が不用額になるのだと、そういうお答えをしたのですけれども、もちろん最少の経費で最大の効果を上げるというのは、これは当然です。これ自治法に書いてあるまでもなく。そこで生まれた差額を、問題はその差額をほかの事業で生かすことが必要だと、その上で余ったのなら、今回

ちょっとその上で余ってしまったのだから、ちょっと言いようがないのですけれども、それを私は、しっかり町長のほうにはお考えを持っていただきたいと。余ったから、もうそのまま余らせておきますではなくて、必要な事業がもしできる事業があるのなら、それを優先してやるべきだということを、ちょっと考え方だけ伺っておきたいと思えます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

少し前の統計になりますけれども、平成19年6月現在で、国が10件、都道府県が7件、市町村が62件の文化財指定、戦争遺跡に関する文化財指定がございます。全国でございます。そのほかに登録文化財が48件、国の登録文化財です。それから、特別区の登録文化財が4件、合計で131件の戦争遺跡の指定がございました。特にその中で、広島原爆ドームは、その後、ユネスコの世界遺産に登録をされたりもしております。

しかし、先ほども申し上げましたように、文化財の指定は難しさがあまして、非常に少ない数でございます。ご指摘のように、著名なものでも、長野市の松代大本営の地下ごう、それから横浜市の日吉の慶應義塾大学のキャンパス内の旧海軍司令部の地下ごうなどは指定となっております。観光協会あるいは保存会というような団体が保存をして、一部公開されているものもあると、それが事実でございます。

埼玉県内では、深谷市に国の登録文化財が1件あるのみで、近隣の吉見百穴、あるいは松山城の地下にも地下軍需工場の跡の地下ごうがありまして、一部が公開されておりますけれども、こちらについても吉見百穴の指定地とかぶっているということで、その地下の軍需工場の一部が公開をされているということでございます。

吉見町に伺ったところによりますと、戦後10年ぐらい経過した時点での工事に参加された方からの聞き取り調査があるのみで、やはり客観的な資料がないということで、指定は見送られているということでございます。また、吉見町内には数カ所の地下ごうがございますけれども、崩落の危険性があるということで、場所の情報も公開はしていないということでございます。

現状では、町の条例、国の法に照らして、法令に基づいての安全対策上の措置として今回の埋め戻しがされたものでございまして、個人の判断で行ったものではございません。

以上です。

○松本美子委員長 続いて、井上総務課長、答弁をお願いいたします。

○井上裕美総務課長 ちょっと私の答弁の中で、言葉が足りなくて誤解をされている部分があると思いますので、その点について答弁を差し上げたいと思います。

まず、天気の関係も申し上げました。これにつきましては、夏の暑い時期、冬の寒い時期、こういった時期に自転車を活用するということは、職員の健康管理の面でもちょっと問題があるだろうということがあります。先ほど、田舎だからどこでも車を駐車できるから必要ないというふうに申し上げたわけではなくて、都会といたしますか、人口密集地域と申しますか、そういったところのほうが自転車を有効に活用できるでしょうということで申し上げたわけでございます。

CO<sub>2</sub>の削減につきましては、自転車に限らず、あらゆる面で努力していかなければならない問題だというふうには認識しております。ストップ温暖化計画の中でも、できるだけ自動車の使用は控えて自転車や公共交通機関の利用に努めますという形で記載もございますので、町の職員が出張する場合などにつきましては、なるべく公共交通機関をこれからは優先していくのが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 答弁させていただきます。

今、そのCO<sub>2</sub>の削減の話ありました。課長のほうからの答弁ございますが、そのような形で町として進めさせていただいているということでございます。

それで、つくっていただきましたストップ温暖化の推進計画の中にも、今のように自動車を控えて自転車を活用しようというのが書かれております。それで、ここに書かれているものも、9個書いてあるからというのではなくて、これだけやればいいというものではないわけですけれども、9個ある。それで、そのほかにもたくさんあるのです。CO<sub>2</sub>削減のために頑張っていきましょうというのが、家庭でのエネルギーの使用量を考えていましょうとか、緑のカーテン、遮光カーテン等を、家庭の電気製品を買いかえるときは考える。家を新築、改築するときは太陽光発電等のエコドライブをやってとか、いろいろあるわけです。そういうことを当然念頭に置いた上で、さらに自転車を使っていきましょうという考え方だと思っております。それで、基本



的に、先ほどから話をしていますように、あなた方は罪つくりなのだ、ということをやっているのだということなのですよ、CO<sub>2</sub>をつくっているわけだということです。そういう意識を持ってやりなさい、そのとおりだと思うのです。そういう意識があるから皆さんが家庭の中で、あるいはいろんなときに温暖化対策ということを出すわけです。

特に、このところで異常気象というのが毎日というか、毎月というか、本当に次から次にいろんなことが起きてくる。異常気象というのが毎日言われたり、毎月言われたりと、異常気象というのは30年に1回あるかないかというのを異常気象だという話を聞いているのですが、それが毎月だとか何だかということになると、どういうことなのだろうということなのですが、だからストップ温暖化、CO<sub>2</sub>ということになるわけですが、そういうものを自転車を例に挙げたのはわかりますけれども、ただ嵐山町で今自転車を皆さんがいろんな形で車のかわりにお使いくださいというようなことを町として、行政として進めていくというのはちょっとどうかな、今、それだけの勇気が私にはちょっとない、というのは、道路ができているところを、自転車専用道路みたいなものが全部つながっているとか、あるいは県でも緊急にやっていますけれども、道路改正ができないので道の脇のところに青いラインを塗って、このところをということで、道路が直せないでそういう状況をつくって車を通して。そういう中で自転車をということですから、ちょっと嵐山町の中では、今すぐすぐというのは危険かな。

それと、これは全く別の話になってしまいますけれども、自転車を乗るのに今県でも県警でもヘルメットを自主的にやってくださいと、皆さんやってください、お母さんもかぶってくださいという運動をやっているわけですが、町でも子供たちにはやらなければいけないというように考えていますが、これからは。そういうような状況で、まだ環境整備というのが少しできてないかな、そんな感じがしております。

ただ、CO<sub>2</sub>削減については、しっかりと、推進計画もできているわけですので、それらに沿ってやっていく。特に、自然を愛しということで嵐山町では緑と環境をということを一番重きに置いて、そして町民も誇りに持ってそれらを進めているわけですので、委員さんおっしゃるようにCO<sub>2</sub>削減には、さらに町でも自転車以外にも取り組んでいきたいというふうに考えています。

それから、不用額の話がございました。そして、町のほうで、毎月いろいろ課長会

でも報告をしながら、検討しながら事業について、地域から要望が上がった事業についてやってきているわけです。それらについては、今まで行ってきている判断基準、それに沿って、すぐやれることはすぐやる、そうでなくて、全体計画の中で考えていくということを担当課で考えたものについては、そういう中で考えていっていただくということで課長会にも報告があります。そういう中で事業は行わせていただいております。

それと、お金が余ったというのですけれども、余ってしまったのではないのです。いろんな努力をおっしゃっていただきましたけれども、そういう状況の中でできるだけ残していくということで、そういう形で結果として2億5,000万ということがあるわけですが、できるだけそういう形でお約束をして議会で承認をいただいて、やっていいよと、やりなさいよと言われた事業はしっかり計画どおりにやっていく、つくる、使用するというのでやらしていただいております。ですので、これからもそういう形をお願いをした、そしてご理解をいただいたものについては計画どおり、しっかり期限内に仕上げたいって、町民要望に応えていくというふうにやっていきたいというふうに思います。

それから、これはちょっと念のためですけれども、私、この9月で10年目を迎えました。本当に皆さん方にお世話になって10年を迎えることができました。それで、一番最初のときには、この地域要望というのが、区長から町でいろいろお届け物をしてたときに聞いてきなさいということで、ご用聞きって言っているのですが、そのところで話を聞いてきて、そうするといろんな要望が、この道路がもう何年も前に言っているのだけれどもとか、このふたがどうだとか、電気の球が切れっ放しだとか、いろんなことが上がってきました。それらを一つ一つ担当課で努力をしていただいて、今上がってくる枚数というのは、本当に限られた枚数、そして、その中でもやれるものはすぐやる。だから、課長会が開かれる、報告が出る前にもう終わってやってしまっているものなんかかなりあります。それで、そういう状況ですので、地域から言われているものって、本当に道路広げてくださいとか、道路舗装してください、土側溝を直してください、側溝があるところをふたをしてくださいとか、そういうようなものが多いです。ですから、これからも町民要望が上がったものについては、真摯にしっかりスピードを持って応えていくというふうにやっていきたいというふうに思います。

残事業と言いますか、要求のあったものについてはそういう対応をこれからもしっかり図っていききたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、3回目ですけれども、どうぞ。

○川口浩史委員 戦争遺跡なのですが、そうですか、なかなか条例をつくってやっているとところというのはないのですか。そうすると、嵐山町は保存会待ちになるということなのですかね。そういうことでは、いろいろなものが経年劣化でしていくわけですので、まずいなというふうに思うのです。これ至急調査をしていただいて、ここは残しておこうというところをやっぴり町自身で判断をして、私はやっていただきたいというふうに思うのです。もう、課長はやりそうもないので、ちょっと町長にお願いしたいと思います。

それから、温暖化の関係なのですが、夏と冬、それは暑いとき、ばか寒いときにそれはいいですよ、乗らなくても。天気がよくても体調が悪いときだってあるのですから、そういうときも乗らなくていいですよ。本当に調子のいいときに乗っていただくだけで、それは前もお話ししているわけです。

上尾市は、上尾市も結構、細い道路あったり、歩道がなかったり、いろいろ知っていますよ、私、行ったりしたことありますけれども、あそこが自転車を進めるまちづくりとかっていう何かそういうことで、あそのブリヂストンありますからやっているのです。むしろ、私は職員に危険な道路の改修を知るためにも、私は乗っていただきたいというふうに思うのです。

それが第1点と、それとCO<sub>2</sub>を削減するのに、町もそうやって努力しなければならぬのですけれども、やっぱり町民です。この推進計画の薄っぺらい文を、あれを配布しただけで理解してくれるかっていったらなかなかわかっていても難しいという面があると思うのです。職員自身が努力しなかったら、そういう点で、先ほども申し上げましたとおり、自転車で旗立てて、嵐山町はCO<sub>2</sub>削減に自転車を活用していますよ、それで乗り回すのです。そういうことしなかったら町民の協力なんか得られないのです。そうでしょう。やっぱり話題をつくっていかなかったら、やっぱりだめだと思うのです。話題をつくらうともしないのだよね。ただ、夏暑いから、冬寒いからとか、そういうことで話題づくりをして、できれば新聞、テレビに載るような話題づくりをしていって、嵐山町という町はおもしろいなと、ほかにも波及効果及ぶかもしれないではないですか。ぜひ、やっていっていただきたいと思うのです。町長にお願

いしたいと思えます。

○松本美子委員長 それでは、答弁を岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 防空ごうを町の判断でということでご質問をいただきました。課長のほうから細かい答弁をさせていただきました。

町がということですよ、町の判断でやりなさいということなのですよ。ですから、町では法令準拠なのです。決まったことをやるわけなのです。それで、いろんな形でそういうものを史跡として残すとか、あるいはいろいろなものを文化財として残したいとかいうような取り組みというのは、地域の皆さんが長い間、そういう思いを持って、その物に対して、そのことに対して、その人に対して、そういうものに対する思いともものがずっとあって、今、三富やっていますよね、三富新田。あそこのところもそういった人たちが長くやってきた中で、循環型農業というのを今、認めてくださいよという中でやって、今まで杉山の防空ごうについて、地域の中でどうするとか、ここのところの保存のために町の補助金があるとか、あるいは組織づくりをやるべきだとかいうような話も、私はまだ聞いておりませんでしたけれども、そういうようなことというのがあって、そこのところをそういうふうにしたからとといったって、そういう思いがなければだめですから、ですからそういった意識づくり、平和に対する考え方、しっかりした思いというようなものを町でも、あるいは地域の人たちも、あるいは個人個人がしっかり思えるような、そういった意識づくり、人づくりというものが、町にはしっかり求められているのだろうと思えますし、そういうことを委員さんおっしゃっているのではないかなというふうに思うのですが、そういうふうに思っています。平和に対しては。

それから、CO<sub>2</sub>、環境問題についてもそうです。ちょっと極端なこと言っていましたけれども、危険なところも自転車で通って、それをあれなのだということですが、それぐらいの意識を持って取り組んでいかなければいけませんよということだと思うのです。全くそのとおりでと思うのです。ですから、そういった意識を町民の人たちに持ってもらう、この意識づくりをいかに、さらに進めていくか、これが行政に求められていることだと思うのです。

それでどういうことやるかというのは、この計画の中に書いてあるのです。緑のカーテンをつくりましょうとかいうことなのです。電気製品を買いかえるときには省エネのものに選びましょうよとか、あるいは電気の球をどうしましょうよというような

ことを書いている。エコドライブ、ドライブやるときにはどうしましょうよ、太陽光発電等の設備導入を考えていきましょうよということを書いてあるわけですがけれども、こういうものというのを総体で町とするとやってくださいよという、この行政としての取り組み、これを町民の人たちにそれこそ話題をつくって発信をしていく、そういうことが必要なのではないかと思うのです。ですから、そういうものを補助金、助成金を出したり、あるいはいろんな考え方のもとでやっていったりというようなことをやっていますけれども、委員さんおっしゃるようにさらにこれを進めていかなければいけないというご指導はおっしゃるとおりだと思いますので、進めたいと思います。

○松本美子委員長 川口委員、どうもご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩を取らせていただきます。再開につきましては、40分とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

休 息 午前11時32分

---

再 開 午前11時40分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長島委員に総括質疑をお願いしたいと思います。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、指名がありましたので、質問させていただきます。

3点ほどお願いしたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

まず1点目に、ボランティア支援事業についてお伺いをいたします。ふれあい交流センターの開設以来、ボランティアセンターでボランティア活動の支援事業を始めております。ボランティア支援について、センターの開設の目的、ホームページから読まさせていただきますが、「ボランティア活動をしてみたい、ボランティアをお願いしたいなどといったそういった相談の窓口です。ボランティアコーディネーターがお話を伺い、ボランティアの橋渡しを行います。また、ボランティアに関する情報収集や広報活動、研修、講座の開催、ボランティア団体、関係機関との連絡調整も行う事業を行います」と、そのような説明がされております。

そこで、お伺いをいたしますが、平成25年度、約180万円ほどの支出で個人、団体への支援、運営管理など事業を行っておりますが、課題をお伺いをしたいというふうに思います。及び個人の申請数、また参加者数、また団体の申請数等もお伺いをした

いというふうに思います。

2点目に移ります。2点目は、元気アップ事業についてお伺いをいたします。この事業については、昨年の委員会、一昨年というかちょっと不明でございますが、説明がございまして、比企郡の9市町村で構成し、元気アップ実行委員会をつくり、比企郡内の人口増加、定住促進が一番の目的ですと答弁されておりました。

私としましては、比企がいろんな面でタッグを組む、似たような地区での課題を話し合う、全体で活性化を図る、すばらしい事業だというふうに思っております。課題もあると思いますので、現在進めている事業を含めて、お話をいただければというふうに思います。

3点目でございますが、広域路線バス事業についてお伺いをいたします。この事業には約830万、大きなお金が支出されております。ときがわ町との共同運営により、少ない利用者ながらも、利用者にとっては利便性のある事業となってきたというふうに思います。また、町内の循環、北部方面においても、同様に思われます。

しかしながら、利用者が少ない現状であり、利用者の分析、現行の運行の課題をお伺いをいたします。及び負担金、補助金がどのように使われたのか、お伺いをいたします。また、利用者等のアンケートもとってありましたら、結果をお聞きをしたいというふうに思います。

質問としましては、以上3点、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、私のほうからは、ボランティアの関係についてのお答えをさせていただきます。

ボランティアセンターにつきましては、平成24年6月に設置をされました。25年度のボランティア登録団体数が49団体、個人の方が56人いらっしゃいました。センターとしての事業ですけれども、幾つか今、委員さんお話しになりましたような幾つかの事業を行うというふうに条例でも定めておりますけれども、その中で、センターとしてはボランティアの方への支援、あるいは普及啓発とか研修・育成というような目的で、まず公開講座を実施しております。9月8日とそれから12月8日、2回講座を行いまして、9月には82名、12月には66名の参加をいただきました。また、ボランティアの登録をされている方、あるいはボランティアをしてほしい方、そういう方たちの

仲を取り持つためのマッチング交流会といたしまして、交流会を行いまして、施設関係の方が12施設、ボランティア団体が18団体、個人の方お二人が参加して10月5日にその交流会を実施しております。

また、ボランティアセンターの事業、広く町民に知っていただいて、新たにボランティアに興味を持っていただく機会として、ボランティアフェスタというのを実施しております、こちらは今年の3月2日に行いまして、270名の参加をいただいております。

また、ボランティアの活動状況としましては、49団体中39団体の方が活動報告をいただいております、町内が38団体、町外の団体が1団体、延べ405回の活動がされております。それから、その405回は報告をいただいた数でございますが、そのうちの14件については、ボランティアセンターが仲介をして実施をしていただいた件数でございます。また、非常に少ないのが実態でもございます。

ボランティアセンターを通さずに、社会福祉協議会ですとか、あるいは施設にじかにお話をさせていただくというようなことが、ボランティアセンターの設置以前から行われているものについては、そういう方法をとられているところが多くて、なかなかセンターが仲介して活動していただくところまでは至っていないのが現状でございます。

ボランティアセンターが設置されて以来、今現在、登録をしていただいている団体というのは、福祉関係、それ以前からやられているもの、例えば高齢者あるいは障害者支援というような関係の福祉関係のボランティアですとか、あるいは学校応援団や登校見守りのような子育てに関係するようなボランティア、あるいは地域活動や防災などの地域コミュニティに関するボランティア、そのほかにも防災ボランティアですとか、多岐にわたるボランティア活動があるわけなのですけれども、こういった活動を今、縦割りでくくり切れない部分が多くあるわけなのですけれども、ボランティアセンターがこうしたボランティア活動、全てを一括で管理をするということは現実的ではないというふうに考えておまして、かなり困難があるということでございます。ただ、センターでは、そうした情報を全て網羅して、把握をしておくということが大切だろうというふうに考えております。そして、ボランティアをやりたい人には、その機会、その情報を提供し、そしてボランティアを受けたい人、必要とされる方にはボランティアを紹介したり、あっせんしたりするというような、そういう役割が求め

られているのかなというふうに考えております。

設置要綱にもありますように、ボランティアを登録していただいている団体や個人の方につきましては、そのスキルアップを図っていただくための支援、研修会や講習会等を開催してスキルアップを図っていただく、あるいは必要な情報を収集し、研究し、そういったものをあわせて提供していくということがボランティアセンターの大きな仕事ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、平成25年度につきましては、まだ設置して1年が経過しておりません。ということで、言いわけにはなりませんけれども、徐々に町民の方にも周知を図りながら、実績を積み重ねていって、最初に申しあげましたような本来の機能というか役割というものが十分に果たせるように、これから努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは続けて、中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。
- 中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、まず比企元気アップ事業について、お答えをさせていただきます。

委員さんご質問していただきましたとおり、比企元気アップ実行委員会が設置をされておりますが、この設置目的といたしますと比企地域の市町村及び県、地域団体が連携を図り、比企地域を取り巻く大きなチャンスを生かして、地域の活性化につなげることを目的とするということで、この実行委員会が設置をされております。

そういたしまして、この事業の内容でございますけれども、平成25年度について、どのような事業を行ったか、まず申し上げたいと思います。

この事業の予算的なものを申し上げますと、収入といたしましては、委員さんご質問にありました、9市町村の負担金、それぞれが10万円ずつで90万円でございます。さらに、埼玉県ふるさと創造資金、こちらの資金をいただきまして、この金額が90万円、それから預金利子等、繰越金を含めて25年度の予算は180万123円という予算でございました。

これに基づきまして、25年度実施いたしました事業といたしますと、観光部門とそれから企画的な部門、この2つに分かれておりますが、申し上げたいと思います。スイーツサイクリング in 森林公園という事業を行っております。それから、比企グルメツアー、それからPRパンフの作成、これはスイーツ、比企地域内のスイーツのバ



ンフレット、こういったものを作成しております。それから、ホームページのリニューアル、それから各種イベントへの出店、それからNHK公開セミナーのときがわ町の文化センターでのPR、あるいは青少年夢のかけはし事業、これも東松山の市民文化センターで行われました、こういった事業への共催。そして、企画部門といたしますと、広域観光活性化セミナー、これは職員ですとか、あるいは観光協会、そういったところにも呼びかけまして、セミナーを開催をいたしております。さらに、そのセミナーの延長といたしまして、比企エリアのプロモーション戦略の策定という形で、今後のこの実行委員会として戦略、どのような形で進めていくか、そういったものも検討をいたしております。

それで、今、1つのこの課題でございます。今現在、このセミナーを開いた中でも一番の課題となりましたのは、埼玉県と言えはということです。埼玉県と言えは、どこをイメージするか。それは、埼玉県内の県民もそうですし、県外の方たちがそういった課題に対して、埼玉県と言えはどこをイメージしますか、その中で恐らくイメージされるのは、例えば小江戸の川越ですとか、浦和レズのある浦和、あるいは観光と言えは秩父というところ、すぐ出てくるのかな、その中で、比企という位置は県外の皆さんにとって、埼玉県と言えは比企と言っていた方がどれだけいるだろうか、結局、行き着くところは、埼玉県の中心にあります比企地方、この地域にある資源、それは我々としみますと、川越や秩父やそういったところに対してまさるとも劣らない資源があるのではないかと、あるだろうと、それをまず我々職員同士が出し合って、埼玉県と言えは比企と言われるような、そういったPR活動であったり事業、それに取り組むことが最大の今の課題ということで、そのためにはどうしたらいいかということで、一つの戦略としてスイーツフェスタを行ったり、あるいは各種事業へゆるキャラを参加させて、この比企地方をPRをしたり、あるいはサイクリングのツアーリストを招くというような事業を行って、その戦略を進めているという状況でございます。

続きまして、路線バスについてお答えをさせていただきたいと思っております。路線バスにつきましても、委員さんからご指摘が、ご質問がありましたとおり、25年度の実績を申し上げますと、まずはときがわ町との負担金については、これは固定額でございます、300万円の支出をさせていただいております。さらに、町の2つの路線、嵐山の循環器線とそれから市外の循環線、こちらについての補助金として527万6,000円

を支出させていただきました。この支出額を見てみますと、この3年間ほど、ほとんど同じぐらいの額の補助金を出させていただいている、ということは、いわゆる利用者数を考えてみても、その乗降客数については、あまり変動がないというふうになります。そして、この補助金の内訳でございますけれども、どのような形でこの補助金を算出しているかといいますと、この2つの路線に対します、いわゆるイーグルバスの、その運行経費、それから車両代、それから直接の人件費、こういった経費からいわゆる運送収入、利用料金、これを差し引きまして、その不足分をこの額で補助をさせていただいているというものでございます。

現在の状況を分析ということでございました。町のほうでもイーグルバスに乗降客の状況、要するに何時に発進している路線は駅の東口で何人乗って、その方たちがどこで何人おりたというようなデータをいただいております。これを見させていただきますと、まず駅から発進をして乗る乗客は、朝方に集中をしている。そして、おりる場所は工業団地、それ以外の乗降客のところは非常に少ないです。本当に乗る人もほとんどいないという日も結構あります。ですから、ほとんどの駅発の利用者というのは、工業団地の利用者が多いと、それ以外の一般の利用者の方は非常に少ないと。ちなみに、例えば、嵐山病院さんを通る路線を考えても、嵐山病院でおりる乗客数は非常に少ない、1日に1人か2人、そんなような状況でございます。

そして、今後の一つの課題でございますけれども、この補助金が変わらないという理由には、一つ理由がありまして、イーグルバスがほかの路線で運用している、そういったものを赤字補填を内部留保といたしまししょうか、そういう形で努力をさせていただいて今の現状があるということもございまして、例えば補助対象になっていない工業団地線、花見台の団地線があるのですが、その辺では、その部分が今いただいているデータでは1,000万円ぐらいのマイナスが出ていると、それをほかのところからの補填で運用をしているという状況でございます。現在、一番苦慮しているのは、まずは人の確保、いわゆる運転手さんの確保というのがイーグルバスさんに聞きますと、非常に運転手のなり手がいない、確保ができないという状況が現実には起きている、その人件費の増嵩というのは今後ますます見込まれるし、その運転手の確保というのが非常に今困難な状況であるという状況も聞いております。そういったことが、今後どのような影響になってくるか、町にそれが補助金の増額であるとか、あるいはそういったものが相談が寄せられてくるということになるかと思えます。

それと、もう一つは、アンケートの関係でございます。こちらについては、イーグルバスさんのほうでバスの中にはがきといいましょうか、ご要望とかそういったものを書いていただけるような、そういうシステムを持っておりまして、ほとんど、余りこのアンケートというか、それで要望で上がってきているものはないのですが、私のほうにいただいておりますのは、これは2010年から2012年までのものが4件いただいております。その中の要望といたしましては、女性会館前と大蔵の間に蛇坂上のバス停を希望しますとか、あるいは巡回バスでベイシアに行けるようお願いをしたいとか、あるいは役場入口のバス停をもっとPRしたらもう少し乗降客がふえるのではないですかというようなご意見、こんなようなご意見をいただいております。

なお、町のほうに直接的にこのバス停等のご意見というのは、ほとんどございません。

以上でございます。

- 松本美子委員長 それでは、長島委員の総括質疑の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。再開につきましては、1時30分とさせていただきますのでお願いいたします。

休 憩 午後 零時01分

---

再 開 午後 1時27分

- 松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

長島委員の総括質疑ですけれども、2回目からということになりますけれども、お願いいたします。

長島委員、どうぞ。

- 長島邦夫委員 それでは、再質問させていただきます。

いろいろなデータを聞かしていただいてありがとうございました。全然知らないことが多くありまして、どこから質問していいかわからないような状態でございますけれども、順次、私が肝心なところだと思っているところを質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、ボランティアセンターの関係からでございますけれども、25年度に限って、始まったばかりなので、思ったようにまだ推移をしているわけではないと。特に、嵐山町のボランティアの全体を統括するまでにはまだいってないと。現状は統括はされ

でない、把握も完全にされているわけではないというふうなことで伺いました。

所期の目的というのは、私も一般質問でやったことはございますが、やはりこれから進むに当たって、そこに1番の目的に書かれているとおり、私はボランティアをどこかで、町にボランティア活動をしたいと、そのように思っている方が駆け込むところがボランティアセンターだというふうに思います。そこから物事が始まっていくというふうに思いますので、やはりそこを基本に考えていただいて、統括できるところまでの団体にはちょっとほど遠いよと、そこまでは持っていけるかどうかわからないよというふうなことではなくて、そこの中で人員が足りないのであれば、まだふやしてでも、全ての方が、これから多くなっていくボランティアを目指している方に、十分情報が提供できるようにやっていきたいというふうに、それが課題だというふうに思うのですが、その点について考えをお伺いしたいというふうに思います。

2点目の元気アップについては、いろんな事業、これについてもなさっているなどというふうに関心、思っています。ついこの間、私、課長も説明がありましたけれども、スイーツフェスタ、今年初めてではないかなというふうに思いますが、私もちょっと行こうとしたら、時間を間違えてしまって行き損ねてしまったのですが、何か東松山で中心に、何かいろんなスイーツを出して売ると。その中で、去年から東松山では梨ジュースですね。それで、今年では、けさも新聞で見ましたですけれども、新聞だったかな、ちょっとよく、一つの情報で見ましたですが、梨のゼリーを今年は販売するのだと、そんなふうに関心しました。各自治体とも元気アップと絡めて、各自治体をPRする。町として、比企が独自性が出ていくように、埼玉といえば比企という先ほど課長からありましたように、そのように目指しているのではないかなというふうに思います。

それで、これからお聞きをしますが、県も90万円を出しているということでございます。県の目的は、当然比企の元気が出るようにということで、うちのほうも負担をしましょうということでございましょうけれども、県の目的はそれだけなのでしょうか。ほかに大きく考えているものがあるのではないかなと私は思うのですが、その点がおわかりでしたらお伺いをいたします。

それと、定住促進の効果というのは、そのようなものを含めて、それが定住促進につながればいいなというふうに考えているのだというふうに思いますが、定住促進に限って、何かありましたらお聞きをしたいというふうに思います。

それとあと1点、広域路線バスなのですが、本質問に入る前に、課長にちょっと先ほどの答弁の中で、私だけではなくてほかの方もちょっとよくわからないのだというふうなことがあったものですから、まず最初にお聞きするのですが、花見台の工業団地のほうへ向かうバスが、非常に乗降客がふえてえると。それについても何か赤字があり、1,000万あるのだというふうにおっしゃったように聞こえるのですが、そこら辺のことが、ちょっと私だけではなくてほかの議員さんも何かわからないということで、そこをまず最初に説明していただければと思います。

そして、私の質問でございますけれども、現在の運行の状況、この状態を維持する、維持していく、それには乗降客がふえれば当然負担金も補助金も下がってくると。逆に今より減れば、逆にその数字が今度上がっていかなければ現状維持することはできない、そういうふうに単純に思います。これから、若い人の車離れとかいうようなことも聞きます。非常に車を維持していくのは経費もかかりますので、公共機関を利用するという考え方が多くなっていくというふうに思います。

実際私を見る限りでも、今までそういう姿は見なかったのですが、ちょっとバス停から離れているところなのですけれども、そこから何人か連れだって会社から帰るとき、または自分の勤めているところから帰るときに徒歩で来て、そこでバス停で待っている姿を見ます。前はそういう姿は見ませんでした、最近そのような方が数者、私の中で見かけられます。

ですから、特に私が言いたいのは、ときがわ路線のほうですから、ときがわ町とできるものだったら話をしてみただいて、やはり企業さんですとか、人がたくさん利用するようないろんな施設がありますので、そのようなところのPRも、じかに向かうのも結構ですし、ダイレクトメール出すのもいいでしょうし、このような時間割で現在運行しておりますと、ご用命がありましたら、ご利用できるようでしたらお願いをいたしますと、そのようなこともやってみたらどうかなというふうに思うのですが、一つの提案ですが、お考えありましたらお伺いしたいというふうに思います。

以上3点、お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

先ほど私の答弁がわかりにくかった、悪かったのかなということがあろうと思うので

すが、まずボランティアセンターの役割なのですから、既に先行して実績を上げている、例えば福祉関係のボランティアですとか、子育て関係のボランティアですか、その他いろいろ役場の中でも、各課がそれぞれ抱えているボランティアがあるのですが、そういうものを全部ボランティアセンターで一元管理をしていくのだということではないというお話を申し上げました。

そうではなくて、あくまでもその情報を一元管理をするのだということでございまして、ボランティアセンターに来ていただければ、あらゆるボランティアの情報が提供できますということなのです。現在まだ十分に役割が果たせないのは、ボランティアセンターそのものが、町民の方に十分にその役割というものが周知徹底が行き届いていないのではないかとということで、いろいろな事業もさせていただいているところなのですけれども、あくまでもその普及啓発ですとか、あるいは情報の提供、そして関係団体や関係機関との連絡調整というものが、このボランティアセンターの主な役割ということでございますので、もう既に2年と半年ほどが経過しまして、情報についてはほとんど把握はしております。

その情報をこれからどのように生かしていくかということで、町民の方に、そのボランティアを必要とする方に、あるいはボランティアをしてみたいという方に、大いにこのセンターを利用していただくということに、これからはより力を注いでいかなければいけないのかなということでございまして、具体的なお話を申し上げますと、例えばボランティアコーディネーターというのがありまして、そういう職員がありまして、その日常的な活動として、事業所ですとか、施設ですとかって訪問しまして、そのボランティアセンターのいろんな情報を提供したり、活用についての働きかけを行ったりとかそういうことも行ってございますし、あるいは広報を通じていろいろな情報の提供を行ったりということで、今まで行ってきた事業以外にも、そういう活動も始めたところでございます。

言いわけにはなってしまいますが、もう少し時間をかけて実績が上がってくるのを見守っていただきたいと、それに応えるための努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、元気アップの関係でございます。県の目的もまたあるのではないかと、こういうご質問でございます。この元気アップ実行委員会の中のメンバーとしましては、川越比企地域振興センター東松山事務所がメンバーに入っております。当然のことながら、川越比企地域振興センターでございますので、この比企地域の振興を図るといふ県の機関になっております。その機関を中心として、県の補助事業をいただいているという構図なのですけれども、県全体としても、この間の一般質問の中でも町長のほうからお答えをさせていただきましたように、人口減少の対策、人口増加、そういったものは埼玉県、それぞれの各市町村だけの問題ではなくて、県全体の問題であるという位置づけといたしまして、意識、これは当然あるわけでございます。そういった県全体のレベルアップと、その中でもやはり比企地域については、先ほど知名度という点では低いところがございます。しかしながら、比企地域は、東上線からすれば池袋から1時間という地理的な条件も恵まれておりますし、この辺のやっぱり地域の魅力アップというの、県全体としてもかなり重要な位置づけを持っているというふうに思っております。そういった点で、近隣の9の市町村と振興センター、一体的になって県の事業を活用しながら、今振興策を図っているという思いでございます。

またもう一点、定住促進の位置づけが強いのではないかとということでご質問いただきました。今現在は、この比企を、いかに比企の中の資源を、それぞれの市町村がさらに磨き上げて、そしてアピールをしていけるか。そして県民だけではなくて、県外の方たちにこの比企というものを知っていただけるか。そのためには、一番の一つの、今やり得る実効性の高いものとして、こういった観光資源の掘り起こしというものに力を入れているわけでございますが、それをひいてはやはり定住促進、一番の目的は比企の魅力をアップすると同時に、そこに魅力を感じて住んでいただく、それが一番の目的でございます。そのための一つのプロセスを経ているというような感じで捉えてやっているところでございます。

続きまして、先ほどの私の説明で、1,000万の赤字というのがあって、それがちょっとよくわからなかったということなのですが、花見台に行く路線には大きく2つの路線がありまして、要は1つは、嵐山の駅を出発をし、花見台に行って帰ってくるという花見台工業団地を中心とした路線。それからもう一つは、同じように駅を出発をして、循環器センターのほうまで行って帰ってくる路線、こういった路線がございます。町の補助対象になっているのは循環器センターのほうへ行って戻ってくる路線が、

補助対象になっていると。その赤字補填分が500万ちょっとの赤字補填になっていると。花見台工業団地線というのは、その町の補助対象外の路線でございまして、こちらについては約1,000万ほどの赤字が出ているという内容でございまして。そういったことで、その花見台工業団地線、2つの補助対象のものと、補助対象でないものがあるというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

それから、委員ご質問のように、そのとおりでございまして、乗降客がふえて、いわゆる利用料金がふえるということになれば、町からのいわゆる赤字補填でございしますので、赤字補填分は減っているということになります。今現状を考えますと、今の利用客が大幅にアップするというのはなかなか難しいというふうには思っております。

と申しますのは、先ほど数字は申し上げませんでしたけれども、今の嵐山町の循環器線ですね、いわゆる赤字補填分、補助を出している分、こちらの年間の25年度の利用客数は6,156名でございまして。その前年度と比較しますと、前年度が6,400人で244人減になっております。それから、もう一つの市街循環線、こちらにつきましては年間の利用者数が525人、25年度、前年度が356人で、こちら169人ほどふえております。

しかしながら、これは年間の利用数でございまして、これを1日あたりに利用客数というふうに考えますと、2人に足りないというのですか、2名ぐらいという形になります。そういったことで、この利用客数が大幅に何倍にもなるというのはなかなか難しい状況であって、赤字補填がなくなるということはちょっと考えにくい状況かなとは思っています。

しかしながら、PRという点では、お話をいただきましたように、まずは路線の維持を図るということでは、この赤字の部分にさらに、今は車両の運行経費、先ほども申し上げましたのは、人件費が今後は高くなるであろうと。燃料費も上がっております、運転手の確保はできない、ということになりますと、当然このイーグルバス自体の赤字がどんどん膨らんでいく。そうずっと利用客数がある程度ふえても、その赤字補填を出し切れないということになりますので、本当に根本的な問題にもなり得る。当然そういった利用客数の増については、町としてもでき得る限りのPRをさせていただくということについては、当然やっていくべきだというふうに考えております。

以上でございまして。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。3回目です。



○長島邦夫委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

ボランティアセンターのことなのですが、その課長さんの考えているこのボランティアセンターの姿と私の考えているのはちょっとずれていますので、ちょっと違っていますので、その点は質問には控えさせていただきたいと思いますが、職員さんがお一人で勤めていて、なかなか大変なのだろうなというふうに、今の状態においても、なかなか情報を把握する等はできているけれども、それをより生かしたものについてはまだ不足しているところがあるのではないかと、そういうふうなお話だったように思います。その点から含めれば、さらにお一人でもふやしてさらに進めていくように、ここまでが限度だというふうな考え方ではなくて、さらに進められるようなお考えはないかどうか、一つお聞きをしたいと思います。1点だけで結構です。

で、次に移りますが。

○松本美子委員長 はい、どうぞ。

○長島邦夫委員 比企の元気アップのことなのですが、県はどんな目的を持っているのか、いわゆる東上線、いわゆる川越以北は、人口が減少するのがもう目に見えているのだと、前からそのような予想はされていました。そういうところから、この元気アップ等のいろいろの事業を、県は力を入れてやっているのだというふうに思いますが、やはり比企のまとまりをもっと強くしたい、県はそのような考え方があったのではないかなというふうに。各町で、ただ単独でこういうふうに関係ない事業をやっていくより、その統合した、統合というか、全体をひっくるめて、比企、東松山を含めて元気を出して、その川越以北は人口が減少した、そんなことにはならないようにということをやっているだというふうに思いますよね。

よく、この比企の合併が、平成の合併がありましたのですが、やはり合併してもどんどん、どんどん人口が少なくなっていけば、結局はもとのもくあみ。やはり合併しても、やっぱりそこから人口が多少なりともふえていくような、元気が出ていくような方向性が見えなければ、何の合併だったかわからないと、そんな話もしたところから聞いたことがございます。うちにも、この嵐山の議会にも、あちこちから今議会の視察が来て、そういう合併をなさったときのところの弊害、またメリットも聞いています。ですから、県とすると、そのようなところを狙ったのではないかなというふうに私思ったものですから、県はほかに考え方はあったのではないのですかというふうにお聞きをしたのですが、わかりましたから、これについては答弁は結構でござ

ざいます。私はそのように思っていたものですから、それについては結構でございます。

それと、最後の広域路線バスのことなのですが、やはり、先ほどの1,000万のことはわかりましたので結構です。共同のときがわと進めている、または単独で循環器の線、そして花見台の線と、いろいろやっている中で総合的に考えて、町ではその路線を今維持しているのだというふうに思います。

でも、ときがわの線については、共同の路線なので、ときがわとすると、前私も一般質問したことがありますけれども、何も嵐山の駅に行かなくても、つきのわの駅のほう行ったほうが、利用者の便はいいのだとかんとか、そのようなときがわの人に聞いたことがあります。ときがわとその路線についての維持をすることについての話し合いというのは、何かやっていることがあるのでしょうか。その点だけお聞きをしたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

ボランティアセンターにコーディネーター1人で大変ではないかというお話でございます。コーディネーターは1人でございますが、ふれあい交流センターの職員が一緒にお手伝いをさせていただいております。

それから、ボランティアコーディネーターは基本的には最低週3日の出勤でございます。現状ではもう少し出勤をしていただいているというのが現状なのですが、交流センターについては休館日というのがございませぬので、週7日間あるわけで、残る4日については常にボランティアセンターの入口をオープンにしておきまして、どなたでも寄っていただけるように、そして入口に職員がいないときには、事務所のほうに声をかけていただきたいということで、声をかけていただいて職員が対応するようにもしております。

それから、ボランティアセンターにはボランティアサポート委員会というのがございまして、10人の委員さんがいらっしゃいます。ボランティアセンターが行う仕事をいろいろお助けをいただいております。まさにボランティアセンターがやる仕事として、例えば広報の編集、発行ですとか、研修の企画や育成、運営ということですか、あるいは必要な調査や研究、あるいは需給の調整ですとか、そういったことを行

っていただいております。

このボランティアサポート委員さんにつきましては、各種のボランティアの団体、あるいは福祉施設やそういった福祉団体の関係者、ボランティアに関する知識をお持ちの有識者、社会福祉協議会ですとか、そういった各出身母体から出ていただいて構成をされておりますので、いろいろな情報が捕捉、補填ができるのかというふうに考えておまして、現行では、そういうふうに1人のボランティアコーディネーターですけれども、そういうサポートの体制があるということでございます。

それから、今後の計画ですけれども、町としましてはボランティアセンターそのものも、職員を増員するというよりも、町民の方、ボランティアの方に運営をしていただくような体制というのが理想ではないかというふうに考えておまして、いずれはそのような体制が組めればいいのかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

ときがわ町さんとの協定の中では、今現在嵐山町で、これも負担金を定額で今300万円、そのいわゆる不足分といたしましうか、イーグルバスの赤字補填として、嵐山町分としては300万円を補填をさせていただいている。この300万の計算につきましては先ほどと全く同じでございます、運用経費からいわゆる収支、利用料金を引いた額、それをときがわと嵐山町が案分をしてそれぞれ補填をしていると。嵐山町分については、この4年ぐらいでしょうか、300万ということで補填をさせていただいている。

その300万という根拠は、協定をする前の、その時点での嵐山町のいわゆる案分で、不足分が300、その当時、ちょっと資料が今手元にないのですが、380万ぐらい、嵐山町がそれ以前は負担をしていたと。ただ、ときがわに行くために、嵐山の駅から行く利用客も多いだろうという形で、その比率を、嵐山町を300万というふうにさせていただいたというものでございます。

このときがわとの協定の中の路線というには、嵐山町ではバーベキュー場等も入っております、そこへの利用客も利用しております。そして、なぜときがわとこういった協定をさせていただいているかというのは、ときがわ町へ行かれる方も嵐山町の駅を利用してもらおうと、そういったことでの嵐山町の集客という部分も含めて、こういった提供をさせていただいているということでございます。

利用客数は、このときがわとの路線については、ここのところではふえております。それだけバーベキュー場の利用者、あるいはときがわ町に行かれる方が嵐山の駅を利用されているということはふえているのかなというふうには思います。

での話し合いの件でございますけれども、何としてもこの300万のその負担案分というのを決めたのが、もう4年ほど前の実績でございますので、今現在、その利用客数、先ほどどこの駅で乗って、どこのバス停でおりると、そういったものをこのときがわとの路線についても出していただくように、イーグルバスさんのほうには今お願いをしております。その結果が出たところで、もう一度ときがわ町さんとは話し合いをさせていただいて、この300万の負担割合が正しいかどうか、その辺は協議させていただきたいということで検討をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員さんの総括質疑を終了させていただきます。

最後になりますけれども、畠山委員の総括質疑をお願いいたします。どうぞ。

○畠山美幸委員 今回、3点にわたって総括質疑をさせていただきます。

まず、1問目ですけれども、海なし県のB&Gプールの活用についてでございます。今年の夏も温暖化の影響で、館林では8月5日には39.5度の最高気温をたたき出し、熊谷市では同日38.8度というように猛暑に見舞われました。そんな真夏に海のないこの埼玉県、また嵐山町におかれましては、オアシスであるB&Gのリニューアルオープンができました。現地調査も行い、プール循環浄化装置改修、プール本体塗装を施し、安全でかつプール内の嵐丸の絵は、水が苦手な子供さんでも喜んで入れるような夢を与えるようなものだなと思いました。

質疑の中でも、利用人数についていろいろ確認をさせていただきました。利用人数は3,045名、無料で4日間やっていただきました。554名という答弁がございました。詳しい資料も出していただきました。そのうち大人は1,346名、子供は2,323名の利用がありました。そういう利用状況がありました。

その利用していただく中で、子供さんが多いわけですけれども、嵐山まつりでピストン輸送をしていただいたという経過がございます。そういうような中で、子供さんを対象に、運送なども考えながら運営をしてきたのか。また、高齢者の介護につながるような内容が入っていたのかどうか、利用状況のここ数年の比較と、今の言った内容などを考えての25年度の活用だったのか。また、今後の課題について伺いたい

と思います。

2番目ですけれども、デマンド交通についてでございます。高齢者が元気で外出していただく支援として、平成23年7月から試行的に始まりました。その後は利用者アンケートをとりながら、2点の変更を加えながら実施していただいています。その結果、利用者実数は398名、利用券枚数は8,155枚、その内訳は枚数利用率では北部が8.6%、南部が2.6%、中部は88.7%との答弁をいただきました。2点の変更後のアンケート満足度では、満足が51.1%、どちらでもない41.8%との回答がございました。このことなども踏まえながら、評価また課題などをお伺いしたいと思います。

3番目ですけれども、地域の健康を推進する保健推進員についてでございます。25年度町長の施政方針の中には、保健推進員を48名から67名へ増員し、地域が主体となっていく健康づくりの体制強化を図り、町民誰もが元気に生活できるよう生活習慣病予防対策を行うとありました。保健推進員は健康で幸せな家庭づくり、明るいまちづくりの推進に活動いただきます。40歳誕生を迎える方への健診案内の手渡し、町で実施する各種健診や健康づくり講座、ヘルスアップクッキングなど、町とのパイプ役となって声かけや取りまとめをお願いしますとありますが、評価と課題についてお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○松本美子委員長 それでは、随時答弁をお願いをいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず、B&Gのプールの利用について、団体で利用していただくための、お子様のためのピストン輸送等の、その輸送まで送迎を考えているかということでございますが、基本的に学校がある1学期の間については、各小中学校で、自分のところの学校の自校のプールを利用していただいておりますので、その間については、こちらのB&Gのプールを団体で利用することはございませんでした。

その夏休み期間中については、特にそういったようなイベントとか、そういう形ではその送迎というのは行っておりません。また、送迎を依頼されたということもございませんでした。団体でお使いいただいたのは町立の幼稚園でお使いいただきましたけれども、送迎までを依頼されたという経緯はございません。

それから、高齢者介護についての利用はどうかということでございますが、小川町

ではパトリアおがわというところで温水プールがございまして、こちらは完全に町の健康増進課が所管しているそういう施設なのですね。年間ご利用いただける施設でございまして、B&Gのプールについては、季節的な夏季のみ、7月の海の日から8月いっぱいというのが基本的な利用期間でございまして、またこちらはスポーツ施設でございまして、文化スポーツ課のほうではそういった介護等についての利用というのは考えておりません。

それから、今後の課題でございまして、本来ですと、通年利用できる施設、温水プール等で利用できる施設にすれば一番いいというふうには考えておりますが、埼玉県内でもB&Gのプールがある施設が、9つの市町村でB&Gの海洋センター持っているのですが、そのうちの8施設でプールを行っております。で、温水プールがあるのは、白岡市1カ所のみなのです。白岡市については、まだ白岡町のときにその計画をされて、当初から温水プールを設置したわけなのですが、平成10年のその当時の建築費で12億195万ほどかかっているということでございまして、当時の町の持ち出し分も5億6,300万ほどになるということでございまして、費用対効果とかその他いろいろな財政状況とか考えてみますと、ちょっと現実的ではないのかなということでございます。

その年の天候によって、入場者数はかなりばらつきがございまして。去年は非常に多かったのですが、今年は天候の悪い日が多くて、入場者数もかなり下回ったということがございまして、あと天候の不順というよりも季節の不順というようなことで、本当に、海の日から8月いっぱい夏季のプールに適した期間なのかということも見直す必要があるのかなと、それは今後の課題ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは続けてお願いをいたします。

青木長寿いきがい課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは私から、2点目のデマンド交通事業につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

ただいまのご質問の中にもございましたが、ご案内のとおりこの事業につきましては、高齢者の外出支援、あるいは社会参加を促進するために、平成23年の7月から試行的に実施をしているものでございまして、これまでちょうど丸3年経過をしたところでございまして、平成25年4月から事業の一部を見直しをして実施をしているところ

でございます。

この見直しに当たりましては、1年半ほど実施をいたしまして、その結果を見て、やはり駅から遠方の地にお住まいの方の利用がなかなか伸びないという状況がございましたので、一定の要件に該当する場合には、1と2、2枚の利用、あるいは乗り合わせの利用を可というように見直して実施しているところでございます。平成25年度につきましては、こういった見直しの効果もあり、実利用者数では前年比12.1%の増、総利用枚数では30.6%の増という形で、順調に推移をしてきているところでございます。

先ほどアンケートというお話もいただきました。本年、平成26年の4月から5月にかけて、実際にご利用されている299名の方からアンケートをいただいたところでございます。その結果でございますが、この事業を利用することによって外出をする機会がふえたとお答えになった方が103人、全体の34.4%ございました。それと、家族が送迎する回数が減ったとお答えになった方が59名いらっしゃいました。19.7%でございます。こういった結果を見ますと、当初この事業の目的としている外出支援、あるいは社会参加を促進するという目的が、とりあえずは達成ができているのかなというふうに思っております。

また、このアンケートで、この事業全体についてどのようにお思いになりますかというようなことで問うているわけでございますが、今の事業、このままでよいとお答えになった方が全体の約9割いらっしゃいました。内容を見直すべしというふうにお答えになった方は2.7%と、その他の方は未記入というような回答でございました。こうしたことから、効果のほうは上がっているのかなというふうに考えております。

また、今後の課題というご質問でございますが、駅から遠方の方、特に北部の利用者がなかなか伸びないというのは、やはり地域性というものが一つのこういう要因としてあるのではないかとこのように考えております。それ以外には、例えば武蔵嵐山病院が移転をするということがもう決まっておるとこのように伺っております。あるいは小川赤十字病院が建て替えを行うと、こういったことによって通院をする方がふえていく。人の移動の流れが変わっていくということが予想されます。こういったことに対して、どういった今後対応ができるのか、あるいはしていかなければいけないのか、こういったことを今後の利用状況等も見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて、答弁をお願いをいたします。

それでは、石井健康いきいき課長、お願いをいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、3番の保健推進員の活動についてお答えをさせていただきます。

この保健推進員さんには、各地域において健康受診率向上キャンペーンとして、40歳の誕生日を迎える方のお宅を訪問をしていただきまして、特定健診、がん検診等の案内を配布をしていただき、健診を勧めていただいているところでございます。受診率を一気にアップをさせるということはなかなか難しいと思っておりますけれども、徐々に率をアップをしていくようにまた努力をしていければというふうに思っております。

また、食生活改善に関してヘルスアップクッキング講座を開催をしておりますけれども、これに関しましても各地区の方に紹介をしていただき、参加を勧めていただいているところでございます。ちなみに平成25年度は14回を開催をいたしまして、町民の方延べ253人参加をしていただきまして、保健推進員さんで90名参加をしていただいているところでございます。

それとあと、「めざせ100歳元気！元気！事業」ということも実施をしているわけですが、この実施のときは、保健推進員さんにも協力をいただいて事業のほうを行っているところでございます。町の保健福祉事業に対しまして、貢献ということをしていただいているところでございます。

それと、保健推進員さんの人数に関してですけれども、初めに委員さんから、48名から67名への増員というお話をいただきましたけれども、平成25年度におきましては、61人を委嘱をいたしました。当初は67人を予定をしておったところですが、これは各地区で、100世帯に1人ということで予定をしておったところですが、地区の事情によりまして、ちょっと選出予定数が選出できないという地区もございまして、25年度は61人ということで委嘱をさせていただきました。

ちなみに今年度、26年度におきましては、1人増員をしまして62人ということになっておりまして、この推進員の人数におきましても、今後その予定人数に近づけるように、いろいろ委員になっていただけるような説明をしていって、協力をしていただくように努力していきたいと思っております。

以上です。



○松本美子委員長 それでは再質問を、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 再質問をさせていただきます。

プールの関係ですけれども、確かに小学校は夏休みに入ってから、学校でプールを受け入れしている期間がありますので、その時期はいいのですけれども、やはり北部のほう、B&Gがある位置が南部に面してありますので、例えばふるさとのブルーベリー農園のあのあたりから子供さんが行こうと思うと、やはり親御さんがいないと行けない状況があります。中学生ぐらいになりますと、文化村あたりから10キロぐらいになるでしょうか、自転車で子供たちは行っているのですけれども、やはり小学生の高学年、中学年ぐらいですと、なかなかB&Gまでお友達同士で自転車を使って行くというのは大変困難な、自転車を使うという委員さんもいましたけれども、やはり子供たちはちょっと大変な状況で行けません。

そういう中で、もしできるのであれば、嵐山まつりでピストン輸送している形態をまねるとするならば、行政バスが嵐山町あるなと思いますけれども、その辺の活用についてどのようにお考えがあるかお伺いしたいのと、あと、先ほど温水プールは白岡にあるということですが、温水プールにするのは本当にお金がかかることなので大変だなと思いますけれども、高齢者の関係は、今はやっていないということですが、例えば大人の泳ぐプールが今6コースあるのかな、5コースか6コースあるかと思うのですけれども、例えば1つの列を開放、高齢者の歩行とかスポーツの施設だというお話でしたけれども、何かそういう考えがあっても、夏休みというか、40日間ぐらいですけれども、プールに入って運動できるというそういう意味で、高齢者にワンレーンぐらい開放してもよろしいのではないのかなという考えが今後検討されたらよろしいのではないかということについて確認をしておきたいと思います。それと、そうですね、それだけお願いします。

そして、2番目ですけれども、デマンド交通についてです。先ほど課題としては、今後通院とかそういうもので人数もふえてくるかな、あと北部のほう、南部のほうの利用人数が少ないのだというお話がありましたけれども、別の計算式をすると、ちょっとデータが違うのかなと思いました。北部に75歳以上の高齢者が391人、対象者、先ほど課長のほうから人数聞かせていただいたのですけれども、北部にいらっしゃる75歳以上は391人、そのうち39名、きのうの答弁の中にあつたのですけれども、39名が北部で今利用されている方という、10%の方が利用しているなということがわか

りました。そして南部は、195名が75歳以上の方で、そのうちの利用者は10名ですというきのう答弁があって、そうすると19.5%の方が利用しているなということがわかりました。そして中部では、1,375人の方が対象人数がいる中で、349名の方がご利用ですから、3.9%の方がご利用しているなというのが確認できました。

となると、やはり北部、南部は足が必要な方が多いのだなということと、中部はやはり駅が近いとかということもあるので、本当に分母より分子のほうが、何て言ったらいいのかな、とにかく分母も多いし分子も多いけれども、パーセンテージにするとそういう結果が出ました。となると、やはり北部、南部は迎車とかがあるために利用が厳しいのかなというのは考えられます。

前に私も言わせていただきましたけれども、迎車チケットというものを別につけて、利用頻度の、必要のない人は使うことがないわけですが、利用のある方は使えばいいというような迎車チケットも添付しておくべきではないのかなというそういうお考えが、今回25年度のときになかったのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

そして、3番目の推進員さんの件ですけれども、確かにきのうの答弁では67名、たしか7という字がどこかにあったなと思って、70幾つだったか、67だったかってわからなかったのですけれども、確認しましたら67名ということで、町長も施政方針でお話しなさっていましたが、実際問題61名ということで掲載がございました。しかしながら、やはり民生委員さんにしても、区長さんにしても、区でお願いしても、本当にやってくださる方がなかなか見つからなくて大変な状況というのは本当によくわかります。そういう中で61名の方を、48名から61名出してくださったというのはすばらしいかなと思います。しかしながら、目標は67だったのですけれども……。

先ほど人口100人に対して1人を充てたいというお話がございまして、これも資料、先ほど始まる前にいただいたものがあるのですが、やはり人口の多い志賀2区は5名いたり、むさし台とか2名とか3名とかがいますけれども、今回ここはどうしても欲しかったのだけれども、出なかったという地域がどこに当たったのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、やはり先ほどヘルスアップクッキングの人数もお伺いしましたけれども、やはりきのうの検診率の、私も全部聞いたら申しわけないなと思ったので、高齢者の肺炎球菌ですとか、子宮頸がんのHPVの部分しか聞かなかったのですけれども、検診率も本当に相変わらず10%行かないような状況で、本当に肺炎球菌は6.6%、それ

で子宮頸がんのほうは8.7%という答弁もいただいていますけれども、やはりそういう検診などに、そういう人たちを活用して、ポスティング活動をどんどんやっていたければ、もっと受診率は上がるのかなというのは思いますので、また今度その辺のご検討があったのかどうなのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木文化スポーツ課長、お願いいたします。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

まず、北部のほうのお子さん方が、自分で自転車をこいで行くのは厳しいだろうというご指摘のとおりかと思いますが、行政バスをシャトルバスとして期間中、50日ぐらいあるわけですけれども、その間毎日をやるというのは現実的には無理かと思いません。考えられるのは、例えば水泳教室を行うとか、日を決めて、回数を決めてやるということであれば可能かなと思いますので、それにしても学校さんですとか、関係機関と協議をさせていただいて、可能かどうかを検討させていただきたいと思います。

それから、高齢者への歩行のためのとかということでの1コースを開放はどうかということですが、こちらについては恐らく可能であろうかと思えます。6コースございますけれども、常に6コースが人で埋まっているということはほとんどありませんので、1コースを何らかのそういう優先コースにするというような、あるいは時間帯を設けるとか、そういうようなことで検討させていただきたいかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、お願いいたします。

青木長寿生きがい課長、答弁お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 2点目のデマンドにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、先ほど私の答弁の中で、地域性がというお話を申し上げました。この地域性というのを私なりに考えてみますと、例えば1つには、免許の所持率がどうなのかということは当然であろうかと思えます。先ほど391名ほどの方、対象者というふうに委員さんお話しになりましたが、この中には免許を取得されている方も実は含まれています。というのは、どの方が免許をお持ちなのかというのはちょっと把握はできませんので、総体として75歳以上の在宅の方が1,961人中、免許所持者が704人、これは警

察からのデータでございますが、差し引き1,200名程度と、これが対象者と。これがどういうふうな分布になっているのかわかりませんが、ただ恐らく推測では、やはり北部あるいは南部にお住まいの方のほうが、どうしても免許の所持率が高いのではないかというようなことは思われます。

それと、お住いの形態というのでしょうか、家族構成であったり、あるいはその近隣、地域のつながりというのでしょうか、そういった部分でのまた違いというのも当然あるかと思えます。こういったことを加味すると、一概に北部あるいは南部というのが、本当にこの町が支援策として行う足の確保が必要なのだというふうには、私は言い切れないというふうに思っています。それが1点です。

それと、迎車のチケットを添付を考えなかったのかというお問い合わせでございますが、平成25年の4月から、先ほども申し上げましたが、制度の一部を直しました。というのは、やはり皆さんからいただく声の中に、迎車を使い、家に来た段階で既に料金が発生していると、こういったことを何とかならないかというようなお話しもいただきました。こういったことを考慮いたしまして、制度を見直したということで、1年やってまいりました。

その1年をやった結果として、ではそれを行うことによって、お配りしている利用券が足らなかった方、どのくらいいるのかということをやっと調べましたら、全体で44名の方が全てお配りをした利用券を使い切ったのですね。44名中、北部の方が5名なのです。ですから、39名の実利用者に対して5名というような結果になりました。例えばこの結果が、39名のうちもう大半の方が使い切っても足りませんよというような状況がもしあるのだとすれば、そういったところは今後の制度の中で考えていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

初めに、人数の件なのですけれども、これ各地区100世帯に1人の目安で予定人数を算出したわけですけれども、この中で予定数に満たなかった地区としては、4地区予定数に満たないところがございました。中でも志賀2区、お話のとおり世帯数が多いわけですけれども、志賀2区の場合ですと、予定だと9名の計算になるわけですけれども、実際は6名を選出していただいているところでございます。なかなかこの地

区の事情等もございまして、この辺も難しい点かなというふうに思っております、今後の課題かなというふうに思っております。

またあと、今後の受診率の向上のためなのですけれども、推進員さん等にもいろいろ意見を聞きながら、これからどうしていったらいいかというのもいろいろ考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員に申し上げますけれども、質疑の際には簡潔にお願いしたいと思います。3回目ですから、どうぞお願いします。

○畠山美幸委員 再質問します。

まず、1番目のプールの活用ですけれども、ぜひ行政バスなどの利用を考えながら、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、日を決めて、回数を決めて、あとはプール教室ですか、そういうものも考えての考えがあるということです。あと、高齢者のほうも何とか、結局歩行の訓練というか、そういうスポーツにもやっぱり入ると思いますので、ぜひ考え入れていただきたいと思います。

でも、町長にも確認しておいた方がいいですかね。町長に、ぜひその行政バスの利用の考え方で、とにかく全域の子供たちを、あんなにきれいになったプールに来ていただけるようなお考えを持っていただけるかどうか確認をしておきたいと思います。

そして、2番目のほうのデマンド交通ですけれども、今の、44名が全て使った方のうちの5名が北部の方だったということで、今課長のほうから答弁いただきましたので、この後試行的が何年続くのかわかりませんが、9割の方がこのままの状況でオーケーだと言っていただいている部分もありますので、再質問はありません。

そして、3番目の人数の100人に対して1名ずつのというお考えのところは、今志賀1区、2区で8名の方はいてくださっております。たしか保健推進員さんというのは、費用弁償というか、報償というか、1年間幾らというのがあったと思うのですが、その辺、皆さんやる前に、そういうお金がいただけますよというのを、皆さん確認していらっしゃるのか。もしかしたらボランティアでやらなくてはいけないのかしらって思っている方がいたらもったいない話、大した金額ではなかったですけれども、その辺の周知はどうなっているのか、最後確認しておきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 プールの件でお答えさせていただきます。

プール、遠くの子供たちが利用しやすいように行政バスをピストン輸送しなさいと、したらどうかという話ですね。それで、これ夏休みなのですよ。活用をぜひ図っていただくというのは、これはありがたい話で、行政のほうもお願いしなければいけないわけですが、学校の夏休みというのは暑いから休むわけですが、学校は学校としてのこの目的というも持っていると思うのです。ですから、この日は学校休みですよ、だから今度は別にこっちのところで集めてこっちに行こう、来るよというのを、学校の中ではどこまでそういうことをやったらいいと思っているのか、子供たちの夏休みの教育の中では、社会体験だとかいろいろある中で、どういうふうを考えているのかというのは、地域、私のほうではなくて、学校に、校長先生はじめ学校に聞いてみないといけないなというふうに思うのです。それで、休みは休みで勉強ですから、子供の。ですから、どこまでそういうような形で、ここは学校のプールが終わった、だからここからは今度は町のプールに、バス出すから今度はこっちにということのわけですが、学校で夏休みにやるべきプール授業というのがあるとしたら、もっと延ばすかもしれないし、縮めるかもしれないしということで、これはやっぱり学校の事情も考える必要があると思うのです。それが1つ。

それから、どれぐらいの子供が、七郷小学校何人いるかご存じだと思うのですが、その子供さんがバスで、それで夏休みを自由にやりなさいとやっている中で、どれぐらいの形のものでそここのところに集まってくるのかというようなこともありますし、それでプールに子供たちをこういうふうな夏休み来させてやるというのを、レジャーというか時間潰しにやらせるのか、あるいは水泳のプール、水泳を教えるためにやるのかというその目的もあると思うのです。ですから、そういうものに沿っては、ただあそここのところに集めて、それでスタッフも同じような状況でやっていいものなのかどうなのかというようなことだとか、幾つかこういう条件があるかなという感じがするのです。

活用してもらおうのってのは、もうぜひ活用してもらいたいと思うのです。ですからそれはオーケーなのですが、そのかわりにバスが、あるいは子供たちを夏休みにどこまで縛っていいのか、あるいはそここのところをどういう目的で水の中に入れるのかとかいうようなことというのを、やっぱり教育委員会といいますかね、専門のほ

うにも聞いたりとかいうことが必要だと思うのです。それと、もう一つ、やるとすると、町のほうではどういう対応をして待っていたらいいのかということにもなると思うのですね。そういうこと。

それから、介護のプール、一つのというのありましたけれども、これも今のスタッフでどうなのだろうかとか、あるいは介護予防ということになると、ちょっとまた違ってくるかなというような感じもするのです。ですから、そのところでは、その指導をする方、あるいはそういう人たちをどれぐらいどういう形でやったらいいのかというの、ただこう集まってくださいというだけではなくて、やっぱり町のほうでも専門的な知識を持った中で、こういう形でこういうことだというのがいいかなってのは、もしあれだとするとそういうような状況もあろうと。

ただ、ほかのところでもいろいろこれから進んできているというのは、介護予防で、夏休みの何日間だけでなく年間を通じてやらないとというような問題もあると思うのです。それで、その常設のプールというようなところと契約をして、それで週に何日、どこどこのところを町営のバスでとやるとか。こういうような形で介護予防を年間を通じてやっていくとかという委託をしてやっていくというようなところも、あちこちのところで見えているわけですね。それで、そういう形のほうが、監査委員さんからご指摘いただいている費用対効果という形で見ると、そちらのほうが有利なのではないだろうかというようなことも考えられたり、いろいろこう難しい状況も想定されますので、検討をさせていただきたいなと思います。全体ひっくるめて検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっといいですか。デマンド、もう結構ですという話ありましたけれども、ちょっとバスの、先ほど長島委員さんのバスの話もありましたので、バスの状況の基本的な状況、今の状況、バス会社のほうからいろいろ、先日の社長さんが来られてお話をした中で、バス業界の現状というのをちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、経営の現状、状況というのがあるのですね。経営の状況というのは、これ日本全国ですけれども、人口減少社会にどう対応していくか、人間が少なくなるのですから乗る人は少なくなってしまうということ。それから、先ほどもありましたけれども、課長の説明もありましたけれども、運転手さんの問題、これが以前はかなりの高給だったということなのですね。それが、タクシー業界、バス業界というのが競争が激化をしてきて、だんだん競争が激しくなる、利益率が下がってくる、給料

もそれで下がってしまうということで、運転手さんの待遇というのが、必ずしも今最高にいいという状況ではないということなのです。

そういう中で、観光事業と、観光バスと路線バスの関係、それで観光バスってご承知のように、外国から来るお客さんも月ごとにふえているような状況で、観光バスが足りない。それで、人が足りない、運転手さんが足りないという状況で、路線バスを抱えている会社のところも、バスの運転手さんの待遇改善というのが急がれているわけなのです。ですから、そのところで、給料も含めた待遇改善ということをやらなければいけない。

それと、このところで、いろんな電力事情が急変をしております、燃料の高騰がある。そういうようなことで、バスの維持費、それから安全基準の厳格化というのが国のほうでも進めている中で、車両を、ですから一定程度の形を守らないといけないということで、これの車両のほうの維持経費、こういうものもかかっているというような状況があって、バスの業界というのは大変厳しい状況です。

それで、こういう新聞のあれもあるのですけれども、これなんかを見ましても、全国の43万キロに及ぶバス路線は、11年までの5年間で約2%、8,160キロが廃止に追い込まれたと書いてあるのです。こういうような状況を、乗り合いバスなんかの場合も厳しい状況。それで、読売新聞ですけれども、鳩山町が出ているのですが、埼玉の鳩山でも、無償で運行した省エネ路線バスの利用者が過疎化によって減ったため、10年度から予約制の乗り合いタクシーを本格化した。それで、こういうことをあちこちのところで競争をして、こういう形なのです。片道100円ということなのです。それで、ほかのところでも片道何百円というようなこうあるわけですけれども、これもこの最後のほうのところに問題が書いてあるのですが、タクシー事業者の一部などからは、民間が太刀打ちできない料金設定で大変不公平だと。要するに業界が崩れてしまうという状況がこうある。

しかし、この新聞だと、予約型のバス普及支援を国がやっていくのだということで、来年度、予約制のバス、要するにデマンドバスをこれを補助金をつけていこうという記事なのですけれども、そういうバス業界の状況がある。それが、ですから、路線バスにもデマンド交通のほうにも何らかの影響というのは出てくるというふうに、つけ足しですけれども、そんな状況でございます。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。



○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

報償費ですけれども、年額9,000円でございます。

それと、周知の方法ですけれども、年度初めの会議のときにお知らせ等させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 以上で、総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結をいたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成25年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○松本美子委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。お世話になりました。どうもありがとうございました。

(午後 2時40分)

## 決算審査特別委員会

9月19日（金）午前9時30分開議

- 議題1 「認定第2号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査について
- 6 「議案第46号 平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて」の審査について

○出席委員（11名）

1番 森 一人 委員	2番 大野敏行 委員
3番 佐久間孝光 委員	4番 長島邦夫 委員
5番 畠山美幸 委員	6番 吉場道雄 委員
7番 河井勝久 委員	8番 川口浩史 委員
9番 安藤欣男 委員	10番 渋谷登美子 委員
11番 松本美子 委員	

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

青柳賢治 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
主 査	久 保 か お り

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 村 滋 収 税 課 課 税 担 当 副 課 長
田 畑 修 収 税 課 収 税 担 当 副 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
太 田 淑 江 町 民 課 保 險 ・ 年 金 担 当 副 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
今 井 良 樹 長 寿 生 き が い 課 長 寿 生 き が い 担 当 副 課 長
近 藤 久 代 長 寿 生 き が い 課 包 括 支 援 担 当 副 課 長
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長
藤 原 実 上 下 水 道 課 管 理 担 当 副 課 長

深	澤	清	之	上下水道課施設担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長
小久保	錦	一		教 育 長
柳	勝	次		代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

---

◎開議の宣告

○松本美子委員長 決算審査特別委員会の第5日目でございますけれども、また本日から始めさせていただきます。

ただいま出席委員は、11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第2号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括してお願いをいたします。

では、質疑のある方はどうぞ。

それでは、川口委員どうぞ。

○川口浩史委員 25年度で短期保険証の発行数、資格証、ちょっとお聞かせください。

それから、6割軽減、4割軽減の人数を伺いたしたいと思います。

それと、差し押さえの件数、状況を伺いたしたいと思います。

それから、150ページの表の上に、括弧で現役並み所得者は3割と、70歳以上74歳まで3割ですけれども、嵐山町では人数が何人になるのか伺いたしたいと思います。

それと、その表の下の不当利得受診による診療分、食事差額分、不当利得戻入というのですか、ちょっと説明を伺いたしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、短期証なのですけれども、26年3月末現在で187世帯あります。それで、更新していただいた方が81世帯で、未更新の方が106世帯です。

それから、資格証なのですけれども、資格証は、26年3月末現在で8世帯です。26年5月から1世帯が短期証に移行しました。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて、お願いをいたします。

中西税務課長、お願いいたします。

○中西敏雄税務課長 6割軽減、4割軽減の人数及び世帯と金額も答えた方がよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 それでは、まず6割軽減から、医療給付分、世帯数632、被保険者866、均等割額467万6,000円、平等割額700万1,000円ちょうどです。後期高齢者支援金分、世帯数632、被保険者866、均等割額498万8,000円、平等割額はございません。介護給付分、世帯数262、被保険者289、均等割額208万円、平等割額はございません。6割軽減の合計ですけれども、均等割額が1,174万4,000円、平等割額700万1,000円。

次に、4割軽減ですが、医療給付分、世帯数130、被保険者314、均等割額113万円、平等割額92万7,000円、後期高齢者支援金分、世帯数130、被保険者314、均等割額120万5,000円、平等割額はございません。介護給付分、世帯数69、被保険者88、均等割額42万2,000円、平等割額はございません。4割軽減の合計ですけれども、均等割額275万7,000円、平等割額92万7,000円。6割軽減と4割軽減合わせた均等割額の軽減額ですけれども、1,450万1,000円、平等割額792万8,000円です。

次に、差し押さえの額ですけれども、差し押さえですけれども、まず所得税の還付金の差し押さえ1件、1万8,886円、預金の差し押さえ8件、64万5,289円、合計9件、66万4,175円です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、150ページの一般被保険者の療養給付費の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、初めの70歳から75歳未満の方で現役並み所得者の3割分の人数ということなのですが、ちょっと今資料がございませんので、すみません、お答えできません。申しわけございません。

それから、表の下の支出済額と保険者負担額の差額の関係でございます。これにつきましては、見ていただきますと実際の支出済額は上に書いてございますけれども、10億8,825万8,133円となっております。表の中で、保険者負担分というところの全体を見ていただきますと10億8,824万5,406円ということで、こちらの差額が出てございます。それを説明しているものでございまして、不当利得の受診による診療分ということでこの7,812円の減算でございます。これにつきましては、過年度分の2件分でこの減算がされていると。それから、食事差額分の5,400円の減算ですが、3件分ございました。非課税の世帯の方が1,700円分の減です。それから、非課税世帯の長期該当の方ということで、3,700円の減算で5,400円ということになります。それから、不当利得戻入に係る指定公費分485円というようなことですが、これは1件分の加算でございます。指定公費分というのは、70歳以上で本来2割負担のところを1割に据え置いているというこの差額の分を、国から来るものですが、これが加算されて1件分、485円というものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑を続けて。

どうぞ、川口委員。

○川口浩史委員 短期証が、昨年件数が消えてしまっているのです、59件で。今回187世帯って、世帯数ではなくて、これが件数になるのでしょうか。そうすると、一気にふえたことになるわけですね、ちょっとどういう状況でこう一気にふえたのかを伺いたいと思います。

6割軽減、4割軽減、徐々にですけれども、これもちょっとふえているという状況がわかりました。こういう軽減がふえていながら保険税が若干ふえているわけで、その保険税というのは140ページに歳入のほうで載っていますけれども、ちょっとご説明がいただけるでしょうか。伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 回答させていただきます。

去年の、何件ということでお答えしたと思うのですけれども、恐らく去年も世帯ということで同じだと思うので、その辺はそういうことでご理解いただければと思います。

〔「じゃあ、今年は何件」と言う人あり〕

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 187件です。去年、件数で何件ということでお答えしていると思うのですけれども、件数は世帯で、イコールで見ていただいております。

○松本美子委員長 太田副課長にお願いをいたしますけれども、質疑に対しては、増加の部分をとということになってきているかなって質問は、とっておりますので、増加の部分に対してのお答えをいただければというふうに思います。前年度と比べて。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 増加ですか。すみません。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきたいといたします。

今、副課長のほうからお答えさせていただきましたとおり、去年、件数ということでお答えをさせていただいたかと思っておりますけれども、件数と世帯というのはイコールで読みかえをしていただけますでしょうか。それで解釈をしていただければと思っておりますけれども、ただふえた理由としましては、増加の理由としましては、やっぱり滞納の世帯がふえたということで、新規に短期証の該当になる世帯がふえたというようなことでございます。

それと、あと更新に来ない方もいらっしゃいますので、とめ置きというのも実際発行されてなく、窓口でまだ発行されていないというのものもあるというようなことでございまして、今お答えをさせていただいた数字になっているというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中西税務課長、答弁をお願いいたします。

○中西敏雄税務課長 平成25年度の国民健康保険税については、調定額については現年課税分、滞納繰り越し分、両方合わせて1,044万9,432円減ということで減っております。

収入済額については、平成24年度と比較して284万9,337円ふえておりますけれども、まず収納率、平成24年度は78.38、平成25年度は80.22という、1.84ポイントふえてお



ります。これも収税担当ががんばった成果だと思っております。それと、この80.22の  
収納率ですけれども、埼玉県で6番目の成績です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞお願いします。

○川口浩史委員 短期証の関係なのですが、そうすると、今までのやり方はそんなに変わっていないと、どんどん短期証を発行する政策に切りかえたのだという、そういうことではなくて、未更新の人がふえたからだというこういう説明でした。そういうことなのですか。未更新に対してどういう対策をとってきたのか、ちょっと伺えればと思います。

そうですか。歳入の件はわかりました。なかなか努力したということで、いいのですけれども、住民がどうだったのかなっていうのはちょっと心配もするのですけれども、きちんと理解を得られて、得られて払ってくれたのでしょうかけれども、無理な、生活費に支障を来すような取り立てはなかったのか、やっぱりそこはちょっと聞いておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えいたします。

短期証の関係でございますが、短期証に該当される方のやり方といいましょうか、該当になる方についての方針は今までどおり変わっておりませんで、過年度の分の滞納がある方の世帯が対象となってくるというようなことでございまして、その方への短期証の交付に関しましては、更新日というものを、去年は大体土曜日だったと思うのですが、その日ということで1日設けまして、この日にやりますというような通知を出しまして来ていただくというような方針をとりました。ただ、その日が都合が悪ければ前後いつでも、随時そういうことはできますのでというようなことも入れまして通知を出して対応しているというような状況でございます。

短期証の世帯の方で18歳以下のお子様がいる世帯につきましては、子供さんに関しましては最低6カ月以上の保険証を出さなくてはいけないということになってございますので、そのお子様につきましては郵送で保険証のほうは送らせてもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 続けて、中西税務課長、答弁をお願いいたします。

○中西敏雄税務課長 税務課の収税担当においては、滞納者において徴収面での納税の緩和措置を行っております。納付能力が十分でない納税者に対しては納税相談等を行い、生活状況調査票、これは収入状況、借入金等の状況、ほかの自治体の滞納状況、住居の状況、家計の状況、本人所有資産の状況、分納計画の有無等の調査を、これ調査票ですけれども、これを提出していただき、納税者の個別事情により強制徴収することが適当でない場合には、納税の緩和措置として徴収猶予、滞納処分等の停止等を行っております。また、所得資産等がない場合には、公的扶助に該当するか福祉サイドと相談をさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 150ページに医療費の状況が出ているわけですが、負担金と医療費の状況が出ているわけなのですが、昨日、どのくらいの年齢層に対しての人数を聞いたのです。去年もそれを実は聞いておりました、どのようになっているかといいますと、人数はこのように去年と今年では減っています。子供さんも136人から122人、70歳から74歳の人も減っています。全体的に減っていて、これは2割、こことここは2割と3割にすると2割です。それだけがここに出ているので、それでやるとこんな感じに減っています。

ところが、医療費の総額というのは、子供さんがこういうふうによっぱり減っているのです。子供の数が減っているから減っています。こちらも、7歳から69歳までの方も人数が減っているから減っています。ところが、70歳から74歳の人たちの医療費というのは、人数が多少減っているにもかかわらずこのようにふえています。今度、具体的に1人当たりの医療費を見ます。1人当たりの医療費を見ますと、ゼロ歳から6歳、2割の人たち、2割の人たちは1人当たりが24年度は18万529円だったのが、25年度は12万7,346円になっています。6歳から69歳の人、これ3割負担の人ですが、こちらも若干減っているのです。これは、22万4,699円が22万3,515円。

ところが、70歳から74歳の方、これは昨年は43万8,487円だったのが51万4,776円になっていまして、全体としては1人当たりが昨年は26万3,580円だったのです、これが青なのです、24年度が。それが、今年は27万2,963円になっているのです。これ、

1人当たりの医療費なのですけれども、そうしますと、ゼロ歳から6歳までの未就学児の医療費が下がったのはなぜか。そして、70から74歳の医療費が非常に伸びています、1人当たり。1人当たりですとこのように伸びています。それに対しての予防策はどのようなものをとっていったのか、それを伺いたいと思うのです。これは、医療費を削減するということでの効果としてどのようなことを考えて、どのような事業を行ったにもかかわらずこのような結果になってしまったのか、それを伺いたいです。1点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきたいと思います。

医療費の関係でございますけれども、ゼロ歳から7歳の関係で何か予防策はということもございましたが、それらにつきましては、町民課のほうでは特に予防策とかそういうのはやっていないですけれども、健康いきいき課のほうで、そうした就学前のお子様に対する健診ですとか、予防接種ですとかいろんなことをやっていたというふうに思っております。そういったことで下がった。

それと、あと24年度につきましては、はっきりちょっと覚えていないのですけれども、1件、1人高額の医療の方がいらっしゃいました。それによって随分1人当たりの医療費が高かったというようなことが言えると思います。それが、25年度につきましてはなかったから低かったのだということだと思います。

それから、70歳から74歳以上の関係でございますけれども、そちらにつきましては特定健診等の実施をしていただいたり、人間ドック、併診ドック等をやっております。それからまた、いきいき課のほうでは住民健診、そういったようなこと。健診を受けていただきますと健診後の相談ですとか、いろんな面で相談もやっておりますし、特定健診後にはメタボといいましょうか、保健指導の該当者につきましては指導をやっていただいているというようなことで、そんないろんな対策はしていただいていると思いますが、ただやっぱり70から74歳の方につきましては、いろいろそういうことをやっても、ここは嵐山だけではないですけれども、全国といいましょうか、全市町村のそういった方の高齢化に対しての医療費、65歳以上の医療費というのは高くなっている状況だというようなことだと思います。1回病気になってしまってその医療を受けたときに、医療の高度化等によりまして医療費自体も高くなってい

るというようなことがございまして、高くなっているというようなことだというふう  
に思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうしますと、平成24年度は1人700万以上の高額医療を使った方  
がいらっしゃるということですか。そういうふうになります、今のお話ですと。1人  
当たり、1人とても高額療養費を使った方がいらっしゃるというふうになりますと、  
1人当たり5万3,000円ぐらい違うのです。25年度と24年度では。すると、5万3,000円  
掛ける125で、700万円ぐらいになりませんか。そんな感じになってきますけれども、  
そのくらいの高額療養費を使った方がいらっしゃるということで……。70歳から74歳に  
関しまして、24年度と25年度と、これは圧倒的な差だと思うのです。1人当たり7万  
近い金額が医療費で違って来る。それは、高額療養費で当然70歳から74歳の方は使わ  
れる方多いと思うのですけれども、どのような疾病が多かったのか。

24年度に関して、私は、25年度は子供の人数も少なくなっているのですけれども、  
療養費を抑えたということも考えられるのではないかなというふうに考えているので  
すけれども、そして、70歳から74歳の方に関しては、逆にどうしようもなくなってか  
かられる方と高額療養費の方もいらっしゃると思うのですけれども、高額療養費の方  
がどのくらいふえてきているのか、25年度と24年度で。これだけの差が出てきてしま  
ったということは、かなり大きいと思うのです。それに関して、防止するためのもの  
というのは、普通に一般的にというふうな形ですけれども、24年度と25年度とでこれ  
だけの差が出てくるといのは何が問題なのですか。同じことをやっていると思いま  
す。未就学児に対しても同じような健診を24年度と25年度やっています。恐らく70歳  
から74歳の3割負担になる方に関して、3割と2割になる方に関して同じような  
状況で、24年度と25年度と特に大きく変化があったということがあるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、就学前の関係で、先ほど去年はお一人、そういった高額の方がいらっしゃっ  
たというお話をさせていただきましたが、その金額については今ちょっと資料がない  
のでわからないのですけれども、ただそれだけが要因ということではなくて、いろ

んな要因はあるのだと思いますけれども、一つにはそういうのがあったので高かったのだということでちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

それから、25年度の疾病、どのようなものが多かったというようなご質問だと思いますけれども、入院と外来とあわせてお答えをさせていただきたいと思いますけれども、それで多かったものが、嵐山町では費用額で見ても多かったということでちょっとお答えをさせていただきたいと思いますけれども、慢性の腎不全、これは透析があるということで、その医療費全体を100%としたときに7.2%がそういう状況でした。それから、続いて高血圧症ということで5.9%、それから糖尿病ということで5.6%、上位の3つの病気はこういったような状況でございました。

それから、高額の関係でございまして、去年に対しましてということでございますが、10万点以上ということで、100万円以上の高額の状況でお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、24年度と25年度を見ても、上位3つというのが、新生物、がんです。それから、循環器系の病気、それから筋骨格系の病気ということで、上位3つは変わっていません。それで、件数的に見ますと、24年度は100万円以上の件数が134件ございました。それが、25年度は109件ということで、若干でございまして、減っております。新生物で見ますと48件が46件に、それから循環器系の病気が、これは31件で件数は変わりませんでした。両方31件でございました。筋骨格系の病気が19件が13件ということで、若干減っております。24年度が一番医療費が、嵐山町としますとこの全体の会計の中でも高くて、初めてこの全体の国保の財政、20億を初めて超えたのが24年度でした。25年度も20億超えて、ちょっと若干は下がっているのですが、同じような状況でした。24年度は、23年度から一気に1億以上上がってしまったというような状況がございまして、これについて、どうしてとかっていうのはなかなか判断が難しいことで、それがわかればこちらもあれなのですけれども、いつ病気になるかというのはわからなくて、今言ったように高額になるような病気の方が多ければやっぱり医療費は上がってしまうのだということだと思いますので、若干ですが今お話しさせていただいたとおり、25年度につきましては、25年度ちょっとこういった高額のも下がっています。ですから、全体的に見ると25年度はちょっと落ちたと。また、今年も若干、去年を少し上回るような、今、7月ぐらいまでの医療費の状況ですけれども、それでちょっとこの間も補正をさせていただきましたが、今年もちょっと高くなっているのかなと、去年に比べれば高くなって

いるような状況でございます。

ですから、その医療費がどうしてそう高くなった理由ということなのですが、何かが問題かというのですけれども、町のほうでできる健診ですとか、そういった予防対策のものにつきましては、ほかの市町村と変わらずこちらのほうも実施をしているということだと思います。ただ、たまたま年度、年度によってそういうふうになり病気になる方がいるような状況で、こういう高い年、低い年というような形のもが出てきているのではないかなというように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 透析があるというのはすごく金額が高くなっていくというのはわかるのですけれども、これ7.2%で、透析の方というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。これが大きいですよ。

それと、もう一つですけれども、未就学児の場合なのですが、未就学児、人数が減っています。実際に国保にかかわる人数は減っていますし、多分全体の未就学児の20%ぐらいが国保なのかなというふうに見ているのですけれども、その中で国民健康保険に加入者になる方というのは低所得者の方が多いですよ。その部分での、低所得者の方が子供さんでどのくらい、世帯でどのくらいいらっしゃるかということは把握されていないですか。このような形で、1件当たり100万以上のものがあつたとしても、100万以上のものが高額療養費で使われたものがあつたとしても、恐らく1,000万とか500万とか使われるような方、なかなかなかったのではないかなと思うのですけれども、そうすると、医療費を抑えてきていることは考えられないですか。122人になっていて、子供さんが10人以上減っているのです。なおかつ医療費が非常に、未就学児に関しては低くなっている。これは健診とかそういうこと以前の問題として、どのように実際にゼロ歳から6歳の方が医療機関に利用されているかわかりませんか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきたいと思います。

未就学児の関係の医療費が減っているということでございます。低所得者の把握ということでございますが、ちょっとそちらのほうの把握につきましてはしておりませ

ん。

それから、医療費を抑えるといひましようか、医療にかかるのを控えているという  
ようなことかなというふうに思うのですけれども、私のほうではそういったようなこ  
とはないのかなというふうに思っております。低所得者の方、医療費を支払い、かか  
るとき支払いをできないような方というのが何人ぐらいいるかというのはちょっとこ  
ちらのほうでは把握していませんが、いずれにしましても窓口払いは一旦は当然町で  
はしていただいて、後から返るようなシステムというような形にはなっております  
けれども、そういったことで、必要なときに医療にかかっていないということは私と  
してはないというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 山下町民課長に申し上げますけれども、透析の件が出たかなと思  
うのですけれども、答弁をお願いいたします。

○山下次男町民課長 失礼しました。透析をされている方が22人いらっしゃいます。透  
析をされますと、その1年間に1人当たりの医療費というのが約500万円ぐらいは1  
人当たりかかってしまうというようなことが言われております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに、質疑がございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 国保会計については、いずれにしても医療費をいかに下げるといひか、  
病気を少なくするかということが目的、一番の効果だと思ひのですが、聞きたいのは、  
150ページの総務費の中で印刷製本費、パンフレット代があるわけですが、24万  
7,000円。この窓口配布用、あるいは嵐山まつり啓発用、ジェネリック医薬品普及用、  
制度改正用というふうなパンフレットをつくって配布したようですが、これ、それぞ  
れの、特に聞きたいのはジェネリックの関係が聞きたいのですが、どんな配布の仕方  
をされたのか、それと嵐山まつり啓発用というのものもあるのですが、これは何をどう  
いうふうに配布したのかお聞きをしておきます。

それから、ジェネリックの関係で155ページ、ジェネリック医薬品差額通知委託料  
というのがあるのですが、金額は5,831円ということで、これはどういう関係の委託  
料なのでしょう。ジェネリックを使ったという医療機関からの通知をもらうための  
何かやっているのか、あるいは国保連合会の関係なのか、その辺をちょっとお伺ひい

たします。

それから、同じ155ページですが、特定健診の関係が出ておるわけですが、特定健診の受診率がなかなか上がらないということで苦労されているようですが、上げる努力をすることが一番大事なとは思ってはおります。今年度の状況、それから、飯能市が大変こう、何か特別なことやったのかどうかわかりませんが、健診率が抜群によくなったというようなことを聞いておりますが、その健診のアップの研修会等々が参加はしているのですか、その辺お聞きしておきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、150ページの総務費の印刷製本費の関係でございますけれども、パンフレットということで、窓口配布用、嵐山まつり啓発用というようなことで、一応4種類のパンフレットを購入させていただきまして、1,400部ほど購入させていただきました。それが19万3,725円でございます。

これにつきましては、窓口には置いてございまして、来られた方が持って行っていただくというようなことで使用してございます。それから、嵐山まつりの啓発用というのは、健康いきいき課のほうでも嵐山まつりのほうと一緒にといいましょうか、出ています。そちらのほうのパンフレットの関係で使用しているものでございます。

それから、ジェネリック薬品普及用のパンフレットでございます。こちらにつきましては、3,000部の3,717円でございます。これは、保険証の更新がございまして、そういったときに一緒に封筒に入れましてお送りをしてお知らせといいましょうか、使用しているというようなものでございます。

それから、155ページのジェネリック医薬品差額通知の委託料の関係でございます。これにつきましては、ジェネリックの差額通知を作成をしていただくための委託料の分が4,880円でございます。それは、国保連合会のほうに委託をしまして、差額通知というのを作成、該当される方なのですけれども、をつくっていただいております。通知のほうは年2回ほど行っておりまして、1回目が54通、それから2回目が70通作成をいたしました。その内容としますと、ジェネリック医薬品に関するお知らせというような形でございまして、下記のほうに明細が書いてあるのですけれども、例えば平成25年7月にあなたに処方された医薬品を同一成分のジェネリック医薬品に切りか



えた場合、少なくとも何円以上自己負担額が安くなる可能性がありますというような形で、その下に実際使った薬名が入っていき、それが自己負担額が幾らですよと。それをジェネリックにかえた場合はこのくらいの金額になりますというようなことが書いてあって、それをお知らせして、この差額が安くなるというような形のお知らせをしているものでございます。

それと、あと、この差額通知に関してコールセンターのほうを利用してございまして、コールセンターの利用料というのが951円ほどかかってございます。この通知が送られたときに問い合わせをしていただく先をコールセンターのほうにお願いしているものでございます。

特定健診の受診率の関係でございまして、特定健診につきましては、平成25年度が、実際の特定健診だけを、特定健診を受けていただいた方は3,905人の対象人数に対しまして865の方が特定健診を受けていただいています。そうしますと、率としますと22.2%というような形になります。ただ、特定健診、こちらのほうにつきましては人間ドック等の健診をしたものが特定健診にかえられるといいましょうか、同じようにみなすことができるというような形で、町のほうでは人間ドック等の希望者の方が多いものですから、数年前から定数があったものを無制限にしたりというような形で、そのほうでも人数をふやすようなことを、方策をとっております。人間ドックの受診の方が347人おりました。それと、ほかの機関、例えば農協さんですとか、商工会ですとか、消防署の消防団員の方等が健診をした、その健診の結果、データをいただきますと、それも特定健診をやったということでみなすことができますので、そういった方で、データをもらえた方が33人おりました。それを合計しますと、一応1,245人というような形になりまして、それを率にしますと31.88%というような形になります。

先ほど、飯能市の例が出されましたけれども、飯能市のほう、確かに高いのだと思います。嵐山町でも昨年度は新たな取り組み等として、小学生のお子様に対して健診を受けてくださいみたいなことを子供から書いていただいて、その手紙を渡して、親御さんたちもお子さんからそういう手紙をもらえば受けるというような気持ちになるのかなというようなことで、去年は小学生4年生を対象にやっていただいたのだというふうに思っております。そういったことで、実際この健診につきましては、これも健康いきいき課のほうで実施をしていただいているわけでありまして、

健康いきいき課のほうでいろいろ受診率の向上に対して、いろんな方策をとっていただけるのかなと思っております。研修会等につきましても、そういった機会には職員のほうは参加しているというような状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 国保に対する理解を一層深めていただくという手立ては重要なことでございますので、できるだけパンフレットの配布が全体に行き届くようお願いをしたいなと思います。

ただ、ジェネリックの関係では、切りかえのときに入れていきますというのですが、これは保険証と一体となって医療機関に出せるような、そういう工夫というのはできないものなののでしょうか。ただ、なぜかという、今通知の委託料をお聞きしたのですが、実際的には124件ということで、ジェネリックを使った方にこういうことだったという通知を出しているというふうな捉え方をしたのですが、そうではないのですか。154通と70通という、その説明がちょっとわからなかったのですが、これだと124人しか、幾人使っているのかちょっとわからないのですが……。実際そのジェネリックの医薬品を使うことによって薬価は大分下がるのだと思うのですが、この部分というのはもうちょっと力を入れる必要があるかと思うのですが、その捉え方はどうなのでしょう。

それから、特定健診ですが、全体的には31.88%ということですので、ペナルティーは受けずに通っているのかなと思うのですが、この前年に比べて、1回で聞けばよかったですのですが、聞かなかったのであれなのですが、この傾向的にはどうなのでしょう。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、ジェネリック医薬品を使うのは、保険証の中に一体となったようなものというような感じでございますけれども、その辺につきまして、保険証の作成のほうもこちらのほうは連合会のほうに委託をしている状況でございますが、パンフレットには、切り取り式になっていまして、カードのような形で切り取りを入れるような形になっ

でございます。ジェネリック希望カードみたいな形になっている、それを切り取っていただいて保険証と一緒に出していただくというのがこのパンフレットのあれでございます。保険証と一緒にではないのですけれども、カードと一緒にしていただければご利用いただけるというようなことになっていきますので、今のところはそういった形でご利用のほうをしていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの通知の関係でございますけれども、使った人に出しているのかという、ちょっと私のお答えがまずかったのかもしれませんが、そうではなくて、使っていない人に逆に出しているのです。ですから、先ほど例えばの例で話しましたが、これは、25年の7月にお医者さんにかかったということで、その月にお医者さんにかかったときにこういう薬が出ていますけれども、これはジェネリックではなくて、それをもしジェネリックにかえたらこれだけ安くなる可能性がありますよという通知でございます。だから、切りかえていない人に対して出している通知です。ぜひこういうふうにかえてくださいみたいなことの通知でございます。以上でございます。

それと、人数の関係ですけれども、これが7月に、例えばです、その抽出している月にお医者さんにかかってかえられる、まだ全部がジェネリック医薬品があるわけではございませんので、それがかえられる可能性がある方を抽出止されてこれを作成しているのだということでございます。ですから、全員のことということではございません。以上です。

それと、特定健診の関係でございますが、状況でございますが、24年度は32.54%、その前の23年度が28.39%ということで、23年度を見ますと若干上がってきているのですけれども、24年度に比べると25年度はちょっと低かったということで、そんな状況になってございますけれども、なかなかその辺を一気に上げていくというのも難しいのかなというふうに考えてございまして、特に去年からペナルティーというようなお話があったわけなのですけれども、去年につきましては全然これが何も対策をしていないゼロ%というようなところがペナルティーの対象になるということで、市町村の国保ではそういったところはなかったということでございます。今後はどういうふうになるかわかりませんが、ペナルティーがなくなったわけではなくて、まだペナルティー自体はあるのですけれども、どの部分でペナルティーにしていくかというのは、今申し上げましたとおりに、昨年は何もしてなくてゼロ%というのが対象だったということで、今後はそれがどういうふうに変ってくるかなというのはちょっと今の状

況ではわかっていません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、そのほかにございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 確認させていただきたいのですけれども、先ほどの155ページの特定健診の人間ドック、脳ドックの関係ですけれども、3,905人中347人だっという答弁だったのですけれども、154ページのほうに、人間ドックの委託料というところに、人間ドック委託料と併用ドック委託料で、308人、45人とあるのです。これを足すと353人になるのですけれども、数字、私が聞き間違えていたらあれなのですが、344人と、これだとちょっと数が違うのですけれども、何かほかにもあるのか確認します。

それと、155ページのところに子宮がん検診、乳がん検診と、受けた方の人数、金額がありますけれども、こちらは全体が何人で何人というのがわかりますか。この対象者が、子宮がん検診の対象者が何人中この人数ですよというのがわかれば教えていただきたいと思います。子宮がんと乳がんです。その3点、お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 155ページの特定健診の関係でございます。先ほど申し上げました人間ドックの関係で347人というふうなことで申し上げたと思うのですけれども、こちらのほうに、154ページになるのですか、足しますと153人というふうになるのですけれども、これにつきましては、特定健診のほうは40歳以上の方が対象になっています。人間ドックは35歳以上の方が対象になっています。ですから、35歳から40歳未満の方がこの差額というような形で、差の人数はそちらの人数が入ってございますので、それは特定健診のほうにはカウントができないというような形でこの差が出てきているというものでございます。

それから、子宮がん、乳がん検診の対象の人数については、こちらのほうは健康いきいき課のほうでやってございますので、この実施をした、いただいた方の人数はこちらのほうも把握はしているのですが、対象者の人数につきましては申しわけございませんが、把握してございません。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○畠山美幸委員 はい。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時29分

---

再 開 午前10時41分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第3号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括してお願いをいたします。どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、後期高齢者の保険料、161ページにあるわけなのですが、昨年度、軽減被保険者の割合というのは57.8%でした。それで、2割軽減の人、5割軽減の人、7割軽減の人、それから被扶養者軽減という、それぞれの人数と軽減額を伺いたいと思います。

それと、あと普通徴収の方は、きのうのあれですと特別徴収が1,825人ということで、339人という形で見てよろしいのかどうか伺いたいと思います。

あと、この中で施設入所の方はどのくらいいらっしゃるのか。それから、介護保険との合算で後期高齢の医療費を支払っている人というのはどのくらいいらっしゃるのか、これわからないのかな。

それと、昨日の話で、健診にかかわるものは2年後ではないとそちらに来ないということでしたよね、後期高齢の健診にかかわる状況というのは。そうすると、そのようなことで不都合はないのかということと、主たる疾病の状況というのはどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、軽減の件なのですが、7割軽減が対象者数845人です。軽減額が2,390万2,287円です。5割軽減が対象者数83人、軽減額が169万8,816円です。2割軽減が対象者数161人、軽減額が132万4,037円。それから、被扶養者の5割軽減なのですけれども、172人、軽減額が348万4,840円です。合計で対象者数が1,261人、軽減額が3,040万9,980円。

以上です。

○松本美子委員長 続けて、答弁をお願いいたします。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えをさせていただきます。

保険料の普通徴収の関係でございますけれども、普通徴収につきましては、延べ人数ということで637人で、調定額が4,027万8,920円で、収入済額が4,011万1,980円というような状況になってございます。

それから、施設入所等介護の保険料等と一緒に払っている方の人数というようなことでございますが、こちらのほうではちょっと把握はしてございません。

それから、健診にかかわる状況がわかるのは2年後というようなご質問があったかと思うのですけれども、その健康診査がございまして、その状況は2年後ではなくて、状況としては健康診査が終わったら随時来ますので、把握はして、それを健康いきいき課のほうで健診のデータ入力等はしてございますので、その方の状況につ

いては健診が終わって数カ月後にはわかるような状況にはなってございます。

それから、後期高齢者の方の主たる疾病はどういうものかというようなご質問かと思いますが、費用額で一番多いものからといたしましょうか、それでご説明させていただきたいと思いますが、

やっぱりこちらのほうも循環器系の疾患というものが多くて、件数にしますと25年度ですけれども、1万924件で、費用額が4億6,497万3,010円となっております。

それから、次に多いのがやはり新生物ということで、がんの関係でございます。件数はこれは少ないですけれども、1,204件、費用額は1億3,532万1,890円でございます。

それから、その次が損傷ですとか中毒及びその他の外因の影響というようなことで、件数が919件、費用額が1億1,991万1,730円というようなことで、上位を見ますとそのような病気が多くなっているというようなことでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

川口委員どうぞ。

○川口浩史委員 普通徴収の人数が延べで637人というのと、実数だとどのくらいになるのですか。

いや、7割軽減が845人でしょう。特徴の人の7割軽減の人がいるということなのですか。特徴というのは18万以上でしたっけ、18万以上で7割軽減がないのではありませんか。所得、たしか70万円ぐらいの人が7割軽減に入るのではなかったかなと思っっているのですけれども、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

それから、162ページでご質問したいと思いますが、上の表の後期高齢者、県への納付金が平成24年度、1億4,600万余り、それから25年度が1億5,300万円ということで、679万4,600円ふえているということでありまして。人数もその前ページに60人ほどふえているわけですけれども、やはり、ちょっと計算したのですけれども、人数以上に医療費が伸びているのではないかなと思うのです。

先ほど循環器が1万924とあったのですが、昨年私のメモでは521件だったのです。やはり循環器は今大幅に伸びているという理解でよろしいのでしょうか。それが、この県への納付金に影響していると、増加していると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それと、県の会計はどういうふうになっているか。これで、来年27年でまた変わるわけですよね、金額が。もしわかりましたら伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

軽減の関係なのですけれども、7割軽減の中には特徴分も入っております。ただ、人数、金額等は把握していないので、ちょっと今お答えできないのですが、そういうことでお願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山下町民課長、答弁お願いいたします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

164ページの広域連合への納付金の関係でございます。

こちらの納付金につきましては、2つに内容が分かれておりまして、保険料分の納付金分というものと、保険基盤安定の負担金ということで、今、渋谷委員からのご質問もありましたけれども、その軽減した分を広域連合のほうに納付するものということになってございます。

それで、去年度医療費のほうが伸びていたというような感じでございますけれども、若干、去年のと見ますと、こちらのほうでは基盤安定ということで、税の軽減をした分でございますので、そちらのほうが若干伸びています。保険料のほうも24年度は1億1,757万4,830円でございます。これが25年度が1億2,324万1,660円ということで、若干はふえてございます。確かに医療費のほうは全体的にもふえている状況ではあると思いますが、こちらについては保険料のほうの関係の納付金でございます。

それから、循環器系の疾患が多いということで、去年は527件というようなことだったというようなことで、先ほど私が申しました件数は1万924件ということでございますけれども、去年のその527につきましては、恐らく入院だけの件数なのかなというふうに思っています。私が先ほど申し上げた件数につきましては入院と外来を合わせて全てのものにつきましてのものが去年はこの件数があったということでございます。その辺をご理解いただければというふうに思います。

それから、県の会計でございます。県のほう、保険料につきましては、今年から26、27ということで保険料のほうは改定になってございます。実際また来年度はもう見直



しの時期に入ってきて、また28年度から新たなということになるのですけれども、この26、27の保険料率を決めるに当たっては、それほど24、25と変わらないような、保険料が上がらないようなことで考えたということをございまして、剰余金がございますが、67億円、その剰余金を利用して、24、25とほぼ同じような保険料ということに抑えたというようなことをございます。ですから、まだ剰余金の残もございます。それから、財政安定化基金のほうも約84億円ぐらいこの25年度末ではあるというようなこととお聞きしていますので、それほど急激に医療費のほうがまた伸びなければ、財政のほうはそれほど心配しなくてもある程度やっていけるのかなというふうにございます。

以上です。

○松本美子委員長 答弁漏れがございますので、お願いしたいと思いますが、普通徴収の件で実人数というふうな質疑があったと思うのですけれども、お願いをいたします。

○山下次男町民課長 失礼をいたしました。

実人数については、ちょっと調べてございませぬ。延べ人数の先ほど申し上げた637人ということでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか、7割軽減にも特徴の人がいるわけですか。18万円以上ですから、どうしているのかなと思う感じがするのです。それはいいです。そういうふうになっているのでしょうか。

ちょっと聞きたいのは、県の医療費の状況というのは、こちらでは全然つかめていないというか、こちらに連絡は来ていないという、そういうことなのでしょう。もう少し情報を流してもらったほうがいいなとも思ひます。

先ほどジェネリックの話もあったわけですが、後期医療者のジェネリックの利用状況というのもどうなのかということもありますので、そういうのもわからないのでしょうか。わかるのでしたらちょっと伺いたいと思ひますけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えをいたします。

広域のほうからも県全体の医療費の状況というようなものは資料等いただいております。

ます。今ちょっと探したのですけれども、大変申しわけない、今ちょっと見つからないので申しわけございません。すみません。今ちょっと資料がないということでご理解いただきたいというふうに思います。

〔「それではジェネリックの利用状況がわかる」と言う  
人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時00分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川口委員の質疑に対しまして答弁をお願いいたします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 大変失礼いたしました。

県全体の医療費の関係につきましては資料をそろえまして、後ほどお答えをさせていただきますというふうに思います。

それから、ジェネリックの関係につきましては、後期につきましてはちょっと資料がございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時01分

---

再 開 午前11時03分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第4号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

質疑のある方はどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、お聞きいたします。

私の場合は、特にボランティアの活動に関してだけ質問をいたします。

いろんな方が介護についていろいろご協力をいただいているように、この支出を見ますとうかがえます。183ページの元気はつらつ、次の184ページのなごみの関係の講座の関係、いきいきステップアップの講座の支援、それと、これはふれあい会の事業と書いてありますが、そこにも26名の方、また、次の186ページには「めざせ100歳元気！元気！事業」についてのボランティアの活動の方がいろいろ携わっていただいております。

計算してみますと、1人当たり500円というふうに見えますが、その500円を支出するに当たってどのくらいの時間帯に当たって500円という数字が出てくるのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

それと、そのボランティアの方に、185ページのいきいきステップアップ講座の中にボール体操指導のボランティアの育成委託料と書いてありますが、多分これ、ボール遊びをするに当たってどんな方向にするかという勉強会なのではないかなというふうに思いますが、初めてそのボールを使った体操をするために、その指導者となるべ

きの講座だというふうに思いますが、ただ私なんか思うに、その指導がよくなるだけということしか頭に浮かばないですが、指導するということになると難しいことだというふうに思うのですが、そこら辺の効果的なものをお聞きできればというふうに思います。

ほかにも何か、私がこれを見る限りではそれしか載っていませんでしたが、育成講座等、どこか載っていたら教えていただければというふうに、ほかのことをやってみましたら教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、それぞれの教室のボランティアの時間なのですけれども、大体教室が1時間半から2時間、教室によって違うのですけれども、1時間半から2時間となっております。

続きまして、ボランティアの養成なのですけれども、これは「めざせ100歳元気！元気！事業」で各地区を回って体操等の介護予防の教室を行っておるわけなのですが、その教室を修了した後に、自主グループとして活動したりとかするために、その活動の場で指導ができるようにということでボールボランティアの養成を行っております。このボランティアの養成は25年度に実施しまして、5日間でシンコースポーツというスポーツの専門の会社のほうから講師に来ていただきまして、ボール体操の方法を教えてもらったりということで行っております。

それで、この「めざせ100歳元気！元気！事業」の自主グループに指導者として入る以外にも先ほどお話がありました元気はつらつ体操教室、シニアいきいきなごみ教室、シニアいきいきステップアップ教室、ふれあいの会、「めざせ100歳元気！元気！事業」のほうにも参加していただいている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 先ほどちょっと漏れてしまったのですが、たくさんの方がいろんな講座のお手伝いをしているというふうに書かれておりますが、ダブっているのではないかなというふうには思います。それで、全体的には何名ぐらいの方がボランティアと

して活動なさっているのか。

それと、今、ふれあい会ですか、そういうボランティアの方が集って何かをしているというようなこともあるのでしょうか。

そこ、2点だけお聞きをいたします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 ボールボランティアの方はそれぞれの事業にダブって参加されている方もいらっしゃるしまして、昨年度養成して参加していただいている方が22名になっております。

それから、今のところ、町の事業だったりとか自主グループの活動のほうにご協力をいただいているのみで、ボランティア同士の方が集まって何かするというのは今のところはありません。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、お願いいたします。

○長島邦夫委員 すみません、もう一回確認なのですが、ボランティアとして協力いただいている方は22名でよろしいのですか、総数です。

○松本美子委員長 答弁をお願いできますか。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 実人数で22名となっております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 173ページに保険料の状況が載っているのですが、特別徴収と普通徴収、それぞれ人数がわかりますでしょうか。

それから、7割、5割、2割軽減の人数と金額がわかりましたら伺いたいと思います。あわせて、特別徴収がそのうち何人、普通徴収が何人ということで、そこまで細かくわかりましたら伺いたいと思います。

それから、181ページに介護予防サービス等諸費、給付費で、居宅サービス事業者が要支援者に提供したと、この人数は何人くらいに提供したのか伺いたいと思います。

それから、183ページの中の表に二次予防事業対象者把握事業業務委託、事業内容として元気度チェック表を今回はやったということなのですが、どういう内容のもの

なのでしょうか。ちなみに、昨年度は100万円からの費用でこの事業把握をしているわけですが、昨年度と変えた理由等もあわせて伺えればと思います。

186ページに脳の健康教室、これを始めたわけですね。参加した人数、効果等、どういうふうに評価しているか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、173ページの保険料の関係でございます。

特別徴収と普通徴収のそれぞれの人数をというご質問かと思えます。特別徴収につきましては4,301名、普通徴収が666名、合計4,967名ということでございました。

2点目でございます。それぞれの軽減の関係です。先ほど委員さん、3割、5割、7割というようなお話をされましたが、介護保険の場合には、恐れ入りますが、169ページをちょっとごらんをいただきたいと思えます。こちらの(4)のところに、所得段階別第1号被保険者数ということで、先ほど申し上げました4,967名の内訳のほうを記載をさせていただいております。参考までに申し上げますと、第1段階、第2段階につきましては50%軽減をしていると、特例第3段階につきましては30%軽減というような形で、特例第4段階までは軽減をし、第5段階以降は基準額に対して15%あるいは25%加算をしているというような形になっております。

また、この所得段階別の特別徴収と普通徴収の人数ということですよ。大変申しわけございません。この段階別の特別徴収、普通徴収の人数の割合につきましては手元に資料がございません。申しわけございません。

続きまして、181ページの介護予防サービス給付費の人数ということでございます。

こちらについては、例えばこの給付費につきましてはいろんなサービスがあるわけでございます。そういったものを1つだけご利用されている方、あるいはダブって、あるいは3つ、4つ併用してお使いになっている方、いろいろいらっしゃるかというふうに思えます。なかなか実数というものを出すのは大変難しい状況でございますが、それぞれのサービスごとに1カ月の利用者数を調べてありまして、そちらでは予防給付の利用者は合計で124名、参考までにこれは平成26年の2月の利用者ということでご理解をいただきたいというふうに思えます。

3点目、4点目のご質問につきましては、副課長から答弁をさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、まず183ページの元気度チェック表の内容についてお答えさせていただきます。

この元気度チェック表は要介護、要支援状態となる心配のある方を把握するために行うもので、内容的には運動機能の状態、栄養状態、口腔状態、鬱の状態、認知症の状態等をチェックする内容になっております。

そして、委託内容としては、この元気度チェック表の発送、それから回収をしたチェック表を集計して対象者を抽出してアドバイス表を発送するということまで委託しております。昨年度は102万9,000円ということで委託料があったのですが、今年度は66万に減っておりますが、これは毎年入札で業者のほうを選定しておりまして、内容的には昨年度と変わらない方法で事業が行えている状況です。

続きまして、186ページの脳の健康教室についてお答えいたします。脳の健康教室は65歳以上の方を対象に認知症予防のために今年度新規に実施した事業です。これは毎週1回6カ月間、全部で24回なのですけれども、教室に来ていただくというものになっておりまして、定員が20名のところ19名の参加をいただきました。

それで、効果なのですけれども、ちょっと客観的な効果というのは測定はしていないのですけれども、脳の健康教室の修了後にアンケートのほうを調査を行いました。教室の満足度につきましては71%の人が大いに満足、23%の人が満足ということで、不満があるという方はいらっしゃいませんでした。それから、毎日の生活の変化はどうですかという質問に対しましては、生活に張りができた、それから物忘れが減ってきた、友人ができた、意欲が沸くようになった等のご意見を聞かせていただいております。なかなか、認知症の方ではないので、予防の部分なので、客観的な効果判定というのも難しいところはあるのですが、今後は教室で使っているテキストがある程度レベルアップをしていくものがありますので、どのくらいレベルアップしたかとかというところで効果判定できるといいなと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 答弁を青木長寿課長にお願いしたいと思います。

どうぞ。

○青木 務長寿生きがい課長 大変申しわけございません。先ほどの答弁の中で1点訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど予防給付の人数を私124名ということで申し上げさせていただきました。この人数につきましては福祉用具貸与とかそういったものも含めての総数ということで答弁を申し上げたわけですが、委員さんご質問の2款2項1目の介護予防サービス給付費3,334万3,039円、こちらにつきましては、申しわけございません、96名ということで訂正をさせていただきたいと思います。大変失礼しました。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、質疑をお願いいたします。

○川口浩史委員 わかりました。要支援者、今度変わりますので、ちょっと事前におきたいなと思って質問いたしました。

保険料の関係なのですが、特別徴収が4,301人、169ページの一番上に、一番上のは世帯数か、世帯数だといいのかな。そうか、ちょっと今数字がごちゃごちゃになってしまって、わかりました。

先ほど、この前に後期高齢者のをやったのですけれども、特別徴収で7割軽減者がいると。しかも、1人や2人ではないみたいなので、普通徴収の人数からすると。そうすると、こっちも相当というか、ある程度の人数はいるのだろうなと思ってお聞きしました。後で調べていただければ結構です。

それで、二次予防事業の対象者把握なのですけれども、そうですか、これ、今までは入札でやっていなかったわけ、入札でやっていたわけ、だけれども、今回は一気に半分でもないけれども、金額が下がったと。内容は同じなのに下がったということはそうですか。下がってればいいことなのですけれども、それ以上言ってもしょうがないですね。わかりました。

脳健康教室の件なのですが、これは19人、特定の人が週1回24週やって、その結果をアンケートで見たら71%の人が満足していたと、そういうことなのでしょうか。いろんな人がこの24週の中に入って読み書き計算をしたということではなくて、特定の人がやったという、そういうことなのでしょうか、伺いたいと思います。

いいです。

○松本美子委員長 よろしいですか。質疑ありますか、川口委員、よろしいですか。



それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の特別徴収に関しては、後でという委員さんのお話でございますが、例えば介護の場合、7割軽減というのはないのです。一番多くても5割軽減をしていると。第1段階、第2段階の方という形になっています。第1段階の方については、対象となる方は生活保護受給者の方並びに老齢福祉年金受給者で、その方の属する世帯全員が市町村民税非課税の方ということでございます。第2段階の方については、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、この方が第2段階に該当するというところでございます。

介護保険料の特別徴収に関しましては、年金の年間の支給額が18万円以上の方については特別徴収の対象となるというような形になっていますので、この第2段階の中にもかなりの方が特別徴収で納めていただいているというようなご理解をしていただければというふうに思います。

2点目の脳の健康教室でございます。そもそもこの脳の健康教室の内容でございますが、簡単な読み、書き、計算、本当に小学生の低学年の子供さんが習うような、そういった易しい計算、あるいは音読、こういったものを行うというようなことが主な内容となっております。

なぜこういったことを行うのかということなのですが、東北大学の川島先生という方が考案したものなのですが、その方が、検証の中ではこういった簡単なことを継続して行うことによって認知症に大きな関連があると言われる前頭前野が活性化するというようなことでございます。ということは、いろんな方が1回だけやりましたと、それでよくなる、予防ができるというようなものではございませんで、やはり継続をして行うということがございますので、特定の方、今回は19名でございましたが、その19名の方に24回、毎週毎週おいでをいただいて、繰り返してこういったことをやっていただく。それと同時に、宿題というものがあまして、自宅にお帰りになっても教材をやっていただくと、自分で勉強していただくと、要は毎日毎日それを繰り返していただく、それを24週続けたということでございます。

先ほど検証というお話がございましたが、町で行ったのは24週ですが、それ以降、それぞれの皆さん方が自主的に町で教えてもらったことを取り組んでいただく、こう

いったことを続けることによって、その方の認知症予防が図られるということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 脳の健康につきましては、そうですね、同じ人がやることによってその効果のほどがわかるということで、わかりました。

保険料の件なのですが、第1段階は生活保護などの人ですよね。今課長は第2段階から特徴の人が入るのだと、そういう意味だったのですか。第2段階に入るという、第2段階、80万円以下ですから、18万円以上ですよね、10カ月で180万、それに2カ月ですから200万円を超えますよね。そうすると80万円を所得としては超えるのではないかなと思うのですが、第2段階でももしいるとしたらなぜいるのかなというのが私の疑問なのです。さっきの後期もそうなのですけれども、どうしているのだろうかというものが、それでちょっと人数を、第1段階はわかります、いないというのは、いいのです。第2段階以上の段階で特徴の人数がわかったら、後でいいですので教えていただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきたいと思いますが、繰り返しになってしまいますが、介護保険の場合、特別徴収を行う対象の方というのは年金の支給額が年額で18万円以上いただいている方については特別徴収という形になっています。

先ほど私は、第1段階は生活保護並びに老齢福祉年金受給者で云々ということでお答えをさせていただきました。第1段階、例えば生活保護を受給されている方でも年金を受給されている方がいます。年額18万円以上受給されている方はいます。ですので、第1段階でも特別徴収の方はいらっしゃるというようなご理解をしていただければと思います。

ですから、全ての段階、第1段階から第8段階まで、全て特別徴収の方はいらっしゃるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、170ページなのですが、170ページに要介護認定者が出ているのですけれども、これで私が計算したところによりますと、人口比率では4.2%になっています、認定比率で。それで、県やほかの市町村と比べて、この認定比率というのはどういうものなのか伺いたいと思います。

その次に、171ページになりますけれども、これは施設介護を利用されている65歳から75歳までの方の人数と、75歳以上の方の人数を伺えたらと思います。

それと、その次に居宅介護があるわけなのですから、居宅介護は人数がそれぞれ出ているわけなのですから、利用率はどのようになっているか伺いたいと思います。

あと、171ページの下なのですが、ここにサービス未利用者という形が出ていますけれども、それが今回は174人ということです。それで、居宅介護を利用されている方の家族の集まりとかそういうのは開催されていたのか、またこのサービス未利用者のうちの病院に入院している方はどのくらいいらっしゃるのか、そして介護をするために仕事をやめた方というのはどの程度いらっしゃるのか把握していらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

それから、181ページになりますけれども、それぞれの居宅介護サービス計画給付費とそれから介護予防サービス計画給付費が出ているわけなのですから、一番最後です。件数はどのくらいで、人数的にはどのくらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

あと、182ページになりますけれども、高額介護サービスがありますが、これそれぞれどのくらいの人数の方が使われていて、償還払いですので、平均すると20万円ぐらいのものを償還払いで返すわけなのですから、どのような形で償還払いになっているのか伺いたいと思います。

その次に、特定入所者、これ183ページになりますけれども、特定入所者介護サービス費というのがあって、その下にまた特定入所者介護予防サービス費というのがあるのですけれども、これはどのような形で使われているのか、1,512件で何人ぐらいの方が実際に使われていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それと、これ直接ではないのですが、町民の方が主として施設入所で利用されている施設数、それから居宅介護サービスで利用されている事業者数、特に一番割と気楽

といえますか、使われている数というのはどの程度事業者数があるのか把握されているものを伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、順次お答えをさせていただきたいと思いますが、大変質問の項目が多くて、ちょっと資料を探しながら、申しわけございません、させていただきたいと思います。

まず、1点目の認定者の数の比率、今委員さん、人口比4.2%ということでお話をいただきました。人口比で出すという方法もあろうかと思いますが、介護の場合の認定率については被保険者に対してどうかというような形で割合を出すということが通例となっております。それで申し上げさせていただきたいと思います。

嵐山町の場合、第1号被保険者に対する認定者の割合が14.2%というような数字となっております。これは、706人が認定者でございますが、それに対して第1号被保険者数が4,967、これは169ページの(2)のところに書いてあるわけでございますが、この4,967で除して出したものが認定率ということで使っておりまして、14.2%という数字となっております。

全国の平均で見ますと、若干とっている時期が違いますので、それはご了承いただきたいと思いますが、2013年の9月時点で全国ではこれが18.3%、埼玉県では14.4%というような数字となっております、嵐山町は14.2でございますので、ほぼ県平均と同数かなというふうに思っております。

近隣の状況ということでございます。順次申し上げますと、東松山市が15.6、滑川町が15.1、小川町が16.6、吉見町が15.5、川島町が15.4、鳩山町が11.8、ときがわ町が17.1という数値となっております。嵐山町の数値につきましては、先ほど申し上げましたように県の平均値に近いわけでございますが、近隣の自治体と比べますと低い状況になっているのかなというふうに考えております。

次が、施設介護サービス受給者数、嵐山町では122名の方がご利用されたわけでございますが、こちらの65歳から74歳までの方並びに75歳以降の方の割合については、データのほう持っておりません。申しわけございません。

ただ、言えるのは、例えば介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、こういった施

設の利用者については圧倒的に75歳以降の方が多いというふうを考えております。これは介護保険自体がそうなのですけれども、65歳から74歳までの方の介護保険の利用者割合、あるいは認定をとっている割合、こういったものは本当はかなり低い割合なのです、3%、4%ぐらい。75歳以降、急に認定率が上がってくるという状況を見ても、こういった施設介護サービスを利用される方は圧倒的に75歳以上の方が多くはないかというふうを考えております。

次に、居宅介護サービスの利用率というご質問でございます。申しわけございません。認定をとっている方に対してどのくらいの方が居宅介護サービスを使われたかということで申し上げますと、総数で申し上げますと、割合で55.2%の方がお使いになっているということでございます。

次に、未利用者数、25年度は174人いらっしゃいました。このうち、まず、1点目、こういった方々の家族の集まりを持つような機会があったかというお話でございますが、そういった機会は町のほうでは設けてはございません。

また、入院の方がどれくらいいるのか、あるいは介護をするために仕事をやめた方はどのくらいいるのか、こういったものを把握をしているかというお話でございますが、申しわけございませんが、そういった人数については把握してございません。

ただ、一つ申し上げたいのは、このサービス未利用者数、認定者に対しまして嵐山町の場合には24.6%、およそ4分の1の方がサービス未利用というような状況でございましたが、この割合というのは他の自治体を見ても特別高いというような割合にはなっておりません。ちょっと手元に資料はないのですけれども、国の統計上は嵐山町とほぼ同様に4分の1の方についてはサービスをお使いになっていないというような形になっております。

こういったことはどういったことなのかなということだと思っておりますけれども、1つは、例えば認定をとって住宅改修をやりますという方が大変多いのです。住宅改修をやった場合には、これだけの方はサービス未利用者数にカウントされますので、そういった方がいらっしゃると。あとは福祉用具を購入される、貸与と購入と2つあるのですけれども、例えばポータブルトイレだとか入浴用の補助の椅子だとか、そういったほかの方が使ったようなものを貸与でというようなものにふさわしくないものについては購入ができるというような制度になっております。こういった福祉用具をみずから購入して、そういったものをお使いになりながらご自身の残された能力をもっ

て自宅で生活をされている、こういった方が大変多いというふうに思っております。あとは、家族の方がしっかり介護をできる家庭におられる方も多いかなというふうに思っております。

あともう一つ、念のためのというのでしょうか、ちょっと心配だからいざというときにすぐ使えるような形で認定だけはとっておきたいというような方が多いと、こういったことも国の統計からしますと出ておるということで申し上げたいと思います。

181ページの居宅介護サービス計画費並びにその一番下の介護予防サービス計画給付費でございます。こちらのそれぞれの件数でございますが、居宅介護サービス計画給付費につきましては3,438件になります。また、介護予防サービス計画給付費につきましては1,184件でございます。お一人の方が1年間を通して介護を使っている場合には、お一人が1年間で12件というふうにカウントするというところでございます。ちょっと実数のほうは把握はしておりませんが、単純に計算すれば、例えば居宅介護サービス計画費3,438を12で割りますと286と、これが実数に近い数字になるのかなというふうに思っております。

また、介護予防サービス計画費につきましては12で除すと98人、これに若干上乘せがされた、例えば年の途中からお使いになった方、こういった方についていらっしゃいますので、若干これにプラスアルファがあるのかなというふうに思っております。

次が、182ページの高額介護サービス費と同予防サービス費でございます。それぞれ、件数につきまして、1,535件と6件というふうに資料のほう記載をさせていただいております。こちらについては、これも先ほどの計画給付費と同様、お一人の方が1年間ご利用して、毎月毎月該当になるということであれば12件というふうにカウントをするということでございまして、1,535件、高額介護サービス費を12で除しますと127という数字がございまして、こちらに何人か足した数字が実数になるのではないかとこのように思います。

それと、ただいまの高額介護サービス費の償還払いの、どのような形でされているかということでございまして、年4回、3カ月、3カ月で区分をしまして該当者に対してはお支払いをさせていただいているということでございまして。

それと、182ページから183ページにかけての特定入所者介護サービス費でございます。こちらにつきましては、資料にも記載をさせていただいておりますが、施設入所者並びにショートステイ利用者が食費、居住費、かかるわけでございまして、その中

の所得段階が第1段階から第3段階の方に対して標準的な費用の額と負担限度額との差額を給付しているものでございまして、こちらも1,512件というふうでございます。ショートステイも入っていますので全てではなのですが、これもお一人の方が毎月該当になるということであれば12件でございますので126人、これが実数に近い数字になるのかなというふうに思っております。

それと、最後、町民の方が主として利用している施設、事業者です。これは、いろいろサービスがあるわけでございますが、まず特別養護老人ホームです。こちらにつきましては90名の方が利用されているわけでございますが、利用されている施設総数は15でございます。15施設、うち町内の2施設、らんざん苑、武蔵野ユートピアダイアナクラブを利用されている方が約4分の3、67名が町内施設ということでございます。あとは県内の各市町村にある施設ということでございます。

介護老人保健施設につきましては、全部で12の施設をご利用いただいております。町内には施設がございませんので、全て町外ということでございます。

認知症対応型共同生活介護、グループホームです。こちらにつきましては、6施設をご利用されております。うち嵐山町では1つ、ひだまりの丘がございまして、こちらを約4割の方が利用されている状況です。

それと、あとは居宅介護支援ということで、これはケアマネジメントの関係でございます。こちらについては、全部で29の施設をご利用になっていまして、町内では7つ、居宅介護支援事業者がございましてご利用いただいていると。町内施設の利用割合は約8割ということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ありがとうございます。

町内、認定率がほとんど県と同じであって、そして比企郡の中では嵐山町は低いというふうな形ですけれども、これはどのような理由があると思われませんか。私は、積極的なのということではなくて、割と町場に高齢者が集まっていられることが多いので、交流が多いということが一番いいのかなというふうに思ったりしているのですが、その点について、それぞれ、各市町村を見ますと、決して家が市街地に中心に集まっているところというのは滑川とそのくらいのかなというふうに感じているのですけれども、その点についてはどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

それから、居宅介護の利用はちょっとずつ上がっていったのかなと思って、全体よりはふえているのかなとは思いますが、55.2%、それでおかつ未利用者がいて、未利用者の方は多分介護度が、そのお話を聞きますと介護度が非常に低い方という感じで見られるのですけれども、介護度の低い方はやはり居宅介護は使わないで済ませても大丈夫というふうに町のほうでは考えていると考えてよろしいのでしょうか。

あと、今のところ、大体町内の方は町内の施設を割と多く利用されているみたいなのですけれども、町外のほうを利用されるというのは、老健はたまたま嵐山町にはないわけですから、町外のほうを選択される理由とか、それともたまたまそこがうまく入れたからそっちに行くというふうな形なのか、それは選択される方がいるのかどうか伺いたいと思うのです。

あとすみません、サービス計画については、サービス計画とそれぞれの事業者さんとかあると思うのですけれども、サービス計画は事業者さんのものも使われているのか、嵐山町の地域包括支援センターの計画でやっていくのか、どっちが多いのですか。そこのところを伺いたいと思いますけれども……。

○松本美子委員長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長、お願いいたします。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。先ほど認定率の関係で答弁をさせていただきました。今委員さんから、嵐山町の場合には地域性から中心地に高齢者が集中をして住んでいるので交流があるということがいい効果を生んでいるのではないかなというようなお話がありました。私も今委員さんがおっしゃられるようなことも一つにはあるというふうには思っています。やはり高齢者が生活しやすい状況にあるということは介護予防にも当然つながるといふふうに思っております。

ただ、このような、近隣と比べて若干認定率が低いというのは、1つの事由によってこういった状況があるといふふうには考えておりませんで、やはりさまざまな介護予防事業であったり、あるいは町の健康づくり事業であったり、スポーツ事業であったり、生きがいづくり事業であったり、いろんな文化活動であったり、いろんな町の事業であったり、あるいは町民の独自の活動であったり、そういったことがそれぞれの皆さん方の介護予防に寄与しているといふことがあるのかなといふふうに私は感じ



ております。

ただ、こういった、昨年とたまたま同数の706人の認定率ということでございますが、こういった状況が一過性のものなのかどうかということについては、今後の状況を注視していく必要はあろうかというふうには思っております。

2点目でございます。未利用者の関係です。未利用者については多くの方が介護度の低い方が多く、そういった方は使わなくても大丈夫なのかというふうに町は考えているのかというお話でございます。

未利用者174名中、比較的軽度の方、要支援1、2、要介護1の方が全体の約7割、171人、69.5%いらっしゃいます。委員さんおっしゃるとおりということでございます。こういった方については、サービスを使わなくてもよいということではなくて、こういった軽度の方は基本的にはご自分の持っている能力を生かして、それを維持するということがとても大事だというふうに思います。誰かの手助けがあれば生活はしやすい状況になるということはあると思いますが、ただ自分でできることをほかの方にやっていただくということは、これはもう介護予防という観点から当然違いますので、自分でできることをやりながら、先ほど答弁申し上げました住宅改修で手すりをつける、段差を解消する、福祉用具を使う、こういったものをご利用しながら、できるだけ自分の能力を生かして生活をしていただくということが、これがご本人の尊厳を保つというのでしょうか、そういったことにもつながりますし、そういった方向が望ましいというふうに考えております。

3点目でございます。施設を選択する場合に町外の施設を選択する理由はこういったことがあるのかというご質問でございます。

これも幾つか理由はあるのではないかと思います。私は、一番大きいのは、例えば介護者の問題、介護者というか家族の問題があるかと思います。施設に入ったとしても家族はやはり関係を持っていくということになろうかと思います。その当人とも関係を持っていきますし、その施設とも関係を持っていくことでもありますので、その家族のいる近くの施設を選択するというのは、これは一つ大きいかというふうに思います。それと、ご案内のとおり、例えば特別養護老人ホームについては待機者というような状況があります。幸いにして嵐山町は他の市町村と比べ、本年4月の状況では10人の待機者ということで、これは、県内でも大変少ない人数になっておりますが、ただ、では今申し込んですぐ入れるというような状況ではないというふうに思い

ます。やはりこう一日でも早くというようなご希望がある方については、入れるとこであればというような、そういったことで町外の施設を選択をします。これも理由としては、あろうかというふうに思います。

4点目でございます。サービス計画、事業者のものを使っているのかというような、事業者のものなのか、包括のものなのかということでございます。要介護の方については、これは、もう議員さんご案内のとおり、事業者でプランをつくっていくという形になっております。要支援の方につきましては、基本的には、町の包括支援センターでプランをつくるということでございますが、全ての件数を包括でこなすというのは大変厳しい状況にありますので、要支援の方であっても、包括でプランをつくる方、町内等の事業所に委託をしてプランをつくっていただく方、これが両方いらっしゃいます。

要支援の方の他の施設への委託の率でございますが、全体の約65%委託をしております。残りの35%につきましては、町の包括支援センターのほうでプランニングをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩とさせていただきます。午後の再開は1時30分とさせていただきますので、お願いをいたします。

休 憩 午後 零時07分

---

再 開 午後 1時30分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議に入る前に委員の皆様申し上げます。認定第3号、後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、午前中の審議の中で、県全体の医療費動向の質疑がありました。これに関し、担当課より資料が提出されました。お手元に配付いたしましたのでご了承願います。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第5号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行いますので、どうぞ。質疑のある方は、挙手をお願いします。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 195ページの一番下の下水道使用料の25年度から不納欠損を行うということで168万7,735円、不納欠損を初めてしたわけです。初めてでありますけれども、この不納欠損どういう状況のもとでというか、不納欠損にしたのかを伺いたしたいと思います。

それから、次の196ページの浄化槽の使用料に収入未済額が載っているのですけれども、件数とちょっとお支払いいただけない何か理由を聞いているのでしたら伺いたしたいと思います。

それから、次の197ページの上のマンホール転落防止柵交換工事保険金、この保険金がこういうのにあるのですか。何か事故があったので、収入として17万1,150円入ったのでしょうか。どんな事故があって、中身を伺えればと思います。

それから、199ページ、表の一番下に水質分析調査等が出ておりますが、結果を伺いたしたいと思います。

それから、19番の市野川流域下水道の維持管理ですが、昨年とこの量と金額がそんなに変わらないのです。不明水工事は、25年度どの程度進めたのでしょうか。まず、

そこを伺いたいと思います。

それから、前のほうでもいいのですが、浄化槽の関係ですが、昨年度何基設置したのか伺いたいと思います。

先ほどの市野川のところの一番下の浄化槽再利用補助金、これはどういうもので支出をしたのでしょうか。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、お答えいたします。

まず、不納欠損の関係でございます。195ページの下水道使用料の不納欠損168万7,735円の内容につきましてお答えいたします。

件数につきましては352件、この内容につきましては、平成11年度分から平成19年度分までの関係でございます。

それで、内容につきましては、転出先不明、それから、死亡、倒産、徴収不能というような理由で、それぞれございまして、合計が352件、内容につきましてちょっと申し上げますと、転出先不明としまして、平成11年分から平成19年分の合計が300件でございます。それから、死亡の関係で、やはり平成11年度から平成19年度までで37件、それから倒産の関係で8件、それから徴収不能として7件、合計で352件、金額にしまして168万7,735円でございます。

それから、初めて不納欠損をしたということではありませんで、過去には平成13年度、平成15年度、平成16年度にそれぞれ下水道の使用料につきましては不納欠損をした実績がございます。その後、大変申しわけなかったのですがけれども、平成11年分から平成19年度分につきましては、本来ならば、毎年不納欠損として計上しなければならなかった分をしないで来たということで大変申しわけなかったというふうに思っております。

それから、196ページの浄化槽の未納の関係でございます。3万4,628円の未納の内容ですがけれども、5件分でございます。平沢の地区の方が2名、志賀地区の方が1名、吉田地区の方が1名、越畑地区の方が1名、それぞれ未納となっている状況でございます。

それから、197ページ、マンホールの関係です。マンホール転落防止柵交換工事の

保険金ということで17万1,150円の関係でございます。これにつきましては、毎年流域下水道の採水検査というものを実施しております。24時間採水ということで、2時間置きに流域下水道の地点を決めて、水の量がどのくらいあるかという採水量を調査するのを毎年行っておりますけれども、その実施しているときに、小川町在住の方が県道菅谷嵐山線と都市計画道路が交わる交差点、ローソンのある交差点なのですが、交差点の中にマンホールがございまして、24時間採水の関係でマンホールのふたをあけてバリケードとカラーコーンを置いて、なおかつ交通整理員も配置して採水をやっていたのですが、小川のほうからヤオコーのほうへ行くのに右折して、バイパスのヤオコーに行くというような方でしたけれども、小川町在住の女性の方が、その採水検査の場所に見落とししたというふうなお話でしたけれども、バリケードとカラーコーンを突き破って、マンホールがふたあいているところに突っ込んできたというような事故がございました。たまたまその事故につきましては、けが人がいなくて済んだわけなのですけれども、警察の立ち会いのもとに事故処理はさせていただきました。その関係で、全額向こうに修理費というのですかね。マンホールの中におりるための内側に階段をたたんであるというような状況のものがありまして、マンホール全体をちょっと直させていただきました。その費用として17万1,150円、これは保険会社からいただいたお金でございます。

それから、199ページの水質分析でございます。これにつきましては、流域下水道の流入水の水質分析の調査ということで、今お話がありましたけれども、1年に1度、24時間採水の調査をして、流域下水のほうに調査結果の報告をさせていただくものです。町内小川幹線の箇所4カ所、嵐山幹線の箇所2カ所、計6カ所の採水量の調査等を行っております。そのときにあわせて水質の調査も1度実施したという内容でございます。

それで、調査結果の内容につきましては、調査項目がアンモニア性窒素から始まりまして、全部で44項目の項目がございます。その中でこの基準がそれぞれありますけれども、基準を超えているというようなものはありませんでした。全部基準値の中におさまっているという調査結果の報告でございます。

それから、続きまして、199ページの市野川の流域の下水道の負担金の関係のお尋ねかと思えます。内容は、維持管理負担金の不明水のことの関係でよろしいのでしょうか。

不明水につきましては、今年度、ここにありますがけれども、維持管理負担金として137万2,811立方メートルの維持管理負担金が1億1,394万3,313円の内容でございますけれども、昨年度と比較しまして、昨年度より79万6,966円維持管理負担金はふえております。昨年度がちなみに1億1,314万6,347円ということで、昨年度と今年を比べますと、今年のほうが79万6,966円ふえているという状況です。

それで、不明水の関係ですけれども、不明水につきましては、平成25年度が10万2,518立方でございます。これにつきましては、24年度の不明水が11万6,104立方で25年度10万2,518立方ということで減少しているという状況です。

ちなみに、総汚水量から不明水量の割合を計算しますと、平成24年度が8.52%、平成25年度の割合は7.47%というふうになっております。特に、この不明水対策をしたかということでは、特別の工事をやっているわけではございません。

それから、浄化槽設置の関係と、それから、その前に浄化槽の再利用ということで199ページの負担金補助及び交付金の一番下ですね。浄化槽再利用補助金、平沢地内で既設の浄化槽について雨水利用をするという関係で1件の方に5万円の補助をしたという実績がございます。

それから、浄化槽の関係の平成25年度の実施内容についてのお尋ねかと思えます。平成25年度浄化槽につきましてお答えいたします。総基数が107基、町管理型としまして平成25年度107基買い取りをいたしました。内容は、転換が72基、それから新築、建て替え等30基、それから、地区集会場が5基、合せて107基でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 わかりました。197ページのその事故なのですが、これはこっちが保険に入っていて、それでマンホールを少し修理しなければいけないのもらったということなのですか。相手の車の保険からもらったのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、不明水の関係なのですが、昨年課長は、平成24年度9.3%って私のこれメモに書いてあるのですけれども、8.52が正確なのですか。8.52から7.47に、25年度は7.47になったということで改善が進んでいるということなのでしょうか。特別な工事というか、不明水工事はやってきたと思うのですけれども、特に志賀2区は。その工事はもう終わって、ほかの不明水が出ているようなところの工事はどうなのかをちょっと聞きたいのですけれども……。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

197ページのマンホール転落防止柵の交換工事の保険金の内容でございます。こちらにつきましては、事故の内容が相手方の100%悪いという状況ですので、こちらの保険ということではなくて、相手方の保険で全額直していただいたという内容でございます。

それから、不明水の関係ですけれども、ちょっと私昨年度の答弁までちょっと覚えてなくて、大変申しわけなかったのですけれども、平成23年度、24年度、25年度の総汚水量から不明水量を割った率で申し上げますと、不明水の割合として、平成23年度が11.28%、平成24年度が申し上げましたけれども、8.52%、それから平成25年度が7.47%というふうに推移しております。

それから、志賀2区地内の公共ますの修繕工事ですけれども、土台の中に入ってしまったのか、すぐに家屋の関係があって手がつけられないというような場所がまだ残っておりますけれども、そこまでちょっと対応できないという状況で残っている箇所がございます。それは、建て替えに際してとか、すぐに工事につけられない場所が残ってしまったという内容でございます。内容としては56件残っているということでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 不明水の関係なのですが、そうすると、志賀2区のほかはどうなのでしょう。そんなに古くないから不明水は余りないのかな。そうすると、もう建て替えのときということになると、大きく改善はしないのかなって、不明水の関係は。やっぱりそういう見通しでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、どうぞ、お願いします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

不明水の関係につきましては、そういう明らかに雨水が入り込む場所という特定ができていところもありますけれども、それ以外に老朽化しながら不明水というふう

になるかというのもあるかと思えますけれども、そこにつきましては、実態把握がでないというような現状かなというふうに思っております。

それから、近年、集中豪雨というようなものがありますけれども、この近辺にはそういうものが幸いにしてありませんが、往々にしてそういうのが起きたときに、どこから入ってしまうかというのは実態的にはわからないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 1時51分

---

再 開 午後 1時52分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。



質疑は、歳入歳出一括して行います。

質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 357ページがいいのかな。ちょっとほかのページがちょっとわからないのですが……。

過年度損益修正損、いつもの水道を使った人が逃げてしまったというようなことで今まであったのですが、ちょっとこの件について伺いたいと思います。

それから、水道料金を値下げをしたわけです。それでも剰余金7,400万円ほど出ているという結果でした。どうなのでしょう。余り将来のことを聞くとまずいのだな。

大体見通しどおりの結果であったのか、ちょっと伺いたいと思います。2点。

○松本美子委員長 答弁をお願いをいたします。それでは、答弁をお願いいたします。

藤原副課長、どうぞ。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

こちらの過年度損益修正損は、いわゆる委員さんおっしゃるとおり不納欠損の内容でございまして、平成19年度水道料金不納欠損分でございます。その理由については、全部で21名いたわけなのですけれども、そのうち18名が居所不明となっております。ほかは死亡とか破産とか、そういった方がいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 続いて、新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、収益の関係でお答えいたします。

この資料の369ページをごらんいただきたいと思います。369ページに有収水量及び水道料金というような表があるかと思います。この中で家庭用、営業用、工業用、それから学校等官公庁というような区分で幾つかの区分に分けてございます。一番右側に合計としまして件数、水量、それから料金というような割合で表示をさせていただいております。

これにつきましては、平成24年度と平成25年度、合計欄の水道料金の一番下、右側です。平成25年度が4億6,429万8,360円という、これは調定額でございますけれども、平成24年度と平成25年度の調定額を比較しますと、ここのところで平成24年度の関係が4億6,564万8,780円ということで、平成24年度と平成25年度の差が135万420円ほどの減額ということで、調定額にしますと、減額の額が水道料金の改定に伴って予測さ

れたよりも大幅によかったと。その内容につきましては、少し分析をさせていただきましたが、工業系の水道料金の使用についてがよかったということでございまして、家庭用と営業用につきましては、この表にございます家庭用、営業用の使用水量、それぞれ昨年と比べて減になっておりますけれども、工業用、それから、娯楽施設利用量、こちらの水道の使用水量については、平成25年度増となっております。特に、花見台工業団地の関係の使用水量の大口の方、この方の使用水量の増が、料金の値下げは行いましたけれども、営業利益のほうにおいてはプラスの影響になっているかなと。差し引き調定額ではマイナスですけれども、料金そのものに大きな影響がなかったというのは、その影響があったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 水道料金の件なのですが、そうですか、工業用がよかったわけなのですか。加入金が24年が1,900万円、25年が2,800万円ですので、加入金だから、家庭用も企業もあるわけですがけれども、企業がそんなにあったかなと思うと家庭がほとんどなのかなと思うのですよね。それでも加入がふえていても家庭用の使用量は減っているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

お尋ねのように、平成25年度の加入金につきましては、132件の加入金がございました。平成24年度が110件でございまして、加入金の件数としましては22件増加しております。金額につきましては、お話がありましたけれども、24年度が1,962万4,500円、25年度が2,823万4,500円ということで、25年度は消費税の駆け込み需要ということで、新築住宅の増加が、あるいはアパートの加入金の増加ということで増加がありました。特に、新設13ミリの件数につきましてお答えしますと、24年度の新設が13ミリが99件でしたが、25年度の13ミリの件数は96件、それから、20ミリが7件、それが25年度は20ミリが25件ということで、20ミリというのですかね。そちらの件数のほうがふえているというような状況がございまして、加入金は一度きりのお金でございまして、2カ月に1遍の水道料金の関係のほうが大口の従量制で、水量の多いところの方が特に使用料がよかったという結果がございまして、先ほどの家庭用とか、そ

れから営業用とかという構成比で申し上げますと、25年度の家庭用の件数でこれを割りました構成比が93.53というような数字でございます。93.53という家庭用の件数の比率です。その工業用は、比率が0.78というような比率です。

平成24年度の構成比を見てみますと、やはり家庭用が93.46、それから工業用が0.80ということで、件数の比率では、本当に工業用はわずかでございます。ただ、水道料金の比率にしますと、25年度の工業用の水道料金の比率が30.34%、24年度の工業用の水道料金の比率が29.82%、これが30.34%になったということで、ここでも工業用の水道料金は198万7,000円ほど前年度と比べてふえているという状況がございまして、家庭用と営業用は、家庭用が369万8,000円ほど減額です。営業用も107万4,000円ほど減額になっておりますけれども、工業用が198万7,000円ほど増額になっているということで、そんな差し引きがございまして、前年度から比べてそれほど大きな影響を受けずに済んだという内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成25年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 次に、議案第46号 平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。

どうぞ、質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成25年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件並びに議案第46号の審査は全て終了いたしました。5日間にわたりまして慎重審議大変お疲れさまでございました。また、柳代表監査委員、清水監査委員、岩澤町長をはじめとする町理事者の皆様方には、大変ご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございました。

決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましてお諮りをいたします。

審査報告書につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(午後 2時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 月 日

委員長